

く、一種類又は二種類特定の農産物附隨機關たらしめ、漸次多數農産物をも対象とする大機關として發達せしめる方針である。因に合作社は新民會の附帶事業たるに變化はないが、合作社に對する團體的金融機關である省棉產改進會、棉產改進所、華洋義賑會、縣合作社等の改組をも行ふ筈で、販賣機關に關しては農民直接所有機關は全然無いも同様で、殆んど高利貸の強制に會つて賣る者多く、之が弊害を除去する爲め合作社改組問題も考慮されて居り、又農産物検査機關として現在天津及び青島に商品検査局があり、棉花の如きは棉花検査處に於て水濕、雜物の検査を要することゝなつて居るが、現在農産品の商品價値を高めることは絶対必要であり、それが爲め検査所を増設することゝなつた。即ち農産品検査所は嘗て國民政府に依り増設されたが、未だ完成しない中に事變となり、併も既設のものは賄賂により動かされ検査制度の權威は全く失墜してゐたので、全然新規時直しを餘儀なくされてゐる。更に試験場の増設は地質、氣候等の關係上急務とされ、事變後臨時政府實業部は北京に中央農事試験場を設置し、濟南其の他に支場を設けたが、既設のものもは殆んど近代的機構を持たず、結局各省に亘り農産、畜産植林及び地質に關する試験所を漸次新設することゝなつた。更に公租公課

は一般生計費支出中の一八%乃至六九%に達してゐるので、之が大改革を要すると共に、小作制度地代の問題に關しても改善策を攻究中であるが、結局農村問題も治安、金融、交通等廣範圍に亘り、諸問題に影響されるところ多いので臨時政府は交通の改善にも力辯を入れて居り、建設總署は公路の建設、改修に懸命である。又アルカリ土壤及び濕潤の爲め收穫不良の土地が少くないので、これ等の改良に就いても積極的に指導することゝなつた。(日華經濟協議會第五第六會議參照)

因に臨時政府當局では、皇軍の治安、宣撫諸工作と表裏して聯銀券の普及、物資配給、農村對策等諸般の工作を進め、中國聯銀の春耕資金貸款三百萬圓(河北省百五十萬圓、山東省九十萬圓、山西省四十萬圓、河南省二十萬圓)を既に新民會、河北棉產改進會、縣公署等を通じて貸付を開始したが、民國二十八年二月新たに春耕貸款補助金五十萬圓を支出した。

**重要資源の開發狀況** 石炭、鐵、鹽、棉花は北支の所謂四大資源として最も重視されてゐる所である。仍つて臨時政府は我方と協議の上鐵、鹽、石炭に就いては之を統制的企業として開發會社の傘下に集め日支協力して開發に當ることゝし、既に着手してゐるが其

の概況は左の如くである。

**石炭**

北支の石炭埋藏量に就いては尙ほ調査不充分なるも、稍々信憑するに足る民國二十四年度の國民政府實業部の統計に據れば、山西、河北、山東三省の埋藏量千三百億二千萬噸で、全支の五五・六%に上り、滿洲國の埋藏量の二十八倍に達してゐると云はれる。就中山西省は最も多く千二百七十一億二千七百萬噸で全支の五二%を占めてゐる。今左に事變前に於ける主要炭田の概況を示し參考に供することゝした。

**河北省(年産總額七、七三九千噸)**

- 東部炭田 △開業礦務總局(英支合辦資本三、一六〇千磅) △長城煤礦(民營一、五〇〇千元) △柳江(民營一、四〇〇千元)
- 西部炭田 △中英公司(英支合辦二〇萬兩) △楊家坨煤礦(日支合辦一〇〇千元) △井陘礦務局(獨支合辦五、〇〇〇千元)
- △正豐(民營六、六〇〇千元) 其他民營六公司
- 南部炭田 △臨城礦務局(省營二、〇〇〇千元) △滋縣官礦局(一一六、三〇〇兩) △怡立(民營一、五〇〇千元) △中和(民營四八〇千元)

**山東省(年産三、五〇三千噸)**

- 第一區(北部炭田) △淄川(日支合辦魯大、南定二公司、一五、〇〇〇千元) △博山(日支合辦博東煤礦公司一、五〇〇千

元) 民營五(一、五三五千元) 其他△彰邱(日支合辦旭萊礦業二〇〇千元) 民營二(二四〇千元)

第二區(淄川炭田、嶧縣炭田) 炭礦廿七、日支合辦二(二二〇千圓) 日本一(一〇〇千圓) 支那民營一(一〇、〇〇〇千元)

**山西省(年産總額二、七〇〇千噸)**

平孟、潞澤、汾陽、河興、離澤、太原、西山、寧武の各優良炭田あるも所謂山西モンロー主義の結果、資本を得ること困難の爲め殆んど開發せられず、僅かに平孟、潞澤炭田に保晉礦務(三、〇〇〇千元) 建昌煤礦(一、二〇〇千元) が稍々見るべきものであつたに過ぎず外國資本も殆んど入つてゐなかつた。

河南省(年産一六〇千噸) 大河溝、清化の二炭田あり、六河溝煤礦(民營三、〇〇〇千元) 中原煤礦(五、〇〇〇千元) 福昌公司(英國系一、五四〇千磅) の三廠

而して事變と共に我が國の資本が急速に進出した爲め事情全く一變し左の如き現状にある。

**河北省**

- 一、井陘礦務局の獨逸資本が我が資本に肩代りし支那側と興中公司との合辦となる
- 一、長城煤礦が冀東政府と我が東拓との合辦によつて成立
- 一、正豐、臨城、滋縣の各礦は軍に於て接收、興中公司の委任經營となつた



第二回新支那現勢要覽

一、開灤炭礦に就いては民國二十七年八月、我が國より五百萬圓の新投資を行ひ年産五五〇萬噸に増産、更に百萬噸の増産を圖り、専ら日本向輸出をなすことに協定成立、又開灤炭の日本向販賣の爲め開灤炭販賣合資會社があつたが、之を解散し新たに日鐵を中心とする資本金二百萬圓の開灤炭販賣株式會社を創立、民國二十七年五月より業務を開始した

山東省

一、山東省炭田に對する我が資本は山東鑛業株式會社によつて行はれてゐたが、事變の爲め同社關係の被害總額は千數百萬圓に達すと云はれ、博東公司は爆破され、淄川工場は發電工場其の他破壊され南定、彰邱兩鑛も亦甚大な損害を蒙つた。仍つて之が復興の爲め山東鑛業に六百六十萬圓、旭華に五十萬圓を融資することに決し、諸設備の復舊整備中であり更に普集の官莊炭礦も買収積極的増産に乘出した

一、中興、華豐、華寶各炭田は興中公司の委任經營となる

一、博山附近の支那側炭田は何等被害なく採炭を開始し年産三百萬噸に達してゐる

一、山東省内日支五十一社を統制して積極的に生産擴充をなす爲め、山東鑛業を主體に三百萬圓の山東鑛産銷公司を設立することに決定してゐる

山西省

一、大同炭田に屬する晋北、保晋煤鑛は滿鐵の手によつて稼業

されてゐる

一、陽泉は軍管理となり興中公司が委任經營に當つてゐる

河南省

一、六河溝は軍管理となり興中公司が稼行に當つてゐる

尙ほ今後の炭業開發方針として一業一社主義によるか、一業數社主義によるかは論議のあつた所であるが、結局地域を標準として一業數社主義によることに決定してゐる。

以上山西は埋藏量最も多きに拘はらず、現實の出炭量は河北が全支第一位にあるのは河北省に於ては開灤、井陘兩炭坑の如く外國資本により近代的の大量採掘が行はれてゐること、且つ河北省は海陸共に運輸上便利な地點にあると云ふ點にある。従つて今後山西炭田に近代的設備を施し運輸の改善を圖れば、其の前途は大いに期待し得べく、差當り年産千四百萬噸の出炭は極めて容易であると云はれ北支の需要量は八、九百萬噸であるから、民國二十八年度に於ても三百萬噸程度の對日輸出が計畫されて居り、民國三十年に一千萬噸を突破するのは決して一片のペーパー・プランではない。今主要炭鑛の日産量並に現在の設備の儘にて可能なる日産最大量を表示すると左の如くである。(單位噸)

日産量	現在設備にて可能の日産最大量
井陘	二、〇〇〇
正陽	一、〇〇〇
陽泉	六〇〇
西陽	六〇〇
壽陽	二〇〇
六河溝	一、〇〇〇
焦作	一、七〇〇
門頭溝	一、七〇〇
坨里	八〇〇
大同	三、〇〇〇
下花園	三、〇〇〇
中興	三、〇〇〇
華豐	一、五〇〇
華寶	一、〇〇〇
開灤	一、六〇〇
博山	三、〇〇〇
淄川	三、〇〇〇
坊子	三、〇〇〇
臨城	三、〇〇〇
滋縣	六〇〇

第四編・第四章・第六節 産業開發狀況

次に北支に於ける主要炭鑛の概要を述べると次の如くである。

一、開灤鑛務局(河北省) 民國元年一月二十七日灤州公司と開平公司との聯合營業に關する契約によつて、兩公司より各百萬兩宛出資して經營を管理することとなつたものであるが、實際に採掘を行つてゐるのは英國系の開平公司、支那系の灤州公司で其の資本内容は次の如くである。

開平公司	一、九六〇千磅
英國資本	六〇一七〇%
白耳義	二〇%
日本	支那 少額
灤州公司	一、〇〇〇千磅
英國	三〇〇千磅
支那	四〇〇千磅
白耳義	三〇〇千磅

主要鑛區は唐山、林西、馬家溝、趙各莊、唐家莊にある。石炭販賣數量は北支地場消費二〇〇萬噸、長江地方及び輸出向二〇〇萬噸と云はれてゐる。

二、井陘鑛務局(河北省) 本社は石家莊にあり民國十一年創立され、資本金四五〇萬元(内獨逸資本一、一二五千元) 鑛床は井陘東北の崗頭村にあり、年産約七〇萬噸乃至八〇萬噸である。尙ほ石家莊には發炭工場及び副産物回收設備を有してゐる。設備能力は左の如し。

オットー式發炭爐	二〇基
ヒンセルマン式發炭爐	一〇基
月産	一二〇〇噸



三、正豐煤礦公司 民國元年井陘縣下鳳山村で地方資本による土法採炭により着手され、同七年鳳山大堅坑を開坑後新式法による大炭礦に飛躍し年産三〇萬噸に達す。資本金は民間出資で六六〇萬元、同二十四年井陘炭礦との間に共同販賣の契約をなし主として平漢線沿線地方に出荷されてゐる。

四、魯大礦業公司(山東省) 光緒二十四年の獨支膠州灣租借契約の結果、山東鐵道三十里以内の礮山採掘權を得た獨逸人により同二十七年德華煤鐵公司設立され後ち宣統三年淄川、金嶺鎮、坊子三區を譲り支那に返還した。歐洲大戰の結果我が國が之を繼承したが資本金一千萬元(日支折半)拂込四分の一、日本側では山東礦業株式會社が一二五萬元を出資した。

五、博東煤礦公司(山東省) 宣統元年徐永和の經營した炭礦中福山、五家峪、黑山等の礮區を抵當に日本金八萬圓を借款し、民國七年陳翰軒に讓渡し、民國十三年日支折半六十萬元で會社組織となつた。現在資本金百五十萬元で青島に本社を有し良質で發炭に適してゐる。

六、晋北礦務局(山西省) 民國十八年五月山西省政府が軍人煤廠を改組したもので、資本金は官商合辦の百五十萬元、本社は大同にあり、礮區を永定莊、煤峪口、曹家窰、後溝、新村、鄒家嶺、永定莊、後溝、瓦渣後溝に有し、其の埋藏量は實に一億噸と云はれてゐる。

七、焦作鐵炭礦接收 河南省北部同濟鐵道沿線焦作鐵炭礦(英支

合資)は三百萬元借款の擔保として英系華英銀公司是正式の手續をせず、勝手に差押へ併も炭坑内一部の資材を取り外し蔣政權へ提供搬出せる事實あるのみならず、中國の商礦法を嚴守せず且つ地方民との紛糾絶えず治安を紊るので、河南省公署は斷乎たる態度を以て右華英銀公司に對して其の不當を詰ると共に管理の讓渡を要求することとなり、民國二十八年八月四日省公署建設廳長は省長代理として同地に乗り込み左の如き管理讓渡の通告文を現地總代表英人ネットトル氏に手交した。

岳廳長の接收通告文

華英銀公司に對して陳河南省長に中原、福兩公司聯合辦事處紛糾事件に關して、河南省内に於て國家主權の代行機關として今次紛糾の真相を調査せる結果、元中原公司並に福公司の全財産並に採掘權を接收、臨時政府行政委員會の審議を待つて之が管理運営を實施することとせり。

之に對しネットトル氏は其の要求の實を承認し、八月二十日までに香港在留のベル總代表に手交する旨を誓約、英國側は遂に正式に移讓を承認したので、河南省當局に於て之を接收經營することとなつたが、中華民國新政權下の河南省が管理讓渡の要求を爲したのに對して英人現地代表が之を承認したことは、東洋に於ける英人の權益問題に關する最初の讓歩であり、今後の動向を示唆するものとして注目し得る。

鐵 北支の鐵礦埋藏量はこれ亦正確を期し難いが蒙疆地區を合

し二億噸(全支埋藏量は三億五千萬噸)とも云はれ、或は一億四千八百八十六萬四千噸(全支の四六・〇九%)とも呼稱され、就中龍烟鐵礦の如きは其の埋藏量支那第一と云はれてゐる。今各省別に大觀すれば左の如くである。

河北省 近年滿鐵によつて發見されたもので、遵化の龍潭庄を初め漆縣、漆源、盧縣、臨榆等の舊冀東地區に實量四千四百餘萬噸ありと云はれ、其の外盧龍縣にも尨大なる鐵脈が發見されたと云はれる。

山東省 埋藏量千三百七十萬噸と云はれ金嶺鎮を初め膠縣、臨沂濟南其の他省内到處に散在するが、金嶺鎮以外はさまで有望でない。

山西省 正確な調査はないが約三千萬噸と稱され、平孟、晋城、保晋、蔭城鎮、高平縣、隰縣、陽曲西、臨縣等に分布し察哈爾湖北に次いで豊富である。

而して以上に據る現在の製鐵能力は年産額六萬噸乃至七萬噸と云はれてゐるが、北支開發會社の設立により同社を中心として大鐵礦開發計畫がなされた結果、五ヶ年後には鑛石三百萬噸、銑鐵八十萬噸、鋼材四十萬噸を目標として開發計畫が樹立され、右の内鑛石銑鐵の半額は内地に輸送することになつてゐる。又製鐵業に就いては石景山鍊鐵廠(河北省石景山)、保晋公司(山西省陽泉)、宏豫公司

(河南省新鄉)、西北鍊鐵廠(山西省太原)等があるが、近代的設備を有するのは陽泉の保晋公司に過ぎず、併も石景山製鐵所の如きは歐洲大戰當時、二百五十噸熔鐵爐一基を据付けたまゝ火入れをせず今日まで放置されて居た。斯くの如き事情の爲め事變後、

一、龍烟鐵礦は日鐵の手で稼業中で、北支開發會社の子會社として改組擴充される

一、石景山鍊鐵廠は興中公司及び日本製鐵協力の上復活し二百噸爐一基を完成、民國三十七年九月十五日から稼業を開始した

一、保晋鍊鐵廠は軍管理となり二十噸爐一基を完成、民國二十八年四月火入れ(興中公司委任經營)

一、西北實業鍊工廠は四十噸及び二百二十噸爐を完成し稼業することとなつた

一、金嶺鎮鐵山に就いては獨逸の山東管理時代から計畫が行はれ今日まで着手に至らなかつたので、今回興中公司によつて稼業されるに至つたが、更に積極的開發を計畫、内地側代表が實地調査の結果、資本金一億圓、五ヶ年計畫を以て原石千二百萬噸銑鐵百萬噸、鋼材五十萬噸を産出すべく計畫を進めてゐる

一、陽泉、太原、晋北の各製鐵所は大倉鍊業が委任經營に當つてゐる



るが、一方鹽稅は又臨時政府の收入の重要部分を占めて居るので、政府は北支開發會社と協議、之が開發統制に乗り出したが、他方鹽業は經營者の立場より見るも各産業部門中最も採算有利なるものとされてゐる。

而して北支の鹽は山西を主産地とする陸鹽（湖鹽、井鹽、岩鹽）と河北、山東沿岸地帯の海鹽とがあるが、就中山東、河北の如きは其の最なるもので、右狀況は左の如くであつた。

一、河北省 所謂長蘆鹽の産地として有名である。其の主産地は山海關から黃河口に至る一帯であつて、曾ては二十四場の鹽産地があつたが、國民政府の販銷地域制限により鹽財、蘆臺の二鹽場に縮少され、面積は九、一〇二町歩である。此の外荒廢鹽田六、三〇〇町歩並に廣大なる鹽田適地がある。現在は年産三十六、七萬廳であるが、全能力を發揮すれば優に百萬廳は産出可能と云はれてゐる。

二、山東省 所謂山東鹽の産地にして永年我が鹽業者が心血を注ぎ今日の基礎を築いたのであつたが、山東還附に當り其の一切を擧げて支那に賣却したものである。現在永利、王官、萊州、石島、金口、濰雅、青島の七場あり、就中王官、青島兩場が最も優れてゐる。鹽田合計面積は現在約六千町歩、年産三十八萬廳内外であるが、更に此の外開發可能の面積千五百町歩、年産五十萬廳が豫想されてゐる。

大體事變前の狀況は以上の如くであるが、事變後の狀況並に今後の開發計畫として擧げられてゐる所は左の如くである。

一、昭和十二年初め山東鹽輸出の爲め設立された山東鹽業株式會社は、事變後軍管理となり更に長島永祐公司の委任經營となつたが、其の後日本鹽業、日華蠶絲、田中國隆商店は合併して一千万圓の資本を以て専ら山東鹽の開發に當ることとなつた。

一、河北省鹽の開發は興中公司の手によつて行はれ、塘沽の久大製鹽、永利製鹽の軍管理二鹽田の委任經營に當り、既に鹽田一萬二千町歩の開拓並に附帶事業たる洗滌工場建設に着手し、工業鹽の増産に邁進してゐる。

一、北支開發會社は興中公司の委任經營鹽田を中心に資本金二千五百萬圓の子會社を設立し、昭和十六年度末に於て海州鹽を除き二、一〇〇、〇〇〇廳の生産を目指して開發に當ることとなつたが、鹽業開發會社は昭和十四年八月十六日發起人を開催左記諸項を決定し同日創業した。

一、名稱 支那法人 華北鹽業會社  
一、資本金 二千五百萬圓  
一、出資割當 北支開發會社二分の一（現物出資）他の半分は東拓、其の他本邦鹽業關係諸會社並に支那側の出資  
一、事業 連雲港以北渤海灣沿岸一帯に亘る鹽田の開發經營を行ふもので、差當り二萬一千町歩の既設の鹽田を經營し年産約百

萬噸を目標とする

一、役員 社長内田啓三、副社長熊正環

棉花 北支に於ける棉花産額は米棉、印棉に次いで世界第三位であつて、其の作付面積及び産額は次の如くである。

作付面積	耕地面積に對する作付歩合	收穫高
河北省 六、三七四千畝	六・一%	一、九三三千擔
山東省 四、八七四	四・四	一、二四五
山西省 一、一一九	一・八	三三三
計 一二、三四〇		三、五三二（價格一億六千萬圓）

然るに我が國は從來主として品質の關係上、米棉、印棉を輸入してゐたのであるが、事變の勃發は日滿支經濟ブロックが愈々緊密化されるに至つたので、此の見地より將來は北支棉花を開發利用する方針であつて、之が爲め九ヶ年一千萬擔産出計畫を樹立、増産並に改良に着手した。其の計畫大綱は左の如くである。

一、増産の第一期目標を年産四百七十萬擔とし、第二期目標を一千万擔（小麥、西米、玉蜀黍其の他作付面積の轉換による）とする

一、國立農事試驗所を設立、棉作の指導改善に當り從來の棉花改進會を實業部直屬に改組して華北棉花改進會とし、指導機關の

中樞たらしむ（民國二十八年二月成立）

一、中國聯合準備銀行の協力下に合作社を活用し、種子の配布、棉花の買付等に當る

一、興中公司、在華紡績同業會社、紡績聯合會の協力により既に民國二十七年四月、資本金三百萬圓を以て北支棉花株式會社を設立、棉花プレス、倉庫、倉庫金融に當つてゐる

尙ほ臨時政府は民國二十七年年度の北支棉花は減收を豫想されるに加へて出廻り不圓滑となるに至つた結果、先づ輸出許可制により輸出を制限し、市場分散と買付代行機關による買付統制を以て不當價格の抑制と輸出許可制の實効を擧げ、對日輸出を促進すべく十二月一日附を以て棉花輸出暫行條例を公布、即日實施し天津、石家莊、濟南の三個所に於ける棉花買付機關の設置と相俟つて全面的に北支棉花の統制に乗出した。該條例の全文は次の如くである。

棉花輸出暫行條例

第一條 本條例に輸出と稱するは棉花を中華民國臨時政府管轄地域以外に搬出する行爲を指す

第二條 棉花は實業部總長の許可なくして輸出することを得ず  
第三條 前條の許可を得んとするものは左記各事項を記載せる輸出許可願書正副二通及び購入證明書を實業部總長に提出すべし

一、棉花の種類（細毛或は粗毛）



第二回新支那現勢要覽

- 二、數量及び價格(種類別に記載すること)
- 三、購入者姓名或は商號及び其の事務所
- 四、輸送目的港
- 五、輸出港
- 六、輸出時期
- 七、輸出爲替取組の際は爲替取組時日、爲替取組銀行名及び爲替取組金額
- 八、爲替を取組まざる場合は其の理由を記述すべし

- 第四條 第三條の許可を得たるものにして前條第五項乃至第七項所載事項を變更せんとする場合は豫め實業部總長の許可を受くべし
- 第五條 第二條の許可を得たる者は棉花輸出に際して實業部總長の輸出許可證を税關に提出検査を受くべし
- 第六條 第二條の許可を得たる者は輸出前七日以内に更に左の各事項を實業部總長に報告すべし
  - 一、輸出許可を得たる棉花の種類及び數量並に許可の年月日
  - 二、輸出棉花の種類及び種類別數量並に價格
  - 三、輸出港
  - 四、輸出年月日
  - 五、輸出荷爲替取組日時及び爲替取組銀行名並に其の金額
- 第七條 第二條の規定に違反し輸出或は輸出せんとしたる者は三年以下の徒刑或は一萬元以下の罰金に處す、但し取引目的物の

價格が一萬元を超過する場合は罰金は其の價格の三倍以下とす前項の場合は輸出し輸出せんとしたる物品が犯人の所有或は取扱ひなる時は之を沒收することを得  
前二項の處罰は法院之を行ふ  
第八條 本條例は公布の日より之を施行す

因に天津に於ける日本人棉花綿糸布取引業者は臨時政府の前記條例實施に即應する爲め、既存組合を解消して新たに同業者組合を結成することとなり、民國廿七年十一月廿六日日本人俱樂部で天津棉花同業會創立總會を開催し會長に佐藤東棉支店長を選出した。

其の他の自由企業 上掲重要産業以外は大體自由企業と見做すべきであるが、北支に於ける各種の企業は歐洲大戰後に至り稍々近代的工業化して天津、青島を中心として發展したに過ぎぬ。我が國の企業進出は國民政府が關稅自主權を恢復し排日的高率關稅を課するに至つた結果、製品の支那輸出よりも現地製造が有利となつた爲め漸次進出を開始し、其の後滿洲事變により北支自治運動が起るに及び、此の傾向に拍車をかけたものである。事變前(民國二十六年六月現在)に於ける北支企業の中心たる河北、山東兩省に於ける主要工場數と其の資本系統を見ると左の如くであつた。

國 別	河 北 省		山 東 省		兩 省 合 計		資本總額に對する割合
	工場數	資本總額	工場數	資本總額	工場數	資本總額	
日 本	三二	二一、七五六千元	六一	一五〇、〇六七千元	九三	一七一、八二三千元	六〇%
支 那	九〇	四三、四七三	一六二	三三、二〇〇	二五二	七六、六七三	二六
外 國	二四	一五、七二〇	六	一八、二九〇	三〇	三四、〇一〇	一一
日 支 合 辦	二	四、六八七	一	一	二	四、六八七	二
外 支 合 辦	一	一六	一	一	一	一六	一
合 計	一四九	八五、六五二	二二九	二〇一、五五七	三七八	二八七、二〇九	一〇〇

而して今次事變の結果はこれ等の工場の大部分に重大なる影響を與へた。即ち青島の紡織工場の如きは支那軍により徹底的に破壊さるゝに至り、之が復興は一時困難視されてゐたのであるが、我が國資本系の各種工場は、北支開發の國策に順應して活潑なる復興並に新規事業が計畫され飛躍的發展を遂げつゝあるが、一方支那側工場に就いては經營者の逃亡、資金難、販路縮小等により其の復興は絶望視されてゐた所、東亞の新事態に應じて各種事業の日支合辦機運が促進され、從來の支那側經營諸事業は日支合辦の形態に於て更生せんとする傾向が顯著に觀取される。更に戰區内に於ては支那側工場にして我が軍管理となつたものが極めて多く、これ等は大體に於て我が資本による諸會社の委託經營となりつゝある。斯くて我が資

本の北支進出は全面的に一大飛躍を來し、天津工業界に投せられた資本のみにも既に一億數千萬圓に上ると云はれてゐる。  
以上の如く北支の企業は我が資本の進出協力によつて、近代的組織の下に調期的發展の第一歩を踏み出したのである。然し乍らこれ等自由企業に就ても日滿支ブロックの國策の見地より所謂適地適業主義によつて自ら一定の統制を加へらるべきは明かであつて、日支經濟協議會は其の實際的指導方針を指示すべき役割を演じてゐる。以下自由企業に屬すべき重要工業に就いて概説することとする。尙ほ昭和十三年版にてはこれ等の自由企業に就いては事變勃發後間がなかつたので充分調査されてゐなかつた爲め記述を省略したが、本書に於ては判明せるものだけ掲げることとした。



紡織 先づ事變前に於ける紡織業の状態を見るに、河北一〇（天津七、唐山一、石家莊一、寶坻縣一）、山東一三（青島一〇、濟南三）山西五（大同一、新絳二、太原一、邦縣一）であつた。而して之が部門別に鐘數を見ると、精紡機一、一二六、〇〇〇鐘、捻糸機四七、〇〇〇鐘、織布機一六、〇〇〇臺となつて居り其の日支別資本は次の如くなつてゐた。

- 日本資本 一四工場、資本總數一億五千八百萬圓
- 青島九（日興紗廠、富士紗廠、公大公司、内外棉、隆興紗廠、寶來紗廠、上海紗廠、大興紗廠、豐田紗廠）
- 天津、唐山五（裕大紗廠、公大紗廠、裕豐紗廠、天津紗廠、唐山華新紡）
- 支那資本 一四工場、資本總額二千三百九十五萬五千元
- 青島一（青島華新紡）
- 濟南三（魯豐紡、成通紡、仁豐紡）
- 天津三（恒厚紡、北洋紗廠、達生製絲）
- 石家莊一（大興紡）
- 寶坻一（寶紀紗紡）
- 山西五（晉華紡、大益成紡、益晉織染公司、長生紡染工紗、雍裕紡）

（註）日本側の青島、天津に於ける十三工場の能力は精紡機七三六千鐘、捻糸機三三三三機、織布機一萬二千臺

而してこれ等の工場に對する事變の影響を見るに、支那側は殆んど皆無であつたが、我が工場就中青島の工場は大部分支那軍によつて爆破又は燒失され、年産百三十萬擔、金額にして八千五百萬圓の我が權益は全く烏有に歸したのであつた。然るに當業者は其の後政府の指導援助により精紡機三九〇、五〇〇、捻糸機總鐘三二、〇〇〇、織機七、一〇〇臺の復興に關する各社の割當も極り、昭和十三年八月から昭和十四年一月にかけて殆んど建築成り、昭和十四年上半年に至り早くも二十一萬五千鐘程度の復興を見、引續き第二次復興計畫が進められてゐる。

次に天津に於ける状況を見るに、我が紡織業は元來中支に於ては上海、北支に於ては青島を本據として發達したものであるが、事變後は漸次天津に集中の傾向があり、既設各社の外既に上海、雙喜、岸和田の三社（各三萬鐘、機數七百）が許可を受けたが、更に唐山の幸新公大第七廠も施設を擴大して増産を計畫してゐる。

一方事變後の支那側工場に就いて見れば大體左の如くである。

◆華新紡（青島）新式機械は南方に持去り舊式機械は米國系保險會社平安公司に讓渡したものを、我が國光紡が百九十六萬圓で買收し昭和十三年五月から操業を開始し現在二萬八千鐘を有す

◆魯豐紡（濟南）東洋紡委託經營で昭和十三年三月一日から操業開始、現在二萬八千鐘、華人工人千五十名、日産四十捆（六〇%の能率）

◆仁豐紡（濟南）鐘紡委任經營で同様三月一日から操業開始、一萬六千鐘、織機二四〇臺、華人工人六百名、綿絲十七捆、綿布二百四十反の日産を見て居る

◆成通紡（濟南）東洋紡委任經營、同様三月一日操業開始、一萬九千鐘、華人工人一千名、綿絲日産四十捆

以上の外山西省の五工場、河北省の大興紡は何れも軍管理となり我が國の諸會社の委任經營となつてゐる。之を表示すれば次の如くである。

工場名	委任經營會社	現在鐘數	現在織布機數
晉華紡(山西)	東洋紡	三九、三四四	七五二
大益成紡(同)	上海紡	一六、〇〇〇	四〇四
雍裕紡(同)	上海紡	八、四〇〇	一三〇
晉生紡(同)	鐘紡	六、〇〇〇	二五〇
益晉紡(同)	上海紡	一〇、〇〇〇	二〇〇
大興紡(河北)	鐘紡	三〇、一四四	五〇〇

其の他支那側に屬する寶紀紗廠は依然休業中であり、恒源、北洋は誠孚信託、達生は金城銀行の管理下に僅かに操業を開始して居り

此の外は殆んど全滅の状態である。

右に記した外臨時政府の勢力下にある河南省彰德の豫安紡（二四、五〇〇鐘）、汲縣の衛輝革新紡（二三、〇〇〇鐘）も近く操業すべく斯くて民國二十八年中には、北支全體で事變前の總鐘數を突破し百二十萬鐘以上に達するものと期待されてゐる。

絹織工業 北支に於ける絹織工業は、芝罘の柞蠶糸及び絹織製織、臨邱地方の蠶蠶及座繰糸、張店、青島の機械糸、開村の絹織等が有名であつたが、芝罘の絹織は其の背後地文登、牟平、海陽等の原料供給少く、繰糸並に絹織工場も昌邑、捷霞、芝罘、牟平等に分散し、絹織合計二百戸足らず、繰糸工場も三百戸足らずで其の製品は主として和記洋行（英）、仁德洋行（英）、泰記洋行（米）等の外國商人によつて輸出されてゐるに過ぎない。家蠶に就いては日本資本の鈴木洋行、青島糸廠、公大糸廠等が取扱つてゐるが、これ等の會社は漸次絹織又は人絹織に轉せんとする傾向にある。

併も事變による影響はかなり甚大で四割減と云はれてゐる。主要工場の状態を表示すれば左の如くである。

工場名	資本金	生産	高	復興率
長盛糸織廠(芝罘)	三〇〇千元	絹織一〇、〇〇〇疋		八〇%



魯昌泰同 (同) 七 同 二、〇〇〇 九〇%  
 益興恒同 (周村) 三〇  
 日華蠶糸 (鈴木洋行、片倉製糸系)  
 青島工場 七〇〇釜 原形復興  
 張店工場 三〇〇釜 同  
 坊子工場 復興未だし

尙ほ絹糸布工業で有名な周村ですら最盛時日産三萬疋 (半數は人絹糸使用) に過ぎず、人絹織物の如きも日産一萬五千疋で、今後日本品進出の餘地が充分にありと云はれてゐる。

**毛織工業**、北支羊毛の生産量は河北三八、〇〇〇擔、山西、陝西二六、〇〇〇擔、山東二〇、〇〇〇擔であつて、其の他舊綏遠、察哈爾兩省で六四、〇〇〇擔、寧夏、甘肅一五〇、〇〇〇擔でこれ等の大部分は京津に出廻つてゐる。

而してカーベット工業は天津が最も發達してゐるが、之とても多くは手工業の域を脱せず、事變前に於て使用職工三十名以上を有するもの僅かに三十五工場、それ以下のもの六十七工場であつた。これ等の工場も亦殆んど全部復舊し既に操業してゐる。比較的大規模の工場は河北省に九工場、山西省に一工場あり、其の概要を示せば左の如くで、何れも操業を開始し最大能力を擧げて生産に當つてゐる。

る。(資本金單位千元)

◇天津

東亞毛呢 資本金六〇〇、織機三四、汽罐二、支那資本  
 倪克紡毛廠 資本金一〇〇、織機一七、米國系  
 仁立毛呢 資本金五〇〇、織機二六、汽罐二、支那資本  
 祥和紡毛 資本金三〇〇、織機一四、汽罐二、支那資本  
 美方洋 資本金一、〇〇〇 織機三〇、米國資本  
 井澤洋行 資本金五〇、日本資本  
 滿蒙毛織天津分工場 資本金一〇、〇〇〇 (天津工場二百萬圓)  
 民國二十八年春完成、年産三十六萬米、主にサージ類生産  
 公大紡織廠 海京毛織廠 (織機三〇、モーター四五臺) を買収  
 外に倪克紡の織機一部も買収、年産毛布七萬枚、羅紗八萬米  
 サージ一萬五千米、毛糸十八萬封度の能力を有す

◇北京

清河鎮陸軍織呢廠 (元二十九軍廠) 織機五八臺、原動機一、〇〇〇馬力、現在滿蒙毛織が委任經營に當り工場を増設、能力を三倍に擴張の方針である。  
 尙ほ日本毛織も北京に工場建設中である。

◇太原

西北實業公司毛織廠 資本金四四六、績紡に於て委任經營

右の工場中倪克及び仁立はカーベットを主とし、仁立、東亞は織

糸、編糸を生産し、北京にある永年、開源、長興等もカーベットを主として製造してゐる。因到北京カーベットは「天津カーベット」として世界的に有名であつて、一時天津の輸出額は一千萬圓 (最近は三百萬圓) に達してゐた。

**硝子工業** 北支に於ける硝子工業は原料が豊富なると、石炭低廉の爲め博山、青島、天津、北京各地に硝子器具工場が發達してゐる。而してこれ等各地の工場は事變による被害は殆んどなかつた爲め操業を續けてゐる。硝子工業の比較的大規模のものは天津に九、北京に一、青島に二、濟南に一、博山に四あり、其の資本金合計は二十萬圓である。これ等の工場は主として硝子器具を製造してゐるが、其の中でも特に耀華玻璃公司在最大、同公司はもと英、

白、支三國合辦であつたが昭和十一年我が旭硝子が英、白の持株を肩替りし現在日支合辦となり資本金は二百五十萬圓である。事變前に於ける北支の板硝子需要量は十五萬箱 (全支六十五萬箱) であり耀華は四十萬箱を製造してゐた爲め、北支の需要を充たして尙ほ二十五萬箱を中南支に供給してゐたのである。然るに事變後に於ては板硝子の需要旺盛となり來たり、日本品十萬箱、ベルギー品十五萬箱其の他五萬箱を輸入してゐるので、北支の板硝子は今後大いに生産増加の餘地がある。

**セメント工業** 事變前に於ける北支セメント工業は左の如く四工場を有し、生産能力は三十二萬噸であつた。

工場名	國籍	所在地	設立	資本金	年産能力	現狀
啓新洋灰	支那	唐山	一八九〇	一四、〇〇〇千元	二八九、〇〇〇噸	
致敬水泥	支那	濟南		二〇〇	一一、七五〇	磐城セメント委任經營
山東セメント	日本	滄口		一、〇〇〇	一七、〇〇〇	
西北洋灰廠	支那	太原	一九三五	五〇〇	二、〇四〇	淺野セメント委任經營
計					三三〇、七九〇	

而して北支に於ては從來は充分自給自足し得たのであるが、北支建設の進行に伴つてセメントの需要増加は當然であり、一方日本内

地に於ては建築制限等により極度の減産を餘儀なくされてゐるので内地セメント聯合會加盟各社 (七割出資) はアウトサイダー (三割



出資)を網羅し、資本金一千萬圓を以て華北洋灰有限公司を設立することに決し、内地休業窯六十基中、銑鐵生産に轉換の十餘基を除いて之を北支に移すと共に、支那側工場を買収して其の管下に置き豊富なる原料と相俟つて積極的に増産を圖ることとなつてゐる。

**煉瓦及瓦工業** 建築工事の旺盛に伴ひ煉瓦及び瓦の需要は愈々増大してゐるが、遠距離よりの輸送は破損の危険性が多分にあるので地場工業の觀を呈し、事變前の三割以上増産を見てゐる。事變後に於ける主なる製造工場を示すと次の如くである。

- 一、山東窯業(青島)資本金五十萬圓、日本資本)一時全滅したが二十七年四月復舊、主として耐火煉瓦を製造し(年産百五十萬個)外に赤煉瓦も製造してゐる(三十萬個)
- 二、孤山窯廠(青島)資本金十二萬圓、邦人經營)一時全滅したが二十七年春より復舊
- 三、西北窯廠(太原)資本金十三萬圓、省經營)現在大倉の委任經營となり操業中

而して支那側の小工場は多く砂磚(粘土と砂)の製造に従事し、邦人側は耐火煉瓦、機械瓦を製造してゐる。

**磁器工業** 北支に於ける磁器工業は天津に集中して居り、其の數は十工場に過ぎず、其の資本金の如きも總額僅かに二

十萬元程度であり、原料も亦輸入して居るので將來開拓の餘地が充分にあるものと思はれる。

**陶磁器工業** 河北、山東に限られ年産額九十萬元程度で、其の主なるものは左の如くである。

- 啓新磁廠 唐山、資本金十五萬元、生産能力九〇%
- 新明磁廠 唐山、資本金十萬元 同
- 德盛磁廠 天津、資本金二十萬元 同
- 山東窯業 青島、資本金三十萬元 同
- 孤山窯廠 青島、資本金三十萬元 同
- 膠東陶磁工廠 芝罘、資本金十萬元 同
- 山東省立窯業 博山、資本金七萬元 休止

**製糖業** 僅かに甜菜糖工場として濟南溥益糖廠を有するに過ぎない。原料入手に困難を來し一時操業を休止してゐたが、現在我が糖業聯合會の委任經營に屬し、生産能力は一晝夜ビート壓搾五〇〇噸、砂糖年産一、二〇〇噸、副産酒精七、〇〇〇噸である。

**ゴム工業** 事變前に於けるゴム工業は邦人經營九工場、資本金約百萬圓、支那側五工場、十萬圓に過ぎなかつたが、事變により邦人工場は甚大なる被害を受けたるも、最近は大體復舊し何れも操業中である。尙ほ大阪の福助足袋も進出を企て目下天津にゴム

工場を建設中であり、ゴム靴年産百萬足を目指してゐる。事變後の主なるゴム工場を擧げると次の如くである。

名 稱	所在地	資本金	資本系統	生産能力
太陽鞋廠	青島	一五〇千圓	邦人	タイヤ 四十三萬對
青島膠皮	同	三三二	同	靴 九十五萬足
大裕膠皮	同	一〇〇	同	靴 百八十萬足
山東膠皮	同	三〇	支那側	足袋 四萬足
同泰膠皮	同	五〇	支那側	タイヤ 一萬五千對
中威膠皮	威海衛	三五	同	靴 六十萬足
同成橡皮	芝罘	三五	同	靴 十萬足

**煙草工業** 事變前に於ける北支の煙草工業は我が資本系として

は華北東亞會社が滿洲より天津に進出した外は、殆んど英米資本系の獨占する所となつてゐた。然るに事變後滿洲煙草會社が北支に進出し、東亞會社と提携して既存の邦人買付業者を糾合して昭和十四年一月資本金一千萬圓を以て北京に華北煙草股份有限公司を設立、山東省を中心として原料煙草の獨占的買付けに乘出したが、同社は進んで煙草の賣買、加工、精製、栽培、倉庫、運送其の他農産物の賣買を行ふことになつて居り、其の活動開始と共に英米資本は後退を餘儀なくされるものと見られる。

北支五省の紙巻煙草年消費量は二百億本乃至二百五十億本と云はれ、従来の北支全生産量は二百億本にして消費量を満し得なかつたのである。尙ほ従来の煙草工場の主なるものは左の如くであつた。

- 英米トラスト天津工場 捲上機百臺、年産八十億本
- 英米トラスト青島工場 捲上機百臺、年産七十億本
- 華北東亞煙草天津工場 捲上機廿三臺、年産十億本
- 其他河北省同年産十億本、山東省十億本、山西省五億本、密造品同十五億本と云はれてゐた。

現在東亞煙草は秦皇島分工場(三十億本)天津工場(二十億本)濟南、青島(各三十億本)を計畫してゐる外、山西實業煙草工場を委任經營(日産百二十五萬本)してゐる。

又滿洲煙草は天津のカラス兄弟工場(六億本より二十億本に増産)を買収したが、更に北京にも年産二十億本の製産工場を計畫中である。

**製粉工業** 北支の一ヶ年需用總量は三千八百萬袋であるが、事變前に於ける支那側工場は山東十六、河北十一、山西四、計三十一あり、これ等が製産に當つてゐた。然し其の生産額は需要の半ばにも達せず、毎年約五十萬袋を輸入し、千八百萬袋を移入してゐた。事變前に於ける我が資本によるものは日本製粉の子會社たる青島の



三吉麵包公司一社があつたに過ぎなかつたが、事變後日本、日清、日東の各製粉會社が進出し、現在支那側工場の入割の委任經營に當つてゐる。其の概況は次の如くである。

◇日本製粉 三吉の外中興、壽豐を買収、外に支那側八工場を委任經營、三吉、中興、寶城、成豐、豐年は既に操業を開始し、更に三吉は徐州の寶興麵包廠を買収し七百萬圓に増資、東亞製粉株式會社と改稱し北支の一元的經營を行ふべき素地を作つてゐる。又石家莊の聚豐、開封の天豐、保定の乾義、彰徳の大和星等十六工場の委任經營に當る。

◇日清製粉 北京の唯一を買収し濟南の成記と合辦となし、資本金百五十萬圓に改組

◇日東製粉 日本製粉と協定の結果、山西、蒙疆方面は専ら日東製粉が經營に當つてゐる。

**産金工業** 北支の産金地帯としては河北省の遵化、密雲、興隆昌平、懷柔、遷安、撫寧、盧龍、臨榆、蘇縣並に山東省の玲瓏、九曲莊、鶯子蔣紅青金山、黃山、朱家、王家、台子、沂水等があるが何れも極めて小規模に採掘されてゐたに過ぎぬ。然るに事變後我が當局に於ては特に産金獎勵に留意し、先づ北支に於ける第一次の開発地區として冀東地區に重點を置き、此の地區を數個の鑛業權プロツクに分割して、資本技術の優秀なる會社に擔當せしめることとな

り、資金調整法を運用して之が開發に積極的指導を行つてゐる。其の開發指導方針は次の通りである。

一、住友及び興中公司是昭和十三年四月北支産金株式會社（資本金二百萬圓）を設立、遵化を中心として鑛區買収に着手した。

一、滿洲重工業は子會社たる日本鑛産株式會社をして馬蘭峪附近の鑛區を買収せしめ、大陸鑛業株式會社（資本金五百萬圓）を設立し、既に採鑛に着手した。

一、山東省招遠、玲瓏金鑛に就いては、事變前鬼怒川水電が日支合辦で百四十萬圓の會社を設立したが、事變後これに小田急、帝都の二電線が参加し、四鑛區を合して埋藏量六億圓と云はれる産金の開發を計畫してゐる。

一、其の他冀東地區に對し鑛紡系の康徳鑛業の進出も計畫されてゐる。

**化學工業其の他** 化學工業を初め其の他の雜工業に就いては従來見るべきものがなかつたが、事變後我が資本の進出あり漸次旺盛ならんとする。今これ等を一括記述すれば左の如くである。

一、硫酸硝酸工業 事變前七工場があつたが、事變後天津の渤海化學工場公司是鑛紡により、又利中製酸廠は興中公司により買収交渉が進められて居り、山西の西北實業電化廠は鑛紡で委任經營してゐる。

一、酸素工場 事變前四工場であつたが、事變後、天津養氣製造

廠は我が資本に買収され、新たに天津に日本系資本による京津工業公司（資本金五百萬圓）天津酸素工業所（資本金二十萬圓）が設立された。

一、染料工業 大清化學工廠（日本系）、大和化學染料（日本系）、福美津染料（日本系）、久興染料化學廠、中國有機染料化學、維新化學（日本系）、三池染料（日本系）（以上何れも天津）、維新化學工廠（日本系）、中國正業染料、中國化學、大華染料（以上青島）、裕魯染料、華德染料（以上濰縣）、裕興、天豐華豐（以上濟南）等大體事變前の經營に復活した。

一、燐寸工業 丹華火柴、北洋、大生、三友、中華、華北（天津）丹華、厚生（北京）、山東、振業、華祥、東華、外七社（青島）、振業外五社（濟南）、西北實業公司、火柴廠（山西）は何れも事變前に復舊し、西北實業は我が中華燐寸で委任經營中である。

一、製紙工業 昭和十一年九月東洋製紙が資本金一千萬圓を以て天津に設立した工場は昭和十三年十月竣工、既に操業を開始した。同社は年産四萬噸の生産を目指してゐる。山西の西北實業晉恒製紙の兩廠及び濟南の成業造司公司是王子製紙の委任經營となり、濟南の華興製紙にも王子製紙が參照してゐる。

一、皮革工業 事變後日本皮革投資會社が裕津製革公司（資本金三十萬圓）を設立し、櫻組商事は北京の元萬福隣經營の皮革工廠を委任經營、天津公大廠は北洋皮革工場を買収して鑛紡公大皮革廠と改稱して操業を開始した。

一、麥酒工業 事變前は青島に日本麥酒、天津に米國系の天津麥酒、北京に支那側の雙合盛、芝罘に釀泉があつた。然るに日本麥酒は事變により大半破壊されたが、昭和十三年五月一部復舊し目下操業中であり、天津麥酒は昭和十三年八月我が東洋釀造會社が買収の上百萬圓を投じて製造に着手、麥酒の外、人造清酒、無水アルコール製造を計畫中である。

一、機械工業 天津に約百三十、青島約四十、北京十餘の工場があつたが、何れも規模極めて小さく資本數十萬圓程度を最大として居た。稍々大規模の山西省の西北實業公司管下の各工場は興中公司の委任經營となつた。

一、自動車工業 従來自動車製造工場はなかつたが、昭和十三年一月豐田が天津に三十四萬圓を以て工場を建設し、三月には北京に興中公司自動車修理工場、天津に日本自動車修理工場、同六月新華汽車工廠のボディ工場が竣工し、華北工廠、大前自動車工場も天津で操業を開始してゐる。

**アルミニウム工業** 北支のアルミニウム資源としては冀東縣開平炭田附近と、山東省淄川、博山、彰邱炭田附近の礬土頁岩が有望視されてゐる。前者は北寧線古沽站から約四軒以内の地點に露出して居り、六〇乃至六五%を含有する良礬が數百萬噸と云はれてゐる。古くより土法の紅及び陶器原料として採掘使用され且つ開鑛礦務局に於て耐火煉瓦用として採掘して居たもので、事變後邦



人側によつて採掘具體化の計畫が進められてゐる。山東の礬土頁岩は上記各炭田中に層狀に存在し豫想埋藏量十億噸、品位は六一・五%の高位であり、且つ露天掘可能の所が二十六個所百二十五萬噸と云はれ稀に見る雄大なるものである。純分の高いものは國民政府が原礦として政府の保留礦區に指定したものである。北支に於ては水力電氣資源に乏しいので採掘原礬石のまゝ滿鮮に送り、同地方に於ける電力と結合して日滿支の輕金屬工業に重大なる貢獻をなすものと期待されてゐる。

尙ほ冀東地區一帶の礬土質粘土及び耐火粘土の採掘、加工、賣買生産事業を行ふ爲め、興中公司と長城礬業の提携によつて民國二十七年六月二十九日冀東礬業株式會社が天津に創立總會を開き、資本金百二十萬圓を以て初年度にアルミ原料及び耐火粘土約一萬噸の採掘を行ふことになつてゐる。

**機械器具工業** 北支に於ける機械器具工業は未だ極めて幼稚な状態にあり、原料たる鐵、鋼、銅、眞鍮等の大部分は英・獨・米・日等の外國から仰ぎ小規模に主として簡易な機械、部分品、日用小器具、車輛修理等を行つてゐるに過ぎず、其の生産高も正確な數字は不明であるが、精々七、八百萬圓程度ではないかと思はれる。従つ

て北支に於て需用する機械器具の大部分は輸入に仰いで居る状態である。然し乍ら元來北支では主なる原料たる鐵、石炭其の他の礦産物を豊富に有してゐるので、資本と技術とを注入すれば將來發展の可能性は充分ある譯で、原料開發と相俟つて今後の一課題たるを失はぬであらう。本工業の的確な數字的資料は完備してゐないが、其の推定數は次の如くである。

地方別機械器具工場數	支那		日本		外國		外支計
	工場數	資本金	工場數	資本金	工場數	資本金	
天津	5	1	1	3	1	9	
北京	4	1	1	1	1	5	
芝罘	4	1	1	1	1	4	
青島	8	10	1	1	1	19	
濟南	1	1	1	1	1	4	
濰縣	4	1	1	1	1	4	
太原	8	1	1	1	1	8	
合計	34	11	4	1	5	50	
機械器具工場資本額	判明せる分		不明の分		計		
支那	36	1,766,000元	8	1,766,000元	44	3,532,000元	
日本	3	100,000元	1	100,000元	4	200,000元	

外國

四

三六、〇〇〇

四

三六、〇〇〇

外支

一

一七、〇〇〇

一

一七、〇〇〇

輸入 (單位金圓)

一九三三年

一九三四年

一九三五年

三ヶ年合計

三ヶ年平均

機械、工具、器具

二、七八四、五六六

四、五〇九、五五七

六、五九〇、一六四

一三、八八四、二八七

四、六二八、〇九六

車輛及船舶

四、〇四四、一一三

三、三七八、二四四

四、八二二、三九七

一一、二四四、七五四

四、〇八一、五八五

計

六、八二八、六七九

七、八八七、八〇一

一一、四一二、五六一

二六、一二九、〇四一

八、七〇九、六八一

輸出 (單位國幣圓)

一九三三年

一九三四年

一九三五年

三ヶ年合計

三ヶ年平均

機械、工具、器具

一〇六、七〇二

四三、三五一

四四、七一五

一九六、七六八

六五、五八九

船及ボート

一〇六、七〇二

四三、三五一

四四、七一五

一九六、七六八

六五、五八九

計

二一三、四〇四

八六、六六一

八八、一四〇

三九三、五三六

一三〇、一四七

金屬工業

金屬工業の發達も亦極めて微々たる状態にあり、主として家内工業的に鐵板、鐵條、電線、諸金屬製器、釘、縫針等を製造してゐるに過ぎず、其の産額は一ヶ年數萬圓程度と見られ、需要の大部分は外國に依存し、原料も亦大部分を日英兩國から仰いでゐる状態であつた。然し事變後、天津、青島を中心に大いに勃興の機運が動いてゐる。其の工場數、資本、輸出入狀況等を擧げると次の如くである。

金屬工業各地別工場數

支那	日本	外國	日支計
天津	3	1	4
青島	3	1	4
濟南	1	1	2
芝罘	2	1	3
合計	9	2	11
資本金	430,000元	60,000元	490,000元

輸入 (單位金圓)

一九三三年

一九三四年

一九三五年

三ヶ年合計

三ヶ年平均

金屬

四五九、六六五

二六三、三二九

三三八、五三一

一、二二三、五二五

四〇四、五〇八



金屬製品	七、三八七、九九八	九、〇〇七、〇一三	八、四九四、五四七	二四、八八九、五五八	八、二九六、五一九
(含材料)	三、七五七、六〇三	一、九八五、五六三	一、八〇一、二八〇	七、五四八、四四六	二、五一六、一四九
其他金屬製品	一一、六〇五、二六六	一一、三六一、九〇五	一〇、六八四、三五六	三三、六五一、五二九	一一、二一七、一七六
計					

輸 出 (單位國幣圓)

金屬製品 一九三三年 一九三四年

一九三五年 三ヶ年合計 三ヶ年平均

曹達工業 長蘆鹽を原料とし主として塘沽に發達してゐる。主

引等政府の特別保護によつて發達して來た。而して同社の生産

なるものは塘沽に永利化學工業公司(曹達灰)、渤海化學公司(硫化曹達、硫酸曹達)、合記化學製造公司(硫化曹達)があり、天津には

高は最初日産五〇〇噸程度であつたが、現在は二六〇—一八〇噸の能力を有し南京に姉妹會社として硫安工場を有してゐる。資本金は現在五百五十萬元で本社は上海にあり、北支に於ける有数の化學工業會社として知られてゐる。

興華、老夫利(硫酸曹達)太原には西北實業化學公司電化廠(苛性曹達)、通盛化學工廠(硫化曹達)があるが、永利、渤海の二工場で全生産額の七〇%を占めてゐる。其の需給狀況は左の如くである。

◇渤海化學工業公司 當初久大精鹽公司によつて創業され、業績の擧がると共に設備の擴張、製品の改良等を行つて現在の基礎をなした。現在資本は六〇〇、〇〇〇元である。

(一九三五年度單位擔)

生 産	輸 入	輸 出	消 費
曹達灰 九三、五〇〇	一四三、八九一	三三、三三三	一、〇四三、〇六六
苛性曹達 一〇〇、六〇〇	二四、三三三	一	一四、九六六

(備考) 輸出中二五、六三九擔は日本向である。

◇永利化學工業公司 民國四年(一九一五年)長蘆鹽の餘剩鹽利用策として北京財政部が久大精鹽公司をして設立せしめたもので、鹽稅、釐金稅の免除、同種工場の設立制限、鐵道運賃の割

尚ほ曹達工業は軍需工業として重視すべきであり、現在與中公司の委任經營に屬する永利化學を中心として統制企業に包含されることになつてゐる。

硫安工業 北支農民は未だ化學肥料の使用に慣れぬので硫安の需用少く、年額七千噸内外に過ぎず其の殆んど全部を輸入に仰いでゐる爲め硫安工場を有してゐない。然し乍ら石炭及び鐵鑛資源の豊

富なる北支にあつては、將來製鐵所の廢瓦斯利用の見地より、當然其の勃興を促すべきであるとされてゐる。殊に棉花栽培と關聯して考慮する時一層其の必要が切實であらう。

パルプ工業

北支に於てはパルプ原料たる木材資源に乏しく且つパルプを需要する人絹工業を缺き本格的洋紙工場もないので、パルプ製造工場は皆無であり、民國二十四年には一、八三一公担、一三、〇九七圓を輸入してゐる。將來も葦又は棉莖等に原料を仰ぐ外はないが、滿洲に於ける葦パルプ工業に刺戟されて左の如き計畫が進められてゐる。

◇山海關パルプ工場

渤海沿岸冀東各地の葦を原料とし年産五萬噸を目標に鐘紡資本に於て計畫を進めてゐる。

◇東洋製紙北支工場

冀東區寧河線七里海地方の葦を原料とし日産三〇〇噸を目標に計畫が進められてゐる。

製紙工業

支那に於ける近代式の製紙業は光緒十七年李鴻章が上海に倫章造紙廠を創設したに初まり、北支に於ては光緒三十一年山東に樂元紙廠が設置されたのが最初である。然し乍らパルプの缺如、技術者の不足、外貨の壓迫により北支需要の三分の一を自給してゐるに過ぎなかつた。

然るに昭和十一年九月我が東洋製紙が資本金一千萬圓を以て天津

に東洋製紙天津造紙廠を設立、昭和十四年四月操業を開始、從來の北支全需要量六千萬封度中其の七割に當る四千萬封度の製造能力を有してゐる。其の年産内譯を見ると、

葦漿五千噸、毛邊紙三千噸、有光紙四千噸、包紙二千噸、印刷紙二千噸、夫士紙二千噸、模造紙二千噸、合計二萬噸

で其の他に將來は葦パルプ日産三〇〇噸、木材パルプ二五噸を計畫してゐる模様である。

支那側の從來の工場に就いては左の如くであつて、其の中山西の西北實業、晉恒製紙の兩廠及び濟南の成業造紙公司是王子製紙の委任經營となり、濟南の華興製紙にも王子製紙が參割してゐる。

工場名	所在地	資本	現 狀	原 料	生産能力
餘記紙版公司	天津	一〇〇	操 業	稻 藥	板紙日産二五噸
新成機器造紙廠	天津	一〇	操 業	ボロ、桑皮	日産二、〇〇〇斤
燕京製紙廠	北京	一〇〇	休 業	屑紙、藥、ボロ	年産七二千
華興製紙公司	濟南	三五七	操業(事變中休止)	ボロ、麻袋	年産一、〇〇〇
成業造紙公司	濟南	五〇〇	操業(事變中休止)	ボロ、棉屑	日産四、〇〇〇斤



西北實業 太原 四五〇 復舊工事中  
 造紙廠 太原 四〇〇 操業 屑棉、油棉、  
 晉恒製紙 太原 四〇〇 操業 屑紙、ボロ、葦、  
 晉詞製紙 晉城 不詳 日産一二〇  
 連

その他 以上の外、自由企業に屬するものとして青島に於ける  
 豐田鐵廠の擴張計畫、天津に於ける北支交通器材會社（資本金五百  
 萬圓）滿洲のロール製作所の京津公業公司（資本金五百萬圓）古河  
 住友、藤倉、富士通信機、日本沖、東京各電氣出資による通信機製  
 造會社（資本金二千萬圓）等も設立又は計畫中であつて、今や日本  
 の各種産業が相競つて全面的に大陸進出を試みてゐる。勿論現在の  
 所未だ其の準備時代の域を脱せず且つ刻下の軍需の必要に應ずる爲  
 め嚴重なる統制を受けつゝあるが、纏てこれ等の基礎的企業の進出  
 に次いで凡ゆる部門の進出を見るに至るべく、北支産業界の將來は  
 極めて多望を約束さるゝに至つてゐる。

漁業 北支に於ける漁業の現状は左の如くである。

◇河北省 渤海灣内及び其の沿岸地方に於て漁業が行はれ居り、  
 秦石漁場、黑神漁場（豐潤縣黒沿子 神堂）、寧河漁場（北塘—  
 白河々口）の三漁區に分れてゐる。漁船は大小六千餘隻、漁業

者は二十萬戸と云はれてゐるが、多くは半農、半漁で漁法も幼  
 稚である爲め遠洋漁業は殆んど行はれず、蝦、鱧、鯰、蟹、刀  
 魚、黒魚等を産する。

◇山東省 魚族に恵まれ、膠州灣近海、芝罘、龍口、威海衛一帯  
 は水産物の輸出地として有名である爲め、邦人の進出も著しく  
 山東角から海州沖一帯にかけて、我が水産界の勢力下にある。  
 邦人漁業者は二萬五千餘戸あり、發動機船千餘隻を有してゐる  
 状態で、全く支那側を壓倒してゐる。

尙ほ最後に、産業開發、經濟機構の整備に關聯し、隨伴的に左の  
 如く諸機構が確立された。

北支清算取引所 東株、大株、大阪三品、東京米商では天津を  
 中心として證券及び商品清算取引所を設置すべく、夫々代表者を  
 現地に派遣してゐたが、民國二十七年十二月七日現地に於て折衝  
 の結果、右四團體と支那側代表五名を基幹として日華合辦の出願  
 をなし、同二十一日附を以て現地特務機關より正式に認可を與へ  
 られた。證券及び商品清算取引所實物清算取引の具體的内容は左  
 の如くである。

- 一、名稱 東亞交易助成會社（子會社を天津、唐山、北京に設  
 く）
- 一、資本金 一千萬圓とし内二百五十萬圓拂込済とする

- 一、取引物件 差當つては高粱、黑豆、小麥粉、玉蜀黍（棉花  
 證券は順次追加）

註冊局の新設 北支の治安回復に伴ひ北京、天津を初めとして  
 各地方に於ける商行爲は漸次活潑となり最近中國商人は勿論外國  
 商人よりの商標登録の申請が激増しつゝあり、從來之が處理に關  
 しては慣行に照らし商標法の規定により處理し、不服なるものは  
 臨時政府實業部に訴願するを得せしめてゐたが、今回新たに實業  
 部に註冊局を設置、商標、特許、意匠の三科を設け登録事務一切  
 を處理せしめることとなつた。

食料品の暴騰抑壓 最近北支諸地方殊に北京、天津、濟南等の  
 都會地方に於ける雜穀類並に諸食料品の價格の奔騰は實に目醒し  
 く、石炭其の他の燃料の價格騰貴と相俟つて民衆の生活を脅かし  
 つゝあるに鑑み、臨時政府實業部では二十八年一月十八日附を以  
 て「緊急制止雜糧限價辦法」を公布、即日實施すると共に北京、  
 天津兩特別市公署、北支四省公署を督勵して之が奔騰を抑止する  
 こととなつた。

北支貿易の現況 事變後に於ける北支貿易は事變による北支産  
 業經濟界の現状並に日滿支經濟ブロック確立への新東亞體系を其の

儘反映して著るしい變化を生じつゝある。其の概要を概説すれば次  
 の如くである。

一、從來北支貿易は出超を續け來つた。昭和十一年には五千二十  
 一萬八千元、同十二年には事變による影響があつたに拘はらず  
 尙ほ六千九百九十五萬一千元と何れも出超を續けて居た。然る  
 に昭和十三年には忽ち逆轉して五千七百八十萬三千元の入超に  
 轉じた。其の原因に就て検討するに、北支經濟は未だ農業經濟  
 的の原始經濟の域を脱せず、落花生、棉花、綿羊毛、鶏卵、石  
 炭等の農畜産物を輸出し、鐵礦、綿織物、紙、機械、鐵道及び  
 軌道材料等の工業製品を輸入して居つたのである。然るに事變  
 の結果、農畜産物は極度に減退し加ふるに輸送機關の破壊は一  
 層輸出減退に拍車をかくるに至つた。併も農産物の生産減少は  
 食糧品其の他の生活必需品の不足を告げ、其の輸入を必要とす  
 るに至り、且つ事變によつて破壊された諸施設の復舊の爲めに  
 各種復舊資材の輸入を要するに至つた結果である。昭和十三年  
 度に於て前年度に比し特に増加した品目を見れば此の間の事情  
 が極めて明瞭に觀取されるのである。即ち天津港貿易に就て  
 見るに特に輸入増加を來した品目は、穀物、澱粉類、砂糖、罐  
 詰等の食料品、生地綿布、毛織物、絹絲及び絹製品、雜貨、化  
 學製品、藥材等の生活必需品、木材、金屬類、機械及び工具等  
 の復興資材であり、輸出の減退したものは生皮、鞣皮、毛皮類



果實、製果、油脂及び蠟、紡織品等である。勿論この現象は事變による一時的影響と見るべきで、北支の政治、經濟が安定すれば當然改善さるべき問題である。

二、元來北支經濟は中南支に強く依存して居り、北支より農畜産品を移出し、中南支より工業、食糧品等を移入して居つた。之を海關統計のみに就て見るも實に一億數千萬圓に達してゐたのである。従つて北支は中南支又は中南支に本據を置く外國資本の半植民地的搾取の對象たる觀を呈して居り、對日貿易は國民政府の高率關稅によつて極度に抑制されて居たのである。然るに事變後成立した臨時政府は之が對策として中南支又は外國依存より脱却し、圓ブロックの一環として其の通貨を圓にリンクせしめ、日本との互助連繫の方針を採つた結果、中南支依存より對日提携へと轉向したのみならず、更に從來の排日的關稅を改正して對日貿易の發展を助長したのである。其の結果として對日貿易は空前の飛躍を見るに至り昭和十三年に於ける實際を表示するに左の如くであつて、對日貿易は調期的飛躍を遂げてゐる。日本は戰時體制下にあつて、不急品の製造を禁止し、圓ブロック内の輸出統制を行つてゐる際に於て斯くの如き飛躍を遂げたこと云ふことは、將來に於ける北支經濟の對日依存性が如何に根強きものとなるかを察するに難くないであらう。

貿易總額 昭和十三年 三三、〇〇四  
昭和十二年 三三、〇〇四  
昭和十一年比較 三三、〇〇四  
毛四、五三千元 一、五二

對日貿易 三三、七〇元 一、五二、三三 二、六、七三  
三、臨時政府は中國聯合準備銀行を設立し聯銀券を以て北支唯一の通貨たらしめ、圓にリンクして一志二ペンスを堅持すべく努力し來つた。然し乍ら昭和十三年に於ては未だ完全に中南支の支配を脱却することを得ず八ペンス臺に下落した舊法幣によつて左右された。殊に外國商社に於ては租界内に立て籠り、聯銀が外貨買入を行ひ得ざる弱點に乗じて舊法幣建による貿易を武器とし、其の結果は北支資本の對外流失、延いては日本品の北支を通過しての第三國向再輸出となつて現はれた。爲めに北支の物價騰貴を來し、復興資材の輸入さへ支障を來すに至つた。茲に於て聯銀は外國爲替基金による個人リンク制の採用、棉花の輸出許可制による貿易統制を行ひ、進んで爲替集中策をとり聯銀券の貿易通貨としての地歩を築くべく施策され、別項の如く輸出品の爲替管理をなすに至つたのである。然し尙ほ當分は舊法幣建と聯銀との爲替戦を覺悟せねばなるまい。

### 第七節 日支經濟提携

日華經濟協議會 日支經濟協議會は昭和十三年(民國二十七年)三月二十六日、北支産業開發の最高指導機關として北京に設置されたが、之に先立ち日本側は準備機關として同月二十四日軍當局内に

北支軍最高顧問平生鈺三郎氏を委員長として經濟委員會を設置し、北支開發方針に就いて協議した結果、北支の開發は日支經濟協議會臨時政府實業部及び日本側經濟委員會が緊密なる連絡をとり之に當るとの根本方針を決し、同二十六日午後三時北京外交大樓に於て日本側よりは北支軍最高指揮官寺内大將代理、平生最高顧問、大野龍太、湯河元威諸氏が、又支那側よりは王克敏行政委員長、汪時璟、殷同氏が出席、之が設置に關する覺書二通を作成、嚴肅に其の調印式が行はれた。斯くて北支の經濟機關は今後日支提携して當ることとなり、其の開發方針も當協議會第一回會議に於て決定したことは昭和十三年版に於て記述の通りであるが、同會其の後の經過は次の通りである。

三大項目決定 九月十六、十九日の兩日に亘る第二回協議會に於て慎重協議の結果、第一回協議會に於て決定せる日支經濟提携の大綱に基き棉花増産、貿易促進、産業開發の三項目に付き具體化を圖ることに決定、午後一時散會したが、散會後、澤秘書談の形式を以て左の如く發表した。

協議會の内容  
七月一日の本會議に於て日華經濟相互依存の根本原則を樹立し

爾來これが具體化の爲め本會各部門にて鋭意攻究を續けて來たが、時恰も漢口攻略も着々其の歩を進めつゝある際、蔣政權治下に於ける抗日の迷夢を一日も速かに覺まし、日華關係を經濟的に正道に引戻す爲め、成案を得たものから隨時直ちに實行に移すことにした。

一、棉花は日華經濟工作の根本原則を最も適切に具現する代表的のものであり、北支住民に最も有利な農作物であるのみならず日本の最も重要な産業の原料であるから、之が増産には先づ日華協力して當ることとし、其の具體的方法を審議決定した。勿論本問題と北支民衆の食糧問題との關係に就ては充分の考慮を拂ふことは當然である。

一、中國聯合準備銀行の機能を更に一層強化し、又北支に必要な第三國産資材の輸入を容易ならしむることは北支の金融貿易、従つて民衆生活の安定の爲め、又北支資源開發の爲め可及的速かに其の實現を必要とするのであるから、中國聯合準備銀行に外國爲替基金を設けしむると共に、之を利用する北支の第三國産資材の輸入を北支物産の輸出にリンクせしめ貿易の健全なる發達を圖ることに決定。

一、日本に於ける北支那開發株式會社設立の進行に呼應し北支に於ける重要産業たる石炭、鐵、電力、鹽及び石炭液化の五事業に付き日華共存共榮の原則に基き、中國政府の特殊法による中國法人たる小會社を原則として日華合辦、必要な場



合には第三國資本を参加せしめて設立し、日本政府及び中國政府は其の事業の圓滿なる發達を期する爲め、各種税捐の減免其の他の助成をなさしむるの根本原則を審議し完全なる意見の一致を見た。

平生副會長談

棉花の増産計畫に就ては先づ種子の改良、肥料の改善等なすべき事業が多々ある。従つてこれ等の改良に就ては農事試験場の如きものを先づ増設し、農民に對して其の方法を知らしめることが第一である。此の目的に副ふやう今後臨時政府に於て適當な施設を行ふことになつた。また棉花を増産せしめても其の取引の改善を行はなければ農民の利益とはならぬのであるから、取引を改善せしめ農民の利益を圖るやう總ての對策を立てねばならぬ。其の爲めには現在の合作社に資金を貸してやらすやうになるかも知れないし、特別の機關を作るやうになるかも知れぬが、何れも臨時政府で今後やるべき仕事である。金融貿易對策に就てはリンク制を採り輸出入のバランスを採るやうにし、聯銀の爲替基金を活用するやうにする。之によつて第三國產資材の輸入を容易ならしめ、北支資源の開發、民衆生活の安定を計り、貿易の健全なる發達を期するものである。北支開發會社の設立に就ては、日華共存共榮の原則に基き石炭、鐵、電力、鹽、石炭液化の五事業に就き子會社を日華合辦で設立し、日華兩國政府は其の事業の圓滿なる發達を計るやう根本原則を決定

したものである。

土地改良方策決定 其の後も引續いて數次に亙る會合を開いたが、北支農村對策として土地改良方策を決定した第五、六回協議會は最も重視すべきである。即ち二十七年十一月十七日の第五回會議に引續き、同十九日午後七時より日華經濟協議會第六回會議を開催、審議續行中の北支土地改良に關する件を附議、約一時間に亙り隔意なき協議を遂げ大體原案通り之を可決、澤秘書長談の形式で左の如く發表した。而して當日の會議に於ては土地改良の經營主體、政府財政支出關係、法制の整備等に就き意見が交換されたが、經營主體に就いては原則として臨時政府自らが乗出し、實際の事業經營には建設總署が其の衝に當ることにし、一般法人又は個人經營に就いては別に許可規則を設けて嚴重審査の上適宜許可することに方針を決定、之が政府の直營に要する豫算に就いては出来るだけ豊富な金額を計上するに努めることとなつた。

澤秘書長談

本協議會に於ては北支土地改良に關する件を審議し、北支に於ける氣象、土壤等自然的條件の特殊性に鑑み、災害防除、荒蕪地の開墾等を圖る爲め治水事業等との聯繫を保ちつゝ畑地の灌溉、鹹地の洗鹹、低濕地の排水其の他適切なる土地改良實施に

當りては本來周到なる準備と計畫とを必要とするも、差當り棉花、小麦等の増産及び治安工作上の必要に應ずる爲め、部分的に着手可能なものを選択し、速かに之を實施することに完全に意見の一致を見た。

而して右決議の結果、臨時政府は直ちに治水、土木事業を開始し年々水害、旱魃等に憐む農民救済に乘出すこととなつた。北支の農民戸數は總戸數に對し約八四%の多數を占めてゐるので、臨時政府は施政の根幹を農村に置く方針を決定し、七月以來日華經濟協議會に農業の一部門を設け對策樹立を急いでゐたが、其の一部成案を得たものである。

日支經濟懇談會

日本優良物産協會の招聘により、臨時政府參議北京市商會主席鄭泉菴氏以下左記北支經濟界の有力者を網羅する訪日北支經濟使節團一行は民國二十八年(昭和十四年)三月二十六日天津發、同三十日東京着、四月四日より日本優良物産協會、日商東商、經濟聯盟其の他我が民間經濟團體代表と相會し、工業俱樂部に於て第一回日支經濟懇談會を催した。同懇談會は日支經濟協議會が、政府の北支開發立案機關たるに對し、民間側の日支經濟提携機關として常置され、今後も引續き懇談會を開催、側面より政府の方針に協力して北支經濟開發の實踐に當ることになつてゐる。第一回

の懇談事項並に使節團の顔觸れは左の通りである。

懇談事項

- (一) 貿易に關する事項
  - 一、輸入税率に關する事項
  - 二、從價税及び海關評價税の標準に關する事項
  - 三、輸出税に關する事項
  - 四、轉口税に關する事項
  - 五、海關手續に關する事項
  - 六、華北地方民衆の生活必需品、華北工業に要する機械、部分品及び原材料、建設に要する材料等に付き日本より供給を仰ぐ事項
  - 七、華北と日本の輸出入バーター制の擴張に關する事項
  - 八、華北の生産品を日本以外の第三國に向け輸出をなす事項
  - 九、見本市展覽會、商品の研究、取引契約並に條件の改善、相互商社の信用調査に關する事項
  - 一〇、日本より輸入せらるゝ貨物の運搬は敏活に且つ貨物の納期を嚴格に守ること等の事項
- (二) 産業に關する事項
  - 一、工業に關する事項
  - 二、農業に關する事項
  - 三、牧畜業に關する事項
  - 四、鑛業に關する事項



第二回新支那現勢要覽

五、治水及び水利事業に關する事項

使節團顔觸れ

主賓 王蔭泰氏(臨時政府實業部總長) 鈕先銘氏(實業部秘書長) 徐寶翰氏(實業部技正) 魏兆英氏(實業部技正)

團長 鄒泉蓀氏(北京市商會長、日華商工協會會長) 喻熙傑氏(日華商工協會常務理事、北京市商會顧問) 馬登州氏(北京市商會顧問) 封心傳氏(北京市商會常務理事、永增軍裝店工廠經理) 齊慶堯氏(京津兩市商工協議會委員、北京市商會公斷處長) 牟撥中氏(北京市商會秘書科長) 程子容氏(北京市華業同業公會會長) 塚本正己氏(北京日本商工會議所理事、北京日華商工協會常務理事)

の参加を得て盛大な結成式を舉行した。同聯盟は(一)日華双方に信用確實なる取引先又は合辦事業、相手方の紹介其の他日華提携に關する仲介、斡旋、調停、(二)日華商工業其の他産業に關する調査及び通報、(三)日華産業經濟關係者の懇親連絡、(四)日本經濟視察團(中國側)及び中國重要地經濟視察團(日本側)の組織並に斡旋援助、(五)日華重要商品の見本及びカタログ等展示に關する斡旋援助並に見本陳列館等の附屬機關設置、(六)新商品の取引及び代理店紹介其の他の諸事業に當らんとするもので、北京の日華經濟協議會の半官制的機關なるに對し、飽く迄も民間の實行機關たることを期し、將來北支各地に同種團體が設立された場合、之が整調統合の礎石たらんとするものである。同聯盟の役員は左の如くである。

天津日華經濟聯盟役員

徐新民氏(天津市商會董事、天津日華經濟聯盟常務理事、天津汽水同業公會主席) 張伯林氏(天津市商會董事、天津日華經濟聯盟理事、天津新藥公會主席) 焦世卿氏(天津市商會董事、天津日華經濟聯盟理事、天津錢業同業公會董事監查) 薛蘭亭氏(天津磁業公會主席) 曹曲環氏(天津市商會監查委員會長、天津機器漂染同業公會主席) 小林陽之助氏(天津日本商工會議所理事、天津經濟聯盟常務理事)(以上天津側)

名譽會長田代總領事、同藩天津特別市長、會長齋藤天津日本商工會議所會頭、同王竹林天津市總商會主席、顧問喜多少將、柴山天津特務機關長、湯本財務官、堀內參事官、白井天津居留民團長、王揖唐臨時政府內務部長、王蔭泰臨時政府實業部長、汪時璟臨時政府財政部長、曹汝霖臨時政府顧問、陸宗輿、高凌霨河北省長

天津日華經濟聯盟成立 天津日華經濟聯盟は民國二十七年十一月一日天津日本公會堂に於て、在天津の日華財界有力者約五百名

(附錄) 臨時政府重要職員表(八月現在)

- 一、政府委員
  - 王克敏、湯爾和、齊燮元、朱深、王揖唐、董康、王蔭泰、高凌霨
  - 江朝宗、馬良、余晉猷、潘毓桂、汪時璟
- 二、議政委員會
  - 委員長 湯爾和
  - 委員 王克敏、王揖唐、朱深、董康、齊燮元
  - 秘書長 高凌霨、江朝宗、王蔭泰、汪時璟
  - 黎世衛
- 三、行政委員會
  - 委員長 王克敏
  - 委員 湯爾和、齊燮元、朱深、王揖唐、高凌霨、汪時璟
  - 趙琪(兼)
  - 參議 曹汝霖、吳佩孚、王芳亭、鮑觀澄
  - 顧 問 鄒泉蓀、邱玉堂、冷家驥、林文龍、池宗墨、歐大慶、周鼎祥、唐圭良、鄭致權、朱景邁、沈燕侯、戴陳霽
  - 諮 議 奉壽銘、李春魁、伍世應
  - 參 議 邵東湖、何庭流、傅溼波、沈郁
  - 秘書長 羅益鏞
  - 事務處長 張仲直
  - 情報處長 周二爲
  - 公報處長 蕭百新
  - 書記處長 胡銘榮

第四編(附錄) 臨時政府重要職員表

- 調查處長 陳國權
- 審計處長 周彬岐
- 外務局長 岳開先
- 交通局長 李宣威
- 振務委員會委員長 高凌霨
- 河南黃河水災工賑委員會委員長 蕭瑞臣
- 四、司法委員會
  - 委員長 董康
  - 委員 呂世芳、張乘運、朱頤年
  - 秘書長 陶洙
  - 公務員懲戒委員會委員長 董康(兼)
  - 法規編審處審議委員 石覺在、劉志敏、張蘭恩
- 五、內政部
  - 總長 王揖唐
  - 秘書長 吳 珮
  - 參 事 溥叔明、李元暉
  - 總務局長 羅韻孫、汪濟慶、汪月江、蔣尊諱、張亞東、吳 珮
  - 民政局長 夏蕭初
  - 禮俗局長 趙之成
  - 衛生局長 王 潛
  - 蒙藏事務處長 周頌聲(代理)
  - 蒙藏事務處長 關震華
- 六、財政部
  - 總長 汪時璟
  - 次長 熊正瑗
  - 秘書長 沈學忱、朱偉、周道曾、黃丙三
  - 參 事 姚鈺、葉爾衛、毛鴻賓、高崇祿、周道曾、濮良至



總務局長 李桓  
 稅務局長 郭立志(代理)  
 公債局長 袁永廉  
 國庫局長 許造時  
 會計局長 徐業  
 統稅公署長 袁永廉(兼)  
 長蘆鹽務管理局長 楊廷博  
 同 山東鹽務管理局長 鄭梅雄  
 同 山西鹽務管理局長 日吉期  
 同 山西鹽務管理局長 張小川  
 同 山西鹽務管理局長 信次  
 七、治安部  
 總長 齊燮元  
 次長 王永泉  
 秘書長 劉潛  
 參事 陳定遠、高培樞、陳贊虞、俞壽元、胡慶培、孫榮  
 參事 王煥齊、游捷、高勝岳、高毓澎、杜錫鈞  
 總務局長 秦華  
 建制局長 黃南鵬  
 保衛局長 田文炳  
 教練局長 王永泉(兼)  
 經理局長 李在中  
 憲兵司令 邵文凱  
 陸軍官學校長 齊燮元(兼)  
 高等警官學校長 朱深(兼)

八、教育部  
 總長 湯爾和  
 次長 方宗鰲  
 秘書長 方宗鰲(兼)  
 參事 趙則之、陳方可  
 總務局長 梁亞平、趙之成、毛頌芬  
 文化局長 劉士元  
 教育局長 張心沛(兼)  
 北京大學總監督 湯爾和  
 外國語學校長 劉宏鈺  
 九、法部  
 總長 朱深  
 次長 朱深(兼)  
 秘書長 祝書元  
 參事 萬兆芝、程光銘、徐審義、史兆德  
 總務局長 萬兆芝、李寶璋、吳慎修  
 編纂局長 劉振生  
 法務局長 邵煜全  
 十、實業部  
 總長 王陸泰  
 次長 陸夢熊  
 秘書長 張萬祿  
 參事 俾寶惠、陳家鳳、李瀛洲、李岐山  
 參事 孫宣、黃孝平、林文龍、張恂  
 技正 于國棟、吳家振、金大敏、陳崧雲、魏兆英

總務局長 李殿璋  
 農林局長 祁彥孺  
 工商局長 黃孝平(兼)  
 鑛業局長 金少偉(兼)  
 合作局長 夏清貽(兼)  
 農振事務局長 夏清貽(兼)  
 局長 鈕先鋒  
 十一、最高法院  
 院長 董康(兼)  
 民廷廷長 呂世芳  
 刑廷廷長 朱頤年  
 書記官長 董邦乾  
 檢察官長 張孝移  
 書記官長 張逢源  
 十二、在外使臣  
 駐日辦事處長 孫覺湜  
 同 秘書長 譚覺真  
 橫濱僑務辦事處主任 孫善  
 神戶僑務辦事處主任 王守善  
 朝鮮京城總領事 范漢生  
 朝鮮元山副領事 張義臣  
 朝鮮新義州領事 馬永發  
 朝鮮釜山隨習領事 袁毓常  
 駐滿通商代表 周廷  
 十三、河北省公署  
 省長 吳贊周  
 秘書長 劉宗彝

民政廳長 高培樞  
 財政廳長 葉爾衡  
 警務廳長 李志元  
 教育廳長 孫今善  
 建設廳長 陳曾拭  
 參事 顧儀曾、周彬岐、伍星三、曹敬菴、劉宗彝、李少  
 冀東道尹 韓則信  
 津海道尹 謝華輝  
 保定道尹 王季章  
 冀南道尹 王季章  
 十四、山東省公署  
 省長 唐仰杜  
 秘書長 俞康德  
 民政廳長 張星五  
 財政廳長 唐仰杜(兼)  
 警務廳長 張亞東  
 教育廳長 郝書喧  
 建設廳長 莊維屏  
 參事 于桂元、劉景堯  
 省會警察局長 程錦  
 魯東道尹 張化南  
 魯北道尹 王露洪  
 魯南道尹 方永昌  
 魯西道尹 朱永藻  
 濟南市長 朱桂山  
 十五、河南省公署







## 第五編 中華民國維新政府

### 第一章 政治建設

#### 第一節 一年の治績概観

成立後今日迄の經過 中華民國維新政府は民國二十七年三月

二十八日、戦火漸く鎮りたる南京に成立し、即日政府組織大綱を公布(昭和十三年版参照)、爾來同政府は治安の回復、經濟復興に主力を傾注した結果、成立一年後の民國二十八年三月二十八日には早くも一獨立政權たるの偉容を示し、新支那の興隆に力強き巨歩を印しつゝある。即ち維新政府は初め上海に臨時辦事處を設け政務を執行し來つたのであるが、皇軍の戦果擴大せる結果同政府の統治區域も亦増大したるを以て、民國二十七年九月南京に遷ると共に愈々新政府としての事務を開始したのである。併かも維新政府は成立當初發表せる宣言に於て「内に對しては秩序を恢復し、流亡逸散せる人民を撫輯し、農村を安定し、商業を復興し、人民の災禍を減少せしめ

て國家の爲めに生氣を興ふべく、外に對しては領土主權を戦前の状態に回復すべく、且つ隣邦と樽俎の上東亞新秩序の展開をなす」旨を高調し、其の政綱を明かにする所あつたが、同政綱の趣旨に則り行政、立法、司法の三院を設け、更に行政院内に外交部、内政部、財政部、綏靖部、教育部、實業部、交通部並に司法行政部を、立法院内に法制委員會、外交委員會、財政委員會、經濟委員會、治安委員會を夫々設置して之が運営に當ることとし、行政院長に梁鴻志氏が、立法院長に溫宗堯氏が就任、政綱(昭和十三年版参照)の急速なる實現に邁進しつゝある。

右の如く政府は中央施政の充實を期する一方、地方治安の回復並に民生の向上に留意し、地方行政體系の確立により其の圓滿なる發展を期してゐる。即ち江蘇省政府は民國二十七年五月二十八日、浙江省政府は同六月二十日、また安徽省政府は同七月二十三日夫々成立したが、更に南京及び上海兩市を特別市とし南京特別市は民國二十四年四月二十四日、上海特別市は同四月二十八日成立し、これ亦地方政治の復興に従事してゐる。

斯くて維新政府は二十八年三月二十八日成立一周年を迎へ其の基礎は愈々強化、確立され來つたが、一方汪兆銘氏を中心とする新支



那中央政權樹立運動の積極的活動開始により、維新政府も亦新中央政權に合流して新支那建設に乘出すことに決定したと傳へられる。

**成立一周年式典** 中華民國維新政府成立一周年記念式典は民國二十八年三月二十八日午前十時より行政院大禮堂に於て王克敏、朱深兩臨時政府代表並に原田最高顧問、山田中支軍最高指揮官、澤田海軍武官其の他多數來賓の參列の下に盛大に舉行されたが、同式典席上梁鴻志維新政府行政院長は談話の形式を以て左の如き施政大綱並に宣言を發表した。

**維新政府施政大綱**

維新政府が紛亂の局に成立して以來早くも一周年を閲した。此の間治安回復、難民救済、農村安定、商業復活に努め政綱の實現に銳意邁進し來つた。然し此の政綱實現の爲めには、先づ政治的に(一)中樞政府の擁護(二)民力國力の培養が必要であり、經濟的には(一)上下一致の努力によつて經濟の復興を圖り、日支合作を促進し(二)政策を確定し農業、工業其の他各部門相互に歩調を揃へ、協力一致、産業機構の改革を圖ることが必要である。政府は今後とも事實によつて將又理論的指導によつて全國各界の認識を深め民と共に更始する決意である。

**維新政府宣言**

本政府成立して今や茲に一周年を迎ふ。去年の今日を追想するに

堅固なる基礎を定めると共に、税政を確立し、交通を復興して我が東亞新秩序の建設に協力し、今や新政權の礎石を完全に築いたのである。今同政府一年間の治績を見れば大要左の如くである。

**治安概況** 維新政府は治安回復を復興の先決條件として皇軍協力の下に治下各地方の治安肅清に全力を傾注してゐる。即ち民國二十七年十月綏靖軍官學校を創立して維新軍人の幹部養成に努力してゐるが、是より先同年五月には南京、蘇州、杭州、蚌埠に四軍管區を設け綏靖部隊を之に配し皇軍警備隊と協力、積極的綏靖工作を開始した。二十八年二月末現在に於て既に歸順兵匪の改編四萬四千、歸順申込約四萬を數へ集團兵、土匪は殆んど影を絶つに至つた。然し猶ほ餘喘を保つ新四軍に對しては皇軍の協力下に逐次掃滅の歩を進めてゐる。部隊編成當時は僅か一萬の兵士を有するに過ぎなかつた綏靖部隊も、現在既に其の數四萬を超え、之に伴つて裝備の充實、軍人精神の旺盛は又自覺ましいものがあり、二月上海共同租界に陳鐵氏の暗殺事件發生するや租界の警備力恃むに足らずとて間髪を容れず出動、租界の周邊に防備網を張り不逞分子の潜出入を封じて租界脅威の姿勢を取つた手際の如きは其の實力の充實を十分に示したものである。一方陸の綏靖に呼應して江湖上の肅清の完璧を計る爲め、同年三月水巡艦隊創設を決定、艦艇、水軍の諸準備を急いでゐる。かゝる軍による綏靖工作に平行し民衆の組織による自衛的防共治安工作亦着々進められ、所謂

我が政府同人敢へて此の重責に任じて以來營々努力邁進して倦まず、以て今日稍見る可き成績を擧ぐるを得たり。然りと雖も其の當時豫期せる所に比すれば尙前途遼遠なるを痛感す。幸にして此の一年各省市政機構遂次成育し、秩序の回復、市面の繁榮、人心の動向亦復興の途に向ひて歩々前進し、治安を攪亂するものは之を掃蕩し和平を阻碍するものは之を膺懲して同心協力、不撓不屈邁進しあり。此の點政府同人の聊か自を信じ自を慰める所なり。茲に一周年記念慶祝の式典に當り我が同人は過去の工作を檢討し將來の方針を確定し、言行一致銳意之に努め、廣く人材を求め、以て行政の機能を増進し、犠牲を懼れず、苦難の環境を打破すべきなり。斯くて早急に東亞新秩序を具現せしめ、中國新國家の完全なる獨立を期し、以て我が同人たるもの克く和平救國の重大使命に副ふ可し。神明亦此の言を照覽あらん。

**施政一ヶ年の治績** 斯くて維新政府は成立一ヶ年を迎へたのであるが、維新政府の此の一ヶ年間に於ける治績は實に目覺しきものがある。即ち蔣政權は南京放棄に際し政府各部の全書類を持逃げ、其の爲め維新政府は稅收の頼るべき基礎なきは勿論、流亡民は各地に横溢して寄るに家なく、從つて地方の治安紊亂は其の極に達した結果、各省政府と共に之が整理回復並に民生向上に努力せし所は眞に想像以上のものがあつた。然るに政府は此の一年間に於て内政の

保甲制度の確立による民衆の自衛力を増進し、又防共青年團を組織して防共力の昂揚に努め、同年度百三十五萬の團員獲得を目標に三月初め既に其の組織に着手した。同團結成の曉は反共を標榜して生れ出た維新政府の鐵の支柱となるものとして大きな期待がかげられてゐる。

**教育の再建** 政府關係當局は十數年に亘つて蔣政權が植ゑつけた抗日教育を叩き潰して、維新教育を中支の隅々にまで及ぼさうと非常な意氣込みを以て教育再建に邁進してゐる。統治區域が曾て抗日教育の熾烈を極めた土地であるだけに、維新政府の新教育工作は北支其の他と事情を異にし數倍の努力と熱意が必要とされてゐる。政府は先づ第一工作として小學教育の再建に着手し、初年度に於ては暫行教育法規の制定、各小學校の復校、新教科書の編纂配布、小學教師の再教育が略ぼ完成し、次いで第二年度に於ては國立南京大學の開設、專門、師範、中等各學校等の創設、之に伴ふ新教科書の制定、民衆體育、映畫教育の提唱等の各種事業が豫定されてゐる。

**地方行政の整理充實** 維新政府は二十七年三月地方行政の根本方針を定め江蘇、安徽、浙江の三省に省政府を設け南京、上海に特別市政を布くに決定、江蘇省政府は三月廿三日、浙江省は六月二十日、安徽省は七月廿三日、南京市政公署は四月廿四日、上海市政府は大道市政府の後を襲つて四月廿八日夫々正式に成立を告げた。爾來、治安肅清の進展に隨つて地方行政區域は急激に擴大し



二十八年三月現在に於ては三省の皇軍占據地區内縣鎮は悉く新政府の治下に歸し新政を謳歌するに至つた。政府は新統治地區に對する新官吏の養成並に舊官吏再教育の見地より前年十月縣政訓練所を開設、縣知事、縣佐等地方指導官に對し東亞の新秩序建設に即應する「治民」教育を施し、二十八年三月既に約百名の第一期卒業生を送り出した。政府は又民衆の負擔と民福の増進を圖り地方産業復興の基礎を確立する爲め同年二月一日より釐金税類似の一切の雜税を廢止、之による稅收減を補ふ爲め地方自治團體に對し二月より四ヶ月間、月額百萬元乃至百三十萬元の補助金を交付し各市縣健全財政の助長を計ることとなつた。又衛生設備の缺乏してゐる地方に對し醫藥施療の福音を與ふべく、同年度に於て地方主要都市に縣立病院、其の他に分院の設立計畫が進められ、治安の肅清と相俟つて地方行政は愈々充備の一途を辿つてゐる。

財政の確立 二十七年五月、日英間に海關處理に關する取極め成立するや維新政府財政部は直に江海關を接收、海關監督を任命したが、更に時を移さず六月より國府の制定せる不當な高率關稅の引下げを斷行、又十一月には共同租界内にある江海關の樓上高く五色旗を懸すに至つたことは維新政府財政史上に一エボックを劃するものといはねばならない。二十八年に入り毎月海關から正金銀行に預託される海關稅收は一千萬元に上り、統稅收入五百萬元と合すれば年收約一億八千萬元となつて現在毎月の歳出が二百萬元見當に過ぎない維新政府として異常な餘裕をみせてゐるとい

ねばならない。之が爲め二月一日を期して事變以來賦課されてゐた釐金類似の一切の地方消費稅撤廢を命ずると共に、地方交付金制度を設け中央の財政的ヘゲモニーを強化した。尙ほ現在統稅機關としては蘇浙皖稅務總局が之を統轄、別に鹽稅機關としては鹽務管理局を中心に機構の擴充を急いでゐるが、田賦、家屋稅、營業稅等地方稅制の整備に關しては財政部より各地に調査員を派遣し之が完成に努力してゐる。

交通の整備 陸上交通に付ては二十七年十一月既に華中都市バス會社が成立、上海、南京、杭州、蘇州、無錫、常州、鎮江、蕪湖の各地に亘り市内バスの運營を開始したが、更に京滬、滬杭甬、蘇嘉、江南の四鐵道と都市間を結ぶ長距離バスを含む華中交通會社も成立、愈々本格的に江南交通の整備に乘出すこととなつた。又水運に付ては既に同年七月成立した上海内河汽船會社が、日本に設置される對支海運會社と共に河海を通じて上海を内外に聯絡することとなる。

空には大日本航空會社が日本、上海線を就航する他中華航空會社が三月より上海、南京、北支線を開航した。郵政に付ては蘇浙皖總局を設置の計畫を進め、電信電話に付ては同年六月華中電信會社が逸早く上海國際電臺を接收して、中支相互間は固より北支、日本及び諸外國との無線連絡の端緒を開いたのを機會に、七月同社の事業を繼承した華中電氣通信會社が九月には上海の關北電話局を復興したのを初めとして上海市、上海市中心局、南京、蘇

州、杭州、鎮江、蕪湖、揚州、蚌埠等各局を次々に復興、十月には日本との間に無線電話を開通、更に二十八年一月からは上海、蘇州、南京相互間に長距離電話を開業した。

焦土の中に政府を築いた維新政府としては交通の整備こそ焦眉の急とされたが、日本側の協力によつて今や其の大部分は事變前と遜色なきまでに回復を見、經濟産業の復興は著るしき促進を見るに至つたものである。

經濟の復興 維新政府は成立以來焦土に離散流亡せる民衆に衣食住を與へることが最大の急務であり、農村の復興、工業の回復、漁牧の獎勵、礦産の開發、消費の調節といった一連の經濟政策は最も緊急の施策であらねばならなかつた。而して農を以て本とする江南の經濟は先づ農村の復興を以て其の第一歩としなければならなかつた。維新政府實業部が二十七年四月から五月にかけて部内に農村復興事務局、茶葉產銷管理局、糸繭產銷局、水產產銷局、食糧產銷局を設置して之に對處すると共に、京滬線及び滬杭甬線沿線一帶に調査員を特派し、破壊の状態と復興の方法とを調査せしめたのは爾後の政策に大いなる貢獻を齎した。

而して維新政府は復興の動力を日本に求め、日本側から資本の投下續々現れ紡績、セメント、煙草、製粉、硫安、毛織、造船、油脂、アルコール、製鐵、製紙、鐵材等各工業分野に於て日支合辦或は日本の委託經營による復興が着々と實施され、又維新政府法人たる日支合辦の國策會社としては四月に華中鑛業會社（資本金

五百萬圓）が創立されしを初めとし、六月には華中水電會社（資本金二千五百萬圓、近く五千萬圓に増資）七月には上海内河汽船會社（資本金二百萬圓）及び華中電氣通信會社（資本金一千五百萬圓）が、又八月には華中蠶糸會社（資本金八百萬圓、近く一千萬圓に増資）九月には上海恒產會社（資本金二千萬圓）十一月には華中都市バス會社（資本金三萬圓）十二月には華中印書局（資本金三百萬圓）及び大上海ガス會社（資本金三百萬圓）の成立を見た。此の外更に華中鐵道會社及び華中鹽業會社が計畫され、又十一月上海に設立された中支那振興會社、二十八年二月北京に設立された中華航空會社及び東京に成立される東亞海運會社等は、大小の差はあるにしても何れも中支那復興の主動力をなすものである。斯くの如き多彩な各種新規事業の成立によつて維新政府の實業計畫も一步を進め二十七年十一月から二十八年四月迄は實業工作計畫第一期とし、棉業改進機關の設立、糸繭事業の徹底的改革、國立工藝院の新設及び手工業の獎勵による失業災民の救済、礦業條例の改訂、度量衡局の回復、中央農業實驗所の整理、中央林區管理局の回復、地質調査委員會の充實、炭坑の復興、南京上海總商會の回復、商標局及び商檢局の改進、製紙印刷事業の改進等十二項の計畫を相前後して實現しつゝあり、更に五月から十月迄は實業工作計畫第二期として農業專門技術訓練所の創設、三省各地農業實驗區の設立、昆蟲局の回復、氣候觀測所の回復、上海浦東アルコール工場の接收、漁牧司の改進工作と華中水產會社と



の合作等六項の計畫に着手することゝなつてゐる。對外的には二十七年十一月東京を初め各地で開かれた日滿支經濟懇談會に王實業部長自ら出席、中支那の情勢を詳細に紹介したが對内的には二十八年三月八日から上海に開かれた維新政府實業行政會議が未曾有の成功を収め、更に四月六日より農村復興會議の開催があり、かく中支那に擧げられる經濟復興の聲は東亞新秩序の第一聲たらんとしつゝある。

尙ほ政府では民國二十八年に至り復興三ヶ年計畫を樹立、民國二十八年年度を其の第一年として治安肅清、農産業復興に邁進するに決定したが、其の主なるものは左の如くである。

- 一、行政院 此の目的の爲め人材の拔擢を行ひ從來の人事を刷新すると同時に、各院部を改組し行政機構の強化を圖る。
- 一、綏靖部 南京、蚌埠、蘇州、杭州の四軍管區を造り日本軍と協力し治安維持に當り、更に本年中に小海軍を新設する。
- 一、内政部 共產黨に備へて本年中に十七歳以上三十歳迄の青年を全部防共青年團に編成、此の數は百三十五萬で七人組的制度により各村を守らせると同時に縣の警察制度を擴充する。又同時に各縣に縣立病院を造る。
- 一、財政部 速かに合理的な銀行を設立し通貨流通の圓滑を圖り幣制改革の準備を行ふ。又民國二十九年から豫算、決算制度を設ける。

- 一、交通部 郵政總局の完全な接收を行ふ外鐵道、道路其の他の修理を行ひ航空方面にも力を入れる。
- 一、實業部 農産物交易處を開くべく準備し、一部には運轉資金を無利子で貸して開かせることになつてゐる。
- 一、教育部 國學、醫學、理學、農學、工學の綜合國立大學開設の準備を始め、上海、南京に模範男女中學、師範學校を開設し小學校用日本語教科書其の他を作る。其の他各部門に於て幼年の訓練處、研究處等が多數設けられる計畫で、三年後の民國三十年末には戰前以上のよりよき中支を作り出す方針である。

## 第二節 中央行政機構の整備

**維新政府の行政機構** 維新政府は民國二十七年三月二十八日南京に於て成立式典を舉行、成立宣言を以て政府成立の所以及び所信を述べ、次いで各部官制及び組織大綱を制定公布し、政府機構及び其の運行體系の原則を中外に闡明した。而して中華民國維新政府は三權鼎立の政綱に基き行政、立法、司法の三院により構成せられて居り、其の上に政府最高會議として議政委員會あり、政府の最高輔導機關として顧問部がある。

行政院は政府最高の行政機關にして正副院長各一人を置き院内に

秘書廳及び銓敘、考試、統計、典禮、印鑄、僑務、宣傳、臨時通濟の八局を設け、別に外交、内政、財政、綏靖、教育、實業、交通の七部により行政部門を管掌せしめ、各部に部長一、次長二、秘書廳に秘書長一、局に局長を置き夫々各局主管事項を處理せしめることとなつてゐるが、但し目下のところ銓敘、考試、典禮、僑務の五局は事務の繁閑により局を設置してゐない。

立法院は維新政府の最高立法機關にして國會成立前に於ける法律案、豫算案、決議案、宣傳案、媾和案、條約案、彈劾案、大赦案其の他重要國際事務を議決する機關で、其の組織は院に正副院長各一名を置き、其の下に立法委員四十名乃至六十名を置き經濟、外交、法制、財政、治安の五委員會を設け立法事項の審議に當つてゐる。立法委員は政府之を任免し、立法會議主席は立法院長を以て任せらる。立法院には秘書廳及び編譯處を設け秘書長及び處長各一名を置くことゝなつてゐる。

司法院は政府最高の司法機關にして其の組織は正副院長各一名を設け、其の下に司法行政部及び行政法院を置くことゝなつてゐるも司法院は未だ成立せざるに依り曩に成立した司法行政部は臨時に行政院内に設置してある。

以上の如き組織に依り維新政府の政務は運営されてゐるのであるが、更に之を各院部に分ち概記し併せて昭和十三年版以後の事項を記述することゝした。

**行政院** 行政院は成立當初上海に於て諸般の政務を處理してゐたが、民國二十七年六月二十二日南京に移轉した（昭和十三年版參照）。行政院は政府組織大綱に基き院内に前記七部を組織し各部は夫々主管事務を掌理しつゝあるが、更に民國二十七年八月十一日司法行政部を設立したるにより司法院成立迄之を臨時に行政院隷下に屬せしめることゝした。行政院直屬機關は秘書廳、銓敘局、統計局、典禮局、印鑄局、僑務局の一廳六局で、此の既に開設したるものは印鑄局のみであつたが、二十七年六月一日宣傳局が開設せられ、次いで八月二十三日臨時通濟局の開設を見た。

行政院は政府最高の行政機關であるから、院長の職掌事項は頗る重大にして且つ又廣範である。今行政院々長の職掌を示せば左の如くである。

- 一、行政院最高長官とし各部長を統制し國家行政の機務を總攬す
- 二、議政委員會開會に當り主席に任ず
- 三、各部長の連署を得當該部の薦任以上の職員の命令處分停止若くは取消權を有す



- 四、院令發布の權を有す
  - 五、直屬の秘書廳、銓敘局、考試局、統計局、典禮局、僑務局、印鑄局、宣傳局、臨時通濟局を直宰す
  - 六、院長事故ある時は副院長をして職權を代行せしむ
  - 七、特別市及び督辦市政公署を直屬せしむ
- 又各部々長の一般職掌は左の如くである。
- 一、行政院長の命を受け主管部務を總攬し所屬職員を監督す
  - 二、附屬機關を裁轄す
  - 三、各主管事務に關する部令の制定改廢の要ある時は案を具し行政院長に提出し重要案件にありては議政會議の審議を経て之を處理す
  - 四、主管事項に關し部令を發し得ると共に主管事務に關し各省長特別市、普通市及び警察長官を指揮監督す
  - 五、主管事務に關する法令に關しては行政院長と共同副署し之に對する責を負ふ
  - 六、議政委員會委員となり議案の審議をなす
  - 七、次長二名を置き部務を輔佐せしめ部内の政務常務を分ち之を處理せしむ部長事故ある時は次長をして其の職權を代行せしむ
  - 八、其の他

尙ほ行政院は成立早々にも拘らず内政諸般の整備に鋭意努力し、國力の發展並に民生向上を期する爲め各種法令を制定したが、民國

二十七年中に公布せる法令並に條例は次の通りである。

- △中華民國維新政府政綱△中華民國維新政府組織大綱△各部官制通則△行政院宣傳局組織條例△行政院臨時通濟局組織條例△各部務會議通則△政府公報暫行條例△中華民國維新政府公文程式暫行條例△行政院所屬各官吏給假通則△特任官請假規則△官吏特種郵金暫行條例△官吏出差旅費暫行章程△懲治盜匪暫行條例△清鄉區內各縣編查保甲戶口暫行條例△赴日證明書暫行條例△駐外使領館組織條例△省政府組織條例△道縣組織條例△縣組織條例△普通市組織條例△特別市組織條例△縣知事任用條例△省政府民政廳組織條例△省政府財政廳組織條例△省政府教育廳組織條例△省政府建設廳組織條例△省警務處組織條例△省會警察局組織條例△南京警察廳組織條例△特別市警察局組織條例△普通市警察局組織條例△縣警察局組織條例△修正違警罰法△各級警察機關暫行編制大綱△治安警察暫行條例△內政部警長警士餉給暫行辦法△警察人員任用暫行辦法△警士教練所章程△內政部警官學校組織規程△警士教練所附設警長班規則△警察制服條例△醫師、藥劑師、助產士暫行條例△著作權法△出版法△懲治國賊條例△上海特別市擴充管轄區域暫行辦法△上海特別市區公署組織條例△上海復興局暫行規程△修正人事登記暫行條例△監督寺廟寺廟登記條例△內政部縣政訓練所章程△各縣縣政概況報告表△各縣行政主要實施月報表△各地方倉儲管理規則△各地方救濟院規則△各省水災防患辦法△江蘇省賑濟會組織章程△江蘇省賑濟會辦事細則△江蘇省賑濟會監事會議規

- 則△南京市賑務委員會組織規程△修正關稅稅則章程△財政部計畫委員會暫行章程△鹽務管理局管理苦澗牙商暫行條例△銀行業運輸鈔幣護照暫行規則△非常時期財政經濟攪亂取締條例△金融機關取締條例△綏靖部隊士兵教育大綱暨細則△綏靖司令部官佐士兵兵仗編制薪餉表△綏靖軍官學校組織大綱暨條例△各綏靖區司令部與地方行政機關畫分權限暫行辦法△綏靖部鄉區防共自衛團組織條例△綏靖部制定陸軍軍隊內務規則暨懲罰令禮節等項△軍常服軍旗暫行條例△綏靖部兵器修理所暫行組織條例△綏靖部特務暫行組織條例△軍政總執法處各區司令部軍法處組織條例△教育宗旨△教育宗旨實施方針△師範學校法△大學法△專門學校法△高等學校法△小學法△小學暫行規程△教育部督學規程△教育部編審委員會規程△教育部編歷委員會規程△修外國留學規程△學校學年學期及休假日規程△司法印狀紙規則△司法印紙發售細則△訴訟、非訟事件徵收費用規則△司法官用、監獄官費用、律師按委員會規則△推事、律師、檢察官、書記官制服令△庭丁、執達員、司法警察制服令△推事、律師、檢察官、書記官制服施行令△司法官、法院書記官、監獄官任用暫行辦法△第三審上訴臨時法庭組織條例△實業部食糧產銷管理局組織暫行章程△商標法△商標局組織條例△交易所法△度量衡暫行條例△商法公司編△鑛業條例、鑛業條例施行細則修正條文△實業部管理絲繭事業臨時辦法△實業部發給絲繭事業許可證徵收照費暫行細則△上海總商會試辦章程△浙江省暫行商會組織條例及施行細則△交通部航政局暫行章程△臨時通濟局調查員服務規

則暨登記證書△臨時通濟局轉運生財登記聲請書表式及び辦法條文  
越えて民國二十八年三月四日官吏郵金條例並に同條例施行細則を制定し、同三十日には國葬條例、公葬條例を發布したが、次いで五月二十五日には古物保管委員會暫行條例を公布した。右各條例の内容は左の如くである。

官吏郵金條例(二十八年三月四日公布)

- 第一條 凡そ中華民國維新政府に服務する文官、司法官の給郵事項は官吏特種郵金暫行條例及び他の法令に特別規定あるものを除くの外悉く本條例に依り辦理す
- 第二條 郵金は分つて左記四種とす
  - 一、終身郵金
  - 二、一次郵金
  - 三、遺族郵金
  - 四、遺族一次郵金
- 第三條 官吏にして左記事情の一あるものは退職俸給の五分の一を期に分ち終身郵金を支給す
  - 一、公務に因り傷を受け又は病氣となり身體衰弱し又は廢疾となり又は心神喪失し職務に堪へざる者
  - 二、在職十年以上にして身體衰弱し又は不具廢疾となり職務に堪へざる者
  - 三、在職十年以上にして勤勉顯著年六十を超え自ら退職を請ふ



者

第四條 終身郵金の支給は該官吏退職の次月より死亡の月までとす

第五條 左記事情の一ある者は其の郵金受領の権利を喪失す

- 一、公権を褫奪され、こと終身なる者
- 二、中華民國國籍を喪失する者
- 三、本條例第三條第一款、第二款の規定に依り終身郵金を受けたる後再び職官に任ぜざる者

第六條 左記事情の一あるものは其の終身郵金を停止す

- 一、公権を褫奪され尙ほ未だ復権せざる者
- 二、本條例第三條第三款の規定に依り終身郵金を受けたる後再び職官に任ぜざる者

第七條 官吏公務に因り傷を受け又は公務に因り疾病に罹り未だ身體不具廢疾、心神喪失の程度に達せざる者は其の退職時の二個月分俸給の限度内にて一次郵金を支給す

第八條 官吏にして前條により郵金を受けたる後傷病の増劇に因り更に本條例第三條第一款に依り終身郵金を受くる者は其の既に支給せる一次郵金を控除す

第九條 官吏にして左記事情の一ある者は其の最後の在職時俸給の十分の一を遺族郵金として給與す

- 一、公務に因り死亡したる者
- 二、在職十年以上にして死亡したる者

三、本條例第三條に依り終身郵金を受け五年に滿たずして死亡したる者

第十條 死去したる者の遺族にして郵金を受領するには左記の順序に依る

- 一、死亡者に配偶ある時は其の配偶者、但し死亡者の夫不具廢疾にして生活を謀ること能はざる者に限る
- 二、前款の遺族なき時は其の未成年の子女、但し成年となりて不具廢疾にて生計を謀ること能はざる者も亦受領することを得
- 三、以上各款遺族なき時は其の未成年の孫子又は孫女
- 四、以上各款の遺族なき時は其の父母又は其の夫の父母
- 五、以上各款の遺族なき時は其の祖父母又は其の祖父父母
- 六、以上各款遺族なき時は其の未成年の同父弟妹
- 七、第一款の遺族死亡し又は改めて嫁する時其の郵金は夫々第二款の遺族に移轉し受領することを得、若し移轉後郵金受領人未成年にて死亡せる時は尙ほ夫々第三款の遺族に移轉し受領することを得
- 八、第一款の遺族死去し又は改めて嫁し次の款の遺族なき時は其の郵金は順序に従ひ夫々其の他各款の遺族に移轉せしむることを得、但し一款を以て限りとす
- 第十一條 遺族支給郵金は該官吏死亡の次月より左記事由發生の月に至り止む

官吏郵金條例施行細則(二十八年三月四日公布)

第一條 本條例にて稱する文官、司法官は維新政府統治下に服務する者に限る

文官、司法官の委任以上にて法令に依り任用されたる者は本條例に依り郵金を請求することを得

第二條 官吏にして郵金條例第三條、第七條の規定に依り終身郵金又は一時郵金を受くべきものは須く官吏郵金の請求事實表を書したる上呈し退職時の該管轄長官より内政部に轉達すべし

第三條 官吏郵金條例第八條の規定に依り終身郵金の受領に改むる者は須く官吏郵金請求事實表に記入し醫師診斷書を添附の上呈し退職時の該管轄長官より内政部に轉達すべし

第四條 官吏郵金條例第九條第一款、第二款及び第十三條、第十四條の規定に依り遺族郵金又は遺族一時郵金受領すべき者は須く遺族請郵事實表に記入し呈し原籍又は現住所の縣市政府より該死亡官吏又は退職時の該管轄長官に轉達し更に内政部に送達すべし

第五條 官吏郵金條例第九條第三款の規定に依り改めて遺族郵金を受くべきものは遺族請郵事實表に記入する外該死亡官吏の終身郵金證書を提出すべし

前項の改めて遺族郵金受領許可後は其の終身郵金證書は内政部に於て之を抹銷す

第六條 官吏郵金條例第十條の規定に依り第二款以下の遺族にし

一、其の最も幼き子女成年に達せる時

二、其の妻死亡し又は改めて結婚せる時

三、其の孫及び孫女又は弟妹の最も幼き者成年に達せる時

四、其の父母、祖父母又は夫の父母、祖父母の死亡したる時

五、不具廢疾の夫又は不具廢疾の成年子女にして自ら生活し得るか又は死亡したる時

第十二條 本條例に依り郵金を受領すべき遺族數人ある時は其の人數に應じ之を平均に支給す、中に一人若くは數人其の受領すべき部分を拋棄せんことを願ふものは該部分の郵金は其の他の受領權を有する人に均分支給す

第十三條 官吏にして公務にて死亡するものは本條例第九條に依り郵金を支給する外尙ほ該官吏の最後の在職時の俸給二個月を限度とし其の遺族に一次郵金を支給す

第十四條 官吏にして在職三年以上十年未滿にて死亡するものは其の最後の在職時二個月の俸給を其の遺族に一次郵金を支給す

第十五條 本條例に稱する官吏の在職年數は就職の月より起算し退職の月に至り止む、退職後は前在職の月數も亦合併計算することを得、但し刑事處分又は懲戒處分を受くるに因り免官されたる後再び任官したる者は此の限りにあらず

第十六條 郵金の享受權は差押、讓與又は擔保に供することを得ず、尙ほ税金の徴收又は一切の債務を控除することを得ず

第十七條 本條例は公布の日より施行す



て遺族郵金を請求する時は須く其の第一款の遺族の失權又は死亡の聲明書を提出すべし

第七條 各官署の長官にして請郵事實表及び證明文書を受領したる時條款と符合せざるか又は手續不合理證據不足と認むるものは返還し又は命令を以て書換へ補送の上集積轉交すべし

第八條 内政部の審査に於て郵金と條例と適合したる場合は即時呈し行政院より維新政府に轉呈の上許可後郵金證書を發給し原轉請官署より該請求人に送達すべし

金證書は分つて保存證書及び調査、備付三札となし第一札は保存として内政部に留め第二札は證書として郵金請求人に交付し第三札は調査の備付として内政部より財政部に送付す

第九條 前條第二項の規定に依り財政部は内政部の郵金證書を送せる調査用一札を受領せる時は即時に登記し其の後該郵金受領所在地の省政府又は特別市政府に轉送し更に省政府より郵金受領人現住する縣公署、市政府又は特別市政府より所屬の財政局に轉發す、財政部一時郵金證書の調査備付一札を受領せる時は即時金額を支出し原轉請官署に送交すべし、其の終身郵金又は遺族郵金を支給するには毎年一月、四月、七月、十月の四回に分ち郵金額の四分の一に依つて郵金を支給すべし、支給は省政府又は特別市政府より縣公署、市政府又は財政局に轉發すべし

郵金受領人は期に按じ郵金證書を提出し呈したる上縣公署、市政府又は特別市政府財政局より調査備付に供する一札は引合の

上郵金を郵金受領人に發交す

第十條 郵金受領人他處に移住する時は須く郵金支給期に至る三十日以前に原住所の縣公署、市政府又は特別市政府財政局に呈すべし、若し期を超へて始めて呈報する者は該期の郵金は仍ほ原住所の縣公署、市政府又は特別市政府財政局より支給す

郵金受領人の原住所の縣公署、市政府又は特別市政府財政局前項の呈報を受領せる時は即時省政府又は特別市政府に呈報し財政部に轉達し並に呈報人の移住地の省政府或は特別市政府に通知し縣公署、市政府又は特別市政府財政局に轉知す

第十一條 官吏郵金條例第五條の規定に依り郵金を停止するものは左記各款に定むる各官署より財政部に通知し郵金の支給を停止す

一、公權を褫奪されたるものは確定判決を宣告する法院より報告し司法行政部より通知す

二、中華民國國籍を喪失するものは内政部より通知す

三、官吏郵金條例第三款第一款乃至第三款の規定に依り終身郵金を受けたる後再び任官する者は再び任官したる該管轄長官より通知す

財政部前項の郵金停止の通知を受けたる後は即時省政府又は特別市政府に文書にて送達轉令し支給を停止せしめ尙ほ該郵金受領人の所在地の縣公署、市政府又は特別市政府財政局より該郵金證書を追納せしめ呈し省政府又は特別市政府より内

政部に轉送し取消すべし

第十二條 官吏郵金條例第六條の規定に依り終身郵金を停止するものは確定判決宣告の法院より報告し司法行政部又は再任官の該管轄長官より財政部に通知す

第十三條 終身郵金を受くる者死亡せる時は其の遺族より郵金支給縣公署、市政府又は特別市政府財政局に呈報し内政部に轉送の上取消すべし

第十四條 停止原因あり或は死亡せる時は郵金支給機關は隨時調査すべし、並に郵金を支給する時は夫々審査し主管官署に報告すべし

第十五條 遺族郵金を受領する遺族死亡するか又は官吏郵金條例第十一條の規定に依り其の遺族人の權利消滅せる時は遺族郵金支給の縣公署、市政府又は特別市政府財政局より該管轄省政府又は特別市政府に呈報し財政部に轉知し尙ほ遺族郵金證書を追納し内政部に轉送し取消すべし

第十六條 終身郵金又は遺族郵金證書にして遺失汚損ある時は事由を詳敘し呈したる上縣公署、市政府又は特別市政府財政局より省政府又は特別市政府に呈し内政部に轉請して補給又は換給することを得

第十七條 本細則に規定する所の各種事實表及び申請様式は内政部に於て之を定む

第十八條 本細則は公布の日より施行す

國葬條例(二十八年三月三十日公布)

第一條 中華民國國民にして國家に殊勳ある者死去したる時は本條例の規定に依り國葬を舉行す

第二條 國葬を舉行するには維新政府議政委員會會議により之を決定す、既に私葬を経たる者も亦前項の規定に依り國葬の典禮を舉行することを得

第三條 國葬の經費は貳萬元と定め維新政府の國庫より之を支出す

第四條 本條例第二條の規定に依り國葬を舉行する時は維新政府内政部より員を派し國葬典禮辦事處を組織し國葬事宜を籌備す

第五條 國葬の儀式は内政部より別に之を定む

第六條 國葬墓地は國葬典禮辦事處に於て遺族と會談の上相當の地所を選定し墓地を定め修築し碑銘を建立し之を表彰す

第七條 國葬舉行の日は所在地の官吏は均しく須らく祭場に行き又は祭壇を設け遙拜すべし、凡て公務人は腕に黒紗を纏ひ全國的に娛樂を停止し各機關、各團體及び商店の住民は一律に半旗を掲げ以て哀悼の意を表すべし

第八條 本條例は公布の日より施行す  
公葬條例(二十八年三月三十日公布)

第一條 維新政府は官民にして事業を創造し聲譽を愛惜し身を捨て國に盡し自己を潔し人を利せるものを鼓舞獎勵せんが爲め特に本條例を制定し以て之を褒榮す



第二條 凡そ左記資格の一ある者は死去後公葬を舉行することを  
得

- 一、個人の畢生の心力財力を盡し慈善救済事業をなすこと二十年以上に達し人民を救済するもの百萬以上にして尙ほ永久的基礎を確立したる者
- 二、個人にして畢生の心力を盡し教育を提倡し中等以上の學校を創辦すること二十年以上に達し學生三千人以上あり設備完全成績顯著にして一省又は一市の模範とするに足る者
- 三、政府の大官及び省市政府の大官にして特殊なる政治治績あり民より遺愛され或は危険を冒し寇を防禦し公務に因り危害に遭遇したる者
- 四、文化を提倡し學術を研究し名達を求めず著書に説を立て以て社會道徳を維持し後進の思想を啓發するに足る者
- 五、個人畢生の心力財力を盡し工藝を經營し創造發明し人類の進化に益する所ありたる者

第三條 本條例第二條第一、第二、第四、第五の四項の規定の一に適合する者は地方長官を経て功績又は事蹟を列擧し内政部より維新政府に轉呈し議政委員會會議の決議を経て後公葬を舉行す、其の本條例第二條第三項の規定に適合し内政部より維新政府に呈報の上議政委員會の會議の決議を経たる後公葬を舉行す

第四條 公葬の經費は三千元以上一萬元以下とし維新政府議政委員會會議の決議により之を酌量支給す

第五條 凡そ議政委員會會議の決定を経て公葬を舉行する者は内政部より員を派し地方官吏、紳士及び遺族と相談の上公葬事宜を籌備す

第六條 公葬の墓地は籌備員遺族と相談の上地所を選定し墓を建設し碑を樹て以て永久に垂ん

第七條 公葬の日は其の地方官吏は均しく須らく祭をなし或は員を派して祭をなす

第八條 公葬の儀式は内政部より別に之を定む

第九條 凡そ地方團體にして郷の賢者を表彰せんとし公葬を發起するものには本條例の規定を適用せず

第十條 本條例は公布の日より施行す  
古物保管委員會暫行條例

(二十八年五月二十五日公布)

第一條 維新政府は朝天宮及び其の他各處保藏の古物は速かに整理保管する必要があるに因り特に古物保管委員會を設置す

第二條 古物保管委員會には委員長一人、副委員長二人、委員兼任者十人、專任者四人を設け整理保管の責任に當り本會職員を指揮監督す

第三條 東亞文化を發揚する爲め前條に關係ある委員の外日本方面に關係ある者を招聘し委員となすことを得

第四條 専門技術員十人を設け分類鑑定備存保存等の事を分擔す

第五條 一、二、三等事務員若干人を設け庶務を處理す

第六條 委員長以下事務員に至るまで各院部の官吏にて之を兼任することを得

第七條 本會職員の兼任者には手當費を酌量支給することを得、專任者の俸給は別に之を定む

第八條 本條例は公布の日より施行す

斯くて維新政府の行政機構は著々と整備し之に伴ひ治安は回復し人民は漸次其の居に安んずるを得、農村は復興し、財政は確立を見教育は蔣政權下の誤れる抗日教育を廢し新支那民衆の眞の教育制度に改まりつゝあるが、今左に便宜上行政院に直屬する秘書廳、印鑄局、宣傳局、臨時通濟局の一廳三局を茲に記述することとした。

秘書廳 秘書廳は政府内部の連絡統制に任じ、且つ行政院全般の統制整理に當り、重要政務事項は各機關より本廳に來り、之より當該關係機關との連絡技術を管掌するもので、廳内に機要、文牘、撰擬、人事、審核、編譯、交際、收發、會計、庶務の十組を置き、別に參事を設けて行政院秘書事項を補佐せしめてゐる。本廳の幹部職員は左の如くである。

- △行政院秘書長 吳用威△秘書陳成、黃濤、陳道量、魏景行、
  - 江古懷、劉驥業、王長春、黃懋謙、黃考緯、朱景邁
- 而して秘書廳の職掌は左の通りである。

一、院内に於ける重要書類、機密書類、原稿の査閱保管

二、院長の交辦に關する事項

三、院令の公布に關する事項

四、印信保管に關する事項

五、職員進退の記録に關する事項

六、關係文書の處理及び圖書保管に關する事項

一、機要組 機密事項の處理及び機密文書の起草に關する事項

二、文牘組 各種文書、電報の作製、清書、校正並に印鑑書類保管處理に關する事項

三、撰擬組 特種書翰の起草及び各組に屬せざる文書並に電報の作製に關する事項

四、人事組 職員任免、轉任、出張、調査、賞罰、慰勞等に關する事項

五、審核組 本院及び所屬機關の各種法令並に規定の審査、解釋の起草に關する事項

六、編譯組 各國の關係書新聞並に書翰電報の蒐集並に翻譯に關する事項

七、交際組 國際間の儀禮の接受、應答及び宴會の處理に關する事項

八、收發組 書類及び附屬物の受付及び配達登記、郵電料の決算及び統計に關する事項



第二回新支那現勢要覽

九、會計組 豫算決算の審査作製並に金銭出納及び保管に關する事項

一〇、庶務組 公用物品の購入保管及び警備隊關係通行證、徽章並に各組に屬せざる事項

印鑄局 維新政府各院部及び所屬機關の官印並に長官印の製作及び政府公報の編纂發行を掌理するもので、局内に第一、第二、第三の三科を置き、別に秘書、參事を置いて局長を補佐せしめることとなつてゐる。同局の幹部職員は左の如くである。

△局長 李宜侗△參事 岳誦先

印鑄局長は所管事務を掌理し、所屬職員を監督し參事は局長を補佐し計畫の審議及び全局の事務を掌るものであるが、更に其の下にある第一科は印信(文官印)關防(武官印)の鑄造管理、官印鈐記(官契印)の彫刻、褒章、徽章の製造、圖案の選定作製に關する事項を掌り、第二科は政府公報、法令全書、職員錄及び其の他公文書印刷物の編輯及び印刷發行に關する事項を掌理し、第三科は印刷所の管理、收支の合計を辦理する外、書類の受發、文書の擬撰、印鑑の校正、統計、印信の藏守並に庶務に關する事項を掌ることとなつてゐる。印鑄局の既に實施し又は準備中の事項を示せば左の如くである。

- 一、鑄造印信 京外各機關用印信にして民國二十七年四月以降二十八年一月に至る間に鑄造せるもの九十個、關防十四個、鈐記三個、小官章百三十四個あり
- 二、公報出版 政府公報第一號は民國二十七年四月十一日發行し爾後引續き發行中である
- 三、勳章、獎章、記念章等を自製する爲め鑄造所を開設準備中
- 四、政府公報其の他公式發行印刷物の激増せるに鑑み専門印刷廠を開設準備中
- 五、二十七年年度公報合訂本を出版した

宣傳局 今事變の由つて來た所以に顧み政府成立の趣旨及び精神を中外に認識せしめ、滅共、反蔣の徹底を期する爲め特に行政院に宣傳局を新設した。同局は新聞雜誌、通信、出版、ラヂオ、廣告、演藝、思想等に對し必要なる處置を講じ、事實を以て宣傳の主眼として居る。其の組織は第一、第二、第三の三科に分れ、其の他秘書、參事を置きて管掌事務を輔佐せしめることとなつてゐる。同局の幹部職員は左の如くである。

△宣傳局長 孔憲鑑△秘書 郭崇階、鮑振青(兼)△科長 鮑振青、陳能羣、吳錫珍  
(備考) 前局長劉驥業辭任により孔憲鑑氏は二十八年三月局長に就任した。

而して同局は前記趣旨により著々と業績を挙げつゝあるが、其の職掌は左の如くである。

宣傳局長 行政院長の命により所管事務を掌理し所屬職員を監督す

參議 局長を輔佐し計畫を審議し全局の事務をなす

第一科 文獻の受發保存並に印鑑の保存、職員の任命、成績考査、書籍新聞雜誌の管理、豫算決算及び會計庶務事項

第二科 國內一切の刊行物の指導統制、國外重要情報、宣傳資料の交換、國內外の記者との連絡、書面宣傳による必要事項

第三科 演劇映畫の指導檢閲事項、ラヂオに關する一切の事項講演に關する事項

尙ほ維新政府管下には目下戰鬪行爲依然行はれつゝある地方もあるので宣傳局の爲すべき事項も亦頗る廣範である。今同局の工作概況を示せば次の通りである。

- 一、反共滅蔣工作 政府成立の本義に基き我が當局と協力、全力を擧げて反共滅蔣工作に従事してゐる。
- 二、國內工作 綏靖部隊及び日本軍に積極的に協力し以て反共討蔣に邁進してゐる。尙ほ蔣政權による流言蜚語を反駁すると共に人心の宣撫に努めてゐる。
- 三、對日本工作 我が政府當局と連繫し華中の正確なる情報を蒐集交換すると共に維新俱樂部(新聞記者俱樂部)に對して

定期會談をなしつゝある。

四、對歐米工作 對外發表所を設けて歐米記者に對し隨時所要適正なる發表をなし、以て歪曲せる第三國報道及び蔣政權軍の報道を是正するに努めてゐるが、近く中華聯合通信社に英文版を設け宣傳に當る。

五、政府内報發行 「情報旬報」の發行をなし内外各國の情報を集録し、適確なる世界情勢を政府部内及び關係方面に理解せしむると共に「各院部日報」を發行して關係方面並に關係部所に配布し、政府の掌務工程を報することになつてゐるが、目下の所何れも中止してゐる。

六、社會民衆團體の指導 不良團體、秘密團體の根絶を期しこれ等の結成を禁止する一方、善良なる團體に對しては之を指導援助し、以て明朗中支の建設に助力してゐるが、更に大民會、大道會、黃道會、總工會、總商會、上海經濟建設會等に對しては夫々主張を認め、且つ之を是正指導して一層の努力を期してゐる。

七、ラヂオの統制及び放送 當初日本軍の管理又は直轄せし機關を便宜利用し政府の主旨を徹せしめてゐる。  
八、映畫、演藝の指導 政府成立の本義に則り滅共の大義に邁進し善良有益なるものに對しては援助することゝしてゐる。而して其の第一のものとして上海に中日合辦による大規模の撮影會社を設立中であるが、又演藝場、映畫館其の他各種の



九、會計組 豫算決算の審査作製並に金銭出納及び保管に關する事項

一〇、庶務組 公用物品の購入保管及び警備隊關係通行證、徽章並に各組に屬せざる事項

印鑄局 維新政府各院部及び所屬機關の官印並に長官印の製作及び政府公報の編纂發行を掌理するもので、局内に第一、第二、第三の三科を置き、別に秘書、參事を置きて局長を補佐せしめることとなつてゐる。同局の幹部職員は左の如くである。

△局長 李宜侗△參事 岳誦先

印鑄局々長は所管事務を掌理し、所屬職員を監督し參事は局長を補佐し計畫の審議及び全局の事務を掌るものであるが、更に其の下にある第一科は印信（文官員）國防（武官員）の鑄造管理、官印鈐記（官契印）の彫刻、褒章、徽章の製造、圖案の選定作製に關する事項を掌り、第二科は政府公報、法令全書、職員錄及び其他公文書印刷物の編輯及び印刷發行に關する事項を掌理し、第三科は印刷所の管理、收支の合計を辦理する外、書類の受發、文書の擬撰、印鑑の校正、統計、印信の藏守並に庶務に關する事項を掌ることとなつてゐる。印鑄局の既に實施し又は準備中の事項を示せば左の如くである。

一、鑄造印信 京外各機關用印信にして民國二十七年四月以降二十八年一月に至る間に鑄造せるもの九十個、國防十四個、鈐記三個、小官章百三十四個あり

二、公報出版 政府公報第一號は民國二十七年四月十一日發行し爾後引續き發行中である

三、勳章、獎章、記念章等を自製する爲め鑄造所を開設準備中  
四、政府公報其他公式發行印刷物の激増せるに鑑み專門印刷廠を開設準備中

五、二十七年公報合訂本を出版した

宣傳局 今事變の由つて來た所以に顧み政府成立の趣旨及び精神を中外に認識せしめ、滅共、反蔣の徹底を期する爲め特に行政院に宣傳局を新設した。同局は新聞雜誌、通信、出版、ラヂオ、廣告、演藝、思想等に對し必要な處置を講じ、事實を以て宣傳の主眼として居る。其の組織は第一、第二、第三の三科に分れ、其他秘書、參事を置きて管掌事務を輔佐せしめることとなつてゐる。同局の幹部職員は左の如くである。

△宣傳局長 孔憲鑑△秘書 郭崇階、鮑振青（兼）△科長 鮑振青、陳能羣、吳鶴珍  
（備考）前局長劉驥業辭任により孔憲鑑氏は二十八年三月局長に就任した。

而して同局は前記趣旨により著々と業績を挙げつゝあるが、其の職掌は左の如くである。

宣傳局長 行政院長の命により所管事務を掌理し所屬職員を監督す

參議 局長を輔佐し計畫を審議し全局の事務をなす

第一科 文獻の受發保存並に印鑑の保存、職員の任命、成績考査、書籍新聞雜誌の管理、豫算決算及び會計庶務事項

第二科 國內一切の刊行物の指導統制、國外重要情報、宣傳資料の交換、國內外の記者との連絡、書面宣傳による必要事項

第三科 演劇映畫の指導檢閲事項、ラヂオに關する一切の事項 講演に關する事項

尙ほ維新政府管下には目下戰鬪行為依然行はれつゝある地方もあるので宣傳局の爲すべき事項も亦頗る廣範である。今同局の工作概況を示せば次の通りである。

一、反共滅蔣工作 政府成立の本義に基き我が當局と協力、全力を擧げて反共滅蔣工作に従事してゐる。

二、國內工作 綏靖部隊及び日本軍に積極的に協力し以て反共討蔣に邁進してゐる。尙ほ蔣政權による流言蜚語を反駁すると共に人心の宣撫に努めてゐる。

三、對日本工作 我が政府當局と連繫し華中の正確なる情報を蒐集交換すると共に維新俱樂部（新聞記者俱樂部）に對して

定期會談をなしつゝある。

四、對歐米工作 對外發表所を設けて歐米記者に對し隨時所要適正なる發表をなし、以て歪曲せる第三國報道及び蔣政權軍の報道を是正するに努めてゐるが、近く中華聯合通信社に英文版を設け宣傳に當る。

五、政府内報發行 「情報旬報」の發行をなし内外各國の情報を集録し、適確なる世界情勢を政府部内及び關係方面に理解せしむると共に、「各院部日報」を發行して關係方面並に關係部に配布し、政府の掌務工程を報ずることになつてゐるが、目下の所何れも中止してゐる。

六、社會民衆團體の指導 不良團體、秘密團體の根絶を期しこれ等の結成を禁止する一方、善良なる團體に對しては之を指導援助し、以て明朗中支の建設に助力してゐるが、更に大民會、大道會、黃道會、總工會、總商會、上海經濟建設會等に對しては夫々主張を認め、且つ之を是正指導して一層の努力を期してゐる。

七、ラヂオの統制及び放送 當初日本軍の管理又は直轄せし機關を便宜利用し政府の主旨を徹せしめてゐる。

八、映畫、演藝の指導 政府成立の本義に則り滅共の大義に邁進し善良有益なるものに對しては援助することゝしてゐる。而して其の第一のものとして上海に中日合辦による大規模の攝影會社を設立中であるが、又演藝場、映畫館其他各種の



興業並に宣傳目的の講演會等に對しては總べて宣傳局の許可制とし、不良目的及び善良なる民心を惑はしむる如きものは絶対に之を排撃する。

九、全國廣告機關の統制 新聞、雜誌、ラヂオ、街頭揭示、停車場、列車、自動車廣告に至る迄全部之を統制廣告社に掌らしめ羣山社を排除し不良なる宣傳を排撃防止す。之が爲め中華聯合通信社に廣告部を設置し、廣告會社を代行せしめ其の母體たらしむ。

一〇、出版印刷事業及び書局の統制 政府の施設方針に悖るものに對しては之に警告を發し、以て善良有益なる書局、印刷社を援助してゐるが、今後強力なる統制下に置き不良社の排除をなす。

一一、機關新聞創設と新聞統制 中央地方各級機關をして大小各都市に新聞社を再建せしめ、中央紙として南京新報、準中央紙として蘇州新報、杭州新報、蚌埠新報の各省中心紙を直接整備し、その他各都市に地方機關と有力者との合作により續々其の創設を圖りつゝある。

一二、通信統制と中華聯合通信社の設立 通信機關を統制し正確なるニュースの通信をなさしむる爲め曩に中華聯合通信社を設立した。

臨時通濟局 戰時下の被兵地域に於ては商難救済及び貨物運搬

の途なき爲め、滯貨各地に充滿するの状況にあり、之が爲め地方生産者、農民、商工業者の困苦は又甚だしきものがあるので、政府は我が軍當局と密接なる連絡を圖り、被兵地區内の貨物状態の調査、同貨物の登記、貨物の輸送及び決定處理法を定めることとなり、民國二十七年八月二十三日行政院直轄の下に臨時通濟局を設置し、商民の請求に基き以上の委託事項を辦理することとなつた。而して同局の幹部職員名は次の通りである。

△局長 朱曉△秘書 劉亞文、薛習恒△科長 李進庵、賴鈞知  
△代理科長 汪興瑤、王邇

尙ほ本局の工作は特殊性を多分に有するので、以下少しく詳記することゝした。

- 一、登記 商民は其の必要により貨物の通濟申請の登記をなす可く、登記申請に就いては左記各項を明示し具備するを要する。(一)貨物所有者の姓名、住所、職業(若し商號なれば商號、名稱、地點及び經理の姓名、住所を明示可し)、(二)所存貨物の種類及び原來の數量、(三)所存貨物原來の價值(四)運搬先、(五)貨物所有權の説明、(六)店請入
- 二、調査 登記事項の完了により、本局は係員を派遣し日本側係員と共に申請人を同伴し、貨物所在地に到り左記の調査をなす。(一)現在貨物の數量、(二)殘數缺數の有無、(三)貨物

入手の状況、(四)貨物運搬に關する状況、(五)駐屯軍の調査に對し苦情及び輸送に對する意見の有無

通濟局派遣人員に對する調査旅費は、申請人に負擔せしむると同時に通濟派遣員は該地貨物の供給需要及び市價の情形を調査す可し。

三、處置辦法の決定 調査員は日本軍當局に調査書を提出し、處理辦法の決定を待ちて之を通濟局に通知して辦理す。

四、處置工作 處置辦法の發動は之を發還(送達)、徵用、沒收の三種に決定す。

(一)發還(送達)と決定せるものに對しては、通濟局は之を申請人に書面を以て通知す。申請人は許可書受領後調査手續費の支拂をなす可し。該貨物の運搬に當りては、通濟局派遣員と日本側係員及び申請人立會の上、貨物を指定地に運搬し申請人に引渡す可きものとす。但し所要徵收經費の最高額は貨物評價額の百分の三を超ゆることを得ず。從前の管理者若し貨物の保管により管理費を支出せる場合は、通濟局の認定により申請人は同時に之を辦濟す可し。但し其の金額は貨物額の百分の五を超過し得ざるものとす。

(二)徵用と決定せるものに對しては通濟局は書面を以て申請人に通知す。該貨物に對し通濟局は日本側係員と會同の上價格の評價をなし、申請人に書面を以て通知す。徵用せられし貨物の賃價は、徵用者より通濟局に支拂をなし、通濟

局之を申請人に轉給す。

(三)沒收と決定せるものに對しては日本側より沒收理由を通濟局に通知し通濟局より申請人に書面を以て轉報す可し。

五、轉運生財貨物暫行辦法の決定 前に制定せる登記請願書を以てしては占領地區内の貨物轉運に援用し得ざるに就き、重ねて商民の爲めに器具貨物轉運請願辦法を制定した。而して同法の内容は「商民にして購買又は輸出を請願す可き時は、本局又は辦事處に確實なる保證人連帶の上器具轉運登記請願書を提出す可し。本局は直に係員を派し調査せしめ、可と認めたるものに對しては友邦の主管機關と共に共同調査をなし該機關と本局と酌量詮衡す。購買を許可せられたる者は本局より轉運許可證、日本海陸運送委員會より通行證を下附す。尙ほ商人にして購買貨物の運輸困難なる場合は本局に代行を委託し得。本局調査員の要したる旅費は請願人之を負擔す」といふのである。

梁行政院長の訪日 維新政府成立以來日本側より與へられたる甚大なる援助に對する感謝と一層の支持を懇請する爲め、行政院長梁鴻志氏以下十名は民國二十七年十一月十五日上海より飛行機で福岡を経て羽田に到着、夕刻入京したが梁院長は同夜訪日の挨拶として左の如きステートメントを發表した。尙ほ同氏は二十二日まで滯



京、此の間近衛首相以下各閣僚を訪問、維新政府成立以來の我が朝野の援助を謝すると共に、今後の日支協力に就いて打合せを遂げ、二十三日退京歸國の途に就いた。

梁鴻志氏訪日挨拶

近年蔣政権は國交を解せず友邦の正しき勸告を蔑ろにし、終には公然共產黨と勾結するに至りましたが爲めに友邦は已むを得ず多大の犠牲を忍んで滅共倒蔣の師を進め、既に廣東、漢口相次いで其の收むる所となり、今や蔣政権は立足の地無く、共產黨の毒焰また消滅に歸せんとし、東亞の陽光は中國の大部に五色旗を照し列強將に其の相を改めんとして居ります。私は此の友邦軍隊の勇武の精神に對し敬意を表すると共に、陣歿將士及び其の遺族の爲め深甚の弔慰を表するものであります。今回來訪の目的は中華民國維新政府成立以來今日に至るまで貴國朝野上下一致して示されたる特別の厚意と不變の御援助とに對し、政府を代表して感謝の意を表すると共に、貴國政府當局及び在野名流を訪れて東亞の新協同體制の確立に關する隔意なき意見を拜聴致したい爲めであります。

立法院 維新政府は民主立憲體制に基き行政、立法、司法の三權を分立せしむることを政綱の第一條に規定してゐる。即ち立法院

は維新政府の立法事項を管掌し、國家進行の公明を國民により組織せらるゝ議會によつて議決する機關であるが、戰火漸く南京を遠きたる時に於て有能の人士を民意に問ひ選出せしむるは到底困難なる實情にあつたので、取敢へず議會に代ふるに識者六十名を立法委員に選出、各其の達識の見地を分別して之により法制、外交、財政、經濟、治安の五委員會を組織し、立法事項の審議に當らしめてゐるが、立法院には此の外秘書廳及び編譯處を置き、立法院事務を執行せしめてゐる。同院幹部職員名を示せば左の如くである。

- △院長 溫宗堯△秘書長 葉先圻△秘書 吳文(兼)、丁政言、岑德威、潘家本、張清澤△文書科科長 岑德威△總務科科長 溫良彝△議事科科長 鄭若瓊△會計科科長 黃福明△編譯處處長 溫貞翼△編輯科科長 潘家本△統計科科長 黃天衢△法制委員會委員長 潘承鈞△委員 張士傑、張桐、唐演、劉郁文、蔣崎士、朱大璋、△外交委員會委員長 吳文△委員 甘德雲、陳子榮、趙詠白、溫子振、楊國樞、△財政委員會委員長 楊景斌△委員 廖廉能、張奎、高朔、陳大勛、屈均曉、溫貞翼、史久龍、溫良彝△經濟委員會委員長 張韜△委員 李少軒、王鴻恩、游志、林國材、陶雨田△治安委員會委員長 黃士龍△委員 麥秩嚴、藍文錦、程進修、溫應彪、伍澄宇△委員會秘書 李榮枝、于廷碩、朱身銘

立法院は前記の如き組織陣容に依つて成つてゐるのであるが、其の

職掌は院長の下に秘書廳、編譯處あり、秘書廳は院長の命令により秘書一切の事務を司り並に所屬各職員の指揮監督をなすもので、更に之を秘書室、總務科、議事科、文書科、會計科の一室四科に分けて居り、又編譯處を分ちて編輯科、統計科の二科としてゐる。各廳處、科の職掌事項は次の如くなつてゐる。

一、秘書廳

(1)秘書室—院長の命令秘書長の指揮監督に依り主管或は特別交付せられたる事務を處理す

(2)總務科

圖書股—圖書の保存整理に關する事項  
管理股—購入物品の検査、車輛の分配及び警衛の訓練、勤務の監察に關する事項

掌卷股—書類の編輯、文書類の保管に關する事項

人事股—職員の任免、轉任勤務出缺持請暇賜暇の記入及び其の他人事項に關する事項

庶務股—公用物品の購入、修繕並に保管及び其の他庶務關係に關する事項

監印股—印章の保管押捺に關する事項

收發股—全院の文書電信の收發及び分配に關する事項

(3)議事科

編案股—議案の登記議程の編定、議事録の整理に關する事項

檢集股—會議に於ける需要法案及び參考材料の檢集に關する事項

事項

記錄股—會議に於ける記錄に關する事項

事務股—會議召集の通知、會場の布置、決議票の検査に關する事項

(4)文書科

文牘股—公文書の起草撰定に關する事項

繕校股—文書の謄寫照校に關する事項

(5)會計科

賬務股—金錢收支の記帳に關する事項

出納股—金錢の出納に關する事項

稽核股—帳簿の検査に關する事項

書表股—豫算決議表の編製に關する事項

二、編譯處—院長の命令に依り本處一切の事務を司り所屬職員の指揮監督をなす

(1)編輯科—處長命令に依り主管或は特別交付されたる事務を處理す

編輯股—法規及び一切立法刊行物の編纂に關する事項

發行股—編纂したる法規及び一切刊行物の發行に關する事項

(2)統計科—編譯處長の命令に依り主管或は特別交付されたる事務を處理す



統計股—全國の法律、政治、經濟、社會の統計及び統計年鑑表冊の編製に關する事項  
調集股—統計參考材料の調集整理に關する事項

立法院は政府の立法大權を掌理するもので、其の職權事項は次の如くである。

- 一、法律案一切の決議
  - 二、維新政府豫算及び決算の決議
  - 三、全國稅法、幣制及び度量衡標準規則の決議
  - 四、公債募集及び國庫負擔に歸すべき契約の決議
  - 五、宣戰案、媾和案、條約案其の他國際關係の重要事項の決議
  - 六、大赦案の決議
  - 七、政府の諮詢事項に對する答覆
  - 八、人民の請願受理
  - 九、法律及び其の他の事項に關する意見の建議をなし得
  - 一〇、各院々長及び各部々長に對し質問書を提出し之に列席し答覆要求をなすことを得
  - 一一、當政府官吏の收賄違法事件を查辦せしめ咨請することを得
  - 一二、各院々長及び各部々長に對し懈職或は違法又は謀叛行爲と認むる時は立法委員總數四分の三以上の出席を得出席員の三分の二以上の可決により之を彈劾することを得
- 又立法院五委員會は立法委員により構成せられ、立法院長は政府

に諮議し立法委員を任命するの權を有してゐるが、其の定員は四十名乃至六十名である。而して各委員會は委員長及び委員により組織され、委員長は院長の任命する所で、委員となりたるものは院内に於てなせる言論及び決定事項に對しては院外に於て其の責を負ふ義務なく、且つ現行犯及び内亂外患に關する犯罪を除くの外常に逮捕せらるゝことなき特權を有してゐる。尙ほ本委員は法律案件の提出に際し委員五名以上の連署を必要としてゐる。

立法院には前記立法委員により開催せらるゝ委員會々議及び立法會議があり、委員會々議は法制、外交、財政、經濟、治安の各委員會に於て各自召集し、各委員會組織法の定むる所に從ひ之を行ふことに規定されてゐる。

立法院議事規則

(二十七年五月十五日第三次立法會議議決通過)

第一章 總 則

第一條 本院の會議は規定せし組織法を除く外悉く本規則に依り之を行ふ

第二條 本院の會議を兩種に分ち一を立法會議と稱し(略稱—院議)院長より全院の委員を招集して之を行ひ、一を委員會會議と稱し各委員會に於て各自之を招集し各委員會組織法の規定せしものを除く外本規則に依り之を行ふ

第三條 立法會議は院長を以て主席とし委員會會議は各該委員會の委員長を以て主席とす、院長或は委員長事故ある時は院長より指名し他の委員を以て臨時に主席の代理をなさしむ

第四條 院議の記録事務を取扱はしむる爲め院長は秘書二人以上を指名命令し委員會會議に於ては委員長より會内の秘書を指名命令す、院秘書は必要ある時は院長に申請し秘書の派遣を請求することを得

第五條 院議若くは委員會會議に出席する委員或は參列者は出席簿に署名すべし、但し參列者は議決の數に参加することを得ず出席人數及び缺席者氏名は議事録内に明記することを要す

第六條 委員にして事故に依り院議に出席すること能はざる時は院長宛缺席届を提出し認可を受くべし、委員會會議に於ては直接各委員長同様の手續をなすべし

第七條 行政院、司法院院長及び所屬各部部长、委員會委員長院議に參列したる時は其の意見を陳述することを得、但し決議の數に入るを得ず

第八條 各委員會會議の結果委員長は院議開會前書面を以て院長に申告すべし

前項會議の結果院長は各該委員長をして院議の時報告せしむることを得

第九條 凡そ法律案は三讀會を開催の上之を議決するものとす、但し院長は事情斟酌の上三讀會の手續を省略することを得  
出席委員半數以上の請求ある時は三讀會の手續を省略することを得

第二章 提 案

第十條 議案の提出は書面を以て之を行ふ

第十一條 政府交付議案、各院移送の法律案、大赦案、條約案、外交重要事件、預算案、決算案は院長より專任委員會或は委員に交付し審査の上院議へ提出し之を議決す、但し緊急の場合は審査の手續を略す

前項審査委員の審査結果の報告に付ては第八條の規定を準用す

第十二條 豫算案の審査期間は十五日を超過するを得ず

第十三條 本院委員の提案は五人以上の連署を要す  
委員は左記の場合に於て臨時提案をなすことを得  
一、事項報告後尙未だ議案を討論せざる以前  
二、一案を議決したる後、其の他の議案を未だ開議せざる以前  
議事日程に依り各案を議決したる後未だ散會を宣告せざる以前  
前項の提案人は主席議長の許可を求めたる後始めて發言することを得



とを得

第十四條 凡そ臨時提案に付ては提議人を除く外四人以上の賛議あるを以て成立す

前項の議案を繰上げ討論すべきや否や或は順序により各案を議決せる後に於て討論に付し又は次の議事日程に編入せしむるや否やは議長に於て之を決定す

第十五條 凡そ臨時提案成立せる時は秘書より提案の理由を記録したる上之を提議人及び附議人に送付し署名せしむ

前項の提案に對し主席より次回の議事日程に繰込みの決定を受けたる時は提議人は附議人連署の理由書を追加提出すべし

第十六條 凡そ法律案の提出に付ては該法案の原則及び各條規定の理由即ち立法の趣旨書添へ提出すべし

第十七條 凡そ機關或は人民の立法院に對する請願書は本院委員兩人以上の紹介を以て院長より別に委員三人以上に命じ之を審査せしめ受理すべきものと認むる時始めて請願案とす

第三章 議事日程編制及び變更

第十八條 議事日程は左記の順序に依り之を編制す

一、事項報告

二、事項討論

事項討論の順序

(1) 議政會議交付議案

(2) 政府交付の議案

(3) 各院より移送の議案

(4) 本院委員提出の議案

(5) 機關或は人民の請願案

同順序の議案は到着順及び受付日時に依り先後を定むこと

第十九條 前條議案順序の編列にして院長必要と認むる時は之を變更することを得

日程に繰入れられし議案にして開議すること能はず或は討論して完結すること能はざるものにおいて主席は議事日程を變更することを得

第二十條 議事日程は緊急の場合を除く外開會日三日以前に各委員及び參列者に送付すること

第四章 會議期間及び日期

第二十一條 本院の會議は毎週通常會議一回を開催し討論すべき事項ある時及び緊急の場合は院長より隨時之を招集する事を得

第二十二條 各委員會の會議は委員長隨時之を招集す

第二十三條 質問案は本院委員三分の一以上の連署を以て院長に臨時會議の招集を請求することを得

前項會議の招集の可否は院長に於て裁決す

第五章 議事程序

第一節 席 順

第二十四條 本院各委員の席順は抽籤を以て之を定む

第二節 開會延長及び散會

第二十五條 毎回の會議に於て主席は秘書をして出席せる委員の人数を調査せしめ法定人数に達せる時は開會を宣告す

第二十六條 會議日程に記載さるゝ事項報告に付き順序を以て報告せる後秘書より前回の會議記録を朗讀す

若し遺漏錯誤ある時は委員より更正の要求をなし主席之を裁決す

前項記録の更正に付ては秘書に於て更正事由、日時、字数を附記すべし

第二十七條 事項報告終了の時主席より會議開始を宣告す

第二十八條 出席せる委員法定人数に達せざる時は主席に於て三分の延長をなすことを得、若し尙ほ人数不足の時は再び二十分の延長をなし尙不足の時は延期を宣告す

第二十九條 規定せる散會時間に至り日程未だ終了せざる場合は主席より翌日繼續或は改めて期日を定め再開繼續すべき旨を宣告す

第三十條 會議日程に記載せる各案議了後主席は散會を宣告す

第三節 讀 會

第三十一條 第一讀會は議事日程を各委員に配付したる後に之を行ふ、議案標題朗讀後提案人より該案の趣旨を説明し各委員より該案に對する質問ある時は提案人之を解答す可し

第三十二條 専任委員會或は審査委員の審査報告せる議案或は委員より提出せる議案に對し大體討論せる後に第二讀會を開催す

すや否やを議決すべし

凡そ第二讀會を開催せざる決議を受けし議案は廢棄するものとす

第二讀會は第一讀會の翌日に於て之を行ふ、但し主席に於て必要と認むる時は第一讀會と同日に舉行することを得

第三十三條 第二讀會は議案を一條一條朗讀の上之を決議す、但し主席は便宜上朗讀を省略することを得

第二讀會に於て委員は議案に對し修正の動議を提出し或は讀會開會前に於て修正案を豫備し主席に提出することを得

専任委員會或は審査委員の審査報告せる修正を直に議題とす

第二讀會終了後決議せる條項及び字句を修正し然る後専任委員會或は委員に交付し之を整理せしむることを得

第三十四條 第三讀會は第二讀會の翌日に於て之を行ふ、但し主席は事情に依り第二讀會と同日に之を行ふことを得

第三讀會に於て議案全體の可否を議決すべし

第三讀會は文字の外修正動議をなすことを得ず、但し議案中に相互抵觸せるもの或は其の他の法律に抵觸せるものあるを發見したる時は此の限りに在らず



を乞ひ並に座席の順番を聲明すべし

同時に二人以上發言せむとする時は先に主席の許可を得たる者より發言なすものとす

第三十七條 繼續して發言する者は先發言者の終了後に於て之をなすものとす

第三十八條 各議案の討論時間は主席之を定め並に延長することを得

第三十九條 主席は議案討論の結果採決の程度に至れりと認むる時は討論終結を宣告することを得

第四十條 討論の結果二つ以上異なる主張ある時は主席より採決に交付するものとす、若し先に採決に交付せられしものにして出席委員半数以上の同意を得たる時は他の主張は更に採決行はず

第四十一條 修正案にして否決されし時は原案に付き決議すべき修正案及び原案は何れも通過せしむることを得ず、而して該議案にして廢棄すべからざる者は專任委員會をして更に起草せしむるものとす

第四十二條 採決方法は賛成者起立するものとす、賛否不明の時は主席より反對の方法又は投票法を用ふることを得

第五節 秩序及び紀律

第四十三條 開會後は他席に移り交談することを得ず

出席せる委員は開會後二時間經過し主席より休憩の宣告を受けざる時は正當の理由にて主席の許可を受けしものにあざれば

先に退席することを得ず

第六節 議事録

第四十四條 議事録の記載事項左の如し

(一)開會日時(二)開會場所(三)主席(四)出席及び缺席者(五)列席者(參列者)(六)記録者(七)議事日程(八)採決結果(九)其の他必要事項

第四十五條 毎回の記録は次回會議開會前各委員に送達すべし

第六章 覆議

第四十六條 院議に於て否決或は廢棄せられし議案にして政府或は院長に於て覆議の必要ありと認むる時は意見書添付提出の上覆議を請求することを得

第四十七條 凡そ覆議に屬する議案にして各委員に於て提出を賛成せるものは尙否決をなすことを得ず

尙ほ立法院成立以來一ヶ年間に於ける議決法案を示せば左の通りである。

△中華民國維新政府組織大綱△各部官制通則△省政府組織大綱△特別市政府組織大綱△中華民國維新政府立法院組織法△立法院各委員會組織法△立法院任用專門人員簡則△立法院議事規則△中華民國維新政府行政院組織法△外交部組織法△內政部組織法△財政部組織法△綏靖部組織法△教育部組織法△實業部組織法△交通部組織法△司法行政部組織法△省政府組織條例△各級警察機關暫行

編制大綱△修正各級警察機關暫行編制大綱第五條條文△道組織條例△縣組織條例△特別市組織條例△普通市組織條例△省警務處組織條例△省會警察局組織條例△修正省會警察局組織條例第十六條條文△南京警察廳組織條例△修正南京警察廳組織條例第十七條條文△特別市警察局組織條例△修正特別市警察局組織條例第十七條條文△普通市警察局組織條例△修正普通市警察局組織條例第十六條條文△特設警察局組織條例△修正特設警察局組織條例第十五條條文△縣警察所組織條例△省政府民政廳組織條例△省政府財政廳組織條例△省政府教育廳組織條例△省政府建設廳組織條例△縣知事任用條例△修正違警罰法△官吏特種郵金暫行條例△治安警察暫行條例△懲治盜匪暫行條例△懲治國賊條例△小學法△中學法△師範學校法△高等學校法△專門學校法△大學法△出版法△著作權法△上海市復興局暫行規程△上海特別市區公署組織條例△度量衡暫行條例△商標法△商標局組織條例△交易所法△商法公司法△上海總商會組織暫行條例△金融機關取締條例△非常時期財政經濟攪亂取締條例△駐外使領館組織條例△外交部所轄交涉公署條例△醫師暫行條例△藥劑師暫行條例△助產士暫行條例△覆議司法行政部提議廢止民法親屬繼承兩編辦法△鑛業條例修正條文△鑛業條例施行細則修正條文△捐資興學獎勵條例△縣鄉水利經費國款補助貸與條例△中華民國維新政府公文程式條例

行政院各部の組織及び職掌

中華民國維新政府は行政院に外交、内政、財政、綏靖、教育、實業、交通の各部並に司法院成立迄

の暫行的措置として司法行政部を設け、其の綜合的活動により國基の安定を計り、國防治安の確保、民生の更生向上を期し、資源の利用開發を促進し、經濟交通の圓滑を圖ることとしたが、戰火未だ中支に於て交はされてゐる時に於て、之が完全なる實を擧げること困難であつた。然るに其の後各院部は南京に移轉、舊國民政府諸機關を改築し愈々正式政務を開始すると共に、黨政權により誤られたる政治を改廢し、公正なる民衆政治の實を擧ぐべく各部機構の整備を行ひ、以て我が東亞新秩序建設に協力する傍ら内政の充實並に外交の調整に邁進しつゝある。以下各部に就き順次其の組織及び其の職掌を記述して見よう。

外交部

外交部は政府創建と同時に成立し部長の下に次長二名あり、其の下に諮議室、參事廳、秘書廳及び總務司、政務司、通商司、情報司、駐日辦事處(東京、神戸、長崎)並に駐滿通商代表辦事處があつて現下の複雑なる國際情勢に對處して新支那建設に邁進しつゝあるが、同部の組織は次の如くである。

一、本部は國際交渉、通商條約及び在外僑民、居留外人に關する一切の事務を掌理す

二、本部は地方最高級行政長官が本部主管事務を執行せる時は指示監督の責を負ふ



- 三、本部は主管事務に對し各地方最高級行政長官の命令或は處分に違法又は越權行為ありと認むる際は行政院會議々決後之を停止或は撤廢せしめ得
  - 四、本部に左の各司を置く
    - (一)總務司(二)政務司(三)通商司(四)情報司
  - 五、本部は前條各司の外情勢に應じ必要あらば各部官制通則第六條の規定により司乃至附屬機關を増置或は裁併す
  - 六、本部は駐日辦事處を東京、大阪、長崎に設置し滿洲國に通商辦事處一所を設け對日滿聯絡機關たらしむ
- 外交部は前記事務を掌理するのであるが、部長、次長以下各室、廳、司、科の職掌を示せば左の如くである。
- 一、部長—外交部務を總攬し部所屬職員及び直轄各機關を監督す
  - 二、次長—部長の命を承け外交部内の政務常務を分別し之を處理す
  - 三、顧問室—部長の顧問に關する事項
  - 四、諮議室—部務に關し部長の諮議事項
  - 五、參事廳—(一)條約の審議(二)本部の法令及び單行規則の撰擬
  - 六、秘書廳—(一)機密重要文書電報の分掌(二)部務會議に關する事項(三)外國使臣の面會及び其の記録翻譯並に長官交辦其の他に關する事項
  - 七、總務司—外交部内總務事項を掌理し文書科、典職科、交際科、

- 電報科、會計科、出納科、庶務科の七科を置く
- 文書科(科長周詩奇) 文書の收發、撰擬、保存及び部令の公布、印信の藏守に關する事項
- 典職科(科長缺) 本部及び所屬機關職員の試験、任免、登記、懲戒に關する事項
- 交際科(科長李向憲) 外交上の交際一切に關する事項
- 電報科(科長缺) 歐文華文を編成頒發、機密電文の翻譯、電報の收發及び一切の電報に關する事項
- 會計科(科長蔣之洵) 本部及び直轄各機關經費の査定並に一切の會計事項
- 出納科(科長缺) 本部各項の現金收支に關する事項
- 庶務科(科長周詩奇兼任) 各司庶務及び官產公物の保管並に其の他各司に屬せざる事項
- 八、政務司—外交部政務事項を掌理し第一科、第二科、第三科、第四科の四科を統ぶ
- 第一科(科長何希韶) 政治交渉に關する事項、國境交渉に關する事項
- 第二科(科長嵇儲慶) 對外訴訟に關する事項、國籍問題に關する事項
- 第三科(科長王繼祖) 軍事外交に關する事項、居留外人の保護及び取締に關する事項
- 第四科(科長魏楚) 國際集會に關する事項

九、通商司—外交部通商關係事項を掌理し第一科、第二科、第三科、第四科の四科を統ぶ

- 第一科(科長林嶺) 商約訂立事項、商務交渉事項
  - 第二科(科長黃丕傑) 關稅稅務に關する事項、路電郵航義務交涉に關する事項
  - 第三科(科長尤文藻) 在外華人の保護及び遊學に關する事項、護照の發給及び簽證に關する事項
  - 第四科(科長缺) 國際工商會議及び競技會に關する事項、貨單簽證に關する事項
  - 十、情報司—第一科長(吳潤) 第二科長(嚴式超) 國內外の情報搜集に關する事項、外交策略の宣傳、外國新聞の撰擬及び新聞記者の招待面會に關する事項、本部刊行の宣傳出版物及び統計に關する事項
- 斯くて外交部に於ては新政府として對外折衝に應ずべく銳意其の制度の完整を急ぎつゝあるが、民國二十七年十二月十六日先づ左の如き駐外使領館組織條例を制定公布した。
- 駐外使領館組織條例(二十七年十二月十六日公布)
- 第一條 使館は分つて大使館、公使館、代辦使館の三種とす
  - 第二條 使館に設くる外交官員數左の如し

- 大使館 一人
- 公使 一人
- 參事 一人

- 秘書 三人或は四人
- 隨員 二人或は三人
- 公使館 一人
- 公使 一人乃至三人
- 隨員 一人或は二人
- 代辦使館 一人
- 代辦 一人或は二人
- 秘書 一人或は二人
- 必要ある場合公使館には參事一人を増設することを得
- 第三條 領事館を分つて總領事館、領事館、副領事館の三種とす
- 第四條 領事館に設くる領事官員數左の如し

- 總領事館 一人
- 總領事 一人或は二人
- 副領事 一人或は二人
- 見習領事 一人或は二人
- 領事館 一人
- 領事 一人
- 見習領事 一人或は二人
- 副領事館 一人
- 副領事 一人
- 見習領事 一人或は二人



必要ある場合は總領事館には領事一人を増設することを得、領事館には副領事一人を増設することを得

第五條 大使、公使及び代辦は外交部の指揮を受け本國と駐在國との外交事務を辦理し所屬職員及び領事を監督す

第六條 大使或は公使にして駐在國の使館秘書を兼ねるものは外交部より代理事務取扱を任命することを得

前項の駐在國の使館秘書を兼ね代理事務取扱を兼任するものは該兼任駐使の指揮を受く

大使、公使にして未だ着任せず或は任所を暫らく離るか、或は事故に因り尙ほ派遣未定の時は臨時代理を派遣することを得

前項の臨時代理には第五條及び本條第二項の規定を適用す

第七條 参事は大使、公使の指揮を受け外交事務を賛助し尙ほ機要事項を總括す

第八條 秘書は大使、公使、代辦の指揮を受け機要文書及び調査報告事項を掌理す

第九條 隨員は長官の指揮を受け文書及び調査報告事項を掌る

第十條 總領事館の總領事、領事館の領事、副領事館の副領事は外交部の指揮を受け駐在地の本國居留民及び本國の在外商業を保護し並に所屬職員を監督す

第十一條 總領事館の領事、副領事は總領事の指揮を受け領事館の副領事は領事の指揮を受け領事の事務を賛助し尙ほ文書調査事項を掌理す

第十二條 見習領事は長官の指揮を受け文書調査事項を分掌す

第十三條 總領事館の總領事、領事館の領事及び副領事にして未だ着任せず或は暫らく任所を離るか事故に因り未だ定時に派遣せざる時は外交部は酌量の上代理總領事、副領事を派遣し各該館事務を行ふことを得

第十四條 未だ領事館なき地には通商事務員を酌量設置することを得

第十五條 未だ領事或は通商事務員を設けざる地には名譽領事或は名譽副領事を酌量の上派遣することを得

第十六條 大使館、公使館には主事一人乃至三人を設け總領事館領事館、副領事館には主事一人或は二人を設け、長官の指揮を受け文書の登載、清書及び庶務、會計の事項を分掌す

第十七條 外交官、領事官は外交官、領事官の官等、官俸表により特任、簡任、薦任に分つ、其の任免は外交部に於て法令により之を行ふ

第十八條 大使館、領事館主事の委任は外交部にて之を任免す

第十九條 外交官、領事官の官等、官俸は別表に之を定む

外交官、領事官は本俸以外に外勤俸給を支給することを得、外勤俸給と本俸との比例成數は外交部に於て酌量決定す

第二十條 大使館、領事館には外交部より試験合格或は相當の學力ある人を分派し學習員となし外交官、領事官事務を學習せしむることを得

第二十一條 大使館、領事館には備員及び翻譯員を酌用することを得

第二十二條 本條例は公布の日より施行す

内政部

政府は成立以來職局の進展と共に應急に各地諸般の状況を調査し、地方施政の充實、制度組織の完整に力を注ぎたる結果成立一周年に到り漸くにして一般救済の効を擧げることを得たのである。即ち内政部長陳羣以下各官員は日夜孜々として内務施政の徹底を圖つた結果、流亡諸民救済工作の第一階程を終了し、四民は安居樂業の實を得て、維新政府信倚の感を益々深めるに至つた。今同部の組織を示せば次の通りである。

一、内政部は全國内務行政事務を掌理す

二、内政部は地方最高行政長官が本部主管事務を執行せる時は指示監督の責を負ふ

三、内政部は主管事務に對し各地方最高行政長官の命令或は處分に違法又は越權行為ありと認むる際は行政院會議議決後之を停止或は撤廢することを得

四、内政部に左の各司を置く

- (一)總務司、(二)民政司、(三)警政司、(四)衛生司、(五)土地司、(六)統計司

五、本部は前條各司處の外情勢に應じ各部官制通則第六條の規定

に依り司乃至附屬機關を増置或は裁併す

而して同部の職掌は部長の下に次長あり、其の下に六司ありて新支那建設に最も急速を要する内政問題を掌理しつゝあるが、部長、次長及び各司の事務分擔は次の如くなつてゐる。

一、二長 部長は本部事務を綜理し所屬職員及び各機關を監督す

次長は部長を輔佐し部内の政務、常務を處理す

二、四室 秘書室 機密重要な電文及び部務會議並に長官の交辦事項を處理す

參事室 本部の法案命令の撰定審議決定に關する事項を掌理す

視察室 部長の命に依り各省市縣の視察に赴き又内政事項の指導をなす

技正技士室 長官の命を受け技術事務を辦理す

三、六司

(一)土地司 土地に關する事項を掌理し司内各科を統ぶ

第一科(陳昭遠) (一)土地整理に關する事項、(二)境界測分に關する事項、(三)土地徵收に關する事項

第二科(俞國珍) (一)土地登記に關する事項、(二)地代に關する事項、(三)土地買賣に關する事項

第三科(林史隆) (一)土地測量に關する事項、(二)地圖製作に關する事項、(三)圖面搜集に關する事項

第四科(缺) (一)水利計畫に關する事項、(二)水災防止



第二回新支那現勢要覽

九八二

に關する事項、(三)河堤工程に關する事項

(2)總務司—内政部總務事項を掌理し第一、第二、第三、第四の四科を統ぶ

第一科(徐毓芳) (一)印鑑の藏守に關する事項、(二)公文書の保管に關する事項、(三)文書の收發に關する事項、(四)本部及び所屬各機關職員の任免に關する事項、(五)本部及び所屬各機關職員の成績考核に關する事項、(六)文書の撰擬に關する事項

第二科(王友梅) (一)部令の公布に關する事項、(二)本部法規及び公報の編輯發行に關する事項、(三)本部圖書管理に關する事項、(四)各司に附屬せざる其の他に關する事項、(五)人事の登記に關する事項

第三科(徐頌立) (一)本部豫算、決算の編制に關する事項、(二)本部公款保管に關する事項、(三)本部經費出納に關する事項、(四)所屬各機關の豫算、決算の審査及び集編に關する事項

第四科(缺) (一)本部購買に關する事項、(二)本部公産公物保管登記に關する事項、(三)本部修繕に關する事項、(四)本部守衛及び勤務管理訓練に關する事項、(五)本部公共設備の處理に關する事項、(六)其の他庶務處理に關する事項

(3)民政部—内政部民政事項に關する一般掌理をなし第一、第

二、第三、第四の四科を統ぶ

第一科(喻世芳) (一)地方行政制度の釐訂及び行政規則に關する事項、(二)地方内務行政經費に關する事項、(三)地方行政人員訓練に關する事項、(四)地方官吏の成績考査に關する事項、(五)地方官吏の獎卹及び懲戒の審議及び其の他本司各科に屬せざる事項、(六)自來水公司の登記工廠と水管の設置及び其の他各部の職掌に屬せざる民營公共事業の監督管理に關する事項

第二科(鄭君禮) (一)行政區域名稱の釐訂及び區域の劃分に關する事項、(二)設治及び治所移駐に關する事項、(三)國籍の核定及び更名改姓に關する事項、(四)華僑の國籍證明及び保護に關する事項、(五)出版物登記及び著作權註冊に關する事項、(六)戶籍行政に關する事項

第三科(喻世芳兼任) (一)貧民及び殘廢老弱人救済に關する事項、(二)勸報災歎及び蠲緩田賦審核に關する事項、(三)地方罹災調查賑濟及び防災備荒に關する事項、(四)地方糧食管理に關する事項、(五)慈善事業の獎勵及び慈善團體考核に關する事項、(六)遊民救養及び地方籌募賑賑の審核に關する事項

第四科(缺) (一)地方自治制度の釐訂及び規則に關する事項、(二)地方自治區域の劃分及び經費に關する事項、(三)地方自治團體の監督及び觀察に關する事項、(四)地方自治

人員の訓練及び考核に關する事項、(五)選舉に關する事項

(六)禮俗及び寺廟監督、教會立案に關する事項

(4)統計司—内政統計事項に關する掌理、第一、第二、第三、第四の四科を統制す

第一科(翁 毓) (一)統計材料の搜集及び調査に關する事項、(二)統計材料の彙編及び計畫に關する事項、(三)統計製圖及び刊行に關する事項、(四)行政案卷に根據し辦理の統計に關する事項、(五)本部實際需要應行辦理の各種圖表に關する事項

第二科(張鴻儒) (一)人口及び戶口の變動統計に關する事項、(二)移民及び外籍戶口統計に關する事項、(三)在外僑民及び其の他統計に關する事項、(四)土地徵收及び使用統計に關する事項、(五)地稅及び其の他統計に關する事項

第三科(徐頌立) (一)地方行政及び自治統計に關する事項、(二)救濟事業及び糧產統計に關する事項、(三)禮俗及び寺廟教堂の統計に關する事項、(四)各級警察局の概況及び違警、假留、審判統計に關する事項、(五)人民自衛團隊の概況及び人民團隊統計に關する事項、(六)救護、緝護、盜竊及び公死傷による人員統計に關する事項、(七)水火災害及び自殺、他殺の統計に關する事項、(八)警官進級、移動、警察教育及び其の他統計に關する事項

第四科(缺) (一)醫師、藥劑師及び助產婦、看護婦統計

第五編・第一章・第二節 中央行政機構の整備

九八三

に關する事項、(二)衛生行政概況及び醫藥施設、救濟統計に關する事項、(三)藥商醫院及び藥品製造統計に關する事項、(四)疾病、傳染病の檢驗及び防止統計に關する事項、(五)海港檢疫及び其の他統計に關する事項、(六)統計人員の訓練及び考核に關する事項、(七)各科に屬せざる臨時辦理統計に關する事項

(5)衛生司—内政警務に關する事項の掌理、第一、第二、第三、第四の四科を統理す

第一科(趙志嘉) (一)衛生施設の指導、監督に關する事項、(二)衛生行政人員の訓練に關する事項、(三)各公立私立病院療養院の監督に關する事項、(四)醫師、藥劑師會の監督に關する事項、(五)醫師、藥劑師、助產婦、看護婦等の資格の審定及び業務監督に關する事項

第二科(孫助良) (一)醫藥施設の研究に關する事項、(二)醫藥救済に關する事項、(三)藥用植物培植及び藥品製造の獎勵に關する事項、(四)麻醉藥品、毒劑藥品及び毒劑物取締に關する事項、(五)藥商及び藥品製造の監督に關する事項

第三科(劉震亞) (一)傳染病の調査報告及び檢驗隔離に關する事項、(二)各種豫防接種の實施及び宣傳に關する事項、(三)飲料食品及び其の用器検査に關する事項、(四)各公共機關の清潔運動及び各種衛生設備指導に關する事項

第四科(彭鎮江) (一)生育、死亡及び各種疾病の調査並に列



- 表製作に關する事項、(二)藥書の調査編訂に關する事項、
- (三)禁煙に關する事項、(四)本司各科に屬せざる事項
- (6)編 審—長官の命を承け内政圖書の出版及び出版物の審査の事務に關する事項

- 目下職責を參事室民政司にて之を執行す
- (7)警政司—(一)警察制度の制定及び其の機關設置に關する事項、(二)警察官吏の任免及び成績考査(考査)に關する事項、(三)警察の經費に關する事項、(四)警察教育に關する事項、(五)行政警察に關する事項、(六)外事警察事務に關する事項、(七)徴兵及び徴發事務に關する事項、(八)地方自衛事務に關する事項、(九)特務事務に關する事項

尙ほ維新政府は各省市水利施設を促進する爲め特に内政部に水利總局を設置するに決し、民國二十八年八月二十一日左の如く維新政府水利總局暫行組織條例を制定發布した。

水利總局暫行組織條例(二十八年八月二十一日公布)

- 第一條 維新政府は各省市水利施設を促進する爲め特に水利總局を設置し内政部に隸屬す、尙ほ各省市に水利分局を酌量設置す
- 第二條 水利總局の任務左の如し
  - 一、水利行政の監督指導
  - 二、水利工事計畫の審査
  - 三、水利經費の籌備計畫

- 四、水利の調査事務の設計に關する處理
- 五、地方官吏の水利成績の督察
- 第三條 各省市の重要水利工事に關し水利總局は直接に工事實施を處理し又は同地方政府と會同の上之を處理することを得
- 第四條 水利總局には督辦一人(特任)を設け全局事務を綜理す、秘書(簡任)一人は督辦の命を承け文書、電文の審査、撰文、起草及び機要事項を處理す、秘書(簡任)一人は督辦の命を承け簡任秘書と相談の上一切の事務を辦理す
- 第五條 水利總局には暫らく總務、工務兩科を設け必要がある場合申請の上一科又は二科を増設することを得
- 第六條 總務科は左記事項を掌理す
  - 一、文件の受付、發送、清書、校正、保管に關する事項
  - 二、職員の考査任免に關する事項
  - 三、官印の保管に關する事項
  - 四、統計の審査に關する事項
  - 五、會計の豫算決算に關する事項
  - 六、庶務及び工事保護に關する事項
  - 七、其の他工務科に屬せざる事項
- 第七條 工務科は左記事項を掌理す
  - 一、調査及び測量に關する事項
  - 二、工事設計に關する事項
  - 三、工事の實施及び護岸に關する事項

- 四、氣象、雨量、流量及び含沙量の測量、製圖、計算に關する事項
- 五、其の他一切の工務事項

- 第八條 總務科には科長一人(薦任)、科員八人乃至十人、辦事員八人乃至十人(總て委任)を設く
- 第九條 工務科には科長兼技正一人(薦任)、科員二人、技士六人乃至八人、技佐八人乃至十人(均しく委任)を置く
- 第十條 水利總局は事務の繁簡に依り製圖員、書記及び練習生を酌用することを得、其の人数は督辦に於て之を定む
- 第十一條 水利總局は事務の必要に因り顧問及び専門員を招聘することを得
- 第十二條 水利總局は必要ある場合申請の上測量隊、水記録所、測候所、工事隊及び工事管理處を設立することを得、其の章程は別に之を定む
- 第十三條 水利總局は主管事務を執行するに隨時夫々省市縣行政機關及び駐在する軍隊の協助を申請し之を保護することを得
- 第十四條 本條例にして未だ事宜を盡さざるものあれば法に依り申請の上之を修正することを得
- 第十五條 本條例は公布の日より施行す

因に内政部は陣容並に官制の整備と共に、出版法、著作權法等近代國家としての各種取締規則を續々制定公布しつゝあるが、新たに

第五編・第一章・第二節 中央行政機構の整備

制定せられたる各種取締規則中の主なるものは次の通りである。

出版法(二十七年十月十三日公布)

第一章 總 則

- 第一條 本法にて出版物と稱するものは機械を用ひ印刷し或は化學の方法にて複製するものにして販賣或は散布に供する文書、圖書及びレコードとす
- 第二條 出版物は左記三種に分つ
  - 一、新聞紙 一定の名稱にて出版期毎日或は六日以下の期間を隔て、繼續發行するもの
  - 二、雜誌 一定の名稱にて其の出版期每週或は三月以下の期間を隔て、繼續發行するもの、但し其の内容にして時事を登載するを主となすものは新聞紙となす
  - 三、書籍及び其の他出版物 凡そ前二款以外の一切の出版物、附屬の新聞紙或は雜誌の號外或は増刊、副刊は新聞紙或は雜誌と看做す
- 第三條 本法にて發行人と稱するは出版物を主辦する人を謂ふ
- 第四條 本法にて著作人と稱するものは文書、圖書、レコードを著述或は製作する人を謂ふ
- 他人の演述を筆記し出版物に登載し或は人をして之を登載せしむるものは其の筆記人を著作人と看做す、但し演述人に於て承諾を與ふるものは同じく著作人たる責任を負ふべし



著作物の編纂に關しては其の編纂人を著作人と看做す、但し原著作人にして承諾を與ふるものは同じく著作人たる責任を負ふべし

著作物の編譯に關しては其の編譯人を著作人と看做す  
學校、公司、會所或は其の他團體の名義にて著作せる出版物は該學校、公司、會所或は其の他團體の代表人を著作人と看做す  
新聞紙に登載する廣告、啓事等は委託人を以て著作人となす、若し委託人にして不明或は責任能力なき者なるときは發行人を以て著作人となす

第五條 本法にて編輯人と稱する者は新聞紙又は雜誌編輯を掌管する人を謂ふ

第六條 本法にて印刷人と稱する者は印刷事業を主管する人なり  
第七條 本法にて地方主管官署と稱するものは各該地方の市縣政府とす

第八條 出版物は發行せる時發行人に於て左記機關に各一部を呈納すべし

- 一、内政部
- 二、行政院宣傳局
- 三、地方主管官署
- 四、立法院圖書館
- 五、國立圖書館

舊出版物を改訂増刊し發行するものも亦同じ

出版物にして官署にて發行するものは前二項の規定に依り夫々寄送すべし

第二章 新聞紙及び雜誌

第九條 新聞紙或は雜誌の發行をなす者は發行人より初回發行前に登記申請書を書き發行所所在地の地方主管官署に十五日以内に申請し登記事項を審核して後手續に従ひ内政部に轉呈し許可を経て始めて發行することを得

内政部は前項登記申請書受領後一月以内に之を核定し尙ほ登記證を發給すべし

登記申請書には左記事項を明載すべし

- 一、新聞紙又は雜誌の名稱
- 二、社務組織
- 三、資本額數及び經濟狀況
- 四、發行所及び印刷所の名稱及び其の所在地
- 五、出版期及び編輯の大綱
- 六、發行人及び編輯人の姓名、年齢、性別、經歷及び住所

新聞紙或は雜誌にして本法施行前既に發行を開始せるものは本法施行後二個月内に前項の登記を申請すべし

第十條 前條所定の登記事項に變更あるものは發行人に於て變更後七日以内に登記變更の申請をなすべし  
發行人に變更あるものは原登記證を返還し前條の手續に従ひ再び登記を行ふべし

第十一條 前二條の登記には費用を徴收せず  
第十二條 新聞紙中専ら通信文を發行するを業となすものは地方主管官署に於て必要ある場合員を派し其の社務、組織及び發行狀況を檢査することを得

第十三條 左記各款の人は新聞紙或は雜誌の發行人、編輯人となることを得ず

- 一、國內に住所なき者
- 二、未成年者或は禁治産者
- 三、現役軍人
- 四、徒刑或は一月以上の拘役に處せられ執行中にある者
- 五、公權を褫奪され尙ほ未だ復權せざる者

第十四條 左記事情の一ある者は新聞紙或は雜誌の發行人或は編輯人たることを禁止することを得

- 一、第二十二條の規定に違反し刑事處分を受けたる者
  - 二、貪汚或は詐欺行爲に因り刑事處分を受けたる者
- 第十五條 新聞紙或は雜誌の發行を廢止するには原發行人は登記時の手續に依り登記取消の申請をなすべし  
新聞紙にして所定の發刊期を滿二個月超え雜誌にして所定の發刊期を滿四個月超ゆるも發行せざるものは發行廢止と看做す  
第十六條 新聞紙或は雜誌には發行人及び編輯人の姓名、登記證號數、發行年月日、發行所、印刷所の名稱及び所在地を記載すべし

第十七條 新聞紙或は雜誌の發行人は發行の時日より期日を考へ本法第八條の規定に依り各機關及び其の地の警察機關に寄送すべし

第十八條 新聞紙或は雜誌上登載せる事項に本人或は直接關係人訂正を請求し又は辯駁書を登載するには日刊新聞紙にありては請求を受けてより三日以内に訂正に従ひ或は辯駁書の全部を登載すべし、其の他の新聞又は雜誌にありては請求を受けてより後第二次發行前に之をなすべし、但し其の訂正或は辯駁の内容にして著しく法令に違ひ或は請求人の姓名、住所を明記せず或は原登載日より六個月を経過し始めて請求するものは此の限りにあらず、訂正或は辯駁書の登載するに其の位置及び字の大小は原文登載する所のものに同じたるべし

第三章 書籍及び其の他の出版物

第十九條 書籍或は其の他の出版物には奥付に著作人、發行人の姓名、住所、發行年月日、發行所及び印刷所の名稱及び所在地を記載すべし

第二十條 通知書、章程、營業報告書、目錄ピラ、廣告芝居ピラ、秩序ピラ、各種表證書、證券、寫眞及びレコードには前條及び第八條の規定を適用せず

第二十一條 政治に關係あるピラ或は標語は地方主管官署の許可を経るに非ざれば印刷或は發行することを不得す

第四章 出版物登載事項の制限



第二回新支那現勢要覽

第二十二條 出版物には左記各款を記載することを得ず

- 一、政府の顛覆を意圖し或は中華民國の利益を害するもの
- 二、人心を煽惑し共產或は類似の主義を宣傳せんと意圖するもの
- 三、國家の制度を蔑視し政府を汚辱するの行爲及び其の事實虚偽或は附會たることを明知し而も公然と之を主張し或は掲載するもの
- 四、公共の秩序を破壊せんと意圖するもの
- 五、外國の元首或は本國に駐在する他國の外交長官を誹謗するもの

第二十三條 出版物には善良の風俗を妨害することを記載するを得ず

第二十四條 出版物には公開禁止の訴訟事件に付ての辯論を記載することを得ず

出版物には未だ判決されざる事件に付き法院の審理に對し暗示をなし或は勝負の推測をなすことを得ず

第二十五條 戰時或は變亂及び其の他特別必要ある時は政府の命令を以て出版物に政治、軍事、外交或は地方治安に關する事項の記載を禁止或は制限することを得

第二十六條 廣告、啓事等の方式を以て出版物に登載するものは前四條の制限を受くべし

第五章 行政處分

第二十七條 第九條の登記申請をなさず或は登記事項に付き不實

の陳述をなし新聞紙或は雜誌を發行するものは該新聞紙或は雜誌の發行を停止することを得、第十條の變更登記申請をなさずして新聞紙或は雜誌を發行するものは合法の登記申請をなすまでは該新聞紙又は雜誌の發行を停止することを得

第二十八條 前條所定の處分は其の出版物が縣又は普通市政府所在地にて發行するものなる時は該縣、市政府に於て執行し尙ほ省政府に呈請の上内政部に轉核し案に備ふ、特別市政府所在地にて發行するものなる時は該市政府に於て執行し尙ほ内政部に呈請し案に備ふ

第二十九條 内政部に於て出版物に第二十二條各款所定事項の一を掲載し或は第二十五條所定の禁止又は制限事項に違背すると認むるものは該事項を明指し出版物の發賣及び散布を禁止することを得、尙ほ必要ある場合は之を差押ふることを得

前項規定に依り差押へたる出版物にして若し發行人の請求ある時は該事項を除去せる後或は禁令解除後は之を返還する事を得第一項所定の事情輕微なるものは内政部に於て糾正又は警告を與ふ

第三十條 地方主管官署にて前條第一項の出版物あることを調査し必要ありと認むる時は該出版物の販賣散布を暫時禁止し或は暫時差押をなすことを得、同時に手續に従ひ内政部に呈轉の上核辦す

第三十一條 國外發行 of 出版品にして第二十九條第一項或は第三十四條第一項の處分を受くべきものあれば内政部は其の輸出を禁止し或は輸出する時當地機關に命令し之を差押ふることを得

第三十二條 新聞紙或は雜誌所載事項にして第二十九條第一項所定の處分により其の事情重大なるものに對しては内政部は定期間或は永久に其の發行を停止することを得

前項禁止に違背し發行する新聞紙或は雜誌は地方主管官署に於て之を差押ふべし

第三十三條 書籍或は其の他出版物を差押へ尙ほ必要ありと認むる時は其の原版を差押ふることを得

前項規定に依る差押原版には第二十九條第二項の規定を準用す

第三十四條 出版物の記載にして刑法規定に觸れ違犯するものは法に依り辦理する外第二十三條の規定に違反する事情比較的重大なるものに對しては地方主管官署は内政部の核准を経て其の發賣散布を禁止することを得、尙ほ必要ある時は之を差押ふ

前項出版物とは新聞紙或は雜誌たり、尙ほ定期間其の發行を停止することを得

第六章 罰則

第三十五條 新聞紙にして本章の行政處分を受けし爲め訴訟するものは不可抗力の事由以外は十日以内に之を決定すべし

第五編 第一章 第二節 中央行政機構の整備

第三十七條 發行人にして第九條或は第十條の登記申請を爲さず

して新聞紙或は雜誌を發行する者は二百元以下の罰金に處す

第三十八條 第十三條所定各款の人或は第十四條各款事情の一ありて禁止を受けし人にして新聞紙或は雜誌を發行或は編輯する者は二百元以下の罰金に處す

第三十九條 發行人にして第十五條第一項の規定に違反する者は一百元以下の罰金に處す

第四十條 出版品にして第十六條或は第十九條所定の記載をなさず記載するも不實を以てするものは發行人を二百元以下の罰金に處す

第四十一條 編輯人にして第十八條の規定に違反するものは二百元以下の罰金に處す

第四十二條 發行人或は印刷人にして第二十一條の規定に違反する者は一百元以下の罰金に處す

第四十三條 第二十二條の規定に違反するものは發行人、編輯人、著作人及び印刷人を一年以下の有期徒刑、拘役或は一千元以下の罰金に處す

第四十四條 第二十三條或は第二十四條の規定に違反する者は編輯人及び著作人を拘役或は三百元以下の罰金に處す

第四十五條 第二十五條の禁止或は制限に違反するものは發行人、編輯人、著作人及び印刷人を一年以下の有期徒刑、拘役或は一千元以下の罰金に處す



第四十六條 出版物にして新聞紙或は雜誌たる時は著作人は第四十三條の處罰を受くるも其の事項の登載に對し名を附せる責任者を以て限度となす、第四十五條の處罰を受くる著作人亦同じ

第四十七條 第四十七條、第三十四條第二項所定の發行停止命令に違背し新聞紙或は雜誌を發行する者は二百元以下の罰金に處す

第四十八條 第三十條、第三十四條第一項所定の禁止或は差押處分の執行を妨害する者は二百元以下の罰金に處す

第四十九條 發行人にして第二十九條第一項所定の禁止に違反する者は一年以下の有期徒刑、拘役或は一千元以下の罰金に處す其の情を知り該項出版物を發賣或は散布する者は六個月以下の有期徒刑、拘役或は五百元以下の罰金に處す、第三十一條所定の禁止に違反し尙ほ情を知りて輸入し該出版物を發賣或は散布する者には前項規定を準用し夫々處罰す

第五十條 第二十九條第一項、第三十一條、第三十二條第二項、第三十三條第一項所定の差押處分執行を妨害する者は六個月以下の有期徒刑、拘役或は一千元以下の罰金に處す

第五十一條 發行人にして第三十二條第一項の禁止に違背する者は一年以下の有期徒刑、拘役或は一千元以下の罰金に處す、其の情を知り該新聞紙或は雜誌を發賣し或は散布する者は六個月以下の有期徒刑或は五百元以下の罰金に處す

第五十二條 本章所定の罰則にして若し刑法に別規定あるものは其の規定に従ふ

第七章 附 則

第五十三條 本法の施行細則は内政部に於て之を定む

第五十四條 本法は公布の日より施行す  
出版法施行細則(二十八年五月五日公布)

第一條 本細則は出版法第五十三條の規定に依り之を定む

第二條 新聞紙又は雜誌發行人は出版法第九條の規定に依り登記申請する場合は規定様式に従ひ申請書及び各項の登記表を書し提出し發行所在地の地方主管官署より内政部に轉送し登記申請をなすべし

第三條 各省政府、各特別市政府は出版法第九條規定に依る申請事項に對し登記申請文書を接受したる後五日以内に内政部に轉送し登記申請をなすべし

第四條 内政部は出版法第九條規定に依る申請事項に對し許可ありたる後登記證を發行す

第五條 登記證にして遺失又は損壞ある場合其の發行人は此の旨公報に登載する外尙ほ原發行機關に之が再發行方を申請すべし

第六條 書籍の著作人又は發行人は原稿本を内政部に送附し出版許可の申請をなすべし、此の申請書には左記事項を明記するを要す

- 一、名稱及び内容の概要
- 二、稿本の頁數及び其の附屬文書
- 三、著作人又は發行人の姓名住所

第七條 未だ出版許可を経ずして悉りに出版せる書籍は概ね押收す、若し其の内容にして出版法第二十二條又は第二十五條の規定に違反するものは出版法第四十三條又は第四十五條に依り之處罰す

著作權法(二十七年十月十三日公布)

第一章 總 則

第八條 凡そ出版許可を経たる書籍にして若し増補又は修正する所あれば其の著作人又は發行人は原許可機關に對し申出で許可を得て初めて印刷をなすことを得、尙ほ印刷せる時は二部を原許可機關に送附し査に備ふべし

第九條 凡そ出版許可を得たる書籍にして出版後許可したる原稿本と符合せざる場合は内政部は禁止又は押收處分を與ふることを得

第十條 新聞紙又は雜誌の發行人にして新聞紙又は雜誌を出版法第十七條に規定せる何れの機關にも送附せざる者は該條に違犯するが故に出版法第三十六條の規定を準用し之を處罰すべし

第十一條 書籍又は其の他出版物の發行人にして書籍又は其の他出版物を出版法第八條に規定せる機關に寄進せざる者は該條に違反せるものとし出版法第三十六條の規定を準用し之を處罰す

第十二條 政治に關係あるピラ又は標語にして各官署に於て發行するものは出版法第二十一條の手續を免することを得

第十三條 本細則にして不十分の事項あれば隨時之を修正することを得

第十四條 本細則は公布の日より施行す

第一條 左記著作物に付き本法に依り登記し複製の利益を専有するものは著作權あるものとす

- 一、書籍の論著及び説部
- 二、樂譜、歌詞、劇本
- 三、圖畫、字帖
- 四、寫眞、彫刻、模型
- 五、其の他文藝、學術或は美術に關する著作物、樂譜、歌詞、劇本に付き著作權を有する者は尙ほ公開演奏或は演劇の權利を専有す

第二條 著作物の登記は維新政府内政部に於て之を管掌す  
内政部は法令に依り教育部の審査を受くべき教科圖書に對して未だ教育部の審査を経ざる前に登記を許さず

第三條 著作權は他人に讓渡することを得

第二章 著作權の所屬及び制限

第四條 著作權は著作者に歸屬し終身之を享有するものとす、尙ほ著作者死亡後承繼人に於て繼續して三十年享有することを得但し別に規定あるものは此の限りにあらず

第五條 著作物にして數人合作に係るもの、著作權は各著作人に歸屬し共に終身之を享有するものとす、著作人中死亡せるものは承繼人に於て繼續し其の權利を享有す



前項の承継人は其の權利を著作中最後に死亡せる者の死後三十年迄繼續享有することを得

第六條 著作物にして著作人死亡後始めて發行せるもの、著作權の年限は三十年となす

第七條 著作物にして官署、學校、會社、會所或は其の他法人或は團體名義を用ふるもの、著作權の年限も亦三十年となす

第八條 姓名を著さず或は假名號を用ふる著作物の著作權の年限は三十年となす、前項年限未だ滿たざるに眞實の姓名を改用する者は第四條の規定を適用す

第九條 寫眞は著作人に於て著作權を十年享有す、但し他人の報酬を受けて著作するものは此の限りにあらず

文藝、學術の著作物中に挿入する寫眞にして若し該著作物が特に著作者のものなる場合は其の著作權は該著作物の著作人に歸屬し之を享有す

前項寫眞の著作權は該文藝、學術の著作物の著作權にして消滅せざる間は繼續存在す

第十條 一種文字の著作より他種文字に翻譯し書を作る者は著作權二十年を享有することを得、但し他人が原者に付き別に譯することを禁止するを得ず、其の譯文にして餘り差別なきものは此の限りにあらず

第十一條 著作權の年限は最初發行の日より起算す

第十二條 著作物にして號に編し發行し或は數回に分ち發行する

ものは最初の回に於て登記に之を聲明し呈請す、其の後毎回呈報の手續を踐行すべし

前項後段に定むる呈報の手續は定期刊行物に於ては内政部の許可を得て之を省略することを得

第十三條 著作物にして號として逐次發行するもの、著作權の年限は每號最初發行の日より起算す

著作物にして數回發行するもの、著作權の年限は其の最後の部分の最初發行の日より起算す、但し該著作物にして今後繼續し行ふ未完成部分にして已に三年を逾ゆるも發行せざるものは已に發行せる末の一部分を以て最後の部分と見做す

前項の規定は第一次登記の時豫め聲明を行ふ發行を繼續するもの、期限には之を適用せず

第十四條 著作權人死亡後若し承継人なくば其の著作權は消滅せるものと見做す

第十五條 著作權の移轉及び承継は登記するにあらざれば第三者に對抗することを得ず

第十六條 著作物にして數人合作せるものにて少數人或は一人が發行を欲せざる場合は性質上分割し得るものなる時は其の所部分を除きて之を發行す、分割不可能なるものは餘の人に於て適當に利益の報酬を得べし、其の著作權は餘の人の所有に歸す但し該少數人或は一人にして著作物に名を列記するを欲せざる時は之に従ふ

第十七條 出資して人を招聘し作れる著作物の著作權は出資人に歸屬し之を享有す、但し當事者間に特約あるものは其の特約に従ふ

第十八條 講義演述は他人が筆記し或は官署學校に於て印刷せるものと雖も其の著作權は講演者に歸屬し之を享有す、但し別に約定あり或は講演者の許可を得たるものは此の限りにあらず

第十九條 他人の著作に付き心理を闡明發作し或は原著作物と同じからざる技術にて美術品を製成せる者は著作人と看做し著作權を享有することを得

第二十條 左記著作物は著作權を享有することを得ず  
一、法令約章及び文書草案書簡  
二、各種の勸誡及び宣傳文字  
三、公開演説にして純學術の性質に屬せざるもの

第二十一條 新聞雜誌に掲載する事項に不許轉載を註釋明記することを得、不許轉載を註釋明記せざるものは轉載者に於て須らく其の原載の新聞雜誌を註釋明記すべし

第二十二條 内政部は著作物の登記申請ある場合明かに國際平和を破壊し或は法律の規定に違背するものあるを發見せば登記を拒絶することを得

第三章 著作權の侵害

第二十三條 著作權は登記後其の權利人は他人の複製、模倣製作或は其の他の方法にて利益を侵害する者に對し訴訟を提起する

ことを得

第二十四條 他人の著作權を讓受け又は承継する者は原著作物を改竄分割、姓名の變匿或は名目を變更し之を發行することを得ず、但し原著作者の同意を得或は委嘱を受けたる者は此の限りにあらず

第二十五條 著作權の年限滿了の著作物は公共の物と看做す、但し何人と雖も原著作を改竄分割し姓名を變匿し或は名目を換へ之を發行することを得ず

第二十六條 他人の姓名を冒用し自己の著作物として發行せる者は他人の著作權侵害を以て論ず

第二十七條 未發行の著作物の原本及び著作權は債務執行の爲め強制處分を受くることを得ず、但し已に本人の許諾を得たるものは此の限りにあらず

第二十八條 左記各款事情にして原著作の出處を明記するものは他人の著作權侵害を以て論ぜず

一、衆人を選任の上著作し書となし以て普通教科書及び參考用に供するもの  
二、他人の著作を抜抄引用し自己の著作の參照註釋に供するもの

第二十九條 著作權を侵害せば著作者訴訟を提起せるとき本法により處罰さるゝ外被侵害人の受けし損失は侵害者に於て賠償すべし



第三十條 數人合作になるもの、著作物にして著作権の侵害を受けたる時は餘の人の同意を俟たずして訴訟を提起し其の受けたる損失の賠償を請求することを得

第三十一條 著作権の侵害に因り民事或は刑事訴訟を提起する時は原告或は告訴人に於て法院に對し冒せる著作物の暫時其の發行停止方を請求することを得

前項の處分を行へる後法院の審査明瞭となり尙ほ冒せるものに非ざること其の判決にて確定したるときは被告は發行停止に因り蒙りたる損失を原告或は告訴人に於て之を賠償せしむ

第三十二條 著作権の侵害にして若し法院審査の結果故意に冒せるものに非ざること判明せる時は處罰を免ることを得但し被告に於て已に利益を収めたる所を原告に償還すべし

第四章 罰則

第三十三條 複製、模倣製作及び其の他の方法を以て他人の著作権を侵害せるものは五百元以下五十元以上の罰金に處す、其の事情を知り代りて發賣せるものも同じ

第三十四條 第二十四條の規定に違反したる者は四百元以下四十元以上の罰金に處す

第三十五條 第二十五條の規定に違反したる者は三百元以下三十元以上の罰金に處す

第三十六條 登記の時不實を呈報したる者は二百元以下二十元以上の罰金に處す、並に其の登記を取消すことを得

第三十七條 登記を爲さざる著作物にして其の末頁に某年月日に登記せる字を偽り記入する者は四百元以下四十元以上の罰金に處す

第三十八條 本章により處罰する著作物は之を沒收す

第三十九條 第三十三條、第三十四條の罪は須らく告訴して論ずべし、但し第三十四條の罪を犯し而して原著作者死亡せる者は此の限りにあらず

第四十條 本章に於て定むる罰則にして若し刑法に別に規定あるものは其の規定に従ふ

第五章 附則

第四十一條 本法施行細則は内政部に於て之を定む

第四十二條 本法は公布の日より施行す

第一條 本細則は著作権法第四十一條の規定に依り之を定む

第二條 凡そ著作物にして左記各號事情の一あるものは本法に依り登録を申請することを得ず

一、登録を爲さずして既に二十年以上経過したるもの

二、著作人自ら希望して他人の複製、模倣製成に任せられたるもの

第三條 本法に依り著作物の登録申請を爲さんとするものは見本二部を備へ後記の著作物登録様式に依り内政部に提出すべし、其の各省市にあるものは呈出の上各該省長又は市長より内政部

に轉呈すべし、本法第一條第四款、第五款の著作物にして見本を具備する能はざるものは著作物の詳細なる説明書又は圖畫を以て之に代ふることを得、著作権の接受又は繼承に因り登録を申請せんとするときは見本を具備することを要せず

第四條 著作物にして官署、學校、公司、會所又は其の他の法人若しくは團體の名義を用ひたるもの、登録を申請する場合は該法人又は團體の名稱、其の事務所所在地及び代表者の姓名住所を明記すべし

第五條 本法第八條第二項の規定に依り本名を改めて使用したるときは後記の著作物姓名改正登録申請様式に依り届出づべし

第六條 本法第十二條第一項の場合には後記の著作物順次又は分割發行登記申請様式に依り届書を作成し提出すべし

第七條 著作権の接受又は繼承に因り登録を申請するときは後記の著作權接受登録申請様式に依り申請すべし

第八條 著作物の登録は内政部に於て登記すべき各事項を著作物登録簿上に登記すべし、著作物登録後は内政部に於て登録證を發行交付し且つ政府公報に登載して之を公告すべし

第九條 無主の著作物を發行せんとする時は事由を書示して内政部に申請し政府公報に之を公告すべし、前項の最後に公告したる日より起算し滿一年間異議を申立つる者なき時は其の發行を許可す

第十條 既に登録したる著作物には其の末尾に何年何月何日内政部に依り登録したることを明記すべし

第十一條 本法施行前既に發行せる著作物にして最初の發行日より起算し二十年に滿たざるものは仍ほ本法に依り登録を申請することを得

第十二條 本法施行前既に登録せる著作物にして本法施行後一年内に登録補充したるものに限り其の原有の登録は仍ほ其の効力を失はず



前項の外國人は其の本國が中國人民の該國に於ける著作権享有し得ることを承認したるものに限り、本條例第一項に依り登録したる著作物は登録の日より十年間著作権を享有す

第十六條

本細則は公布の日より施行す  
徵用土地暫行條例(二十八年五月五日公布)

第一章 總 則

第一條 國家公共事業を興す爲め土地を徵用するには土地法の公布施行されざる以前は本條例により之を行ふ

地方行政官署又は自治團體及び人民に於て公共事業を興す場合國家の認許を経るものも亦同じ

第二條 前條に稱する公共事業とは左記各款事情の一に合致するものに限り

- 一、公共建築物の創興又は擴充の事業
- 二、交通開發に關する事業
- 三、商港及び商埠地の開發に關する事業
- 四、公共衛生の設備に關する事業
- 五、市村の改良に關する事業
- 六、水利の發展に關する事業
- 七、教育學術及び慈善に關する事業
- 八、國營の商工業の創興又は擴充に關する事業
- 九、國防及び其の他軍備の佈置に關する事業
- 十、其の他施設にして公用を目的とするものに關する事業

第三條 本條例に稱する徵用とは買収又は借用を謂ふ

事業興辦人と稱するは第一條規定の目的を以て土地を徵用する主管官署又は地方自治團體又は人民を謂ふ

土地と稱するものは凡そ宅地、田園、礫山、沙地、荒地、市街道路、河川、溝渠、池沼、墓地等皆之に屬す

土地所有人と稱するは徵用さるゝ土地所有人を謂ふ

關係人と稱するは徵用さるゝ土地の權利所有人を謂ふ

第四條 本條例に稱する地方行政官署とは縣にありては縣公署、市にありては市政府、特別市にては特別市政府となす

地方自治團體とは縣、市、特別市所屬の自治團體を謂ふ

地政機關と稱するは特別市所屬の土地局又は縣、市の土地行政を兼ね取扱ふ其の他の機關を謂ふ

第五條 土地徵用は左記各款事情の一あるにより行ふ、維新政府に於て權利を授け内政部之を核定す、尙ほ行政院に報告するを要す

一、事業企業者は維新政府直轄機關及び省政府、特別市政府たるもの

二、興辦の事業は維新政府機關の直接管轄に屬するもの

三、土地面積二省以上に跨るもの

第六條 土地徵用は左記各款事情の一たるものにて行ひ省政府又は特別市政府に於て之を許可し尙ほ内政部に報告するを要す

一、事業興辦人は地方各級の行政官署又は其の所屬機關及び地

方自治團體たるもの

二、興辦事業にして地方行政官署の管轄又は監督に屬するもの

第七條 土地の徵用に於て名勝古蹟ある場合は出来る限り之を避くべし、名勝古蹟にして既に被徵用土地区域内にあるものは出来る限り之を保存すべし

第二章 徵用の準備

第八條 土地徵用計畫確定後は事業興辦人に於て計畫書を書き尙ほ土地徵用圖解を附書し第五條又は第六條の規定に依り夫々申請處理するを要す

第九條 凡そ國家又は省政府及び特別市政府の公營事業にして土地を借用する時其の期限は十年以内とす、又公共の道路擴張の爲め土地を買収し人民の家屋を破損せざるものは第五條の許可手續を省略し事業を興す主管官署に於て自ら之を決定し行ふことを得

第十條 第八條の計畫書には左記各項を明記することを要す

- 一、土地徵用の原因
- 二、徵用土地の所在地及び範圍
- 三、興辦事業の性質
- 四、興辦事業人は興辦せんとする事業の法令根據
- 五、土地定着物の狀況
- 六、土地使用の現状及び其の使用人の姓名住所
- 七、四鄰の接續土地の使用狀況及び其の定着物の狀況

八、土地区域内に名勝古蹟の有無並に其の現状及び沿革の明記

九、土地所有人の姓名住所、所有人不明の場合は其の管理人の姓名住所

第十一條 維新政府内政部又は省政府及び特別市政府は土地徵用許可ありたる後は原案全部を該土地所在地の地政機關に知らしむることを要す

第十二條 同一土地にして二人土地徵用の申請ある場合は興辦事業の性質の輕重に依り核定の標準となす

第三章 徵用の手續

第十三條 地政機關にして内政部又は省政府及び特別市政府の土地徵用許可告知案を接受したる場合は即時公告すべし、尙ほ書面を以て土地所有人及び關係人に通知したる後該案の公告年月日を内政部に呈報し案に備ふべし

第十四條 前條公告及び通知には興辦事業人の名稱、事業の種類及び興辦事業の地域を備載すべし

第十五條 興辦事業人は地政機關に於て第十三條の公告及び通知をなしたる後は該土地内に入り地圖を測量し調査することを得

前項の工作を行ふ爲め必要ある時は土地所有人及び關係人に通知し其の土地の障害物を除去せしめ或は代つて之が除去をなすことを得



第十六條 土地所有人或は關係人は地政機關にて既に第十三條の公告及び通知をなしたる後は如何なる方法にても徵用を妨害することを得ず

第十七條 國家又は省にて土地を徵用する場合興辦事業の主管官署に於て第十三條の公告及び通知をなしたる後は該土地に關する權利取得の爲め土地所有人及び關係人と之を協議すべし  
協議するも結果を得られざるか或は協議する能はざるものは地方行政官署に囑託の上徵用審査委員會を組織し之を議定すべし  
特別市、縣、市にて土地を徵用する場合は前二項の規定を準用す、但し自ら徵用審査委員會を組織することを得

第十八條 地方自治團體又は人民にして事業興辦者たる場合は第十三條の公告及び通知ありたる後は該土地に關する權利を取得する爲め土地所有人及び關係人と之が協議をなすべし  
協議するも結果を得られざるか又は協議をなす能はざるものは地方行政官署に申請の上徵用審査委員會を召集し之を議定すべし

第十九條 第十七條の囑託又は第十八條の申請に依り徵用審査委員會を召集する時は囑託書又は申請書上に左記各事項を記載し地方行政官署に提出すべし  
一、土地所有人及び關係人の姓名、住所又は其の事務所の名稱  
二、被徵用土地の所在地  
三、被徵用土地の面積及び其の附着物の種類、數量

四、補償金額  
五、收買時期  
六、借用期限

第二十條 地方行政官署にして前條の囑託書又は申請書接受後は地政機關に知らしめ之を公告せしめ尙ほ土地所有人及び關係人に通知すべし

其の地方行政官署にして自ら事業興辦人たる時は即時前條所記の各事項を地政機關に通知し之を公告せしめ尙ほ土地所有人及び關係人に通知すべし

第二十一條 土地所有人又は關係人は前條公告の第一日より起算し三十日以内に意見書を地方行政官署に提出し尙ほ地政機關に分報し案に備ふ

第二十二條 地方行政官署は前條期限満了後は徵用審査委員會を召集すべし

第二十三條 徵用審査委員會は開會の日より起算し七日以内に之を議定す、但し地方行政官署に於て必要ありと認むる場合は之を延長することを得

第二十四條 徵用審査委員會議定後は議定書を書し地方行政官署に報告すべし

地方行政官署にして前項報告を接收したる後は議定書を興辦事業人、土地所有人及び關係人に送達すべし、尙ほ別に一部を地政機關に知らしめ案に備ふ

第四章 徵用審査委員會  
第二十五條 徵用審査委員會の議定する事項左の如し

一、徵用土地の範圍  
二、補償金額  
三、買收時期及び借用期限

興辦事業人の主張にして本條例又は其の他の法令の規定に違反するものは徵用審査委員會にて之を駁斥することを得

第二十六條 徵用審査委員會には委員長一人、委員八人を置く、委員長は地方行政官署の長官を以て充任す、委員中少くとも二人は土地所有人及び關係人より推舉し任に充つ、其餘は地方の法定商工農團體より推舉せる代表を以て之に充つ

第二十七條 徵用審査委員會は全體委員過半数の同意あるに非ざれば表決することを得ず

第二十八條 徵用審査委員會は必要ある場合鑑定人を指定し鑑定を行はしむることを得

第二十九條 徵用審査委員會必要と認むる場合は興辦人、土地所有人及び關係人に命じ會に到り意見を陳述せしむることを得、尙ほ近鄰の土地所有人をして會に到り意見を陳述せしむることを得

第三十條 議定せば議定書を作成し尙ほ理由を附し委員長に於て署名すべし

第三十一條 徵用の土地にして二個以上の地方行政區域に跨る場

合は徵用審査委員會は各機關行政官署に於て第二十六條に依り聯合し組織す、其の委員長は之を公選推舉す

第五章 土地補償金及び遷移費

第三十二條 土地所有人及び關係人にして土地徵用に依り受くる損失は興辦事業人に於て時下見積額にて之を補償するを要す

第三十三條 土地にして徵用以外の餘地ありて從來の利用を爲す能はざる時は土地所有人は興辦事業人に取纏め徵用を求め尙ほ補償の給與を要求することを得

第三十四條 第十五條第二項の規定に依り土地の障害物を除去するに因り損害を蒙りし場合は時下見積額により之を補償するを要す

第三十五條 土地の附着物は事業興辦人に於て移轉費を給與し一定期限内に之を移轉せしむ、但し一部份の徵用に因り其の附着物の全部移轉を必要とする時は其の所有人は全部の移轉費を要求することを得

土地附着物にして若し移轉により從來通り利用する能はざる時は其の所有人は之が徵用方を要求することを得

第三十六條 土地及び其の附着物の補償は事業興辦人に於て補償金額は公告の完了又は議定書確定の日より十五日以内に主管地政機關に納交するを要す

第三十七條 地政機關にして前條金額を收納したる後は即時土地所有人に交付し遅くとも三十日を過ぐることを得ず、但し左記



事情の一あるものは補償金を保存し領收を待つことを得

一、受くべき補償人にして受領を拒絶し或は受領する能はざるもの

二、受くべき補償人の所在不明なる者

第六章 監督強制及び罰則

第三十八條 省政府は縣又は市の徵用審査委員會の爲す所にして権限を越え或は法令に違反する議定に對しては之を取消すことを得

内政部は省又は特別市の徵用審査委員會の爲す所にして権限を越え又は法令に違反する議定に對しても亦同じ

第三十九條 義務人にして本條例所定の義務を拒みて履行せず或は履行するも一定期限内に之を完了せざる者には地方行政官署自ら之を行ふことを得、尙ほ他人をして代つて執行せしむることを得

義務人にして本條例所定の義務を拒み履行せず前項規定に依り代りて執行する能はざる時は地方行政官署は直接其の履行を強制することを得

第四十條 第七條第二項の規定に違反するものには責任を以て事業與辦人をして名勝古蹟を妥當に保存せしむる以外に一百元以上一千元以下の科料に處す

第四十一條 第十五條第一項の規定に違反し未だ地方主管地政機關の公告及び通知を経ざるに恣りに他人の土地に入るものは三十元以下の科料に處す

十元以下の科料に處す

第四十二條 第十五條第二項に違反し未だ地方主管地政機關の公告及び通知を経ずして障害物を除去するものは價額に照らし賠償する以外に五十元以下の科料に處す

第四十三條 鑑定人にして徵用審査委員會に於て虚偽の陳述を爲すものは五百元以下の科料に處す

第四十四條 鑑定人及び第二十九條の規定に依り呼出を受けたる人にして事故なくして出席せざる者は二十元以下の科料に處す

第七章 訴願と訴訟

第四十五條 縣又は市の徵用審査委員會の議定に對し不服ある者は省政府に訴願することを得、省又は特別市徵用審査委員會の議定に對し不服ある者は内政部に訴願することを得

前二項の訴願は議定書を收受せる翌日より二十日以内に之を提起すべし、但し途中の期間は計算より控除す

第四十六條 徵用審査委員會の議定に對し不服あるものは該管轄地方法院に向つて起訴することを得、但し未だ訴願を提出せざるものに限る

前項の訴願は議定書を收受せる翌日より一個月以内に之を提起するを要す

第四十七條 徵用の土地にして訴願又は訴訟に因り其の手續を中止せず

第八章 附 則

第四十八條 省政府又は特別市政府は本條例に違背せざる範圍内に於て本條例補充の單行章則を立案議定することを得、但し須らく内政部に呈報し維新政府に轉呈の上案に備ふべし

第四十九條 本條例施行後は總ての中央及び地方の土地徵用に關する法規は之を廢止す

第五十條 本條例は公布の日より施行す

土地陳報暫行條例(二十八年七月二十一日公布)

第一條 各省市縣の土地明細書又は田賦徵收簿にして兵燹を経て毀壞喪失し依據すべきところなきものは公有、私有の土地に論なく均しく本條例に依り陳述報告すべし

第二條 各市縣又は某々一區域にして現に尙ほ土地簿證據を保留し又は既に明細書を作製し或は正式に土地測量を明詳に行へるものは勿論本條例により辦理陳述報告すべし

第三條 各市縣の某區域の匪賊尙ほ未だ肅清せず治安尙ほ未だ恢復せざるものは該當區域には暫らく土地陳述報告の取扱を見合す

第四條 本條例に依り陳述報告すべき土地にして未だ陳述報告せざるものは所有權を確認する能はず

第五條 各省市縣の土地陳述報告は各該省政府又は特別市政府に於て監督し地政機關をして之を辦理せしむ

前項の地政機關は省は民政廳、特別市は土地局、市は財政局、縣は縣公署とす、但し市政府及び縣公署には地方の情況を視て

暫らく土地科を設け土地の陳述報告を取扱ふことを得

第六條 私有土地は地主に於て陳述報告すべし、公有土地は主管機關又は管理人之を陳述報告すべし

第七條 地主若し事故に因り陳述報告不能の場合は代理人に委託又は其の土地利害關係人代つて陳述報告することを得、但し須らく授權書を附し並に事由を聲明すべし

第八條 各省市縣の地政機關にては土地陳報取扱期限は各地方の情況を視て酌定し省政府又は特別市政府に申請の上核准後左記規定公告に依り之を行ふ

- 一、主管政府の定期公報及び當該地方の日報に登載す
- 二、主管地政機關の門前の公告板に掲示す
- 三、城郷區鎮の顯著なる地方に掲示す

前項第二、三兩款の公告は陳報期限内は繼續之を保存すべし  
第九條 土地陳報人は一定期限内に左記規定に依り報告表(報告表は地政機關に於て印刷し各區坊鄉鎮公所より戸に按じ一律に發給す)に書込み圖契約書又は其の他證據を取揃へ地政機關に陳報すべし

前項の陳報表には左記事項を記載すべし

- 一、地主の姓名、本籍、住所、職業
- 二、土地所在地の地名及び其の位置
- 三、土地の周圍
- 四、土地の面積



五、土地證券番號

六、土地の使用及び現に何用に使ふか

七、土地の價值

八、土地の毎年収入情形

九、土地所有權證明文件の種類及び件數

十、小作人又は其の他使用人の姓名、住所及び賃借金、賃借額並に使用期間

第十條 地政機關にして報告人の土地報告表及び圖契約書を接受せば即時正式收領證を作製の上發給し審査に従事す、報告書を調査の爲め保存する以外に總ての圖契約書には當日捺印記簿の上之を返還す

第十一條 報告人土地を報告する場合は報告地價の千分の一を手續費として納附すべし、但し左記情況の一ある者は之を免除す

一、維新政府所轄の各級機關の自由地

二、公益又は慈善事業に關する所用地

三、維新政府省市政府の特別許可を経たるもの

地政機關には三札の領收證を備へ手續費を徵收する時一札を土地報告人に交附し一札は手許に置き主管機關に一札を呈し調査の爲め保存す

第十二條 地政機關は毎土地に關する報告完了後は報告表に記載する各項に依り分類し地籍冊に記載す、尙ほ各該管轄區域内の報告完了後六個月以内に報告書及び地籍總簿を編製し省政府又は

は特別市政府より内政部に彙報し案に備ふ

第十三條 土地報告は地政機關を経て公告確定後は土地執業證を發給することを得

前項の土地執業證の每一枚納費額は左記規定に依る

一、土地又は權利價值一百元未満のものは十錢

二、土地又は權利價值二百元以上のものは二十錢

三、土地又は權利價值五百元以上のものは五十錢

四、土地又は權利價值一千元以上のものは一圓

五、土地又は權利價值五千元以上のものは二圓

六、土地又は權利價值一萬元以上のものは五圓

第十四條 報告期限内に報告せざる土地は地主に於て特殊事情に因り當地の區坊鎮長の一人又は當地住民三人の書面に依る證明あるものを除きて外地政機關は省政府又は特別市政府に申請の上許可を得て該土地を其の土地の定着物又は附屬物と共に接受し之を管理す

前項證明にして特殊事情に因り期を超え報告する土地は事實上可能の日より起算し三個月以内に報告を補行すべし、期を超れば即時地政機關に於て接受管理す

第十五條 地政機關を経て前條規定に依り接受管理したる土地は今次事變結末の日より二年以内に地主は報告の補行を申請することを得、期を超れば該管轄地政機關に於て收受し公有とし並に省政府又は特別市政府に呈し内政部に轉呈し案に備ふ

前項土地にして地政機關を経て接收管理後は詳細なる明細書を編造し省政府又は特別市政府に呈し内政部に轉送し査に備ふ

第十六條 地政機關接收管理し期を超ゆるも未だ報告なき土地は接收管理期間該土地の純收獲は保管費を酌量收入する以外に餘剩あれば妥當に保管し地主報告を補行したる後之を發給返還す

前項の保管費は毎年該土地價值の千分の五を超ゆることを得ず一年未滿は月に應じ計算す

第十七條 土地報告人にして若し契約書を偽造し又は未だ委託を受けざる他人の財産を假冒の上報告し發覺したる後は地籍冊の登記を抹消する以外に法院に移送し法に依り處罰す

第十八條 地政機關の土地報告處理員にして若し私營の上弊害を起す事情ありて發覺せば即時法院に移送し法に依り處罰す

第十九條 地政機關は土地報告人の提出する所有權證明文書に對し疑義ある時は員を派し調査し又は地主をして確實なる商店二家以上又は區坊鎮長の保證書を求めしめて初めて報告を承認す

第二十條 本條例施行細則は各該地政機關に於て定め省政府又は特別市政府を経て核准す、尙ほ内政部に報告し案に備ふ

第二十一條 本條例にして事宜を盡さざるものあれば法に依り之を修正することを得

第二十二條 本條例は公布の日より施行す

戒煙總局組織章程(二十八年三月二十日公布)

第一條 戒煙總局には局長一人を置き地方戒煙局長を指揮監督す

第五編・第一章・第二節 中央行政機構の整備

第二條 戒煙總局長は所屬職員を指揮監督し一切の事務を綜理す

第三條 戒煙總局には左記各科を置く

一、總務科

二、徵稅科

三、緝私科

第四條 各科には科長一人を置き局長の命を承け各該科事務を管掌す

第五條 戒煙總局事務辦理細則は別に之を定む

附 則

第六條 本章程は公布の日より施行す

地方戒煙局組織章程(二十八年六月二十日公布)

第一條 地方戒煙分局には局長一人を置き戒煙總局の指揮を受け

全般の事項を總理し並に所屬職員を指揮監督す

第二條 地方戒煙局には左記各科を置く

一、總務科

二、徵稅科

三、緝私科

第三條 各科には科長一人を置き局長の命を承け各該科事務を管掌す、但し各科事務の繁簡に鑑み一科長、他科の科長を兼ねることを得

第四條 地方戒煙局の事務辦理細則は別に之を定む

附 則



第二回新支那現勢要覽

第五條 本章程は公布の日より施行す

戒煙暫行條例(二十八年六月一日施行)

第一條 本條例にて稱する鴉片は生鴉片、鴉片煙膏及び藥用鴉片を指すものとす

第二條 鴉片の吸飲を禁止す、但し鴉片に中毒し治療上ある期限吸飲の必要ありと認むる者は此の限りにあらず

第三條 政府吸煙者の習癖を矯正する見地より鴉片中毒者に對し必要なる取締を加ふることを得

第四條 鴉片又は鴉片吸飲用具の携帯及び鴉片吸飲用具の製造又は販賣は政府の許可を経るに非れば一概に之を爲すことを得ず

第五條 營利の目的を以て他人に鴉片吸飲の場所又は其の設備を供給することを得ず、但し鴉片の小賣商にして政府の許可を得たる者は此の限りにあらず

第六條 政府の許可を経るにあらざれば鴉片或は其の代用品を製造する目的を以て私かに罌粟を植培することを得ず

第七條 前條の目的を以て罌粟の種子を賣買又は授受することを得ず、但し賣買又は讓渡にして既に政府の許可を経る罌粟を栽培するものゝ場合は此の限りにあらず

第八條 政府の許可を経る罌粟を栽培するも其の生産鴉片は須く政府指定する所のものに賣與すべし

第九條 鴉片の類似品は一切製造、賣買、授受、所有或は所持することを得ず

一〇〇四

第十條 該管轄の官吏は第三條に規定する店舗、製造場及び其の他の場所内に入り帳簿、文書、原料、製品、器具、機械及び其の他の物件を検査することを得、並に調査究明或は取締上必要なる處分を之が關係人に加ふることを得

第十一條 第四條乃至第六條の規定に違反する者は七年以下の徒刑或は五千元以下の罰金に處す

第十二條 第七條或は第八條の規定に違反する者は五年以下或は三千元以下の罰金に處す

前項の徒刑と罰金とは之を併科することを得

第十三條 第十條に定むる該管轄官吏の検査を阻礙し或は調査研究に對し答辯せず或は虚偽の答辯をなし又は該管轄官吏の處分に服せざる者は五月以下の徒刑或は千元以下の罰金に處す

前項の徒刑と罰金とは之を併科することを得

第十四條 本條例に規定したる違禁品即ち鴉片及び罌粟又は鴉片吸飲用具の器具に違反するものは犯人に屬するものなるや否やを問はず一概に沒收す

前項の物品にして沒收する能はざる時は之に相當する價格を追徴す

第十五條 團體の代表者或は其の雇人並に其の他從業者にして團體の業務に關し本條例に違反するものある時は團體の代表者及び違犯者を處罰す

第十六條 本條例の施行期日は別に公告を行ふ

戒煙獎勵規則(二十八年六月一日施行)

第一條 凡そ官廳に對し戒煙條例に違反する鴉片にして所有者不明なるか又は所有者の所在不明の鴉片を告發し調査捕獲する者或は取締責任の官吏にして調査捕獲せる者は本規則に依り獎勵金を支給す

第二條 查獲したる鴉片は相當價格を評定す

該價格中より保管運搬に要する費用を控除し餘金の十分の六を以て獎勵金として提供す

第三條 前條の獎勵金は左記の區別に依り之を支給す

- 一、獎勵金の十分の七を官廳に對し告發したる者に支給し十分の三を查獲に従事せる官署の官員に支給す、但し告發者あざざる時は獎勵金全額を查獲に従事せる官署の官員に支給す
- 二、若し二個以上の官署協力により查獲したる時は獎勵金の十分の七を告發者に支給し餘額は各官署の查獲に従事せる官員の人数に比例し各官署に分給す、但し告發者あざざる時は獎勵金全額を各官署の查獲に従事したる官員の人数に比例し之を分給す
- 三、官署の官員に支給する前二號所定の獎勵金は各官署長官に於て各官員の功績を考査し適宜決定し之を支給す

四、告發者の獎勵金は告發を受理したる官署長に送交し本人に支給す

附 則

第四條 本規則は戒煙暫行條例施行の日より之を施行す

戒煙暫行條例施行細則(二十八年六月一日施行)

第一條 戒煙總局必要と認むる場合は鴉片中毒者を救済機關に收容することを得

第二條 鴉片又は鴉片吸飲用具を移輸入する者は須く戒煙局長に申請し許可を得べし

第三條 鴉片又は鴉片の吸飲用具を製造し並に販賣せんと欲する者は須く戒煙總局長に申請し許可を受くべし

第四條 鴉片販賣者及び鴉片吸飲用具製造者は指定の個所以外の處にて營業することを不得

鴉片吸飲用具製造店舖を設け營業せんと欲する時は須く戒煙總局長に申請して許可を受くべし

第五條 鴉片又は鴉片吸飲用具を移輸出せんと欲する者は須く出貨人の住所、姓名、數量、價格及び移輸出の線路を記し戒煙總局長に申請し許可を受くべし

第六條 鴉片販賣者及び鴉片吸飲用具製造者は須く帳簿を備置し鴉片及び鴉片吸飲用具を輸出入する毎に其の種類、數量、價格年月日並に出入個所を明載すべし

鴉片販賣者又は鴉片吸飲用具販賣者は鴉片又は鴉片吸飲用具の輸出入を毎月十日前に前月分的情況を所轄戒煙總局長に具報すべし



第七條 罌粟を種植する區域及び其の面積は毎年戒煙局長より之を定む

第八條 罌粟を種植せんと欲する者は須く左記事項を記し毎年所轄戒煙局長に申請し許可を受くべし

若し種植を變更又は停止せんと欲する時は此と同じく辦理す

一、住所、姓名、生年月日

二、種植個所、面積

第九條 既に前條の許可を得たる者は須く一植地毎に標識を立て該個所の面積、種植者住所、姓名を明記すべし

第十條 罌粟を種植する者は須く其の生産月内に其の生産鴉片の數量を所轄戒煙局長に報告すべし

第十一條 罌粟種植者は須く其の生産せる生鴉片を所轄戒煙局長指定の個所に置くべし

第十二條 鴉片販賣者及び鴉片吸飲用具製造者は須く戒煙分局長にて定むる保證金を納付すべし

第十三條 本細則に依り既に指定又は許可を受けたる者にして指定許可が撤回又は指定期間既に満了後未だ指定の繼續を受けざる時又は既に死亡し或は停業したる時は須く該項事實發生の日より三十日以内に本人又は承繼人又は其の財産管理者に於て所轄戒煙局長に對し現存の鴉片、鴉片又は鴉片吸飲用具を如何に處分せしやを申請明示すべし

第十四條 鴉片販賣者にして他人に鴉片吸飲場所及び設備を供給

せんと欲する時は須く左記事項を記し所轄戒煙局長に申請し許可を受くべし

一、住所、姓名、生年月日

二、場所及び設備

第十五條 第四條の規定に違反する者は三個月以下の拘役或は二百元以下の罰金に處す

第十六條 第六條又は第八條の規定に違反する者は一個月以下の拘役又は百元以下の罰金に處す

第十七條 本細則に依り鴉片又は鴉片吸飲の用具を經營する者或は既に私に罌粟を種植することの許可を得たる者にして業務上不正なる行爲ある時は其の業務を停止し其の指定又は許可を撤回し並に其の保證金を沒收することを得

第十八條 本細則は戒煙暫行條例施行の日より施行す  
鴉片緝私章程(二十八年六月一日施行)

第一條 戒煙局員にして戒煙條例に違反すると認め或は犯罪の鴉片及び鴉片吸飲の用具を發見したる時は本章程に依り逮捕或は押收を加ふ

第二條 戒煙局員にして所有者不明或は所有者の所在不明の鴉片及び鴉片吸飲の用具を發見したる時は之を押收すべし

第三條 戒煙局員は戒煙條例に違反する嫌疑ありと認むる時は進んで捜査を行ひ必要ある時は嫌疑者或は參考人を訊問することを得

第四條 戒煙局員進んで捜査、訊問、押收又は逮捕を行ふ時は其の身分を證明するに足る證明書を携帯すべし、遇々要求ある時は即時之を提示す

前項の證明書は別紙に示す如き格式とす(別紙省略)

第五條 戒煙局長必要と認むる場合は戒煙局員をして武器を携帯せしむることを得

第六條 戒煙局員進んで捜査、押收、逮捕を行ふ際必要ありと認むる場合は警察官員又は軍隊に請求し之を協助せしむることを得

第七條 警察官員、鹽部官員、稅務官員及び稅關官員にして職務を行ふ時戒煙條例に違反する者ありと認むるもの或は所有者不明の鴉片及び鴉片吸飲の用具を發見したる時は第一條及び第二條の規定を準用す

第八條 本章程は戒煙暫行條例施行日より之を施行す  
醫師暫行條例(二十七年十二月十五日公布)

附 則  
第一章 總 綱

第一條 醫師法の頒布されざる以前に醫師として業をなすもの、許可或は取締に關しては本條例の規定に依り之を行ふ

第二條 凡そ醫師資格を有する者は内政部の審査後醫師證書を給與す、未だ許可を経て證書の給與なき者は醫師の事務を行ふことを得ず

内政部の醫師資格審査には審査委員會を組織することを得、其の章程は別に之を定む

第二章 資 格

第三條 凡そ二十五歳以上にして左記資格の一を有するものは醫師證書給與の申請をなすことを得

一、國立或は政府認可の公立、私立醫學專門學校以上を卒業し證書を領有する者  
二、外國官立或は政府認可の私立醫學專門學校以上を卒業し卒業證書を領有するもの  
三、外國政府にて醫師證書を領有する者  
四、外國人にして各該國政府にありて醫師證書を領有し外交部より證明せる者

第四條 左記各款の事情の一ある者は前條資格を有すと雖も醫師證書を給與することを得ず  
一、曾て裁判にて三年以上の徒刑に處せられし者  
二、禁治産者  
三、心神喪失者

其の先に證書を給與して後事件發生せるものは隨時證書を回收取消す、但し二三款の原因消滅せる時此の證書を再發給することを得

第三章 證書受領手續

第五條 凡そ醫師證書を請求する者は證書費五元(印紙稅法公布



後は章に照し印紙費を納む(半身二寸の寫眞二枚、履歷書一通に卒業證書、資格證明文書を取揃へ納め所在地該管轄官署より内政部に轉報の上審核後證書を發給す)

前項轉報の順序は衛生局ある地方は呈するに主管機關による、未だ衛生局及び警察機關なき地方は其の他の行政官署より呈す主管機關は毎月内政部に彙報す

外國籍の醫師にして醫師證書を領有するものは卒業證書、資格證明文書を先送すると共に該國領事の審核による證明書を差出す以外のものは本條により辦理す

第六條 既に受領せる證書を損壞遺失等の事情の爲め再受領を申請する時は確實なる證明文書を提出する外に證書費二元(印紙税法公布後は章に照し印紙費を納附す)を補納すべし

第七條 本條例施行前既に部よりの認可證を有し尙ほ第三條所定の資格と符合する者は引換證書として二元(印紙税法公布後は章により印紙費を納附)を納め新證書の交換受領を申請するのみにて可なり、其の地方官署に登録許可あるのみにして部よりの許可證を受領せざるものは本條例第五條の規定により部よりの證書を補領すべし

第八條 本條例施行後凡そ現に開業する醫師にして未だ部よ證書を領有せざる者は該管轄官署より期限を限り領有の申請を行はしむべし

前項の開業醫師にして命令に従ひ部證書を請求し未だ給與され

ざる前に於ても該主管官署は狀況酌量の上臨時に證書を發給し繼續業務を執行することを得

第四章 義務

第九條 凡そ醫師にして某處にて開業せんと欲せば須らく該管轄官署に向つて部よりの證書を提示し登録を請求すべし

第十條 醫師の開業、停業、復業或は移轉死亡等の事は十日以内に本人或は其の關係人より該管轄官署に報告すべし

第十一條 醫師は自ら親しく診察するにあらざれば治療を行ひ或は處方を書き又は診斷書を交付することを得ず、自ら親しく死體を檢視するに非ざれば死亡診斷書或は死産證明書を交付することを得ず

死亡診斷書、死産證明書の書式は別に之を定む

第十二條 醫師にして業務を行ふ時は治療簿を備へ病人の姓名、住所、年齢別、職業、病名、病歴及び其の醫法を記載すべし

前項の治療簿は五年保存すべし

第十三條 醫師處方をなす時は左記事項を明記すべし

一、自己の姓名、住所、證書及び登録番號數並に捺印或は署名

二、病人の姓名、年齢、藥名、藥量、用法、年月日

第十四條 醫師は診察治療する病人に對し藥劑を交付する時は容器或は包紙上に用法病人の姓名及び自己の姓名及び診察治療所を一々明記すべし

第十五條 醫師にして傳染病人を診斷し或は傳染病の死體を檢視

せる時は消毒方法を指示し並に該管轄官署に向つて實際を報告すべし

第十六條 醫師は屍體或は妊娠の死産兒を検査するに當り若し犯罪の嫌疑ありと認むる時は二十四時間以内に該管轄官署に報告すべし

第十七條 醫師は正當の理由ある以外は診斷書、檢案書或は死産證書の交付を拒絶することを不得す

第十八條 醫師は其の業務に關し虚偽誇張の廣告を登載及び散布することを不得す

第十九條 醫師は正當の治療に關する以外阿片、モルヒネ等の毒劑藥品を濫用することを不得す

第二十條 醫師は審判上、公安上及び疾病豫防等の事に關し該管轄の法院、警察機關或は行政官署の委託を受け協助するの義務を負ふものとす

第五章 懲戒

第二十一條 醫師は業務上に於て不正當の行爲あり或は精神に異常ある時は該管轄官署より地方醫師公會に審議を行はしめて後暫く營業を停止せしむ

第二十二條 本條例施行後凡そ部より證書を受領せず或は證書の撤消營業停止する者は概ね擅まゝに自ら業務を行ふことを得ず違背するものは五十元以上三百元以下の罰金に處することを得

第二十三條 醫師にして撤消の處分を受けたる時は三日以内に證

書を該管轄官署に向つて返還すべし、其の儘かに停業處分を受くる者は其の證書を該管轄官署に送附し停業の理由及び期限を該證書の背面に記載の後本人に交付受領す

第二十四條 醫師にして本條例の規定に違反する時は既に制裁の定め有る以外に該管轄行政官署は五十元以下の罰金に處することを不得

其の業務にして刑法に觸るゝものある時は法院に送附し辦理すべし

第二十五條 本條例は公布の日より施行す

懲治國賊條例(二十七年十一月五日公布)

第一條 一私人或は其の黨派の職位を保持し外國と開戦し軍隊を喪失し地を失ひ國を禍し民を殃する者は國賊となし死刑に處す

前項の罪を幫助し又は共犯する者も亦同じ

第二條 國賊の指使を受け或は國賊に響應し倡率して左記行爲の一ある者は死刑或は無期徒刑に處す

一、焦土政策に假借し害を地方に貽す者

二、徵發を濫行し或は其の他の方法にて民の財を奪取する者

三、軍用品を購辦し或は運輸する者

四、兵役を濫りに課し或は其の他の方法にて民力を傷耗する者

五、決水放火する者

六、治安を擾亂する者

七、衆を聚め暴動する者



八、交通を破壊する者

九、金融を擾亂する者

十、公務員を加害せんと意圖する者

十一、公務員の宗祖墳墓に加害を實施する者

前項第五款乃至第十一款所定の各罪の共謀者も亦同じ

第三條 國賊の指使を受け或は國賊の爲めに聲援し左記行爲の一

ある者は無期徒刑或は十年以上の有期徒刑に處す

一、言語文字或は圖畫にて宣傳を爲す者

二、民衆を煽惑し盲從附和せしむる者

第四條 其の本條例所定の各罪を犯せる者たることを明知して秘

かに藏し報告せざる者は各該犯の罪に依り處斷す

第五條 本條例は未遂罪も之を罰す

第六條 本條例所定の各罪を犯し自首するものは其の刑を輕減す

自首により國賊の陰謀をして遂行せざらしめし者は其の刑を免

す

第七條 本條例所定の各罪を犯すものは高等法院に於て第一審に

て審判す

第八條 本條例所定の各罪を犯し死刑の宣告ありたる者は銃殺す

ることを得

第九條 第一條第二條の罪を犯す者は其の財産を沒收す

前項の沒收財産は高等法院に於て缺席判決す

第十條 本條例にして未だ規定なきものは刑法を適用す

第十一條 本條例の有効期間及び其の施行期日は命令を以て之を

定む

監督慈善團體條例(二十八年五月五日公布)

第一條 本條例に稱する慈善團體とは人民に於て自動的に組織せ

る濟貧救災養老恤孤及び其の他救濟事業を以て目的とする團體

を謂ふ

第二條 慈善團體は其の事業を政治的性質宗教的性質の活動及び

宣傳に利用し又は私人の爲に利益を計る事業を兼營することを

得ず

第三條 慈善團體は財團的性質に屬するもの以外は五人以上の發

起人あるを要す

第四條 前條規定の發起人は左記各項資格の一あるを要す

一、人望高く操守信するに足るもの

二、曾て慈善事業をなし著しき成績を擧げたる者

三、公益に熱心にして慨然として自から義捐金を差出せるもの

四、慈善事業に對し特殊の學識と經驗を有する者

第五條 左記各項事情の一ある者は第三條に規定する所の發起人

たるを得ず

一、片田舎にて武力を強行したることの甚しき者

二、曾て犯罪に觸れ或は公權を褫奪され尙ほ未だ復權せざる者

三、財産上の犯罪に因り刑の宣告を受けたる者

四、破産の宣告を受け尙ほ未だ復權せざる者

第六條 慈善團體の章程は主管官署に申請し案に備ふべし

第七條 慈善團體の會員にして第五條各項事情の一あるものには

主管官署は其の會員資格を取消すことを得

第八條 慈善團體にして社團的性質に屬するものは毎年少くとも

總會を二回開くべし、董事は總會を開く時收支項目を詳細に報

告し會務處理の經過情況を説明すべし

第九條 慈善團體の收支金物品は逐日帳簿に記入し總ての證券は

一律に保存すべし

前項の帳簿證券の保存期間は少くとも十年とす

第十條 主管官署は慈善團體の處理狀況及び財政狀況を檢查する

ことを得

第十一條 慈善團體にして若し主管官署の検査を拒絶し或は第二

條の規定に違反するものには主管官署は法に依り之を制裁し或

は之を解散せしむることを得

第十二條 慈善事業を辦理し成績顯著なるものには主管官署之が

褒獎を申請することを得

第十三條 慈善團體の取扱に就き本條例に規定ある以外は民法及

び其の他の法律規定に依る

第十四條 本條例施行細則は別に之を定む

第十五條 本條例は公布の日より施行す

監督慈善團體條例施行細則(二十八年五月五日公布)

第一條 本細則は監督慈善團體條例第十四條規定に依り之を定む

第二條 監督慈善團體條例に稱する慈善團體とは凡て永久的設立

のもの又は臨時に取扱へるものも均しく之に屬す

第三條 慈善團體設立の場合には主管官署に申請し案に備ふべし、

尙ほ民法の社團又は財團の規定に依り法院に登録申請すべし、

尙ほ主管官署より省政府或は特別市政府に申請し内政部に彙集

報告し案に備ふ

第四條 前條に稱する所の主管官署とは左の如し

一、省會にては民政廳となす

二、特別市にては市社會局、普通市にては市政府とす

三、各縣にては縣公署とす

民政廳は省會の警察局或は縣公署を指定し主管官署となすこと

を得、特別市政府は社會局以外の各局を指定し主管官署となす

ことを得

第五條 前條に稱する主管官署にして慈善團體を解散する場合は

須らく省市政府に申請の上之を核定す、尙ほ内政部に報告し案

に備ふ

第六條 主管官署は發起人の資格及び事蹟を審査するに當り證明

文書又は身元保證を提出せしむることを得

第七條 慈善團體にして募集金をなす場合は先づ主管官署の許可

を得ることを要す、但し緊急の事情ある場合は募集開始と同時に

に呈報することを得

第八條 慈善團體は毎月末一月内の收支金項目及び事務處理の實



況を公開宣布するを要す

第九條 慈善團體は左記各項に對しては毎年主管官署に呈報し調査に備ふべし

一、職員の任免

二、職員の成績調査

三、財産の總額及び收支の狀況

四、會員の加入或は退會

五、事務取扱ひの經過情況

第十條 主管官署は調査の必要に因り慈善團體をして豫算書及び計算書を造り送附せしむることを得

第十一條 監督慈善團體條例第九條の帳簿證券は慈善團體にして十年未滿にて解散する場合は原取扱人或は發起人に於て責任を以て之を保管すべし

第十二條 監督慈善團體條例第十二條に稱する褒獎は義捐出資救濟事業舉辦獎條例に依り處理す

第十三條 監督慈善團體條例施行以前既に組織せる慈善團體は主管官署に申請し案に備ふべし

第十四條 本細則は公布の日より施行す

財政部 國政施行の根源は財政經濟の運行如何に係ること大である。然るに支那に於ては政府收入の大宗たる關稅、鹽稅、統稅の三稅が殆んど大半外國の借款擔保として掌握されて居り、爲めに中

央稅收は安定を見ず、又地方に於ては軍閥の高稅徵收により地方農民は苛捐雜稅に惱まされてゐたのである。仍つて維新政府は成立と同時にこれ等の雜稅を改廢し、以て地方民衆の生活安定を圖ると共に、中央財政の確立を期することとなり、部内に總務司、賦稅司、公債司、泉幣司、國庫司、會計司、關務處、鹽務處、稅務處の六司三處を設けて着々其實を擧げつゝあるが、同部の組織及び職掌を示せば左の如くである。

財政部組織

一、本部は全國の財務行政事務を掌理す

二、本部は地方最高級長官が本部主管事務を執行せる時は指示監督の責を負ふ

三、本部は主管事務に對し各地方最高級行政長官の命令或は處分に違法又は越權行爲ありと認むる際は行政院會議議決後之を停止或は撤廢し得

四、本部は左記の各司處を置く

(一)總務司、(二)賦稅司、(三)公債司、(四)泉幣司、(五)國庫司、(六)會計司、(七)關務處、(八)鹽務處、(九)稅務處

五、本部は前條各司の外情勢に應じ必要あらば各部官制通則第六條の規定に依り司乃至附屬機關を増置或は裁併し得

(註) 財政部は目下事務未だ繁雜ならざるを以て國庫司をして

鹽務處を兼任せしめ、賦稅司をして稅務處を、泉幣司をして會計司を夫々兼任せしむ、總務司及び關務處は暫時設立せずして他司に於て隨時之を分配掌理す

財政部職掌

一、二長

一、部長—本部の事務を綜理し所屬職員及び各機關を監督す

二、次長—部長を補助し事務を處理す

二、四室

一、顧問室—部長の顧問に關する事項

二、諮議室—部務に關する諮議事項

三、參事室—本部に關する法律命令の起草審定に關する事項

四、秘書室—機密重要事務の處理及び公文書原稿の檢閲並に長官より命じたる事項を掌理す

三、六司

一、總務司—(未組織)總務事項一切の事務を綜理す

(イ)文件の收發、撰輯、保存、部令の公布、印章の保管、公報の編輯發行に關する事項

(ロ)證書類の印刷發行及び審査、本部經費の豫算決算及び會計等に關する事項

(ハ)本部の公金管理に關する事項

(ニ)本部の官有財産、官有物件の保管に關する事項

(ホ)本部の庶務及び其の他各司に屬せざる事項

第五編・第一章・第二節 中央行政機構の整備

二、會計司—目下泉幣司に於て本司を兼ね

本司は豫算決算計算の徵集、編成、審査並に帳簿の登記及び所屬各機關の會計帳簿の指導審査、整理、財政金融の調査統計及び其の他一切會計に關する事項を掌理す

第一科(科長張近鵬)

(一)會計方面に關する各種法規の整理規定修正に關する事項

(二)豫算決算の徵集、審査、編纂の廻付に關する事項

(三)各機關の經費請求移用に對する認可却下に關する事項

(四)他科に屬せざる會計事項

第二科(科長 缺)

(一)本部及び所屬各機關の計算表、報告表並に所屬各機關の帳簿の設計整理に關する事項

第三科(科長 缺)

(一)本部及び所屬各機關の計算書の審査核轉に關する事項

(二)所屬各機關の引繼に於ける現金、物品、會計帳簿の檢査審査に關する事項

第四科(科長 缺)

(一)統計法規圖表様式の立案及び修正に關する事項

(二)各種財政金融統計圖表の彙集編製審査に關する事項

三、泉幣司—現行會計司を兼任中なり



第二回新支那現勢要覽

全國貨幣の調査、金融制度の改善及び其の他泉幣一切に關係せる事項を掌理す

第一科(科長鍾家驥)

(一)幣制の整理、造幣廠印刷局、化驗所の監督に關する事項

(二)舊貨幣及び地金銀受拂の審査に關する事項

第二科(科長于世驥)

(一)銀行儲蓄金、信託公司の登記監督に關する事項

(二)兌換券發行の審査に關する事項

(三)準備金の検査に關する事項

(四)國內外金融の調節に關する事項

第三科(科長 缺)

(一)交易所、取引所、保險會社、儲蓄會及び特種營業の金融監督に關する事項

(二)其の他特種金融事業の監督に關する事項

第四科(科長 缺)

(一)各科に屬せざる幣制及び銀行の一切事項

(二)本司職掌に於ける各科に屬せざる事項

四、賦稅司—目下本司は稅務處を兼任せり

賦稅に關する一切事務を綜理し所屬各機關及び所屬職員を監督す

(科長曹頌平)

(一)賦稅の賦課及び徵收に關する事項

(二)前條の管理及び監督に關する事項

(三)舊稅の整理、新稅の施行に關する事項

(四)賦稅の調査審議に關する事項

(五)賦稅の統計に關する事項

(六)官有財産の管理に關する事項

(七)所屬河田の監督に關する事項

(八)財政部直轄に屬する稅金の外の一切を收入する事項

(九)其の他一切賦稅に關する事項

五、公債司—公債に關する一切事務を綜理す

(一)公債事務に關する公文書の收發に關する事項

(二)内外公債事務に關する一切事項

(三)公債に關する審査計算並に統計事務に關する事項

六、國庫司—現行本司は鹽務處を兼ね

國庫資金の運用、國庫金の出納計算及び政府各種基金並に儲蓄保管及び其の他に關する一切事項を掌理す

第一科(科長吳彤恩)

(一)國庫資金の出納運用に關する事項

(二)支拂命令の照査に關する事項

第二科(科長 缺)

(一)國庫金出納計算書の編製に關する事項

(二)國庫帳簿の登記に關する事項

第三科(科長 缺)

(一)政府各種基金及び儲蓄保管に關する事項

(二)國庫金出納管理及び其の他一切に關する事項

四、三處一室

一、稅務處—本處は賦稅司をして兼任せしめ本司の事務を綜理し所屬職員及び各機關を指導監督す

秘書科(科長蔡 察)

機密重要文書及び處長より命令せられし事項を處理す

第一科(科長高孝侯)

(一)總務に關する文書、印章保管及び書類の收發に關する事項

(二)各科に屬せざる事項

第二科(科長陳襄忱)

(一)各種統稅に關する事項

第三科(科長 缺)

印紙、酒、煙草其の他に關する稅務關係事項

二、關務處—(未組織中)關務一切の事務及び海關監督の指揮に關する事項及び所屬職員の監督事項の掌理

(一)關稅の賦課及び徵收並に關稅の管理、監督に關する事項

(二)關稅制度の改革及び推行並に關稅定率の修正變更に關する事項

第五編・第一章・第二節 中央行政機構の整備

緩靖部 戰火漸く中支地方より遠ざかりたりと雖も、尙ほ各地に於て敗殘兵共匪出沒し良民を苦めつゝあるに鑑み、維新政府は成

四、鹽務處—(科長吳重撫)

(一)各省鹽務機關に於ける業務成績の監察及び以下各所屬職員の資格或は任地に關する事項の掌理

(二)鹽場倉庫、製鹽場、精練場及び鹽務警察關係事項

(三)各省食鹽の運搬販賣に關する事項

(四)製鹽場の產出調整及び運搬事項

(五)鹽務收支の豫算決算及び收支報告書表の製作に關する事項

(六)全國鹽款の保管及び各省鹽稅收入の稽核事項

(七)各省鹽務定率の審定に關する事項

(八)各省鹽額の運搬販賣に關する事項

(九)其の他一切の鹽務行政事項

四、庶務課(課長梁 業)

(一)本部官有財産物件の編訂保管に關する事項

(二)本部庶務及び其の他各司に屬せざる事項



立と同時に綏靖部を組織、部長に任授道氏を任命して部内の強化を圖ると共に、皇軍の討匪工作に協力せしむる一方將來新支那國軍としての兵力を養成することに決定した。綏靖部は建軍以來日尙ほ淺く爲めに諸事未だ充實し得ないが、皇軍の協力指導により曩に上海、南京、杭州を結ぶ三角地帯の完全なる掃蕩を完了し、引續き中支第二期掃蕩工作として南京を中心とする上海、蚌埠、漢口、九江、杭州地方地域の清掃を行ひつゝある。斯くて綏靖部は愈々健實なる發展を示してゐるが、同部の組織及び職掌を示せば次の通りである。

綏靖部組織

- 一、本部は全國地方の綏靖事務を掌理す
- 二、本部は地方最高級長官が本部主管事務を執行せる時は指示監督の責を負ふ
- 三、本部は主管事務に對し各地方最高級行政長官の命令或は處分に違法又は越權行爲ありと認むる際は行政院會議議決後之を停止或は撤廢し得
- 四、本部は左記の各司を置く
  - (一)軍務司、(二)保安司、(三)經理司
- 五、本部は前條各司の外情勢に應じ必要あらば各官司制通則第六條の規定により司乃至附屬機關を増置或は裁併す

綏靖部職掌

- 一、勳、徵戒、陞叙に關する事項(五)各科に屬せざる事項の取扱に關する事項
- 二、建制科(一)各項制式に關する事項(二)部隊の編成に關する事項(三)軍事機關及び學校の組織に關する事項(四)平時戰時諸規則の制定に關する事項
- 三、訓練科(一)部隊學校の教育訓練計畫に關する事項(二)課程の審定及び教育訓練器械の檢定に關する事項(三)演習檢閲及び軍隊内務に關する事項
- 四、軍醫科(一)體格檢査及び診斷事項に關する事項(二)軍醫人員の教育事項に關する事項(三)病院及び殘廢院の設置に關する事項(四)衛戍區域部隊の配置に關する事項
- 五、(2)保安司一部長、次長の命を承け本司一切の事務を處理す
- 六、警備科(一)匪賊共產黨の清剿及び警戒防備に關する事項(二)戒嚴及び解嚴の命令の頒布に關する事項(三)匪區及び重要地帯の封鎖に關する事項(四)衛戍區域部隊の配置に關する事項
- 七、保衛科(一)保安團隊の整理及び監督に關する事項(二)清郷及び保甲の整頓に關する事項(三)自衛及び私有槍、銃砲の檢査及び沒收に關する事項(四)地方自衛團隊の指導監督に關する事項(五)清郷善後の設計に關する事項
- 八、交通科(一)交通人員の教育訓練及び檢査に關する事項(二)交通網の設計に關する事項(三)水陸交通に關する事項(四)交

- 一、二長
  - 部長—本部の事務を總理し所屬職員及び各機關を監督す
  - 次長—部長を輔佐し部内の政務常務を處理す
- 二、五室

- (1)參事室—(一)各種法規、章程の撰擬及び審査に關する事項(二)法令公報の審決及び修正に關する事項(三)其他他指令せられたる事項に關する事項
- (2)參議室—部長の諮議に關する事項
- (3)秘書室—機密重要な文書、電報及び部務會議並に長官の交辦に關する事項
- (4)參謀室—(一)軍令及び軍事計畫事項(二)情報の搜集、密偵の派遣及び傳令信號に關する事項(三)演習校閱及び點檢に關する事項(四)部隊の編遣及び徵調に關する事項(五)後方勤務に關する事項
- (5)副官室—(一)部内外の軍紀、風紀、警衛整頓に關する事項(二)公役公物庶務に關する事項(三)祝賀及び會議の設計に關する事項(四)本部の宴會、集會、來賓の招待に關する事項(五)命令の傳達に關する事項
- 三、三司
  - (1)軍務司—部長次長の命を承け本司一切の事務を處理す
  - 總務科(一)文書の處理に關する事項(二)印章の保管に關する事項(三)部令の公布に關する事項(四)各官佐の任免及び獎

- 通器具材料購備補充檢査に關する事項(五)軍用電信電話の建設及び實施に關する事項
- 謀報科(一)軍事匪共狀況の偵察報告に關する事項(二)秘密團體、反動分子行動の偵査に關する事項(三)反動印刷物の搜集、撲滅及び禁止に關する事項(四)情報網の設計に關する事項(五)謀報員の分配及び指揮に關する事項
- 軍法科(一)軍法行政及び審判に關する事項(二)救卹賞與に關する事項(三)盜匪事件の審理及び裁決に關する事項(四)赦免及び犯罪者の處置に關する事項(五)軍法官及び監獄職員の成績監査補充に關する事項
- (3)經理司—部長、次長の命を承け本司一切の事務を處理す
- 出納科(一)一切金錢の收支に關する事項(二)豫算、決算の編製に關する事項(三)公金の取扱及び保管に關する事項(四)帳簿の記入に關する事項
- 軍械科(一)銃彈及び器械の制式統計保管に關する事項(二)軍械技術員工の教育補充に關する事項(三)軍器の製造及び修繕に關する事項(四)軍器彈藥の運輸及び廢械の處分に關する事項(五)軍器火藥の禁令に關する事項
- 審計科(一)概算書類の審査に關する事項(二)支拂豫算及び支出計算書表等の審査に關する事項(三)臨時費特別費の審査に關する事項(四)收支の檢査及び締切り清算に關する事項

教育部

教育制度の確立は今後の新支那を負ふべき青少年少女



の養成に最も必要とされる所である。之に鑑み政府は南京に於て成立式典を舉行するや其の政府政綱に「中國固有の道德文化を基とし世界の科學知識を吸収し以て理智精神體力強健なる國民を養成し従前の矯激なる教育怪奇なる學說を根本的に廓清す」と宣明し、過去に於ける國民政府の黨化排日教育を根本的に排撃して確固たる新支那を建設する者の養成に従事してゐる。教育部は初め初代部長として陳則民氏就任したるも、陳氏が江蘇省長に轉出したので現内政部長陳群氏が兼任し、其の下に次長顧澄及び參事、司長以下秘書部員四十餘名を置いて執務してゐたが、更に陳群氏内政部長に專任することとなるや顧澄氏部長に昇任し、爾來更生中國の教育實施に盡しつゝある。今教育部の組織を示せば左の如くである。

- 一、本部は全國教育行政事務を掌理す
- 二、本部は地方最高級長官が本部主管事務を執行せる時は指示監督の責を負ふ
- 三、本部は主管事務に對し各地方最高級行政長官の命令或は處分に違法又は越權行為ありと認むる際は行政院會議々決後之を停止或は撤廢し得
- 四、本部は左の各司を置く
  - (一)總務司、(二)高等教育司、(三)普通教育司、(四)社會教育

司

五、本部は前條各司の外情勢に應じ必要あらば各部官制通則第六條の規定に依り司乃至附屬機關を増置或は裁併す  
維新政府の教育實施要綱は頗る多く、其の事務は左の五司に依り掌理されてゐるが、今部長、次長、秘書、參事、督學、專員及び各司の職掌並に民國二十八年一月十四日制定されたる編歷委員會規程の内容を示せば次の通りである。

- 一、部長 部務を綜理し所屬職員及び各機關を監督す
- 二、次長 部長を輔佐し政務常務を處理す
- 三、秘書 重要文書部務會議の擔當管理及び長官より指令せられたる事項
- 四、參事 法案命令の起草審議に關する事項
- 五、督學 學事及び教學機關の監督に關する事項
- 六、專員 長官の命を承け各省の教育の視察及び指導に關する事項
- 七、總務司 本司及び其の他各司に專屬せざる事務を掌理す
  - 第一科 左記事項及び其の他各科に專屬せざる事項を處理す
    - (一)文書の收發撰擬(撰定起草)繕校(清書校正)保存に關する事項
    - (二)部令の公布に關する事項
    - (三)印章の保管並に使用に關する事項
    - (四)職員の進退に關する記録事項
    - (五)公報の編輯印刷發行に關する事項
    - (六)統計報告の編制に關する事項

第二科 (一)本部經費の豫算決算及び會計に關する事項(二)本部直轄各機關の經費會計の審査に關する事項

第三科 (一)本部官有物の保管に關する事項(二)本部の庶務に關する事項

八、高等教育司 高等教育及び之に關する一切の事務を掌理す

第一科 (一)大學に關する事項(二)學位授與に關する事項(三)宗教々育に關する事項

第二科 (一)專門教育に關する事項(二)高等教育に關する事項(三)其の他高等教育に關する一切の事項

第三科 (一)國外留學に關する事項(二)各種學校機關の指導に關する事項(三)國際學術合作及び刊行物交換に關する事項

九、普通教育司 普通教育及び之に關する一切の事項を掌理す

第一科 (科長徐邦浩)(張復生)

(一)中學教育に關する事項(二)中學に相當する各種學校の教育に關する事項(三)中學師範の訓練に關する事項(四)中學校用圖書儀器及び其の他教育用品の審査撰定に關する事項(五)師範學校に附設する特別師範科に關する事項(六)各種教員養成所及び教員養成に關する事項(七)蒙古西藏の教育に關する事項(八)省市教育機關に關する事項

第二科 (科長林文欽)(李廣真)

(一)師範學校に關する事項(二)實業學校に關する事項(三)師範學校及び實業學校に相當する學校に關する事項(四)師範學

校及び實業學校の師範になるものの訓練に關する事項(五)師範及び實業學校の圖書儀器及び其の他教育用品の審査撰定に關する事項(六)實業の指導に關する事項(七)實業教育と其の他關係ある機關或は團體との合作を促進し又は計畫するに關する事項

第三科 (科長陶泰基)(潘壽恆)

(一)小學教育に關する事項(二)幼稚園教育に關する事項(三)小學又は幼稚園に相當する各種學校の教育に關する事項(四)義務教育に關する事項(五)小學教師の檢定服務待遇等に關する事項(六)私塾の整理に關する事項(七)小學校用圖書儀器及び其の他教育用品の審査撰定に關する事項

十、社會教育司 高等教育司社會教育に關する事務を掌理す

第一科 (科長徐公美)(邵光)

(一)民衆教育に關する事項(民衆學校、民衆讀物、民衆教育館、民衆教育實驗區民衆教育人員の訓練等)(二)職業補習教育に關する事項(三)低能殘廢(不具)等の特殊教育に關する事項(四)圖書館博物館に關する事項(五)文獻古物の保存及び國語普及の促進に關する事項

第二科 (科長張華)(趙如珩)

(一)公共體育に關する事項(二)活動寫真教育に關する事項(三)放送(無線電話放送)教育に關する事項(四)美術教育に關する事項(音樂戲劇繪畫展覽會等)(五)通俗講演會に關する



第二回新支那現勢要覽

事項(六)風俗改良及び民衆娛樂に關する事項(公園茶園一劇場及び民間歌謠風俗等)

教育部編歷委員會規程(二十八年一月十四日公布)

第一條 本部分文臺及び氣象觀測所成立せざる以前に於ては編歷定時の事項は暫く本委員會に於て之を辦理す

第二條 本部は専門家若干人を招聘し委員會を組織す

第三條 本委員會會長は暫く部長に於て之を擔任す

第四條 本委員會は均しく名譽職とし俸給を支給せず、但し酌量の上相當の車馬費及び旅費を支給することを得

第五條 本會事務を處理する爲め幹事一人を置き部員中より指命の上之を兼任することを得

第六條 本會は事務の繁閑により雇員及び書記公役人を酌用することを得

第七條 本會は毎年一回國民歷本を編製印刷發行し、所屬各機關に頒布すべし

第八條 本會發行の國民歷本は内政部と會同し之を辦理すべし

第九條 本會編印の歷本にして商家より申請許可ありたる者は之を模倣印刷することを得、但し表紙上に某機關核准の文字を註釋明記すべし

第十條 凡そ國民歷本を模倣印刷する者は其の文字行款及び一切の内容は總て頒布の本に依るべし變更あることを得ず、但し僅かに日付、日曜日、時候、主要電節、紀念日、及び宣傳等の點

を加ふるは差支なし

第十一條 國民歷本を模倣印刷するものにして本規程に従ひ辦理せざる者は各地方政府をして其の發行を禁止せしむることを得

第十二條 本規程は公布の日より施行す、但し若し不備の點ある時は隨時之を改修することを得

(附) 預算大綱

一、委員及び職員手當費	年支出	一萬二千元
二、旅費	同	六千八百元
三、公辦費	同	一千二百元
四、印刷費	同	一萬二千元

實業部 實業部は戰區の復興を第一とし、次期計畫として其の開發に乗出すべく決定、先づ中支に於て最も將來性ある事業より着手した。蓋し中支地區に於ける工商機關の多くは戰火により多大の損失を受け地方住民は租界其他安全地帯に遁逃したるにより實業部の實施すべき事項頗る大に上つたが、政府は之が復興の一層急速を圖る爲め五司(總務司、農林司、工商司、漁牧司、鑛政司)の外新たに部内に農村事務局、食糧產銷管理局、茶葉產銷管理局、絲繭產銷管理局、棉產々銷管理局、水産々銷管理局、水産試驗場を設置し、更に民國二十七年十一月八日附を以て商標局を新設して實業部の機構を完整する所あり、一方流亡民も次第に復歸して農工商は漸

次戰前の狀況に還元しつゝある。今實業部の機構及び職掌並に商標局組織條例の内容を示せば次の如くである。

實業部組織

一、本部は全國實業行政事務を掌理す

二、本部は地方最高級長官が本部主管事務を執行せる時は指示監督の責を負ふ

三、本部は主管事務に對し各地方最高級行政長官の命令或は處分に違法又は越權行爲ありと認むる際は行政院會議議決後之を停止或は撤廢し得

四、本部は左の各司を置く

- (一)總務司
  - (二)農林司
  - (三)工商司
  - (四)漁牧司
  - (五)鑛政司
- 五、本部は前條各司の外情勢に應じ必要あらば各部官制通則第六條の規定に依り司乃至附屬機關を増置或は裁併し得

實業部職掌

一、總務司

- (一)文書の收發、分配、選定、保管に關する事項
- (二)部令の公布に關する事項
- (三)式典、印鑑、記章等に關する事項
- (四)本部及び所屬機關の職員任免、選拔、登錄、試驗、賞罰懲戒に關する事項
- (五)本部公報刊行物等の編輯發行及び圖書の管理に關する事項

- (六)本部及び所屬機關の經費の豫算決算審査及び會計に關する事項
- (七)本部に屬する官有財産の保管管理及び必要な處分に關する事項
- (八)統計の集計調査に關する事項
- (九)庶務に關する事項
- (十)他の各司に屬せざる事項

二、農林司

- (一)農業、林業、開墾、蠶糸業の保護監督、獎勵に關する事項
- (二)農業、林業、開墾、蠶糸業團體の登録に關する事項
- (三)農村經濟の調査及び統計に關する事項
- (四)農民銀行及び農林組合事業の促進に關する事項
- (五)農林、蠶糸業知識の増進及び事業の普及擴張に關する事項
- (六)農林、蠶糸事業の調査試驗統計及び改良に關する事項
- (七)農林技師の登録及び許可に關する事項
- (八)病虫害の豫防驅除及び検査に關する事項
- (九)農田水利の調査改良及び整理に關する事項
- (一〇)山林の測量登記及び其の統計獎勵指導に關する事項
- (一一)林業爭議の調停に關する事項
- (一二)其の他農林と關係ある事項

三、工商司

- (一)國營商工業の計畫施設及び管理改善に關する事項



- (一) 民營商工業の獎勵保護監督に關する事項
- (二) 工業原料及び工業品の集收並に試験檢定に關する事項
- (三) 工業專賣特許に關する事項
- (四) 工業專賣特許に關する事項
- (五) 國貨の證明獎勵に關する事項
- (六) 工場設計及び檢査に關する事項
- (七) 商工業團體の登録監督に關する事項
- (八) 工場、商號、商標の登録許可に關する事項
- (九) 商工業及び勞工の調査統計に關する事項
- (一〇) 勞働者生活狀態の改良保障及び失業救済に關する事項
- (一一) 勞働者保險及び商工組合の促進に關する事項
- (一二) 勞資紛糾の調停及び勞資協力の指導に關する事項
- (一三) 勞工移殖及び國外出稼勞働者の保護に關する事項
- (一四) 商品の檢査、陳列、展覽に關する事項
- (一五) 商業金融及び國際爲替の調査並に其の調節研究に關する事項
- (一六) 計理士工業技師の登録許可に關する事項
- (一七) 度量衡の製造檢定普及に關する事項
- (一八) 取引所、保險會社等特種營業の許可登録及び監督に關する事項
- (一九) 物價の調節及び發賣市場に關する事項
- (二〇) 商業規約、商工業稅の研究に關する事項
- (二一) 國際貿易の發展に關する事項

- (二二) 商埠商港の經營に關する事項
  - (二三) 駐外商務官の指導監督に關する事項
  - (二四) 其他商工行政と關係ある事項
- 四、漁牧司
- (一) 漁業、牧畜業の保護監督及び獎勵に關する事項
  - (二) 漁牧機關及び漁牧團體の監督に關する事項
  - (三) 畜産、水産の改良獎勵に關する事項
  - (四) 漁業稅の立案議定に關する事項
  - (五) 家畜の改良及び衛生に關する事項
  - (六) 水産、牧畜、種子の試験檢査改良に關する事項
  - (七) 獸疫調査及び防疫に關する事項
  - (八) 其他漁業、牧畜業と關係ある事項
- 五、鑛政司
- (一) 國營鑛業の計畫施設及び管理に關する事項
  - (二) 鑛業の監督保護及び獎勵に關する事項
  - (三) 鑛業權の特許及び取消に關する事項
  - (四) 鑛業登記に關する事項
  - (五) 鑛區稅の立案議定及び徵收に關する事項
  - (六) 鑛業爭議に關する事項
  - (七) 鑛業技師の登録許可に關する事項
  - (八) 鑛業調査統計に關する事項
  - (九) 鑛區鑑定、鑛質分析及び鑛業用地並に地質の調査に關する事項

事項

(一〇) 其他鑛業に關係ある事項

商標局組織條例(二十七年十一月八日公布)

第一條 商標局は實業部に直屬し全國の商標登記事務を管理す

第二條 商標局には左記各科を設く

第一科の取扱事項は左の如し

一、文書の撰擬及び文書の受付發送に關する事項

二、會計庶務及び其他各科に屬せざるものに關する事項

第二科の取扱事項は左の如し

一、商標申請手續の審核に關する事項

二、商標の審査及び登記に關する事項

第三科の取扱事項は左の如し

一、商標の異議及び評定に關する事項

二、商標公報の編輯等に關する事項

第三條 商標局には局長一人(簡任)を設け全局の事務を綜理す

第四條 商標局には科長三人(薦任)科員六人乃至十二人(委任)を設く

第五條 商標局には審査員二人(薦任)を設け審査事務を辦理す

第六條 商標局は事務の必要に因り専門家を招聘し名譽顧問となすことを得

第七條 商標局は文書を清書し及び其の他の事務の爲めに雇員を酌用することを得

第八條 本條例は公布の日より施行す

交通部 地方治安の維持如何は交通機關の整備に重大なる關係がある。故に政府は成立と同時に交通部長に江洪杰氏を任命、江氏は爾來中支の交通通信機關の回復整備に努めた結果、成立後僅か一年餘を經過したに拘らず早くも鐵道は京滬、滬杭、京蕪の各線を復舊して通車し、公路も次第に整理されつゝあり、又電信電話も復舊し、郵政は三省内に於て二百餘箇所を開設するに至り、更に航政方面に於ては既に中華航空公司を設立、水運方面では上海に航政局を設置して船舶の管理、登記、檢査を實施せしめてゐる。斯くの如く中支の交通通信機關は今や全く戦前の狀況以上に整備發達しつつあるが、今同部の組織を見れば部長の下に次長あり、其の下に參事室秘書室、總務司、路政司、電政司、郵政司、航政司の二室五司があつて同部の事務を掌理してゐるのである。同部の組織及び職掌は次の通りである。

- 交通部組織
- 一、本部は全國路電、郵航、各政の掌理並に民營鐵路、航業、電業事務を監督す
  - 二、本部は地方最高級長官が本部主管事務を執行せる時は指示監督の責を負ふ



三、本部は主管事項に對し各地方最高級行政長官の命令或は處分に違法又は越權行爲ありと認むる際は行政院會議々決後之を停止或は撤廢し得

四、本部に左の各司を置く

- (一) 總務司 (二) 路政司 (三) 電政司 (四) 郵政司 (五) 航政司
- 五、本部は前條各司の外情勢に應じ必要あらば各部官制通則第六條の規定に依り司乃至附屬機關を増置或は裁併す

六、(以下略)

交通部職掌

一、二長

部長 部務を綜理し附屬機關及び所屬職員を監督す  
次長 部長を輔佐し部内の政務常務を處理す

二、二室

參事室 本部に關する法令及び單行規則の起草撰定に關する事務  
秘書室 長官より交附せられし事務を分掌す

三、五司

甲、總務司

- (一) 文書科(科長 缺)
- (二) 公文書電文の起草撰定に關する事項
- (三) 文書の收發に關する事項
- (四) 部令及び規則の公布に關する事項

- (四) 印章の保管及び押捺に關する事項
- (五) 文書々類の保存に關する事項
- (六) 文書の謄寫校正に關する事項
- (七) 人事科(科長 缺)

(一) 本部及び所屬各機關職員任免の登記及び成績考査、獎勵、懲戒、撫卹に關する事項

(二) 本部及び所屬各機關職員の陞叙に關する事項

(三) 各所屬職工の訓育に關する事項

(四) 所屬各機關の謁見に關する事項

(三) 會計科(科長陳補樓)

(一) 本部行政經費の豫算決算及び所屬各機關の豫算決算書の審査編成に關する事項

(二) 本部金錢の出納保管及び其の登記に關する事項

(三) 本部金錢の移用に關する事項

(四) 本部の有價證券並に其の他證券書類及び土地の證據書類の保管に關する事項

(四) 庶務科(科長楊先疇)

(一) 各種典禮開會の事務及び記録に關する事項

(二) 公用物品の保管及び購入に關する事項

(三) 本部家屋土地の保管及び修繕に關する事項

(四) 警衛及び衛生に關する事項

(五) 其の他庶務に關する事項

乙、路政司

(一) 營業科(科長吳蔭廣)

- (一) 鐵路の營業設備及び需要の審定に關する事項
- (二) 鐵路運輸の整理及び機關車輛等の調度並に其の支配に關する事項
- (三) 客貨物運賃の規定及び其の審査並に改正増減に關する事項
- (四) 民營鐵路及び公路工事の監督に關する事項
- (五) 考工科(科長楊效曾)

(一) 機關車輛の追加購入、改造及び修理に關する事項

(二) 運轉材料の購買に關する事項

(三) 鐵路公路工事の監督の養成に關する事項

(四) 國有鐵路及び公路工用工廠の建設經營に關する事項

(五) 省有民有鐵路及び公路事務の監督に關する事項

(三) 計核科(科長王樹春)

(一) 鐵路の豫算決算の編製及び審査に關する事項

(二) 鐵路の簿記帳簿、證憑書類及び債務勘定の檢査に關する事項

(三) 民有鐵路の財務の監督に關する事項

(四) 國有鐵路豫算の監督執行に關する事項

(五) 國有鐵路の簿記帳簿檢査員の派遣に關する事項

(四) 調査科(科長洪嘉貽)

第五編・第一章・第二節 中央行政機構の整備

(一) 鐵路經濟の調査計畫に關する事項

(二) 國有鐵路及び公路既成線、未成線等に關係を有する地方の經濟狀況の調査研究に關する事項

(三) 前條の地方に於ける計畫擴張に關する事項

(四) 國有鐵路終點及び沿線附屬機關區域、市街、港灣、埠頭等に於ける經濟設計に關する事項

丙、電政司(目下梁繼鈞、沈柯の二科長を以て科を統ぶ)

(一) 業務科

(一) 電信電話業務の監督改良及び擴張に關する事項

(二) 電信電話業務規則の制定に關する事項

(三) 電信電話線路報務の調度に關する事項

(四) 電信電話料金種目の決定に關する事項

(五) 國際電報料金種目及び料金細目別規定に關する事項

(二) 管理科

(一) 國際電信聯盟約定規定の審査に關する事項

(二) 電政機關の設置合併に關する事項

(三) 電政機關の管理區域分割に關する事項

(四) 電信法規及び電信文件の編輯翻譯に關する事項

(五) 新聞電報、氣象電報、證書證明書及び電信機械證明書の書換發行に關する事項

(三) 工務科

(一) 電信電話線路工事の審定調査建築驗收に關する事項



- (一) 電信電話の修繕測量に関する事項
  - (二) 各局臺の設備改良及び擴張に関する事項
  - (三) 電信電話の工事に關する事項
  - (四) 管理區域の區分
  - (五) 工事費報告書表の審査に關する事項
  - (六) 材料科
    - (一) 材料の豫算及び審査に關する事項
    - (二) 材料の購入及び検査試験に關する事項
    - (三) 電信機械の設計製造及び修理に關する事項
    - (四) 材料報告書表の審査に關する事項
    - (五) 電氣材料貯藏及び製造の監督に關する事項
    - (六) 材料の保管配給發送及び轉送に關する事項
- 丁、郵政司(目下王文蔚、陸天炎の二科長を以て各科を統ぶ)
- (一) 總務科
    - (一) 郵政機關の設置合併廢止に關する事項
    - (二) 郵政高級職員の任免、轉動、檢定、獎勵、懲戒及び撫卹に關する事項
    - (三) 國際聯合郵便會議の參加及び郵便聯盟或は協定の審議締結解釋に關する事項
    - (四) 郵政統計資料の搜集に關する事項
    - (五) 郵政人員の訓練、教育及び試験に關する事項
  - (二) 郵務科

- (一) 郵政路の擴張に關する事項
  - (二) 郵便業務の監督及び改良に關する事項
  - (三) 郵便事務に關する請願陳情の裁決に關する事項
  - (四) 郵便物の運輸及び検査に關する事項
  - (五) 空運科
    - (一) 郵便運輸航空路線の審定に關する事項
    - (二) 郵便運輸の航空料金率の制定に關する事項
    - (三) 國營郵便運輸航空契約及び株券の保管に關する事項
    - (四) 國際郵便運輸航空事業の計畫聯絡に關する事項
    - (五) 其の他郵便運輸航空に關する事項
  - (四) 審計科
    - (一) 郵政機關の豫算決算の検査轉送に關する事項
    - (二) 爲替貯金局の設置に關する事項
    - (三) 郵便保險及び貸出の審理に關する事項
    - (四) 郵便資産の鑑定及び郵用物品の置備に關する事項
    - (五) 郵政表冊、證憑傳票格式の審定に關する事項
- 戊、航空司(目下黃溥、王敦鏐、姚海邁の三科長を以て各科を統ぶ)
- (一) 總務科
    - (一) 航空機關の設置、合併、廢止に關する事項
    - (二) 航空機關高級職員の任免、獎勵、懲戒及び撫卹に關する事項
  - (二) 航路及海員規則の編纂制定に關する事項
  - (三) 港口の設計建築及び河海工事に關する事項
  - (四) 海員の管理及び船員の檢定に關する事項
  - (五) 海事紛糾の處理に關する事項
  - (六) 其の他海事關係に關する事項

- (三) 國營航空業の規程に關する事項
  - (四) 航政機關の豫算決算の検査轉送に關する事項
  - (五) 各種航政證書證明書の下附に關する事項
  - (六) 民營航業の監督指導に關する事項
- (二) 航空科
- (一) 航空事業の管理經營に關する事項
  - (二) 國際航空法規及び公約の審議制定締結及び解釋に關する事項
  - (三) 航空事業所要技術人員の檢定試験に關する事項
  - (四) 公用民用航空事業の立案に關する事項
  - (五) 公用民用の航空燃料の檢定及び證明書の下附に關する事項
- (三) 船舶科
- (一) 造船の監督に關する事項
  - (二) 船舶の噸數検査及び登記の再検査に關する事項
  - (三) 船舶信號符號の編製に關する事項
  - (四) 船廠船埠碼頭の計畫及び監理に關する事項
  - (五) 船舶保險航線の審定區分に關する事項
  - (六) 水上運輸の規定統制取締に關する事項
- (四) 海事科
- (一) 航路の測定及び海圖の作製に關する事項
  - (二) 海濱邊の疏濬に關する事項

**司法行政部** 司法權の運營は行政、立法と共に政府の治權運行に缺くべからざる要素である。之が爲め維新政府は其の成立に當り政綱に於て三權鼎立制を採用、以て施政の公明を期したのであるが司法院は維新政府の現狀より見て未だ設立するの要なきも、司法行政の確立は法令規則の改訂、法院、監獄の回復、司法人員の登記其の他の事情より急速なる實施が必要とさるゝに至つたので、政府は司法院の成立に先立ち、民國二十七年八月十一日司法行政部を設立同部は司法院成立迄臨時的に行政院の隸下に置くこととした。而して同部の組織は現在左の如く部長胡鈞泰氏の下に次長朱履齋氏あり其の下に參事、秘書、專員及び總務司、民事司、刑事司、監獄司、技正、技士、編纂並に司法官審查委員會、監獄官審查委員會、律師甄拔委員會、法醫研究所、司法人員養成所、法規編查會、各省監獄各省高等法院、地方法院、看守所、第三審上訴臨時法庭ありて維新政府の司法行政の運營整備に當つてゐるのである。今同部の組織及



第二回新支那現勢要覽

び職掌、附屬機關並に處務規程の内容を示せば左の如くである。

司法行政部組織

- 一、本部は全國司法行政事務を掌理す
- 二、本部は地方最高級長官が本部主管事務を執行せる時は指示監督の責を負ふ
- 三、本部は主管事務に對し各地方最高級行政長官の命令或は處分に違法又は越權行為ありと認むる際は行政院會議々決後之を停止或は撤廢し得
- 四、本部は左の各司を置く
  - (一)總務司
  - (二)民事司
  - (三)刑事司
  - (四)監獄司
- 五、本部は前條を除き各司の外情勢に應じ必要あらば各器官制通則第六條の規定に依り司乃至附屬機關を増置或は裁併す

司法行政部職掌

- 一、二長
  - 部長 部務を綜理し所屬職員及び各機關を監督す
  - 次長 部長を輔佐し政務常務を處理す
- 二、五室
  - 參事 法案命令の起草審議に關する事項の處理
  - 秘書 重要文書部務會議の擔當管理及び長官より指令せられたる事項の處理
  - 專員 長官の命を受け各省司法行政の視察及び指導に關する事項

編纂 法令に關係せる圖書の編纂翻譯に關する事項  
技正技士 技術事務の辦理に關する事項

三、四司

(一)總務司—部長の命を受け本部の事務を擔當處理す  
第一科(科長任家駒)

- (一)各司法機關の設置廢止に關する事項
- (二)司法機關の管轄區域の分割變更に關する事項
- (三)法官の配置任免に關する事項
- (四)法官試験の審査に關する事項
- (五)辯護士に關する事項

第二科(科長錢承鈞)

- (一)法令の公布編纂保存に關する事項
- (二)各司處の文書及び公文書の收發に關する事項
- (三)印章の保管及び統計に關する事項

第三科(科長鄒志高)

- (一)所屬各機關の經費に關する事項
- (二)各項收支の豫算決算の審査整理に關する事項
- (三)其他會計に關する事項

第四科(科長趙善銘)

- (一)本部庶務の一切に關する事項
- (二)公報の發行に關する事項
- (三)各種工事の管理監督に關する事項

(2)民事司—部長の命を受け本司の事務を擔當處理す

第一科(科長陳瑞璣)

- (一)人民の申告せる民事事項に關する事項
- (二)民事訴訟の審判執行に關する事項
- (三)其他民事に關する事項

第二科(科長葉聖超)

- (一)登記及び其の他の非訴事項に關する事項
- (二)戶籍公證公斷に關する事項
- (三)訴訟費用に關する事項

(3)刑事司—部長の命を受け本司の事務を擔當處理す

第一科(科長高維藩)

- (一)刑事訴訟の審判に關する事項
- (二)檢察行政に關する事項
- (三)國際犯罪の引渡に關する事項

第二科(科長 缺)

- (一)特赦減刑復權に關する事項
- (二)刑罰の執行及び猶豫に關する事項
- (三)死刑執行に關する事項

(4)監獄司—部長の命を受け本司の事務を擔當處理す

第一科(科長錢 謙)

- (一)監獄看守所の設置、廢止及び管理に關する事項
- (二)監獄官吏及び録員の監督に關する事項

第二科(科長蔡 樞)

- (一)在監人の教誨感化に關する事項
- (二)假出獄に關する事項
- (三)免囚保護に關する事項
- (四)在監犯人の異同識別に關する事項
- (五)監獄衛生並に其の工作に關する事項

司法行政部附屬各機關

- 一、司法官審査委員會(二十七年十一月九日設立)
  - (一)司法官の資格審査に關する事項
  - (二)司法官の成績審査に關する事項
- 二、監獄官審査委員會(二十七年十一月九日設立)
  - (一)監獄官の資格審査に關する事項
  - (二)監獄官の成績審査に關する事項
- 三、律師甄拔委員會(二十七年十一月九日設立)
  - 辯護士の選定、審査に關する事項
- 四、法官訓練所(近く成立の豫定)
  - 健全なる司法人材の培養訓練に關する事項
- 五、法醫研究所
  - (一)法醫學の研究に關する事項
  - (二)法醫學關係書類の編纂に關する事項
  - (三)民事事件の鑑定、檢案に關する事項
  - (四)法醫人材の養成に關する事項



六、各省監獄

判決を受けたる有罪犯人の監禁に關する事項

七、各省高等法院及び分院

(一)内亂外患及び國交妨害の刑事事件に關する事項

(二)第一審訴訟事件及び地方法院の判決に對しなせる不服上訴に關する事項

八、地方法院

(一)刑事第一審訴訟事件に關する事項

(二)前條の非訴事件

九、各看守所

(一)刑事被告人にして拘留すべき者の留置に關する事項

(二)前條に於ける檢束事項

司法行政部處務規程(二十七年十月二十六日公布)

第一章 通 則

第二條 本規程は司法行政部組織法第二十條に依り之を制定す

第三條 本部職員は本部各規則に依り事務を分掌す、但し部長次

長の特別委任を受くるものは此の限りにあらず

第四條 秘書、參事、司長は主管事務に付き所屬職員に對し監督

指揮の責任あり

第五條 本部職員の取扱事項は必ず順次處理すべし、但し手續繁

雜重要なるか或は特別の事情あるにより主管長官の許可を経る

ものは此の限りにあらず

第五條 本部職員は取扱事項或は與聞事件に對し未だ宣布を経ざ

るものは秘密を嚴守するの義務あり、違ふものは夫々嚴重に之

を懲戒す

第六條 本部の秘書處、參事處各司及び編纂處、技術官室には左

記各帳簿を備ふべし

(一)考勤簿(二)請假簿(三)出張簿(四)文書受付簿(五)文書發送

簿(六)送稿簿(七)文案取扱日記簿(八)文書編存簿

總務司は前項各帳簿を備ふる外尙ほ文書受付簿、文書發送簿を

備へ各處司室は所管掌事務の性質に因り酌量の上用ふべき帳簿

を増置することを得

第二章 處務手續

第七條 法律命令案は部長より參事に交附擬訂の後送附の上、次

長より部長に轉請し核定す

第八條 參事は法令を擬定する時關係ある各司職員を會合し之を

協議することを得

第九條 法令案にして部長より各司に交附擬訂するものは擬訂後

は送附の上次長より部長に轉呈し參事に交附審議の上再び部長

に呈し核定す

第十條 參事は前條法令を審議する時は擬稿人を會同し之を協議

することを得

第十一條 機要事件は秘書に於て擬訂したる後呈し次長より部長

に轉請の上核定す、必要なる事情ある場合は參事司長と協同し

之を擬訂することを得

第十二條 各司は法令の解釋に關し須く參事處と協議の後呈し次

長より部長に轉請の上核定す

第十三條 各處司室事務にして相互關係あるものは各主任職員に

於て協議辦理すべし、相互に意見一致せざる時は呈し次長より

部長に轉請の上裁決す

各司事務にして二科以上に涉り相互の意見合致せざるものは司

長に於て之を決定す

第十四條 各處司室の承辦事件にして普通の性質に屬するものは

夫々文に隨ひ呈上し或は草稿を擬し送附核定す、若し先例なく

或は先例あるも變更して疑義難色あるものは先づ次長に請ひ部

長に轉請の上指令を受け再び原稿を擬し送附核定す

各司にして原稿取扱事務をなすべき場合は適宜の方法にて主管

各科に交附し擬稿す

第十五條 凡そ文書にして政府公報或は司法公報に登載するもの

は作文する場合原文を記録せず只須く文内に本文は某年月日某

公報を参照することの文言を註明すべし、但し特別關係あるも

のは此の限りにあらず

第十六條 凡そ復文にはたゞ須らく送附し來れる文書の年月日號

數及び簡明なる事由を敘列するのみにて必ずしも原文を全體記

録するに及ばず、但し來信文甚しく簡單なるもの或は順次解答

し全文を記する必要があるものは此の限りにあらず

第十七條 凡そ文書を轉交するものは須く原文書の年月日號數及

び簡明なる事項を敘列の上原文書を送附し或は其の文書を抄録

發送すべし、但し原文甚だ簡單なるものは此の限りにあらず

第十八條 各職員擬稿するものは擬稿人及び校閱人に於て署名し

月日を標明し呈す次長より部長に轉請の上核定す、數人共同の

下に擬稿するものは須く連帶署名すべし

第十九條 凡そ文書にして部長の裁決を経て送還寫校をなすには

印を用ふ、校正員印章保管員に於て名を用ひ發行に印章を捺す

第二十條 印章保管員は毎日用ふる印章數及び文書を捺印する數

を帳簿に記録すべし、原稿にして長官の裁決を経ざるものには

捺印することを得ず

第二十一條 凡そ部に到着する文書は總務司第二科に於て受付け

てより編號は受付總帳に記入し本科に於て開封し事務の性質に

從つて各司處室に送り適宜に分ち辦理す、最も重要な文書は

先づ次長に呈し次で部長に呈し査閱後再び各主管人員に夫々交

附し辦理せしむべし

第二十二條 文書は左記三項に依つて夫々捺印す

(甲) 最要 凡そ電報秘密文書及び期限の定めあるもの並に其

の他緊急と認むるものは之に屬す

(乙) 重要 凡そ特殊事件にして須く討論を経べきものは之に

屬す



第二回新支那現勢要覽

(丙) 尋常 凡そ普通例としての事件は之に屬す  
 第二十三條 凡そ文書にして部長本人の姓名を直書し封書面に機密或は親啓の文字あるものは開封することを得ず  
 第二十四條 外部に文書を發送するものにして須く部長次長の署名捺印或は主管長官の署名捺印すべきものは署名捺印せざれば外部に發送することを不得す  
 第二十五條 外行文書の取扱職員は先づ摘録し帳簿に載せ順次總務司第二科に送交し號を附し帳簿に記録し捺印の上夫々發送す但し機要文書はたゞ機要の文字を註明するものは摘録の要なし  
 第二十六條 公布の文書は草稿を送る時擬稿に公布の文字を標明し部長の許可を経て後擬稿の處司室に於て副本を抄録し總務司第二科に交附の上發送し各日報司法公報或は政府公報に登載す  
 第二十七條 毎日交付發送の文書は總務司第二科に於て列記の上部長次長に呈し査閱す  
 第二十八條 文書の發送には送達簿を備へ受取機關或は本人より帳簿に印章の捺印或は署名を受くべし、郵送するものは郵便局の領收證を粘付け或は郵便局の日付印を捺印すべし  
 電報を打つものは電報局にて送達帳簿内に日附印を捺印すべし  
 第二十九條 文書編存の取扱職員は須く先づ種別類別卷數案事件數附屬文書等の項目を文書編存簿内に記入すべし、帳簿に隨つて總務司第二科に送交し帳簿に登載し印章を印し文書保存細則に従つて處理す、前項文書保存細則は別に之を定む

第三章 勤務及び考核  
 第三十條 日曜日及び通常休暇以外は本部各職員は部所定の時間に従ひ事務を處理すべし、若し特別の事件に遭遇し又事務を中止する能はざるものは取扱時間外と雖も亦職務を執行すべし  
 第三十一條 總務司第二科は退廳後は必ず人を受付發送處に順次宿直せしむべし  
 第三十二條 各職員は出廳退廳時は必ず自から姓名を考勤簿内に記入し遅刻早退することを不得す、但し主管長官に願出で許可を経たるものは此の限りにあらず  
 第三十三條 各職員は病氣の爲め或は要事ありて部に出勤する能はざるものは休暇を請ふべし、各處司室職員は該主管長官より休暇を轉請すべし、行政院所屬の各官吏休暇通則に依り辦理す  
 第三十四條 各處司室に於て取扱へる事件は月別に既結未結に分別し尙ほ取扱人の姓名を取扱事務日記簿内に註明すべし  
 第三十五條 各處司室は毎月末に事務取扱日記簿及び考勤簿を提出し部長次長の査閱を請ふべし  
 第四章 附 則  
 第三十六條 部務會議は各部部務會議通則の定むる所により辦理す  
 第三十七條 本規程は公布の日より施行す  
 斯く司法行政部は次第に整備されつゝあるが、中支に於ては戦火未だ熄まざる地方あり、爲めに人材は逃避したると、官廳家屋は毀

壞焼失に遭ひたるも、維新政府は萬難を克服して(一)法規官制の制定、(二)各種法院の設立、(三)法官の集收と任免、(四)機構内事務の分配、配置、監督を實行し、中支良民の生命財産の保全を講じ來つた。即ち現在法院の完成せるもの大約戦前の四分の一に達し、今

後漸次地方の秩序安定と共に目下準備中なる舊法院及び新設法院も陸續と復活設立を見るものと期待されてゐるが、今各級法院及び監獄、看守所の設立狀況並に新たに制定公布されたる司法行政部關係の法規官制中主要なるものを示せば次の通りである。

各級法院・監獄・看守所設立表 (二十八年三月二十八日現在)

所 管	法 院 名	所 在 地	主 班 者	成 立 日
高等法院	江蘇省高等法院	蘇州	陳福民	民國二十八年一月十日
	浙江省高等法院	杭州	孫肇折	民國二十八年二月十一日
	安徽省高等法院	(未成立)		
高等分院	江蘇省高等分院	徐、江、州	未成立籌備中	
	安徽省高等分院	蕪、鳳、湖、陽		
地方法院	江寧地方法院	安徽省	鍾洪聲	民國二十七年十一月二十三日
	上海地方法院	江蘇省	屠復(二月十六日急逝)	民國二十八年一月一日
	吳縣地方法院	江蘇省	朱輔成	民國二十八年一月十日
	無錫地方法院	江蘇省	李儒唐	民國二十八年二月一日
	杭縣地方法院	浙江省		
	鳳陽地方法院	安徽省		
	蕪湖地方法院	安徽省		
	揚州、鎮江、常熟	安徽省	近く成立の豫定	



監獄	浙江省第一監獄	杭州	邢源堂	民國二十七年二月十五日
	安徽省第二監獄	(未成立)		
	江蘇省第三監獄	蘇州	陳珍	民國二十七年一月十六日
	江寧地方法院看守所	江蘇省		民國二十七年十一月二十三日
	上海地方法院看守所	江蘇省		民國二十八年一月一日
	吳縣地方法院看守所	江蘇省		民國二十八年一月十日
	無錫地方法院看守所	江蘇省		民國二十八年二月一日
	鎮江地方法院看守所	江蘇省		
	杭縣地方法院看守所	浙江省		
	鳳陽地方法院看守所	安徽省		
看守所			近く成立の豫定	

(註) 其他目下準備中なるもの監獄七件 看守所二十所あり

司法人員養成所章程(二十八年四月十九日公布)

第一條 司法行政部は法治の基礎を確立し司法人材を養成し司法實務に重きをおく見地より司法人員養成所を設立す

第二條 司法人員養成所は分つて三班となし修習す

一、司法官班

二、書記官班

三、監獄官班

第三條 凡そ司法人員養成所に入り修習を志願する者は須く司法

行政部の試験を経て合格し初めて入所修學を許可す

前條の司法人員の受験資格及び試験科目は司法行政部に於て別に規則を以て夫々之を定む

第四條 司法人員養成所の修學期間は法官班は一年と定め、書記官班、監獄官班は各六個月と定む

第五條 司法人員養成所の修習期滿了せば修めたる總ての科目に付き卒業試験を行ふ

第六條 凡そ試験成績は平均七十點以上のものを合格とす

前項試験の不合格者は班に留め修習を補行せしむべし

第七條 司法人員養成所各班の修習科目は所長に於て立案商議し司法行政部長之を定む

第八條 司法人員養成所には所長一人を設く、司法行政部長に於て招聘し所内一切の事務を掌理す

第九條 司法人員養成所には教務主任一人、教員若干人を設く、所長に於て招聘任命し司法行政部に陳述報告の上案に備ふ

第十條 司法人員養成所には總務主任一人、事務員若干人を設け所長の命を承け各項事務を分掌す

前項の總務主任、事務員は所長に於て選任し司法行政部に陳述報告の上案に備ふ

第十一條 司法人員養成所は文書を清書し雜務を助理する爲め職員を酌用することを得

第十二條 司法人員養成所の教職員俸給は司法行政部長に於て之

を定む

第十三條 學員は一律に學費、講義費の徴收を免じ並に夫々食費宿舍費及び手當費を酌量支給す、其の數額は司法行政部長に於て之を定む

第十四條 司法人員養成所の辦事細則は所長に於て立案商議し司法行政部に陳述報告し案に備ふ

第十五條 本章程は公布の日より施行す  
司法行政部制定第三審上訴臨時法廷組織條例  
(二十八年一月五日公布)

第一條 司法院の成立せざる前は第三審上訴臨時法廷を設け最高審判及び法令の統一解釋の職權を行使す

第二條 第三審上訴臨時法廷は暫く司法行政部に隸屬し並に維新政府所在地に設く

第三條 第三審上訴臨時法廷には廷長一人、推事四人(簡任)書記官若干人(薦任或は委任)を置く

第四條 第三審上訴臨時法廷には檢察官二人(簡任)を置き檢察事務を辦理す、書記官若干人(薦任或は委任)を置く

第五條 第三審上訴臨時法廷の總ての人員は司法行政部より簡任薦任或は委任に任命す

第六條 本條例にして未だ規定せざる者は法院組織法の規定を暫



時適用す

第七條 本條例は公布の日より施行す

司法印紙規則(二十七年十一月十五日公布)

第一條 司法印紙は司法行政部に於て製造す、司法印紙を偽造、變造する者は刑法の印花税票の偽造、變造に依り處罰す

第二條 司法印紙は司法機關により發賣す、司法印紙の發賣細則は別に之を定む

第三條 司法印紙は分つて左記各種とす

- 一、一分 赭黄
- 二、五分 藍色
- 三、一角 靛青
- 四、二角 紫色
- 五、五角 綠色
- 六、一元 赭色
- 七、五元 黄色
- 八、十元 紅色

第四條 司法印紙の價額は國幣を以て計算す、其の一元に満たざるものは小銀幣或は銅幣にて酌量收むることを得

小銀幣或は銅幣は國幣にて割合付け各地市價に依り之を定め一律に行ふ

第五條 印紙貼用の數額にして五厘以上のものある時は印紙一分を購ひ五厘未満のものは計算せず

第六條 凡そ司法機關にありて書狀を呈遞するに章程により購用し部より頒つ狀紙には司法印紙を貼用せざるが其の他は均しく司法印紙一角を貼用す

第七條 左記の司法収入には司法印紙を貼用すべし

- 一、訴訟費用規則第二條乃至第九條及び第十條第一項、第十一條、第十二條に依り徴收する各費用
- 二、登記費、登録費、公證費
- 三、罰金、但し罰せずして賞に充つるものは此の限りにあらず
- 四、過怠金

第八條 印紙貼用の數額は司法機關の主管人に於て核算し尙ほ證明書を出す

前項の證明書の交付を受け核算請求人に於て自ら持して印紙發賣處に行き印紙を購ひ貼る

第九條 司法印紙を貼附後は徴收人に於て即時に抹消し尙ほ領收證を發行す

第十條 印紙を抹消する機械は司法行政部に於て製造頒布す、又は各高等法院に於て方式に遵つて之を製造す

第十一條 既に購入貼附の司法印紙は司法機關の計算間違により定額を超過せるもの以外は概ね原價を償還せず

第十二條 管轄の錯誤の事件にて既に司法印紙を購入貼附し審判費を納付せるものは事件管轄の機關に再び審判費を徴收せざるやう通知すべし

第十三條 司法機關は第六條及び第七條に依り司法印紙を貼用する各項の司法収入に對し夫々日記簿を設け司法印紙貼用人の姓名、住所、事件或は事項、司法印紙貼附の數額及び其の年月日を明記すべし

第十四條 高等法院は毎月末に前條の各日記簿の記載より帳簿を造り部に報すべし、高等以下の各司法機關の報告は該管轄の高等法院に於て調査の上轉呈す

前項の帳簿報告の期限は遅くも一個月を超ゆることを得ず

第十五條 各種の印紙収入は總て月々同様たる帳簿にて報呈し司法行政部に於て調査の上收入し他項目に移動支出することを得ず

第十六條 第八條の證明書、第九條の領收證、第十三條の各日記簿及び第十四條の月報簿の定式は司法印紙發賣細則に定むる各種の附屬形式に依り辦理す

第十七條 本規則は公布の日より施行す

司法官任用暫行辦法(二十七年十二月二十三日公布)

第一條 司法官の任用は暫行適用の法院組織法規定に依る以外は本辦法の規定に依る

第二條 左記資格の一を有するものは派して暫く地方法院及び其の分院の推事又は檢察官に代ふることを得

- 一、司法官試験初試に合格し未だ再試を受けざる者
- 二、國立或は最高教育行政機關の認可を経或は認可せられたる

第五編・第一章・第二節 中央行政機構の整備

國の内外大學、獨立學院、專門學校にて法律學科を修習すること三年以上にして卒業證書を有し各司法機關の審判官或は承審員たること二年以上成績顯著にして審査の上合格せる者

三、第二款證書を有し曾て高等以下の法院書記官となり記録事務を辦理すること五年以上成績顯著にして審査の上合格せる者

四、第二款の證書を有し曾て司法行政官として民、刑事事件を辦理すること五年以上成績顯著にして審査の上合格せる者

五、第二款の證書を有し現に本政府管轄下の各省臨時司法機關にありて司法官たること六個月以上成績顯著にして審査の上合格せる者

第三條 前條の暫時代行期間は一年となす、暫時代行期間滿了せば該長官に於て實際の功績を書き取扱事件成績を取揃へ送り各該高等法院院長或は首席檢察官に於て再審の上部に呈し甄用委員會に交付審査す

前項の審査を経て成績優良と認むるものは改めて試署となし劣等者は罷免す

第四條 推事檢察官を暫時代行に任命する場合は其の資格或は成績を取揃へ甄用委員會に提出交付し審査決議後之を定む

第五條 本辦法は公布の日より施行す

第一條 執達員獎懲規則(二十八年三月三十日公布)

第一條 執達員の獎懲は法令に別に規定ある以外は本規則に依り



辦理す

第二條 獎勵は左記三種に分つ

一、進級

二、大功の記録

三、功の記録

第三條 懲戒は左記五種に分つ

一、退職

二、等を下げ又は級を降す

三、大過の記録

四、過の記録

五、戒飭

第四條 執達吏にして左記事情の一ある者には獎勵を與ふることを得

一、品行端正、成績顯著にして服務すること久しき者

二、涉外及び重大案件を妥當、慎重、敏速に辦理したる者

三、調査の取扱、執行の送達等の事に當り一年内過失なき者

四、各費用を取立するに當り取立する毎に納付し其の一年中の徴収額各執達吏中一等たる者

五、當事人、關係人を拘留提出し順次期限に従ひ法廷に到達せしめたる者

六、擔保の取扱ひに當り隨時擔保の商店の盛大なるか否かに注意し曾て間違ひなき者

第五條 執達吏にして左記事情の一ある者は懲戒すべし

一、自己又は當事人の利益を圖る爲め故意に訴訟の進行を妨害したる者

二、被告人或は債務人、保證人を使喚し脱逃せしめ或は過失に因り脱逃せしめたる者

三、事件の報告調査にして顛倒し間違ひあり或は不十分であり不實なる者

四、涉外及び重大事件を辦理するに間違ひある者

五、執行事件を辦理するに故意に遅延せしめ或は消息を傳へ當事人に害を受けしめ或は粗忽に因り事故を醸成する者

六、當事人、關係人を拘留提出し期限を逾ゆるも法廷に到らずして正當の理由なき者

七、當事人として納付すべき費用を徴收し其の都度呈納せず或は自ら流用し或は當事人に向つて財物又は酒食を求むる者

八、擔保を取扱ふ時擔保商店の擔保能力の有無に注意せざる者

九、訴訟人に代りて書狀の言詞を撰擬したる者

十、出勤簿、處務日記簿に不實を記載したる者

十一、職務を執行する時制服を着せざる者

十二、其の他職務に違背し又は弛怠するの行爲ある者

第六條 執達吏の獎勵は廷長或は推事書記官長と相談の上院長に陳請し其の功過の大小により酌量して之を行ふ

第七條 改革退職處分を受けたる者は其の保證金の全部又は一部

を沒收することを得

第八條 功の記録又は過の記録二回は大功の記録又は大過の記録一回に計算し大功又は大過の記録三回以上ものは進級又は降級することを得

第九條 功の記録と過の記録及び大功と大過の記録とは相殺することを得

第十條 懲戒事件にして刑事に涉及するものは檢察官を送り偵査すべし

第十一條 獎勵を與ふべきものにして進むべき級なき者には獎勵金を酌量給付することを得

第十二條 懲戒を與ふる爲め降すべき級なき者は酌量の上月給を減ずることを得

第十三條 本規則は公布の日より施行す

法廷傍聽規則(二十八年三月三十日公布)

第一條 法廷には傍聽席を設くべし、法令に別に規定ある以外は傍聽を禁止することを得ず

第二條 傍聽券は座位に按じ發給し傍聽人は其の券に依り座席に入り出廷の時返還すべし

第三條 法廷には新聞記者傍聽席を設け尙ほ參觀人員を招待する爲め特別傍聽席を設くることを得

第四條 審判長は左記の人に對しては其の傍聽を禁止すべし

一、精神病ある者又は酒醉者

第五編・第一章・第二節 中央行政機構の整備



- 第三條 典試委員長は試験事務を綜理し並に典試委員、監試委員及び事務員を監督す
- 第四條 典試委員長事故ありて職務を執行する能はざる時は司法行政部長に於て各典試委員中の一人を指定し臨時代理せしむ
- 第五條 典試委員は典試委員長の監督を受け試験日程、出題、採點、口頭試問、試験選考、等級等の事務を夫々行ふ
- 第六條 監試委員は典試委員長の監督を受け監試事務を掌理す
- 第七條 初試典試委員長一人は司法行政部長に於て左記各員中より選出し行政院より維新政府に申請し任命す
  - 一、司法行政部次長
  - 二、司法行政部参事司長
  - 三、法規編查會總編纂
  - 四、最高法院檢察署檢察長
  - 五、最高法院廷長
  - 六、高等法院院長
- 第八條 初試典試委員は司法行政部長に於て左記各員中より選出し行政院より維新政府に申請し任命す
  - 一、司法行政部参事司長
  - 二、法規編查會總編纂編修
  - 三、最高法院廷長推事
  - 四、最高法院檢察署檢察官
  - 五、高等法院院長及び首席檢察官

- 六、司法行政部秘書及び科長
- 七、高等法院廷長及び推事檢察官
- 前項の典試委員の數は司法行政部長時に臨み之を定む
- 第九條 初試監試委員二人乃至六人は司法行政部長に於て各級法院檢察官中より選出任命す
- 第十條 再試典試委員長一人は司法行政部次長より之を任命す
- 第十一條 再試典試委員五人乃至十一人は司法行政部長に於て左記各員中より選出し行政院より維新政府に申請し任命す
  - 一、司法行政部参事司長
  - 二、法規編查會總編纂編修
  - 三、最高法院廷長推事
  - 四、最高法院檢察署檢察官
  - 五、高等法院院長及び首席檢察官
  - 六、司法行政部秘書及び科長
  - 七、高等法院廷長及び推事檢察官
- 第十二條 再試監試委員二人乃至四人は司法行政部長に於て各級法院檢察官中より選出任命す
- 第十三條 典試委員會は試験一切の事宜を辦理する爲め事務員を酌量設置することを得、司法行政部長に於て本部職員及び各級法院の書記官中より選出任命す、並に清書事務處理の爲め本部及び各級法院の職員を使用することを得
- 第十四條 司法官初試、再試試験の合格、不合格及び合格者等級

- は典試委員の過半数の意見により之を決す
- 典試委員の意見各半にして決する能はざる時は典試委員長の意見により決を取る
- 第十五條 典試委員長、典試委員、監試委員及び事務處の各職員は毎次試験に本職の俸給以外に相當の手當費を酌量支給することを得、其の數額は司法行政部長に於て之を定む
- 第十六條 典試委員會は毎次試験終了後は之を撤廢す
- 第十七條 本條例は公布の日より施行す
- 司法官考試暫行條例(二十八年四月十九日公布)
- 第一條 凡そ司法官試験は法律に別に規定する以外は本條例の規定に依り之を行ふ
- 第二條 中華民國國民にして左記各款資格の一ある者は司法官試験に應ずることを得
  - 一、公立又は認可の私立大學、獨立學院或は專科學校にて法律政治學科を修むること三年以上にして卒業證書を有する者
  - 二、教育部にて承認せる國外の大學、獨立學院或は專科學校にて法律政治學科を修むること三年以上にして卒業證書を有する者
  - 三、曾て司法或は司法行政機關の委任官又は委任官相當の職務にあること三年以上にして證明文書を有する者
  - 四、國の内外專科以上の學校にて法律政治學科を修むること一年以上にして卒業證書を有し尙ほ曾て專科以上の學校にて本

- 條例第六條の必試科目を教授すること二年以上なるか或は曾て審判の事務に任ずること二年以上なるか法院記録事務にあること三年人上にして證明文書を有する者
- 第三條 司法官試験の順序は左の如し
  - 一、初試験
  - 二、再試験
  - 第四條 初試験は甄録試験、筆記試験及び口述試験に分つ、甄録試験に合格せざる者は筆記試験に應ずることを得ず、筆記試験不合格者は口述試験に應ずることを得ず
  - 第五條 初試験の識別試験科目は左の如し
    - 一、國文
    - 二、法學通論
  - 第六條 初試験の筆記試験科目は左の如し
    - (甲)必試科目
      - 一、法院組織法
      - 二、刑法
      - 三、民法
      - 四、刑事訴訟法
      - 五、民事訴訟法
      - 六、商事法規
    - (乙)選擇科目
      - 一、行政法



- 二、國際公法
- 三、國際私法
- 四、犯罪學
- 五、監獄學

以上の選擇科目中任意二種を選擇す

第七條 初試験の口述試験は筆記試験の必須科目及び受験者の経験に付き對面し之を試験す

第八條 口述試験の時は受験者の請求に因り又は典試委員長必要と認むるものには試験する所の法規を出示す

第九條 初試験の甄録試験、筆記試験及び口述試験は均しく試験する科目の點數は平均滿七十點を以て合格とす

第十條 初試験の甄録試験、筆記試験及び口述試験の點數合計總平均八十點以上の者は甲等とし八十未滿七十點以上の者は乙等とす

第十一條 初試験合格者には司法官初試合格證書を授け司法人員養成所の司法官班に收容修習せしむ

第十二條 修習期滿了せば卒業試験を行ふ、再試委員會を組織し之を行ふ

前項の再試験は修習の成績を考査するを主となし筆記試験、口述試験の二種に分つこと左の如し

一、再試験の筆記試験は二件以上の民刑訴訟案件を以て題とし受験者をして夫々處分書又は裁判書を製作せしめ之を試験す

二、再試験の口述試験は受験者の修習期間内の経験に付き面接し之を試験す

第十三條 再試験合格者には司法官再試験合格證書を授け法に依り任用す

第十四條 司法官試験は維新政府所在地にて行ふ、但し初試験は便利の爲め司法行政部長に於て適當なる地點を選擇し維新政府に呈准し夫々數ヶ所にて之を行ふ

第十五條 司法官の初試験は司法行政部長に於て維新政府に呈請し定期に舉行す、前項の試験期日は一ヶ月前に政府公報及び國內各大都會の新聞紙に登載し之を公告す

第十六條 司法官考試典試委員會組織條例は別に之を定む

第十七條 本條例は公布の日より施行す

縣知事審理訴訟暫行條例(二十八年五月十六日公布)  
第一條 凡そ未だ法院又は縣司法處を設立せざる各縣の民事、刑事の第一審訴訟事件及び非訴訟事件は縣知事に於て受理す、但し法令に別に規定あるものは此の限りにあらず、簡易なる事件及び刑法第六十一條所記の各款の通常案件は概ね承審員に歸し獨自にて縣公署名義を以て之を行ふ、其の他の案件は縣知事に承審員と共同責任を負ふものとす

第二條 縣の司法管轄區域と其の行政區域とは同じ

第三條 縣知事は管轄權なき民事、刑事案件に對しては裁判を経ずして直ちに該管轄司法機關に移送して審理す

第四條 縣知事又は承審員の迴避を申請するものは該管轄高等法院又は分院に向つて之をなす

第五條 高等法院又は分院は職權又は申請に依り縣知事又は承審員の迴避すべきことを申請せる民刑事案件を該縣の近鄰の法院又は縣知事に移轉審理を命じ或は所屬の判事又は近鄰の縣公署の承審員を派し審理に臨席せしむ、但し該縣知事又は承審員にして迴避の申請を経ざるものも亦其の審理を命ずることを得

第六條 縣知事又は承審員にして自ら迴避をなすものは該管轄高等法院又は分院に申請し之を裁定することを得

第七條 書記員の迴避を申請するには縣知事に向つて之をなし縣知事裁定す

第八條 刑事案件にして縣知事又は承審員告訴、告發、自首又は其の他の事情に因り犯罪の嫌疑あるを知り又は司法警察官署より移送するものは直ちに偵査或は審判を行ふことを得、但し須らく告訴を待ちて之を論じ罪にして告訴なきものは此の限りにあらず

第九條 召換狀、拘留狀、差押狀、檢束狀、保釋狀、搜索狀は審判中或は偵査中は縣知事又は承審員に於て署名し尙ほ縣印を捺印す

第十條 縣知事又は承審員の偵査案件は起訴すべきもの以外の不起訴案件には不起訴處分書を作製すべし

前項の不起訴處分書は告訴人及び被告に送達すべし

告訴人は不起訴處分に對し若し不服あれば送達の翌日より七日以内に該管轄高等法院又は分院の首席檢察官に向つて再議を申請することを得

第十一條 刑事被告逃亡し或は藏匿したるものは縣知事公署に於て自ら搜索する外高等法院長官に申請し各地地方法院、縣知事公署、司法警察官署に通知し搜索せしむることを得

第十二條 拘留被告にして刑事訴訟法第八條第一項但書の事情あれば縣知事又は承審員は夫々偵査、審判の手續理由を明敘し該管轄高等法院又は分院に申請の上之を裁定す

第十三條 裁判書は縣知事及び承審員に於て署名し尙ほ縣印を捺印すべし、但し承審員に於て獨自審判せる案件は單に承審員のみ署名す

第十四條 刑事裁判書は當事人に送達する外尙ほ告訴人に送達すべし

第十五條 告訴人は縣知事公署の刑事判決に對し判決送達の翌日より十日以内に第二審法院檢察官に向つて不服を申請し上訴提起を請求することを得

檢察官に於て申訴を不合法又は理由なしと認むる場合は之を却下反駁す、若し理由ありと認むる場合は申請書接受後十日以内に上訴を提起すべし、其の上訴理由原申訴理由と相同じきものは之を引用することを得、告訴人不服を申請する案件は其の申訴權既に喪失すと雖も檢察官に於て原判決に重大顯著なる錯誤



第二回新支那現勢要覽

ありと認むるものは仍ほ上訴を提起することを得

第十六條 前條第三項事情を除きて外檢察官は其の他の原因に因り縣知事公署の刑事判決に重大顯著なる錯誤あるを發見せば夫の管轄にて自ら上訴を提起し又は該管轄檢察官に移送し上訴を提起することを得

第十七條 第十五條第三項及び前條規定に依り上訴を提起するものは其の上訴期間は檢察官書類を接受せる日より起算す、但し原判決被告に送達されて二年を超ゆるものは上訴を提起することを得ず

第十八條 縣知事公署の裁判に服せず上訴を提起し或は抗告するものは該管轄高等法院又は分院に向つて之を爲すべし

第十九條 民事、刑事の上訴書狀は上訴期間内に第二審法院に之を提起すべし、但し原審の縣知事公署に請求し上訴書狀を第二審法院に轉送することを得  
縣知事公署前項請求を受けたる後は速かに上訴狀に訴訟書類を取揃へ第二審法院に送附すべし、尙ほ上訴狀寫本を他の當事者に送達すべし

第二十條 覆判審が覆審を發回せる案件にして若し覆審判の事實明瞭にして單に法律援用の錯誤により科刑に影響なきか又は手續不備なるも判決に影響せざるか又は從刑執行猶豫保安處分にして當を失し檢察官の上訴提起せるものなる場合は第二審法院は書面にて審理することを得

第二十一條 縣知事又は承審員は當事人の請求に許可反駁する所あり或は訴訟進行中指揮する所ある場合は夫々指令諭告を以て之を行ふ

前項の指令諭告は訴訟を指揮し抗告し得ざる者に關しては揭示を以て送達に代ふる外當事人に送達すべし、若し不服あれば送達の翌日より七日以内に抗告を提起すべし

縣知事又は承審員に於て抗告に理由ありと認むるものは原指令諭告を改正することを得、理由なしと認むるものは即時意見書を添書し送附の上法院に抗告す

第二十二條 刑事判決は覆判の手續たる裁判臨時裁判に依り或は未だ上訴せずして確定する者の再審は該案を管轄する第二審法院に於て之を管轄す、但し第二審法院は未だ上訴を経ずして確定せる案件に對し原管轄縣知事公署をして再審せしむることを得  
第二十三條 第三審法院未だ上訴文は審判臨席裁判を経ずして確定せる刑事判決に付ては非常上訴の手續に依り審理するものにして若し事實不明と認むる場合は該案を管轄する第二審法院に交付し改めて審判をなすことを得

前項の改めて審判をなす判決は刑事訴訟法に依り第三審に上訴し得ざるもの、外は上訴を提起することを得

第二十四條 前條第二審及び第三審の判決は被告に不利なる裁判をなすことを得、但し先に無期徒刑以下の刑に處する者は改めて死刑に處することを得ず

第二十五條 法院組織法、民事訴訟法、刑事訴訟法及び其の他法院に關して適用する法令は本條例と抵觸せざるもの以外は縣知事訴訟審理に之を準用す

第二十六條 本條例は公布の日より施行す

縣知事兼理司法事務暫行條例

(二十八年五月十六日公布)

第一條 凡そ未だ法院又は縣司法處を設立せざる各縣の司法事務は暫く縣知事に於て之を兼理す

第二條 縣知事は訴訟案件を審理するに承審員一人或は二人を設け之を助理す

第三條 承審員は左記人員を以て之に充任す

一、承審員の試験を経て合格したる者

二、曾て承審員或は審判官に任じ審査を経て合格したる者

三、國立又は最高教育行政機關の認可を経たる國の内外大學、獨立學院、專門學校にて法律學科を修習すること三年以上にして卒業證書を有し尙ほ司法又は行政機關にあり服務し審査を経て合格したる者

四、曾て國の内外法律又は法政學校に半年以上あり卒業證書を有し尙ほ普通試験に合格したる者

五、第四款の卒業證書を有し曾て法院書記官に任じ記録事務を辦理し或は委任の司法行政官として民刑事事件を辦理すること三年以上成績顯著にして審査を経て合格したる者

第五編・第一章・第二節 中央行政機構の整備

六、第四款の卒業證書を有し法院書記官委任の司法行政官又は行政官に現任すること合計四年以上成績顯著にして審査を経て合格したる者

第四條 承審員は高等法院院長に於て前條資格を有する人員の内より選拔任用す、尙ほ司法行政部に呈報し案に備ふ

第五條 承審員は法院組織法第三十九條所記の各事項を爲すことを得ず

第六條 縣知事は司法行政事務に關し高等法院院長官の監督を受け承審員は縣知事の監督を受く

第七條 縣知事は訴訟記録、編卷、統計、書簡文及び其の他司法に關する事務を掌理する爲め書記員一人又は二人、検査員一人、執達員、雇員、廷丁、司法警察若干人を置くことを得

第八條 前條書記員、検査員、執達員は縣知事に於て高等法院に申請し派遣す、雇員、廷丁、司法警察は知事に於て任用し或は人數を高等法院に報告し案に備ふ、但し司法警察は行政警察を調用することを得

第九條 書記員、検査員、執達員、雇員、廷丁、司法警察は縣知事及び承審員の指揮監督を受く

第十條 縣知事の訴訟審理暫行條例は別に之を定む

第十一條 縣知事にして司法事務を兼任する處務規定は高等法院に於て立案議定し司法行政部に申請の上核准す

第十二條 本條例は公布の日より施行す



刑事訴訟審限暫行規則(二十八年五月十六日公布)

第一條 刑事訴訟審判期限は簡易手續に依るもの以外は本規則の規定に依る

第二條 通常の刑事事件進行の審判期限は左の如し

- 一、偵查期限は十日、再申請の反駁又は處分も亦同じ
- 二、審判期限は二十五日、其の覆判條例に依り裁判するものも亦同じ

三、第一、第二審にて言詞辯論を経ざる判決期限は十日

四、本案終結の裁定期限は七日

五、抗告、再抗告の裁定期限は七日、其の事實調査をなすべきものは十五日

六、檢察官の提出する理由書、答辯書、意見書の期限は上訴に關するものは七日、答覆諮詢に關するものは三日、覆判に關するものは覆判條例第二條の規定に依る

繁雜困難又は關連の案件にして其の情況前項第一、第二款の期限内に終結する能はざるものは該管轄長官に申請の上一回延期することを得、但し原定の期限を越ゆること能はず

第三條 偵查期限は犯罪を獲たる翌日より起算す、再議の申立は書類及び證據物件を接受したる日より起算す、審判及び檢察官の提出する理由書、答辯書、意見書の期限は人、記録、證據物件或は諮詢を接收したる翌日より起算す

言詞辯論を経ざる判決、抗告及び再抗告の裁定或は本案終結の

の進行を暫らく停止せる期間

前項の控除期間は所屬法院の長官審核の責任を負ふべし、其の不當なる事情あるものは司法行政部に申請核辦す

第六條 左記各款事情の一あるもの、期限は別に起算す

- 一、續いて共犯を獲たるものは別に證據を調査し又は其の他の處分をなすものは共犯人の犯行書到着の翌日より起算すべし
- 二、偵查を引續ぎ行ふもの及び管轄を指定し移轉するものは人記録を接收せる翌日より起算す
- 三、法により審判を更新するものは前審判決原因終了の翌日より起算す、但し判事に於て原期間を更へ其の期半を過ぎざるものは此の限りにあらず

第七條 再訴再審回送交付の案件は法院に於て夫々手續し第二條の期限を準用す、但し再訴再審の偵查は檢察官各該法定原因あるを知りたる翌日より起算す

第八條 案件終結後主任又は專任判事又は檢察官は印刷の刑事訴訟審限表に付き種類に依り明記し日數を計算すべし、其の別に起算或は日期を控除するもの及び延期を申請せるものも亦同じ

刑事訴訟審限表は別に之を定む

第九條 主任又は專任判事は案件の繁簡を酌量し三日以上十日以内を辯護士の記録閱覽及び意見書提出の期限と定む、期限を越ゆるものには催告を加ふべし

第十條 縣知事にて司法を兼理する審判期限は第一審は四十日、

裁定は書狀を接收したる翌日より起算す、但し記録を調達送附せる場合は記録到達の翌日より起算す

第四條 各案の期限滿了期前に終結すべきもの、終結期日は左の如し

- 一、偵查は起訴、不起訴又は停止の日を以て終結日となす、再議の申請は反駁撤回又は處分の日を以て終結日となす
- 二、裁定判決は宣示の日を以て終結日となす、其の宣示せざるものは裁定或は判決の日を以て終結日となす

三、檢察官の提出する理由書、答辯書、意見書は提出の日を以て終結日となす

第五條 左記時期は期限内に之を控除す

- 一、例へば休息すべき日
- 二、共犯或は其の他の處分及び訴訟行爲の提示に因り管轄區域外に涉及する過程の期間

三、處分の囑託、證人の訊問、文書の提出或は意見の諮詢に因り回答文を得る期間

四、辯護人を委任又は指定し辯論を準備する期間

五、當事人より期日變更の請求あり調査の上理由あれば延長を許可せる期間

六、被告心神喪失又は疾病に因りて審判を停止すべき期間

七、法に依り抗告又は上訴をなし得る審判裁定記録到着の期間

八、天災地變又は法令に許す所の其の他の事實に因り各該職務

覆判審の回示は二十五日、偵查は十五日、尙ほ第三條乃至第八條の規定を準用す、仍ほ其の審判期限及び權限と相抵觸せざるものに限る

第十一條 各法院判事、檢察官又は兼理司法縣知事公署の承審員にして本規則の規定に違背するものは各該管轄高等法院長官より司法行政部に呈報し核辦す、司法を兼理する縣知事にして本規則の規定に違背するものは該管轄高等法院長官に於て省政府に咨行すべし、並に司法行政部に呈報し核辦す

第十二條 辯護士は同一案件に於て第九條の催告を受け仍ほ期限を越ゆるものは主任又は專任判事より高等法院首席檢察官に送附の上辯護士懲戒委員會に附し懲戒することを得

第十三條 本規則は公布の日より施行す

覆判暫行條例(二十八年五月十六日公布)

第一條 司法事務を兼理する縣知事公署審判の刑事事件にして未だ上訴せず或は上訴を取下げ或は上訴にして合法ならず第二審の實際上の審判を経ざるものは該管轄高等法院又は分院に於て覆判すべし、但し刑法第六十一條所記の各罪の案件は此の限りにあらず

前項規定により案件の一部を覆判すべきものは全案を覆判すべし

第二條 覆判すべき案件にして書類及び證據物件を未だ上訴法院に送附せざるものには原審判の縣知事公署は上訴期間の満期又



は上訴取下後五日以内に判決の正本二通及び書類、證據物件を該管轄高等法院又は分院の檢察官に呈送すべし

高等法院又は分院の檢察官は判決正本及び書類、證據物件を受取りたる後意見書を附書し五日以内に轉送して覆判せしむ、但し上訴を提起するの必要ありと認めたる時は十日以内に法院に向つて上訴を提起することを得

上訴取下の案件にして其の書類及び證據物件に上訴法院既に送附され又は上訴不適法にして未だ第二審の實際上の審判を経ざるものには高等法院又は分院の檢察官は意見書を附し直ちに覆判に送るべし

第三條 高等法院又は分院にて初裁判に疑義事項あるを發見したる時は原審判の縣知事公署をして再調査をなさしむることを得  
第四條 案件に左記事情の一あるものは核准(許可)判決をなすべし

- 一、法律と事實の相符合するもの
- 二、事實明瞭にして單に法律援用の錯誤に係り科刑に影響せざるもの
- 三、訴訟手續に法令違背あるも判決に影響なきこと明かなるもの

前項第二款の法律援用の錯誤及び第三款の訴訟手續の違背の點は許可判決の理由中に於て之を糾正すべし

第五條 案件に左記事情の一あるものは更正の判決をなすべし

- 一、事實明瞭にして法律の援用に誤りて罪に入らしめたるもの
- 二、主刑の刑量妥當ならざるもの
- 三、從刑又は保安處分の妥當ならざるもの
- 四、刑の執行猶豫が法定條件に合はざるもの

前項第二款の事情にして若し無期徒刑又は死刑迄を加重すべきものと認めたる時は覆審の裁定をなすべし  
第六條 案件にして第四條第一項及び第五條第一項以外の事情あるものは覆審の裁定をなすべし

第七條 覆審の裁定は左記方法の一に依り之を爲す

- 一、原審判の縣知事公署に回送し再審せしむ
- 二、判事を指定して審判に參與せしむ
- 三、審判の提起

覆審の裁定は抗告することを得ず

第八條 一案件中に核准、更正、覆審すべき部分互に存在する時は左記各款に依り之を裁判す

- 一、核准すべき部分と覆審すべき部分と互に存在する時は覆審の裁定をなすべし、但し許可すべき部分が免刑、無罪、免訴或は受理すべからざる判決なる時は該部分を別に核准の判決となすことを得
- 二、核准すべきものと更正すべき部分とが互に存在する時は更

正の判決をなすべし  
三、覆審すべきものと更正すべき部分と互に存在する時は覆審の裁定をなすべし

第九條 一案件中に多數被告ありて少數の被告より上訴を申請し或は被告數罪を犯して初裁判の一部に付き上訴を申請する時若し上訴法院にて其の他の覆判部分を合併審理する必要ありと認むる場合は豫め審判提起の裁定をなすべし、但し其の判決は仍ほ各別に之を行ふべし

第十條 第四條、第五條の判決は高等法院又は分院は正本を原審判の縣知事公署に送附し被告に送達すべし

第十一條 原審判の縣知事公署にて再審判決する事案は第二條第一項の規定期間に依り判決の正本と書類、證據物件を取揃へ高等法院又は分院の檢察官に呈送すべし、檢察官の前項判決に對する上訴期間は正本の判決を受取りたる日より起算す

第十二條 檢察官は許可更正審判、提起又は臨席審判の判決に對し第三審法院に上訴することを得、原審判の縣知事公署は覆審の判決に對して該管轄第二審法院に上訴することを得、更正、提審、蒞審又は原審判の縣知事公署は再審の判決にして處刑初判より重き場合は被告は該管轄第二審又は第三審法院に上訴することを得、但し初判にて死刑或は無期徒刑に處せられたる案件にして提審、蒞審又は再審の判決の處刑にして初判と相同じき場合も亦上訴することを得、原審判の縣知事公署は覆審の判

決案件の處刑が初裁判より輕き場合原自訴訟人は上訴を提起することを得、原告訴人は第二審法院の檢察官に向つて不服を申立て上訴の提起を請求することを得

第十三條 覆審判核准し初裁判の刑期により執行すべきものの刑期は初裁判の上訴期間經過の翌日より起算す、但し拘留されざる日数は刑期の内に算入せず  
第十四條 刑事訴訟法及び其の他の法令にして本條例と抵觸するものを除いたる外之を適用す

第十五條 本條例は公布の日より施行す  
最高法院暫行組織條例(二十八年五月二十五日公布)

- 第一條 司法院成立せざる以前は暫く最高法院を設け代つて最高裁判及び法令の統一解釋の職權を行ふ
- 第二條 最高法院は維新政府所在地に設く
- 第三條 最高法院には院長一人(特任)を置き全院の行政事務を綜理す

- 第四條 最高法院には民事、刑事各裁判所を設く  
裁判所には判事五人(簡任)を置く、一人を裁判長となし各該裁判事務を監督し並に其の分配を定む
- 第五條 最高法院には書記官長一人(簡任)書記官若干人(薦任委任)を置き書簡、記録、編纂、統計、會計、庶務及び官印保管等の事務を分掌す
- 第六條 最高法院には檢察署を設け檢察長一人、檢察官三人を置



く、均しく簡任とす、檢察長は該管轄檢察事務を指揮監督し並に分配す

第七條 最高法院檢察署には書記官長一人(薦任)書記官若干人(薦任又は委任)を置く

第八條 最高法院には僱員、廷丁及び司法警察若干人を設くることを得

第九條 最高法院各裁判の審理事件にして法律上の見解と本裁判所又は他裁判所の判決先例とに關し異なるものある時は院長に於て全體判事を召集し判例變更會議を開催し之を決定す

第十條 最高法院の處務規程は院令を以て之を定む

第十一條 本條例に未だ規定なきものは法院組織法の規定を適用す

第十二條 本條例は公布の日より施行す

沒收物品處分暫行規則(二十八年八月十四日公布)

第一條 凡そ犯罪の沒收物品は各地方法院首席檢察官に於て種類數目を季に従つて表を造り高等法院首席檢察官を経て司法行政部に轉報すべし

第二條 凡そ沒收物品は左記各項に依り之を處分すべし

- 一、違禁物中の鴉片、罌粟は各該地方法院首席檢察官より近き戒煙局に轉送すべし
- 二、軍用の銃砲、彈藥及び爆發物にして京に在るものは綏靖部へ直ちに送るべし、外の地にあるものは綏靖區司令部に送る

べし、若し該地方法院所在地に綏靖區司令部なきものは高等法院首席檢察官に呈し轉送すべし

三、其の他各種沒收物品は各該地方法院首席檢察官に於て貯存すべし、其の性質が競賣に適合するものは定期に消燬する外毎年競賣の方法に依り一回又は二回競賣す、其の他管轄に不便なるものは隨時競賣することを得

前項の處分は高等法院首席檢察官より司法行政部に轉報すべし 第一項第三款の競賣期日は各地法院首席檢察官に於て豫め定め尙ほ之を公布す

第三條 凡そ沒收物品は競賣後權利人に於て刑事訴訟法第四百七十七條所定の期限内に返還を申請すべし、若し競賣物が動物なる場合は所得金中より既に必要により支出したる費用を控除すべし

第四條 凡そ沒收物を競賣し得たる金錢は國庫に歸屬し高等法院首席檢察官に於て司法行政部に取纏め送附すべし

第五條 本規則は司法兼理の縣知事公署に之を準用す

第六條 本規則は公布の日より施行す

因に司法行政部の二十八年計畫要旨は左の如くである。

第一期計畫

一、蘇浙皖三省各級法院の充實

- (一)江蘇高等法院(二)浙江高等法院(三)安徽高等法院(四)江蘇

九、司法院成立に對する建議

一〇、上海特區各級法院回收の建議

第二期計畫

一、蘇浙皖三省法院の増設

- (一)江蘇高等第四分院(二)江蘇武進地方法院(三)江蘇南通地方法院(四)江蘇松江地方法院(五)江蘇泰縣地方法院(六)江蘇如皋地方法院(七)江蘇銅山地方法院(八)浙江嘉興地方法院(九)浙江嘉善地方法院(一〇)浙江吳興地方法院(一一)浙江餘杭地方法院(一二)安徽高等法院第一分院(一三)安徽懷寧地方法院(一四)安徽合肥地方法院(一五)安徽桐城地方法院(一六)安徽宣城地方法院

二、蘇浙皖三省監所の増設

- (一)安徽第一監獄(二)江蘇第四監獄(三)浙江第三監獄(四)江蘇南通地方法院看守所(五)江蘇銅山地方法院看守所(六)安徽合肥地方法院看守所(七)江蘇武進地方法院看守所(八)江蘇松江地方法院看守所(九)江蘇泰縣地方法院看守所(一〇)江蘇如皋地方法院看守所(一一)浙江嘉興地方法院看守所(一二)浙江餘杭地方法院看守所(一三)浙江嘉善地方法院看守所(一四)浙江長興地方法院看守所(一五)安徽鳳陽地方法院看守所(一六)安徽懷寧地方法院看守所(一七)安徽桐城地方法院看守所(一八)安徽宣城地方法院看守所

三、監獄學校開設準備

- 高等法院第五分院(五)安徽高等法院第三分院(六)江蘇江甯地方法院(七)江蘇上海地方法院(八)江蘇吳縣地方法院(九)江蘇無錫地方法院(一〇)江蘇鎮江地方法院(一一)江蘇常熟地方法院(一二)江蘇江都地方法院(一三)浙江杭縣地方法院(一四)浙江吳興地方法院(一五)安徽蕪湖地方法院(一六)安徽鳳陽地方法院

二、蘇浙皖三省監所の開設

- (一)江蘇第一監獄(二)江蘇第二監獄(三)江蘇第三監獄(四)浙江第一監獄(五)安徽第一監獄(六)江蘇第五監獄(七)江蘇江甯地方法院看守所(八)江蘇上海地方法院看守所(九)江蘇吳縣地方法院看守所(一〇)浙江杭縣地方法院看守所(一一)安徽鳳陽地方法院看守所(一二)安徽蕪湖地方法院看守所(一三)江蘇鎮江地方法院看守所(一四)江蘇無錫地方法院看守所(一五)江蘇江都地方法院看守所(一六)江蘇常熟地方法院看守所(一七)浙江吳興地方法院看守所

三、司法人員の採用制度及び考查方法

(一)司法人員の登記(二)司法官、監獄官の任用(三)法院懲戒條例の設定

四、司法人員養成所設立

五、司法官、法院書記官、高等監獄官、普通監獄官の試験

六、辯護士の登記及び證書の書替

七、司法公報の發行

八、訴訟費用の改訂及び民事關係證明書發行所の設立



- 四、時期を分ちて縣知事の司法兼任を廢止し立法院を設く
- 五、辯護士制度の改革
- 六、法醫研究所の準備計畫
- 七、不動産登記の登用
- 八、法規討論委員會の準備計畫

### 第三節 軍事、治安

**綏靖區の整備** 維新政府管下に於ては戰火漸く去りたりと雖も尙ほ幾多の殘存兵匪あり、これ等は機に乗じて蜂起し地方治安の擾亂を企てつゝあるに鑑み、政府は成立後綏靖部隊を編成して各區に配置し土匪の討伐或は敗殘兵の掃蕩に従事せしめ、以て地方疲弊の根源を排除し、秩序の維持、治安の回復に任じてゐるが、政府に於ては更に綏靖狀況の重點より各種工作法案に嚴密なる検討を加へ、綏靖區の整備を行ふに決定、江浙二省を綏靖第一工作區とし、逐次擴大して現在の五綏靖區を區劃した。即ち第一綏靖區浙江、第二、第三、第四綏靖區江南、第五綏靖區江北これであるが、此の外更に淮南南方地區擔任の淮南靖鄉隊を蚌埠に設け、該地方の綏靖強化を計るべく訓練し、民國二十七年十二月初旬には綏靖部部長並に皇軍

當局の査閲を完了したので、本格部隊として綏靖隊に編入した。中支に於ける綏靖部隊は現在二萬六千あり、其の大部分は歸順兵より成つてゐるが、綏靖區の劃分及び狀況は次の如くなつてゐる。

#### 綏靖區劃分及び狀況

區名	司令部所在地	司令官	兵力	備考
第一區	嘉興	徐樸誠	一五〇〇	兵力裝備共に充實し討匪に見る可きものあり
第二區	蘇州	饒國傑	一九〇〇	開設日淺く整備中、吳縣、崑山、青浦、松江、金山、吳江、無錫(江蘇省)等七縣
第三區	長興	何海明	一五〇〇	青浦は潰滅(司令戰死)何海明は副司令代理とし目下極力強化中、長興、吳興、德清、武康、安吉、孝豐(浙江)等十縣
第四區	常熟	徐鳳藻	一七〇〇	兵力裝備共に充實目下盛に警備討匪に活躍中、常熟、太倉、江陰、武進、嘉善、西塘、(江蘇省)以上六縣

第五區 揚州 熊育衡 三五〇  
皇軍と共に整備に協力討匪に参加中、丹徒、江都、揚中、儀徵、六合、江浦、高郵、泰縣、靖江(江蘇省)等十縣

淮南靖鄉隊 蚌埠 沈席儒 九〇〇  
目下教育訓練中にして十二月初旬綏靖部隊に編入の豫定、懷遠、鳳陽、定遠、鳳台、靈璧、宿縣、壽縣(安徽省)等七縣

(註)第三區は二十八年初頭程萬軍一萬を移動し充實せしめた。尙ほ江浙綏靖第一區司令部では杭州附近の治安維持の爲め綏靖部隊の一部を杭州市に駐屯させることに決定、司令徐樸誠氏は要旨左の如き布告を一般に發表、駐屯綏靖部隊の立場を明かにし且つ地方安寧の爲め居民の覺醒を促した。

#### 徐司令官布告(要旨)

杭州市は省樞要の重要地である爲め有力綏靖部隊を率ゐて駐屯し杭州附近の治安維持、土匪鎮撫の任務に従ふことになつた。我が綏靖部隊は軍紀肅正にして居民を騷擾せしむる如きことはない。居民間に兵器彈藥等を私藏するものがあれば、綏靖駐屯部隊本部に速報せよ。若し不逞の徒があつて、此の布告に背き兵器彈藥を隠匿し或は流言蜚語をなして治安を擾亂するものがあれば斷乎たる處置を執る。

#### 綏靖軍官學校設立

前記の如く維新政府の軍隊は建軍以來日向ほ淺きに拘らず、新國家の國軍として其の内容を着々充實してゐるが、然し其の大多數が歸順兵なるを以て之が訓練に當る中堅幹部少なき爲め、政府は民國二十七年十月南京に綏靖軍官學校を設置、同校は十一月三十日開學した。學生は各地より推薦された十八歳より二十五歳までの青年で、何れも綏靖部隊の中堅幹部となるべく、日支約二十名の教官指導の下に、約三百二十名が勉學教練を受けてゐる。學力は中學二年修了乃至卒業程度のもので、教訓は日本語で行はれ戰術なども日本語で實施されてゐるが、開校に當り任綏靖部部長の爲したる訓示内容は左の如くである。

#### 任援道綏靖部部長訓示

本日綏靖軍官學校開校式を舉行するに當り、政府各院の部長、日本軍司令部、軍特務部、陸、海、外務の閣下各位及び各界の御來臨を忝うしたるは誠に光榮に存じ感謝に堪へない次第である。維新政府が成立してより既に八個月を経過して、一切の政務は次第に遂行されつゝあり、武裝の軍隊も既に七八千あつて各地方に分駐し剿匪及び地方治安維持の責任を擔任してゐる。最近三、四個月は殆んど毎日土匪や共産黨軍と接戦してゐるが戰闘力は薄弱である。又士官も兵も大部分は臨時に集合して來つたもので、反共に對する熱心と勇氣はあるが、教練及び軍事方面は皆缺けてゐて、



目前の困難に對應し將來の大任務を擔當するには不十分である。依つて政府同人及び日本軍司令部、軍特務部に於て幾度か慎重に考究せる結果、此の綏靖軍官學校を創立することに決定した次第で一般の優良青年將校を訓練して徹底的に維新政府の武力を改造しようとしてゐるものである。本軍官學校を設立した目的は二つある。一は目前の困難に對應する爲めであり、今一つは將來の大任を擔當する爲めである。目前の困難とは現在綏靖部隊は訓練に缺けてゐるので、先づ一般の青年將校を養成して幹部を作つて置けば維新政府の綏靖部隊の基礎が出来上るのである。現在中日兩國は這次大戦を経たから東亞の中日滿の同一民族國家間には必ずや再び戰爭はあるまい。併し白哲人種及び共產主義國家にして自ら覺る所がなければ、天も亂となるを厭はないで恐らく反共の大任務を遂行する爲めに必ず武力に訴へる所があるであらう。我々中華民國の人々は中華民國の西北前線に立つて、我等と主義を同じうし血族を同じうする兄弟國たる大日本軍と聯合して一線を作り大いに肉弾を以て世界の惡魔共產を擊破し、我々反共の任務を完成して我等の疆土や子孫を保護しようとするものである。此の任務の重要なことは我々維新政府及び大日本軍司令部も皆同感である。従つて今日本校に來り入學する青年は皆將來非常に重大な任務を負ふものであり、或は將來歴史上の赫々たる名將とならるる方であらう。斯く考へると、之こそ私の最も欣快自慰する所である。同時に尙ほ私が申上げたことは、本校では日本の人格端

正、學力優秀な教官十餘人を招聘して、日本の總ての優良な軍事學識を我々の學生に訓育さるゝやう御願ひしてゐる次第で、さうすれば將來維新政府の武力は必ずや日本の武力と混合することになる。更に武力の要素を分析して見るに次の三點に歸する。一は武器であり、二は武器を持つ人であり、三は武器を持つ人の學識である。此の三つが完備して初めて一武力をなすものである。現在綏靖軍官學校では日本の教官を招聘して、學識を我々中華民國維新政府の人に教へられるが、中華民國維新政府の人と日本人とが聯合して皆武器を持ち、これを東亞の中日兩國の武力とする、且つ此の武力は不可分の程度のものとなつて、初めて中日合作は成功したものと云へるのである。故に綏靖軍官學校は兩國不可分の武力を造る起點とも云へるのである。今日の好機會に私の東亞に於ける軍事に對する感想を發表した次第である。今日御來席の方は皆軍事専門家、政治専門家で、此の種の問題には關心を有たさるゝ方々も少くないことであるから、隨時御指教、御討論して下さい。本校顧問たる谷川大佐、池本少佐及び十數人の日本教官の努力によるものである。私はたゞ其の綱領を採納し成立させたに過ぎないのである。不完備の點はどうか御來席の長官、來賓各位の御指教を乞ふ次第である。

尙ほ政府成立以來投降し來る者既に約十九萬に達したので、政府はこれ等投降者に對し再訓練を施す爲め各地に綏靖訓練所を設立し

此處に於て相當期間訓練して改悛の情ありと認めたる者に對しては之を改編し、目下の綏靖工作に従事せしめてゐるが、特に南京光華門外に在る綏靖南京訓練所(舊工兵學校跡)に於て訓練をなしたる歸順部隊の中、銅井、滋明兩鎮のものは成績良好なるにより民國二十八年二月査閲を了し綏靖部隊に編入した。此の外政府は警備總隊及び特務隊を編成して警備の力量を加強し、黨軍の遊撃分子の捜査を行ひ治安の萬全を期してゐる。

水巡隊の創設

陸上警備の萬全を期すると共に水上警備の速かなる實施が必要とさるゝに至つたので、政府は近く管下にある揚子江の出口及び杭州灣に入る近海並に浙江、福建海洋上に水上警備の武力を設けんとしてゐるも未だ海軍部が設置されてゐないので綏靖部に於て責任を負ひ處理することとした。之が爲め曾て長江艦隊司令官たりし許建廷中將は既に政府に來り水上武備の建設に着手してゐるが、今後は別に水巡司を設けて水上警備工作を監督處理することとなる筈であり、此の計畫に於ては一方人材を招聘すると共に他面幹部を訓練し以て維新政府水巡隊の基幹を養成するものである。尙ほ政府は民國二十八年一月上海に訓練所水巡學校を設置し、既に約三百名の中國青年が勉學中であるが、之等は卒業後は沿海を初め

揚子江警備の根幹として維新政府の守りに當ることとなつてゐる。

右の如く維新政府の綏靖部隊は陸海共に愈々整備され、將來の警備兵力が期待されてゐるが、今軍事關係法令の主なるものを示せば次の通りである。

綏靖部制定軍政總執法組織條例

(二十八年一月五日公布)

- 第一條 軍政總執法處は綏靖部に直隸し軍法審判、高級機關とす凡そ南京市行政區域内及び京を離るゝ各省市の軍事犯並に軍人軍屬の犯罪者は概ね軍政執法處に歸し之を審判す、其の他軍事機關の審判する軍法事案にして綏靖部に於て疑誤ありと認むる時は軍政總執法處に交附し之を覆審することを得
- 第二條 軍政總執法處には處長(少將)一人行政院に於て簡任とし大、中佐の軍法官二人、少佐の軍法官三人、大、中尉の書記官四人、准尉の司書三人、看守所には大(中)尉主任一人、勤務兵三人、看守十人を置く
- 第三條 處長は綏靖部長、次長の命を受け全處の軍法行政及び審判のことを綜理す、軍法官は處長の命を受け夫々軍法審判のこ



看守所の主任は長官の命を承け拘留犯人の一切を管理す

第四條 凡そ軍法審判事件は臨時に特別軍法會審を組織し又法律に別に規定あるもの以外は平時は概ね處長を以て審判長となし軍法官を審判官とす

第五條 凡そ已に判決せる事件は法に従つて呈すべし、綏靖部に於て核准執行するものは送呈し再調の規定により之を辦理す

第六條 軍政總執法處は犯人を提送す、猶ほ法廷事務處理に現在の兵士にて手不足の場合は臨時に綏靖部副官室に通知し派兵協助を求むることを得

第七條 軍政總執法處辦事規則及び看守所の各項規則は別に之を定む

第八條 軍政總執法處の編制、給料、公費表は別に之を定む

第九條 本條例にして若し未だ不十分の所あれば隨時呈請の上之を修正することを得

第十條 本條例は公布の日より施行す

綏靖部制定各區司令部軍法處組織條例

(二十八年一月五日公布)

第一條 綏靖部各區司令部軍法處は各該現在の軍隊駐紮の團匪區域内の軍法審判機關とし各區司令部に隸屬す

第二條 凡そ各該管轄區域内の懲治盜匪暫行條例に關する各罪の軍法事件は總て各區軍法處の審判に歸す

第三條 各處の處長は該地の軍事機關の最高長官に於て兼任し暫

く(少)佐の軍法官一人、大尉或は中尉の書記官一人を置く、若し事件繁多の時は少佐以下の軍法官及び中尉以下の書記を添置き軍法事務を助理することを得、但し須らく本部に呈報の上核准すべし

第四條 各區の軍法處の審判事件は軍法に別に規定ある以外にして懲治盜匪暫行條例に關する各事件は判決後に於て判決正本を清書し全案件證據書類を取揃へ本部に呈送の上審核す、本部に於て原判決に疑誤ありと認むる時は再審を命じ或は員を派し審判せしめ或は軍政總執法處に交附し之を再審せしむ

第五條 各區の軍法處判決の事件は法に依り本部に於て核准すべし、執行するものは法に依り呈送し再調査の規定により之を辦理すべし

第六條 各區軍法處の辦事細則は各區司令に於て自ら擬定し部に呈し案に備ふ

第七條 本條例にして不十分なる事項は隨時之を修正するを得

第八條 本條例は公布の日より施行す

綏靖部兵器修理所暫行組織條例

(二十八年二月二十日公布)

第一條 綏靖部兵器修理所は綏靖部經理司に直隸し本部及び所屬各部隊の兵器修理事項を掌理す

第二條 兵器修理所には中校の所長一人、上尉の助理員一人乃至三人、中尉の助理員一人乃至三人、少尉の助理員三人乃至五人

准尉の司書二人、中尉の修理技士二人乃至三人、少尉の修理技士二人乃至三人、准尉の修理技士三人乃至五人、曹長の銃工三人乃至五人、軍曹の銃工三人乃至六人、伍長の銃工三人乃至六人、上等兵の銃工十人乃至十六人、上等勤務兵三人乃至四人を置く

第三條 所長は綏靖部長、次長及び經理司長の命令及び軍械科長の指導を承け本所の一切事務を綜理す

助理員は所長の命を承け夫々軍器の受付、發送、保管及び人事文書事項を辦理す、修械技士は所長の命を承け重要器械を修理し各銃工の修理する各種軍器事項の監督、統率、分配をなす

司書は長官の命を承け専ら記録抄寫事項を司る

銃工は修械技士の命を承け夫々各種の軍器類を修理す

第四條 兵器修理所の必要なる器械材料は所長に於て修械技士を監督し夫々名稱、數量、見積價額表を書き部に呈し購入す、消耗材料は毎月夫々種類に應じ部に報告許可の上使用す

第五條 兵器修理所の服務規則及び辦事細則は別に之を定む

第六條 兵器修理所の編製、俸給、經費は別に之を定む

第七條 本條例は呈准公布の日より施行す

尙ほ綏靖部の民國二十八年年度計畫要旨は左の如くである。

綏靖工作

- 一、綏靖區の設置と劃分
- 二、部隊の整理と編制

- 三、部隊は暫行編制に統一し蘇浙皖三省に各綏靖處を設く
- 四、軍用地圖の整理
- 五、蘇浙皖三省を綏靖區域に劃分す

掃討工作

- 一、〇〇〇岸各部匪軍を懷柔之を〇〇〇〇まで推進す
- 二、〇〇〇一帶は〇〇より〇〇に至る間
- 三、〇〇に亦同時に進行して〇〇に〇〇〇〇を設置す

保安工作

- 一、〇〇兵の編制、檢査と整頓
- 二、自衛の鐵砲、大砲取締及び檢査
- 三、地方組織の鄉區自衛團の促進

地方治安狀況

南京陷落後蔣介石軍は追はれて遂に武漢に遷都し、戰火漸く上海、南京を遠ざかるに至つたので、維新政府は民國二十七年三月二十八日南京に於て成立式典を舉行したが、當時の地方治安狀況は敗殘兵各地に出没し、加ふるに共匪は横行する有様で流亡民衆は各地に溢れ、中支地區の治安は全く紊亂の極にあつたと云ふことが出来る。茲に於て政府は成立後直ちに綏靖軍を編成して皇軍と協力の下に黨軍の放てる遊撃敗殘部隊の殲滅掃蕩に努力すると共に、一方地方治安維持會と協力して治安の速かなる確立を期した結果、今や政府管下に於ては一部地方を除き全く舊態以上に回復



し各地に流亡せる避難民も漸を追うて復歸しつゝある状況である。斯くて政府は治安の確立と共に綏靖部隊は主に軍事に當らしめ、治安維持は警察機關を以て掌らしむることとし、警政の整備に意を注いでゐる。

**警政整備** 維新政府は成立するや先づ地方治安の回復を第一とし極力之に盡瘁し、建國の精神を以て警政の確立を期してゐる。即ち政府は民國二十七年六月六日各級警察機關暫行編成大綱を公布して南京及び各省警察機關の編制を明示する所あつたが、引續き六月十一日には警察人員任用暫行辦法を、又八月一日には省會警察局組織條例、省警務處組織條例、更に八月二十日には修正違警罰法を、順次警察官規則、取締法令を發布して組織及び人員の整備強化を圖り、以て四民安居樂業の基礎樹立に努めてゐる。

而して之が警備に當る警察組織は南京に南京警察廳があり、各省に警務處が設けられてこれ等は何れも内政部の直轄下にあるが、警務處は夫々其の省の指揮監督を受け全省の警察事務を處理し警察機關を直接指揮監督してゐる。又此の外各省會、行政院直轄市及び省管轄の市には各警務局を設け、省會警察廳、省轄市警察廳は省警務處に、行政院直轄市警察廳は内政部に直屬し内政部の指揮監督を受

けることになつてゐる。以上の外重要地點にして人口稠密、市面繁盛且つ警士三〇〇名以上を有する地區地方に於ては當該警務處の認可を経たる後特に警察局を設置することを得ることになつてゐる。尙ほ警察官の任用は學識經驗ある者を原則としてゐるが、警才の育成、實用に應ぜしむる爲め民國二十七年十一月一日警官學校を開設し訓練を施してゐる。

**警政方針** 現下の状況より速かに各地自治會による應急設置の警察を組織化し其の不備弱點を改めることになつてゐるが、就中相當の武器を携帯せる警察は其の主旨に基き治安の維持に當るものなれば、民衆信倚の對象たらしめると共に、和平保持と世界平和の建立に留意するやう訓練しつゝあり、其の警察精神として左の如きものが擧げられてゐる。

- 一、警察教育は精神修練を第一義とし、規律觀念の養成を以て始め、形心照應實踐躬行を眼目とし、智は此の基礎の上に立つの主義を以てせしむ
- 二、警察法規は濫發を戒め徒らに細微を規定し、社會制度に適合せざる弊に陥るが如きことなからしむ
- 三、武力裝備は地方保安に必要な限度に止め軍隊的集團武裝は當分はせず、但し集團匪賊に對抗せしむる爲めには臨時特殊の警察隊を編成す

四、水上警察の整備 華中に於ては地勢水利の關係上水上警察の組織配置を適當にし、陸上警察と密接呼應し保安の萬全を期す

五、思想警察の強化 建國の宗旨に基き特高警察を速かに整備し防共の徹底を期せしむると共に、抗目的思想及び策動の取締を勵行せしむ、即ち潜行機關抗日策動分子の探查摘發と其の企圖の彈壓芟除に力む

六、治安警察の確立 治安警察は警察第一の目的なるを以て、治安を紊亂せしむる如き各種素因の警防彈壓に關する手段を左記の如く徹底せしむ(1)匪賊其の他不逞分子の檢舉撲滅(2)警戒檢問檢索の徹底、戸口調査の勵行(3)保甲戸口編制查察條例の徹底と勵行(4)銃砲、火藥其の他危險物の取締(5)出版物、通信、映畫等の取締、集會結社及び大衆運動の取締

**警察關係法令の整備** 斯くて維新政府の治安を保持する警察官は、舊國民政府時代の警察に比し内容充實して治安軍としての機能を發揮しつゝあるが、昭和十三年以後に於て制定發布された警察關係法令を示せば左の如くである。

内政部第一期調訓現任警官辦法

(二十八年八月二十一日公布)

第一條 内政部は警察教育を統一し現代警察智識を注入し警察行政の能率促進をなす見地より各省市の現任警官を調査召集の上警官學校第三期講習科に編入し之を訓練す

第五編・第一章・第三節 軍事、治安

第二條 本期の警官訓練人員數は百名と定む、江蘇、浙江、安徽三省の警務處と南京警察廳、上海特別市警察廳より夫々二十人を保證送附す

第三條 本期保證送附し訓練を受くる人員は現任の警官にして在職三個月以上のものに限る、但し仍ほ警官學校組織規程第十八條の品行端正、體質強健、惡嗜好絶無にして又同條第四款の年五十歳以下の者なる規定に適合するものたるべし

第四條 訓練を受くる各員在職の待遇は警官學校組織規程第二十条の規定に依り必要な講義、寄宿費、服裝雜費は全部學校より支給する外尙ほ同規程第二十一条の規定に依り毎月各手當費二十元を支給し別に原機關より月手當費十元(正規費用とし許可)合計月手當三十元を支給す

第五條 現任警官は訓練を受くる期間仍ほ各原職を保留す、惟だ其の原有の給料は全部代理の人に給與す

第六條 各省市警察機關より訓練を受くる人員を保證送附するに本部領定する警官履歴表様式に従ひ履歴書二通及び最近の二寸半身寫眞二枚を取揃へ六月五日以前に彙送し部に送附すべし

第七條 本期講習科は六月六日課業を開始す、各訓練を受くる人員は課業開始前直ちに警官學校に行き到着を報告すべし、其の京以外より來り訓練を受くるもの、必要な旅費は原保證送附機關より調査の上支給し正當費用とし報告すべし

第八條 本期訓練を受くる期間は三個月と定む、卒業後は仍ほ原



職に歸る、但し其の成績優秀なる者は酌量し昇級することを得  
第九條 訓練を受くる人員にして若し中途故意に口實を設け廢學  
し或は事故に因り除籍するものは使用の各費用を追徴する外尙  
ほ永久に登用せず

第十條 本辦法は公布の日より施行す  
内政部警察官學校組織規程

(二十七年十月二十四日公布)

第一條 本校は警察教育を統一し警察人材を造成し現任警察官を  
訓練し警察行政能率増進することを宗旨となす

第二條 本校は内政部に直隸す

第三條 本校には左記各職員を置く

- 校長 一人
- 教育長 一人
- 教務處長 一人
- 事務處長 一人
- 訓育主任 一人
- 編譯主任 一人
- 課程主任 一人
- 文書主任 一人
- 會計主任 一人
- 庶務主任 一人
- 編譯員 四人乃至八人

事務員 十二人乃至十五人  
書記 十人乃至二十人  
警衛長 一人

隊長は每班一人、區隊長は每班三人乃至四人、員生三班以上の  
ものには總隊長一人を置くことを得

教授、講師、助教等の人員數は班數及び員生の多寡を視て校に  
於て酌量の上部に呈し核定す

第四條 校長は全校事務を綜理し内政部部長之を兼任す

第五條 教育長は校長の命を承け校務を處理し部に於て人選の上  
呈請し之を簡任とし任命す

第六條 教務處長、事務處長は校長、教育長の命を承け其の主管  
事務を分掌し部に於て人員を選び呈請の上薦任とす

第七條 教授、講師、助教は校長、教育長の命、教務處長の指導  
を承け學科の教授及び實施事項を分擔す、教授は校より部に呈  
奉し許可を経て招聘し専任講師は校より招聘し兼任の助教は校  
に於て任命す、均しく部に呈し案に備ふ

第八條 訓育主任は教育長、教務處長の命を承け各班の訓育及び  
軍紀風紀の責を負ひ校に於て呈請の上薦任又は委任とす

第九條 總隊長、隊長、區隊長は教育長、教務處長の命、訓育主  
任の指導を承け軍事訓練及び訓育事項を掌理す、總隊長は校よ  
り呈請の上薦任又は委任とし隊長は校より呈請の上委任とし區  
隊長は校より任命し部に報告し案に備ふ

第十條 編譯主任、編譯員は教育長、教務處長の命を承け各國の  
最近出版せる警察に關する名著の編譯を分擔し並に本校の各種  
刊行物を編輯す、主任は校に於て呈請の上薦任又は委任とす、  
編譯員は校より呈請の上委任とす

第十一條 課程主任は教育長、教務處長の命を承け課程に關する  
事項を掌理す、校より呈請の上委任とす

第十二條 文書主任、會計主任、庶務主任は教育長、事務處長の  
命を承け各該主管事務を分擔す、校より呈請の上委任とす

第十三條 警衛長は教育長、事務處長の命を承け本校警衛事項を  
掌理す、校より任命し部に報告し案に備ふ

第十四條 事務員、書記は各主管長官の命を承け掌る所の事務を  
辦理す、校より任命し部に報告の上案に備ふ

第十五條 本校には校務會議を設く、其の規則は別に之を定む

第十六條 本校には學生班、學員班の兩種を設く、學生班は正科  
と速成科とに分ち學員班は高等科と講習科とに分ち

第十七條 各科にて授くる科目は校に於て實際の需要に適應せし  
め各該學科の開始前に妥當適切に擬訂し部に呈し核定施行す

第十八條 本校は員生を選考するに品行端正、體質強健、惡嗜好  
の絶無を以て根本要件とし各科の試験應募資格は左の如し

一、正科、本科學生にして年齢二十二歳以上三十歳以下、身長

五尺二寸以上にして左記資格の一を有する者より之を選考す  
甲、公立或は既に認可されたる私立高級中學の卒業者  
乙、各地の警長、警士にして繼續して三年以上服務し中學程  
度の主管機關の選拔を受け其の保證ある者  
二、速成科 速成科學生は左記兩項の資格を有する者より試験  
し之を取る  
甲、年齢二十三歳以上三十歳以下の者  
乙、公立又は既に認可を経たる私立法學校卒業者  
三、高等科 高等科學員は左記兩項資格に適合する者より試験  
の上之を採る  
甲、年齢四十歳以下の者  
乙、警官學校、軍官學校或は政法學校を卒業し巡官以上の警  
官職に現任し既に二年以上繼續服務し成績顯著にして地方  
主管機關より選拔されたる者  
四、講習科 講習科學員は年齢五十歳以下にして左記兩種資格  
の一に適合する者より試験の上之を採る  
甲、警察學校一年以上の卒業者  
乙、曾て警官たること二年以上にして確實なる證明を有する  
者

第十九條 各科の修業期限左の如し  
一、正科は一年半とし必要ある時は之を延長することを得  
二、速成科は七個月乃至十個月

第五編 第一章 第三節 軍事、治安



第二回新支那現勢要覽

一〇六二

- 三、高等科は六個月乃至一年
  - 四、講習科は三個月乃至六個月
  - 第二十條 本校は學費を徴收せず總て修業期間に必要とする講義宿舎費、被服雜費は皆校より供給す
  - 第二十一條 本校の員生は高等科にして各地より保證して入校する者は修業期間中一律に原給を保留す、即ち原俸給を支給す、其の以外の正科、速成科學生には毎月補助金十元、講習科學生には毎月補助金二十元を與ふ
  - 第二十二條 本校の員生の選拔試験の班別人員數、試験期日、試験科目は校に於て隨時妥當に擬定し部に呈し核定す
  - 第二十三條 本校の試験は左記四種に分つ
    - 一、入學試験は校に於て試験委員會を組織し入學前に之を行ふ
    - 二、識別試験は校に於て甄別委員會を組織し入校後三個月にして之を舉行す、凡そ識別試験不合格者は學籍を除き部に報じ案に備ふ、但し修業期間六個月以下の者には識別試験を免除することを得
    - 三、學期試験は校に於て試験委員會を組織し學期終了の時之を行ふ
    - 四、卒業試験は校に於て卒業試験委員會を組織し卒業の時之を行ふ、尙ほ員を派して試験を監督されんことを請ふ
- 前項の各委員會規則は別に之を定む
- 第二十四條 各項試験の學生は六十點、學員は七十點を以て合格

- 第二十五條 本校正科、速成科學生の修業期間満了し試験に合格せる後校に於て成績清書簿を作り部に呈す、實習に派遣し實習期満了せば證書を給與す、尙ほ原實習機關に於て之を任用す
  - 高等科學員卒業後は校より部に呈し原機關に返し服務せしむ、其の成績優秀なるものには猶ほ記名を與へ昇用す
  - 講習科員卒業後は校より部に呈し夫々任用す
  - 第二十六條 本校辦事細則は別に之を定む
  - 第二十七條 本規則にして不備の點ある時は隨時呈請して之を修正することを得
  - 第二十八條 本規程は公布の日より施行す
- 治安警察暫行條例(二十七年十一月五日公布)
- 第一條 行政官署は公共の安寧秩序を維持し及び人民の自由幸福を保障する爲め本條例に依り治安警察權を行使することを得
  - 第二條 政治結社の責任者(支社は支社責任者となす)は該社組織の日より五日以内に於て須らく左記事項を該社所在地の該管轄警察官署に呈報すべし、其の呈報の事項に變更ある時亦同じ
  - 一、名稱
  - 二、章程
  - 三、社所
  - 第三條 公共事務に關する結社は政治と交渉なしと雖も若し當地最高主管官署に於て呈報の必要ありと認むる場合は命令を以てとなす

前條の規定に依照することを得

第四條 左記の各人は政治結社に加入することを不得

- 一、公權を褫奪され尙ほ未だ復權せざる者
  - 二、未成年者
  - 三、現役の陸、海、空軍軍人
  - 四、法官及び警察官吏
  - 五、僧道及び其の他宗教師
  - 六、學校の學生
  - 七、外國人
  - 八、無國籍人
- 第五條 當地最高主管官署は結社にして左記情形の一ありと認むる者に對しては解散せしむることを得
- 一、安寧秩序を擾亂せんと密謀し既に其の事實證據ありたる者
  - 二、其の他結社といふ名目をなし善良なる風俗を妨害し其の行爲を實施せる者
  - 三、秘密結社たる確證ありたる者
- 第六條 政治談合の集會にして十人以上を超過するものは發起人に於て集會二十四時間以前に左記事項を會場所在地の該管轄警察官署に呈報すべし
- 一、會場
  - 二、年月日時
- 呈報の日時に於て開會せざるものは其の呈報は無効となす

第七條 警察官吏は集會にして左記情形の一ありと認むるものに對しては其の講演を中止し或は解散を命ずることを得

- 一、集會の講演議論が刑法上の犯罪にして未だ公判を経ざる前の事件及び傍聽禁止の訴訟事件に關係あるもの
  - 二、集會の講演議論にして犯罪人を煽動し或は曲庇し犯罪人及び刑事被告人を賛許し或は救護し並に刑事被告人を陷害するもの
- 第八條 屋外の集合、公衆或は群集の運動遊戯の發起人は集合の二十四時間前に左記事項を集合所在地の該管轄警察官署に呈報すべし、但し結婚葬祭、宣講所學生の體操運動及び其の他慣例として許す所のものは此の限りにあらず
- 一、場所
  - 二、年月日時
  - 三、經過の路線
- 第九條 警察官吏は屋外の集合及び公衆或は群集の運動遊戯に對し秩序を紊亂し公安に影響ありと認むる者に對しては之を制限禁止或は解散することを得
- 第十條 警察官吏は結社の責任者集會及び屋外集合、公衆或は群集の運動遊戯をなす發起人に對し詢問する場合は實狀を以て復答すべし
- 第十一條 政談に關する集會、屋外集合及び公衆或は群集の運動遊戯に警察官署は警察官を派遣し場に至りて監視することを得



第十二條 屋外集合及び公衆或は群衆運動遊戯に警察官署は武器を携帯し入場することを禁ずることを得

第十三條 集會會場及び屋外集合或は公衆、群衆運動遊戯の地に於て故意に喧擾し或は舉動狂暴なる者は警察官吏之を禁止することを得、若し其の制止に服せざれば其の即時退出を命ずることを得

第十四條 法令により組織せる議會の議員にして議事を豫備する爲め團結するものには第二條の規定を適用せず

第十五條 法令に依り組織せる議會の議員は選舉の準備の爲めに選舉人、被選舉人を集合するに投票前五十日以内なるものは第六條の規定を適用せず

第十六條 警察官吏は交通の大道及び其の他公衆の聚集往來の場所に文書、圖畫を貼り或は散布し朗讀し或は言語や形容にて更に其の他一切の作爲にして公安に害あり或は風俗を紊すものありと認むるものに對しては之を禁止し並に其の印寫物品を控留することを得

第十七條 警察官吏は労働工人の聚集にして同盟罷工し工賃の増加を強迫し或は工作時間を短縮することを誘惑し煽動すると認むる者に對しては之を禁止することを得

第十八條 第二條に違反する者は三十元以下の罰金に處す、不實

第十九條 第三條に違反する者は十五元以下の罰金に處す、不實を呈報するものは二十元以下の罰金に處す

第二十條 第四條に違反し政治結社に加入するものは二十元以下の罰金に處す、入社を紹介せる者も亦同じ

第二十一條 第五條の各款規定に違反し結社し或は第五條各款の結社に加入する者は一年以下の徒刑に處す

第二十二條 第六條に違反する者は二十元以下の罰金に處す、不實を呈報するものは三十元以下の罰金に處す

第二十三條 第七條の中止或は解散の命に違反する者は五個月以下の徒刑或は十元以上五十元以下の罰金に處す

第二十四條 第八條に違反する者は十元以下の罰金に處す、不實を呈報するものは十五元以下の罰金に處す

第二十五條 第九條の制限、禁止或は解散の命に違反する者は二十日以下の拘役に處し併せて二十元以下の罰金に處す

第二十六條 第十條の詢問に覆答せず或は實を以て覆答せず尙ほ第二十一條の監視を拒絶するものは三十元以下の罰金に處す

第二十七條 第十二條第一項、第二項に違反する者は二十日以下の拘役に處し併せて二十元以下の罰金に處す

第二十八條 第十三條の退出の命に違反する者は十日以下の拘役或は十元以下の罰金に處す

第二十九條 第十六條の禁止、控留の命に違反する者は二十日以下

下の拘役に處し併せて二十元以下の罰金に處す

第三十條 第十七條の禁止の命に違反するものは五個月以下の徒刑或は五十元以上五十元以下の罰金に處す

第三十一條 本條例に依り拘役及び十五元以下の罰金に處する事件は該管轄警察官署に於て之を裁決執行す

第三十二條 本條例の公訴に關する時効は六個月となす

第三十三條 本條例の施行期間は六個月となす

第三十四條 本條例は公布の日より施行す

修正南京警察廳組織條例(二十八年四月十三日公布)

第一條 本組織條例は各級警察機關暫行編製大綱第十七條に依り之を定む

第二條 南京警察廳は内政部に直屬し内政部の指揮監督を受け南京警察事務を掌理す、其の管轄區域は南京市の區域に限る

第三條 南京警察廳は法律命令を執行し或は法律命令の委任に依り法令に抵触せざる範圍内に於て單行警察章程を頒布することを得、但し須らく内政部に呈報し許可を受くべし

第四條 南京警察廳は所屬職員の處分或は命令にして法令に違背し法益を妨害し或は越權ありと認むるものに對しては之を停止し又は取消すことを得

第五條 南京警察廳には廳長一人を設く、内政部より呈請し簡任とし全廳事務を綜理し所屬機關及び職員を指揮監督す

第六條 南京警察廳には秘書主任一人、秘書一人乃至三人を設け

第五編・第一章・第三節 軍事、治安

を呈報するものは四十元以下の罰金に處す

第十九條 第三條に違反する者は十五元以下の罰金に處す、不實を呈報するものは二十元以下の罰金に處す

第二十條 第四條に違反し政治結社に加入するものは二十元以下の罰金に處す、入社を紹介せる者も亦同じ

第二十一條 第五條の各款規定に違反し結社し或は第五條各款の結社に加入する者は一年以下の徒刑に處す

第二十二條 第六條に違反する者は二十元以下の罰金に處す、不實を呈報するものは三十元以下の罰金に處す

第二十三條 第七條の中止或は解散の命に違反する者は五個月以下の徒刑或は十元以上五十元以下の罰金に處す

第二十四條 第八條に違反する者は十元以下の罰金に處す、不實を呈報するものは十五元以下の罰金に處す

第二十五條 第九條の制限、禁止或は解散の命に違反する者は二十日以下の拘役に處し併せて二十元以下の罰金に處す

第二十六條 第十條の詢問に覆答せず或は實を以て覆答せず尙ほ第二十一條の監視を拒絶するものは三十元以下の罰金に處す

第二十七條 第十二條第一項、第二項に違反する者は二十日以下の拘役に處し併せて二十元以下の罰金に處す

第二十八條 第十三條の退出の命に違反する者は十日以下の拘役或は十元以下の罰金に處す

第二十九條 第十六條の禁止、控留の命に違反する者は二十日以下

重要機密を承辦し又文書事項を審査す

第七條 南京警察廳には左記各科を設く

一、總務科

二、行政科

三、司法科

四、特高科

第八條 總務科の掌理事務左の如し

一、章制の規訓に關する事項

二、人事に關する事項

三、訓育に關する事項

四、文書及び官印に關する事項

五、編纂及び統計に關する事項

六、器具裝置に關する事項

七、會計及び庶務に關する事項

八、其の他各科に屬せざる事項

第九條 行政科の掌理事務左の如し

一、保安及び正俗に關する事項

二、交通に關する事項

三、消防に關する事項

四、戸口調査に關する事項

五、保健に關する事項

六、市政の協助に關する事項



第十條 司法科の掌理事務左の如し

- 一、訊問に關する事項
- 二、探偵に關する事項
- 三、鑑識に關する事項
- 四、其他司法警察事項

第十一條 特高科の掌理事務左の如し

- 一、共產黨及び反動の防止に關する事項
- 二、外事警察に關する事項
- 三、勞資爭議の協助、調停、和解に關する事項
- 四、新聞、雜誌、出版物、著作物等の取締に關する事項

第十二條 總務、行政、司法、特高四科には各科長一人、科員若干人を設く

第十三條 南京警察廳は夫々外勤勤務及び特別交渉事項を承辦する爲め勤務督察長二人乃至四人、勤務督察員若干人を設く

第十四條 南京警察廳は業務の需要に因り技正一人、技士若干人を設くることを得

第十五條 南京警察廳は該管轄區域内に於て警察署、警察分駐所警察派出所を分設區劃し夫々職責を分擔すべし、署には署長一人、署員、巡官各若干人を設く

第十六條 南京警察廳は事務の必要に因り事務員、書記各若干人を設くることを得

第十七條 秘書主任、秘書科長、勤務督察長、技正、署長(兼任)

は廳長に於て内政部に申請調査の上薦任とす、科員、勤務督察員、技士、署員、巡官(兼任)は廳長に於て合格人員より選任し内政部に呈報し調査案に備ふ、事務員、書記は廳長より之を任用す

前項の科員、督察員、技士、署員、巡官の人数は廳より實際の需要に依り適當に詮議し理由を述べ申請の上内政部之を定む

第十八條 南京警察廳は治安維持及び業務の必要に因り警察隊(警察隊騎馬隊、車巡隊、オートバイ隊等)消防隊、探偵隊、水巡隊を編制訓練す、各隊には隊長一人を設け廳長に於て前條の規定に照らし夫々呈し許可を得て任用す、其の組織は實際の必要に依り起草提出し内政部之を定む

第十九條 南京警察廳の所轄する署の設置及び合併は呈上し内政部に於て之を定む

第二十條 南京警察廳には警士教練所を設くべし、一切は部の頒布章程に依り之を辦理す

第二十一條 南京警察廳各項の辦事細則は廳に於て起草し内政部に呈報の上調査し案に備ふ

第二十二條 本條例は公布の日より施行す  
警士教練所章程(二十七年七月十八日公布)

第一條 南京及び各省市警士は均しく本章程の規定に依り之を訓練す

第二條 南京警察廳、各省警務處及び警察局は均しく警士教練所

を設立すべし、各縣に在るものは警務處に於て實際の需要に依り別に之を籌備設立す

第三條 教練所は實際の需要に適應し警長を養成する見地より警長班を附設することを得、其の規則は別に之を定む

第四條 教練所に設くる教職員左の如し

- 一、所長一人、全所の事務を管理し該主管機關にて選抜合格せる人員より内政部に轉呈、審査核定の上薦任とす、但し只に一班を設くるものは所長は改めて薦任待遇となすことを得、各該主管機關にて選抜合格せる人員より任用し内政部に轉呈審査核定の上案に備ふ
- 二、教務主任一人は所長の命を承け全所教務を管理し各該主管機關にて選抜合格せる人員より委任任用し内政部に轉呈の上案に備ふ
- 三、教官及び教員は每班三人乃至五人とし學科の教授及び實施事項を分擔す、教官は所長に於て警察學識を富有し曾て警官職に在任せる者より選抜の上該主管機關に呈請之を委任とす教員は所長に於て招聘し尙ほ各該主管機關に報告の上案に備ふ

前項教員は實際的便利に因り所在地に於て警察の學識經驗に富む現職警官を以て之を兼任することを得、但し其の教授時間には每週六時間を超ゆるを得ず

四、總隊長一人、隊長は班毎に一人、所長の命令を承け術科、

第五條 警士學生の採用には須らく確實なる身許保證書を有すると共に左記各項の條件を具備すべし

- 一、年齢二十歳以上三十五歳以下の者
  - 二、高級小學卒業せるか或は高級小學卒業と同等の學力ある者
  - 三、體質強健にして身長五尺二寸以上、胸圍約身長半ある者
  - 四、儀容端正にして言語明晰なる者
  - 五、視聽力鋭敏なる者
  - 六、精神狀態良好なる者
- 第六條 左記各項の事情一ある者は採用せず  
一、曾て徒刑の宣告を受け執行確定されたる者



二、曾て破産處分を受け債務を未だ償還せざる者  
 三、身に固疾或は傳染病あり特殊なる癖好を有する者  
 四、性情暴烈或は怯懦なる者

第七條 警士學生の採用は先づ體格検査を経て若し第五條三、四、五、六各款の規定或は第六條三、四兩款事情の一ある者は筆記試験及び口頭試験に應ずるを得ず

第八條 警士學生採用の筆記試験科目は左の如し

- 一、國文
- 二、常識測定
- 三、智力測定
- 四、算術

第九條 口頭試験は筆記試験の主要科目及び試験に應じたる人の學術經歷に付き詳細に詢問すべし、其の點數は六分の一となし筆記試験點數に合計し平均六十點に達するものを以て合格とす  
 第十條 各地にて未だ入所し訓練を経ざる警士は均しく調査の上正式訓練を補受すべし、調査に應じ入所を欲せざる者は之を除くべし

第十一條 教練所の警士學生の衣食、書籍等の費用は總て所に於て供給し尙ほ毎月四元以上八元以下の補助を給す、若し中途にして故なく退學せば實際支給額を賠償すべし、其の調査の上入學せし者は原給料は支給することを得、但し須らく食費は控除すべし

第十二條 教練所の科目は左の如し

(甲) 訓育 其の細目は左の如し

- 一、精神講話
- 二、長官訓話
- (乙) 學科 其の細目は左の如し

一、警察要旨  
 二、行政警察(保安警察、衛生警察、戶籍警察、外事警察、消防警察等)

- 三、司法警察
- 四、警察實務
- 五、非常警察(戰時警察、暴動處理、警衛關係等)

六、警察法令(警察機關の組織、系統及び重要法令)

- 七、違警罰法
- 八、刑法大意
- 九、探偵學大意
- 十、社會概況
- 十一、警察地理
- 十二、軍事學大意
- 十三、外國語

(丙) 術科 其の細目は左の如し

- 一、軍事訓練
- (一) 各個教練

(一) 班教練

(二) 排教練

(三) 連教練

(四) 陣中勤務大要

(五) 市街戰術

(六) 武器使用

二、應用技能

(一) 捕繩術

(二) 角力

(三) 劈刺

(四) 簡易救火術

(五) 救急治療

(六) 防空演習

(七) 戰時警察勤務演習

(八) 舟車操縦或は馬術

三、體育

(一) 器械運動

(二) 障礙運動

(三) 國術

(四) 球類運動

(五) トラック、フットボール運動

(六) 課外講習其の細目は左の如し

第五編・第一章・第三節 軍事、治安

(一) 實習

(一) 名士招聘講演

(二) 參觀

(四) 勤務練習

前記科目は各地方にして若し特別事情に因り増減或は變更ある時は須らく主管機關に呈し核定す、並に内政部に轉報し案に備ふべし、科目にして地方性を帶ぶる者は當地教材を採用するを以て原則となす

第十三條 教練用の教科書は暫らく各該所に於て編纂し主管機關に呈し内政部に轉報し檢査核定す

第十四條 教練所の警士學生は三個月を以て卒業と定む、若し必要ある時は之を延長することを得、但し總計六個月を過ぐるを得ず、所ごとに三班を設立し每班一百名とし毎月一回募集するを原則となす

第十五條 卒業試験は點數法を用ひ各科點數は平均六十點以上に達する者を合格となし正警に任命し其の成績九十點以上の者は警長の資格を以て登用することを得、不合格者は所に留りて第二期に併入し補習し尙ほ合格せざれば除名す

第十六條 警士學生は卒業前に所在地の警察機關に順次往き一週間實習勤務すべし

第十七條 警士學生卒業する毎に所に於て名簿を作り主管機關に報呈し内政部に轉報し案に備ふべし



第二回新支那現勢要覽

一〇七〇

第十八條 教練所の經費は主管機關に於て期に按配し豫算を記入し夫々交附し月に割宛支出す、所長は清算書を作り夫々各該主管機關に報呈し調査轉交し査に備ふ

第十九條 教練所の事務取扱及び管理の各項細則は所長に於て擬定報告し各該主管機關之を核定す

第二十條 本章程は公布の日より施行す、若し不備の點あらば内政部に於て隨時之を修正することを得

修正違警罰法(二十七年八月二十日公布)

第一章 總 則

第一條 本法は本法施行後に於て違警ありたる者に之を適用す

第二條 本法及び其の他の法令又は法令として認許せし警察章程に正條なきものは如何なる行爲たるに論なく處罰するを得ず

第三條 十四歳未満者にして違警せる者は處罰せず、但し須らく其の父兄或は撫養人に告知し責任を以て自ら管理束縛を行はしむべし

前項の違警者にして其の父兄或は撫養人に従はざることを知悉せる場合は其の年齢に依り施すに感化教育を以てし或は兒童收養所に送交收養し之を教育することを得

第四條 心神喪失人にして違警せる者は處罰せず、但し其の父兄或は監護人に告知し責任を以て自ら管理束縛せしむべし

前項の違警者にして其の父兄或は監護人に従はざることを查悉せる場合は状況を酌量し適當なる病院或は心神喪失人を入るに

適する所へ送入し監護を施すことを得

第五條 自己を救護するか又は他人の緊急危難にして己むを得ざるの行爲に因り違警を致せる者は處罰せず、但し其の行爲にして當に失せる時は本罰の四分の一或は二分の一を減じ處罰することを得

第六條 凡そ人力或は天然力に迫害され拒抗する力なき爲め違警せる者は處罰せず

第七條 違警未遂の者は處罰せず

第八條 違警に因り處罰後六ヶ月以内に同一管轄地方にて再び犯せるものは本罰の四分の一を加へ處罰し三犯以上のものには本罰の二分の一を加へ處罰す

第三條第一項及び第四條第一項の違警者にして其の父兄、撫養人或は監護人に告知後六ヶ月以内に同一管轄地方に於て再犯せる者は其の父兄、撫養人或は監護人を適度に處罰することを得

前項規定に依り處罰するには罰金を以て限となす

第九條 違警行爲にして同時に本法列記する所の二款以上に涉る者は分別處罰す

第十條 二人以上共同にて違警行爲を行へる者は皆正犯となし各其の罰を科す、正犯を幫助せる者は從犯とし本罰の四分の一を減じ處罰することを得

第十一條 他人を使唆し違警行爲をなせる者は造意犯となし正犯に準じて論ず

造意犯を使唆せる者は造意犯に準じ論ず

第十二條 從犯を使唆し幫助せる者は從犯に準じ論ず

第十三條 違警の罰則は主罰及び從罰とす

主罰の種類左の如し

一、拘留 十五日以下一日以上

二、罰金 十五元以下一角以上

三、訓誡

從罰の種類左の如し

一、沒收

二、營業停止

三、廢業命令

第十四條 拘留判定後は警察機關に之を拘留す

第十五條 違警事件は即時判定すべし、但し繼續調査の必要ある時は保釋を勵行するか或は其の家族に付責すべし

付責を受ける者は證書を書き出さしむべし

第十六條 罰金は判定後五日以内に完納す、若し期限を超ゆるも完納を肯ぜず或は完納する力なき者は一元毎に拘留一日に易ふ其の一元未満のものは亦一日に計算す

前項の規定に依り處罰を拘留に易へて後罰金を完納せんと欲する時は拘留の日數を控除し之を計算することを得

第十七條 沒收物は左の如し

一、違警に供用せる物

二、違警により所得せる物

沒收物は違警者以外の無權利者を以て限となす

第十八條 營業停止期間は十日以下とす

第十九條 廢業命令は同一違警行爲の累犯者に之を適用す

第二十條 違警行爲により物品を損壞或は滅失せるものは法に依り處罰するの外酌量の上賠償せしむることを得

第二十一條 違警し未發覺以前に警察機關に自首するものは本罰の四分の一或は二分の一を減じ處罰し或は訓誡を以て之を行ふことを得、但し本法にして別に規定あるものは此の限りにあらず

被害人に自首し警察機關を経て審訊する者も亦同じ

第二十二條 違警者の素行、心理及び其の他操行を審査し酌量の

上本罰の四分の一或は二分の一を加重し或は減輕し處罰することを得

第二十三條 第九條の規定に依り處罰する者は拘留は三十日を超ゆるを得ず、罰金は三十元を超ゆるを得ず

第二十四條 罰金の加減により拘留一日に滿たず罰金一角に滿たざるものは之を免除することを得

第二十五條 本法稱する所の以下、以上なるものは共に本數に計算す

第二十六條 拘留の處罰を受け拘留期間半を過ぎ確かに悔悟の實證あるものは之を釋放することを得



第二十七條 違警の現行犯には警察員は召喚状を持たず直ちに召喚をなすことを得、但し違警者にして實際重要事務を有し其の姓名住所が確知され又逃亡の虞れなき者は此の限りにあらず

第二十八條 違警の嫌疑に因り公署より召喚訊問する者は召喚状の到達の日より三日以内に出頭すべし、若し期日を超えて到らざれば直ちに判定をなし法に依り處罰することを得

第二十九條 違警の起訴、告訴、告發期間は違警行為完了の日より六ヶ月を以て期限とす

本法に依り處罰するものは判定の日より滿六ヶ月後尙ほ執行せざる時は之を免除す

第三十條 時期は二十四時間を以て一日とし三十日を以て一月とす

第三十一條 時期の初日は時刻により計らず一日を以てし最後日は全一日を以てす

第三十二條 拘留者の釋放は滿期日の翌日午前之を行ふ

第二章 安寧妨害の違警罰

第三十三條 左記各款行為の一ある者は十五日以下の拘留或は十五元以下の罰金に處す

一、未だ公署の許可を経ずして花火を製造或は販賣したる者

二、人烟稠密の所にて花火或は一切の火器を燃放したる者

三、火薬及び一切の爆發物を發見し警察機關に報告せざる者

四、防火設備なき家屋内にて燃え易き物を堆積したる者

五、未だ公署の許可なくして凶器を携帯したる者

六、謠言を散布したる者

七、人家の近傍或は山林田野にて濫りに焚火をなしたる者

八、水害、火災或は總て災變の際公署より其の防護救助を命令せるも之に抗し進行せざる者

九、狂人、狂犬或は總て危険なる獸類を勝手に道路或は人家の第宅其の他建築物に奔走突入せしむる者

第三章 秩序妨害の違警罰

第三十四條 左記各款行為の一ある者は十五日以下の拘留或は十五元以下の罰金に處す

一、法令章程に違背し商工業を営みたる者

二、法令章程に違背し戲場或は各種遊覽所を開設したる者

三、旅館にして投宿人に刑法上重大犯罪行為あるを確知し秘密に警察機關に報告せざる者

第三十五條 左記各款行為の一ある者は十日以下の拘留或は十元以下の罰金に處す

一、婚姻、出生、死亡或は遷移し法令章程に依り警察機關に報告せざる者

二、建築物の建築にして法令章程に依り該管轄機關に呈請し許可を得ずして濫りに土木を興し或は公署所定の圖型に違背したる者

三、旅館、會館或は其の他人を住宿せしむる所にして投宿人の

姓名、年齢、原籍、住所、職業及び往來せる地方の記載をなさざる者

四、群衆の會合に對し警察機關に於て詢問せるに事實を陳述せず或は其の解散を命ぜるに解散せざる者

五、非業の死或は來歴不明の屍體を發見し公署に報告し檢死を経ずして勝手に埋葬し或は他處に移置したる者、旅館及び其の他人に寄宿を供する所にして六ヶ月以内に同一管轄地方に在りて前項第三款に違背すること三回以上に及ぶ者は廢業を命ずることを得

第三十六條 左記各款行為の一ある者は五日以下の拘留或は五元以下の罰金に處す

一、私有地境界外に家屋、塙壁、軒先等に類するものを建設したる者

二、家屋或は其の他建築物にして傾倒せんとするものに公署より修理或は廢毀を督促するも延引し進行せざる者

三、路傍の植木、街燈或は公設物品を毀損したる者

四、學校、博物館、圖書館及び總ての展覽會場或は其の他人民の居住所にて多衆し喧嘩し禁止するも聽き入れざる者

五、道路或は公共の場所にて勝手に警笛を吹きたる者

六、道路或は公共の場所に於て高聲に放歌し禁止するも聽き入れざる者

七、道路或は公共の場合に於て醉狂喧嘩し或は醉臥したる者

八、道路或は公共の場所に於て口角咆を飛ばして紛争し禁止するも聽き入れざる者

九、出入禁止の場所に濫りに出入したる者

十、住居人なき家屋内に潜伏したる者

十一、深夜故なくして喧嘩し或は樂器を高聲にし歌を唱へる者

十二、事を設け濫りに店舗或は其の他の營業所を擾したる者

十三、公署にて定價せる物を定價以上に販賣したる者

十四、役夫、傭工、車馬等にして豫め其の傭工賃を定めて後強ひて加給を求め或は未だ豫め約せざるを以て詐りて慣例上の最高額以上を要求し或は中途にして難題を持ち出したる者

前項の第十三款、第十四款に違犯し其の價額を増加し所得せる金銭は之を沒收す

六ヶ月以内に同一管轄地方に於て第一項第十三款、第十四款に違犯すること二回以上に至る者は營業を停止せしむることを得

三回以上の者は狀況を酌量して營業を廢止せしむることを得

第三十七條 茶館、酒店及び其の他遊覽所の主人或は支配人にして警察機關にて定めたる時限外に客を逗留する者は十元以下の罰金に處す

六ヶ月以内に同一管轄地方にありて前項を違犯すること二回以上に至る者は其の營業を停止せしむることを得、三回以上の者は狀況を酌量し廢業せしむることを得

第三十八條 警察機關所定の時限外に茶館、酒店或は其の他遊藝



所に逗留する者には警察官吏は館店等の主人或は支配人をして勸めて退去せしむ、聴かざるものは五元以下の罰金に處す

第四章 公務妨害の違警罰

第三十九條 左記各款行爲の一ある者は五日以下の拘留或は五元以下の罰金に處す

- 一、公署或は其の他事務所にて喧嘩し禁止するも聽入れざる者
- 二、公署或は公務員の發せる布告を除去し或は毀損し尙ほ故意に侮辱したる者

第五章 誣告、偽證及び證據湮滅の違警罰

第四十條 左記各款行爲の一ある者は十日以下の拘留或は十元以下の罰金に處す

- 一、他人の違警を誣告し或は偽證を爲したる者
- 二、違警の人を曲庇せんとし故意に其の證據を湮滅し或は偽證を捏造したる者

三、違警の人を藏匿し或は之をして脱逃せしめたる者

前項第一款、第二款の違犯者にして該案の未だ判定前に自首せる者は其の罰を免除す、第二款、第三款の違犯者にして若し犯人が親族なる時も亦之を免除す

第六章 交通妨害の違警罰

第四十一條 左記各款行爲の一ある者は五日以下の拘留或は五元以下の罰金に處す

- 一、郵便物或は電報送達の妨害狀況輕微なる者

- 二、郵便専用物件を損壞し狀況輕微なる者
- 三、電報電話の交通を妨害し狀況輕微なる者

第四十二條 左記各款行爲の一ある者は五日以下の拘留或は五元以下の罰金に處す

- 一、私有地境界内常に通行すべき所に於て溝井及び陥穴等あり之に蓋を覆ひ或は防圍の設備をなさざる者
- 二、衆人集合の所或は灣曲せる小路にて車馬を馳せ或は競争し道を争ひ阻止するも聽かざる者
- 三、各種車輛にして設置標止信號機に遵はず或は設置標示に違ひたる者
- 四、未だ公署の許可を経ずして路傍、河岸等の場所に店棚を開設したる者
- 五、道路、橋梁の題誌或は總ての通行禁止或は道路指導標識等の類を毀損せる者
- 六、渡船、橋梁等にして曾て公署より一定通行費額の定ありて其の定數以上私に使用収益し或は故意に通行を阻みたる者

前項第六款の過剩收入の金錢は之を沒收す

第四十三條 左記各款行爲の一ある者は五元以下の罰金に處す

- 一、渡船、橋梁等にして通行費を支拂ふべき所を定額費を支拂はず強ひて自ら通行したる者
- 二、路傍に於て商品玩具或は食物等の類を羅列し阻止するも聽き入れざる者

三、濫りに筏綱を繋ぎ橋梁、堤防を損壞したる者

四、道路に車馬を横へ或は木石薪炭其の他の物品を堆積し通行人を妨害せる者

五、河流に舟筏を横に列べ或は木石雜物を抛擲したる者

六、道路に於て牛馬に水を飲まし或は牽繫を延べ通行人を妨害せる者

七、車馬を並行し通行人を妨害したる者

八、水路を並航し航行船を妨害したる者

九、氷雪、塵芥、瓦礫、汚穢物の類等を道路に投棄したる者

十、道路に於て遊戯し禁止するも聽き入れざる者

十一、公署の督促を受けたるに道路を掃除せざる者

十二、舟車にして夜行するに燈火を點せず或は設置せる燈火調度品を使用するに際し他人の行視視線に障礙ある者

十三、街燈を消滅したる者

十四、通行禁止を諭示せる所を濫りに通行したる者

十五、車の通行速度率にして道路局の規定章程に違背ありたる者

十六、車に乗るに交通調査の指揮に従はざる者

十七、車輛を運轉するに軌道路に遵はず或は車を停むるに規定の線路外に置きたる者

第七章 風俗を妨害する違警罰

第四十四條 左記各款行爲の一ある者は十五日以下の拘留或は十

五元以下の罰金に處す

一、遊蕩無賴漢にして行跡不定の者

二、猥褻物を人の身體に加へたる者

三、僧侶、道士悪化し或は世間に流浪し金錢を強請したる者

四、密淫賣を爲し或は其の媒介をなし或は容留止宿せしめたる者

五、淫賣婦を招き止宿したる者

六、淫詞、淫戲を唱演したる者

七、道路或は公共の場所にて賭博に類似する行爲をなしたる者

八、奇異なる服装をし風俗教化に障害ある者

第四十五條 左記各款の一ある者は十日以下の拘留或は十元以下の罰金に處す

一、祠宇及び總て公衆の營造物を汚損し其の狀況尙ほ輕き者

二、他人の墓碑を汚損したる者

三、衆人中にて人を罵詈嘲弄したる者

四、道路に於て叫罵し禁止するも聽かざる者

五、道路或は公衆所に於て裸體となり放蕩の姿勢をなしたる者

六、道路或は公衆所に於て猥褻の言語舉動をなしたる者

第八章 衛生を妨害する違警罰

第四十六條 左記各款行爲の一ある者は十五日以下の拘留或は十元以下の罰金に處す

一、公署の許可なくして有毒の藥劑を賣り其の狀況輕微なる者



- 二、人烟稠密の處にて糞廠を開設したる者
- 三、人烟稠密の處に於て汚穢氣を發生する物を洗濯乾燥し或は煎じ禁止するも聽かざる者
- 四、春藥、墮胎藥を賣り或は此等の廣告を散布したる者
- 五、符呪邪術を以て疾病を醫療したる者
- 六ヶ月以内に同一管轄地方に於て前項第一款に違犯すること二回以上に及ぶものは營業停止を命じ三回以上の者は廢業を命ず
- 第一項第二款に違犯したる者は廢業を命ず
- 第四十七條 左記各款行爲の一ある者は十日以下の拘留或は十元以下の罰金に處す
  - 一、腐敗せる食物を販賣したる者
  - 二、覆蓋を加ふべき食物にして覆蓋を加へずして陳列販賣したる者
  - 三、衛生に有害なる物質を飲食物に混入し販賣の上不正當なる利益を占むる者
  - 四、眞正ならざる藥品を販賣せる者
  - 五、深夜人の危急に會ひ賣藥を拒絶せる者
- 第四十八條 既に免許を得て醫術を行ふ醫師、醫士或は助産婦、産婆にして故なく召請に應ぜざる者は十元以下の罰金に處す、其の人の召請に應じ故なくして遅延したる者も亦同じ
- 第四十九條 左記各款行爲の一ある者は五元以下の罰金に處す
  - 一、地上、地下の溝渠を毀損し或は公署より督促を受け浚渫を

- 行はざる者
  - 二、糞土、穢物を積み街道を通過するに覆蓋を加へず或は任意に停留したる者
  - 三、商埠の繁盛なる地點に於て任意に糞船を碇泊せる者
  - 四、汚穢物或は禽獸の骸骨を人家或は舟車に投入したる者
  - 五、道路或は公共所に於て小便をしたる者
  - 六、河岸、道路側に於て濫りに便所、尿坑を設け或は汚穢物を堆積したる者
  - 七、人の飲む淨水を汚穢したる者
- 第九章 他人の身體財産を妨害したる違警罰
- 第五十條 左記各款行爲の一ある者は十五日以下の拘留或は十五元以下の罰金に處す
    - 一、人に暴行を加へ人の身體を汚穢し未だ傷害に至らざる者
    - 二、不正當なる目的を以て催眠術を施したる者
  - 第五十一條 左記各款行爲の一ある者は十日以下の拘留或は十元以下の罰金に處す
    - 一、他人の所有する牛馬及び一切の動物を解放したる者
    - 二、蒸氣、電氣或は瓦斯を漏逸し或は間隔し未だ公共の危険を起すに至らざる者
    - 三、他人の繋ぐ舟筏を解放し未だ漂失に至らざる者
    - 四、借貸を強制し或は賣買を強要したる者
  - 第五十二條 左記各款行爲の一ある者は五日以下の拘留或は五元

以下の罰金に處す

- 一、故なくして面會を強要し或は他人の身邊に追隨し阻止するも聽かざる者
- 二、故なくして邸宅題誌、店舗看板或は總て合理的廣告を毀損したる者
- 三、任意に人家の墻壁或は建築物に紙類を貼り或は繪畫彫刻を塗抹したる者
- 四、他人の地所内に於て私に土塊石塊を發掘し狀況輕微なる者
- 五、他人の樹木花卉或は野菜果物を折り取りたる者
- 六、他人の田園を踏み或は牛馬を引き入れたる者

附 則

- 第五十三條 本法は公布の日より施行す
- 修正特別市警察局組織條例(二十八年四月十三日公布)
- 第一條 本組織條例は各級警察機關暫行編製大綱第十七條に依り之を制定す
- 第二條 特別市警察局は内政部の指揮を受け兼ねて該管轄市政府の監督指揮を受け各該市區内の警察事務を掌理す
- 第三條 特別市警察局は法律命令又は法律命令に依る委任を執行する爲め法令に牴觸せざる範圍内に於て單行警察章程を頒布することを得、但し須く内政部に呈報し許可を受くべし、並に該管轄市政府に報じ案に備ふ
- 第四條 特別市警察局は所屬職員の處分又は命令に對し法令に違

背し法益を妨害し或は權限を侵越するものありと認むる時は之を停止し又は取消すことを得

- 第五條 特別市警察局には局長一人を設け内政部長より申請簡任とす、全局事務を綜理し所屬機關及び職員を指揮監督す
- 第六條 特別市警察局には秘書主任一人、秘書一人乃至二人を設け機要を承辦し又は文書事項を調査す
- 第七條 特別市警察局には左記各科を設く
  - 一、總務科
  - 二、行政科
  - 三、司法科
  - 四、特高科
- 第八條 總務科の掌理事務左の如し
  - 一、章程制度の規劃に關する事項
  - 二、人事に關する事項
  - 三、訓育に關する事項
  - 四、文書及び官印に關する事項
  - 五、編纂及び統計に關する事項
  - 六、器具の裝置に關する事項
  - 七、會計及び庶務に關する事項
  - 八、其の他各科に屬せざる事項
- 第九條 行政科の掌理事務左の如し
  - 一、保安及び正俗に關する事項



- 二、交通に關する事項
- 三、消防に關する事項
- 四、戸口調査に關する事項
- 五、保健に關する事項
- 六、市政の協助に關する事項

所、警察派出所を分設區劃し夫々職責を分擔すべし、署には署長一人、署員、巡官各若干人を設く

第十六條 特別市警察局は事務の必要に因り備員を酌用することを得

- 第十條 司法科の掌理事務左の如し
  - 一、訊問に關する事項
  - 二、探偵に關する事項
  - 三、鑑識に關する事項
  - 四、其の他司法警察事項

第十七條 秘書主任、秘書長、勤務督察長、技正、署長（廳任）は局長に於て合格人員を選抜し申請の上内政部調査して薦任とす、並に該管轄市政府に報し案に備ふ、科員、勤務督察員、技士、署員、巡官（委任）は局長に於て合格人員より選抜任命し内政部に呈報し許可す、並に該管轄市政府に報し案に備ふ、備員は局長に於て之を任用す

- 第十一條 特高科の掌理事務左の如し
  - 一、共產黨及び反動の防止に關する事項
  - 二、外事警察に關する事項
  - 三、勞資爭議の協助、調停、和解に關する事項
  - 四、新聞、雜誌、出版物、著作物等の取締に關する事項
- 第十二條 總務、行政、司法、特高科には各科長一人、科員若干人を設く

第十三條 特別市警察局は夫々外勤勤務及び特別交渉事項を承辦する爲め勤務督察長二人乃至四人、勤務督察員若干人を設く

第十四條 特別市警察局は業務の需要により技正一人、技士若干人を設くることを得

第十五條 特別市警察局は該管轄區域内に於て警察署、警察分駐

第十八條 特別市警察局は治安維持及び業務の必要に因り警察隊（警察隊、騎馬隊、車巡隊、オートバイ隊等）消防隊、探偵隊水巡隊を編制訓練す、各隊には隊長一人を設け局長に於て前條の規定に照らし夫々呈し許可を得て任用す、其の組織は實際の必要に依り起草し内政部に呈し核定す、並に該管轄市政府に報し案に備ふ

第十九條 特別市警察局は所轄の署所の設置と合併とは内政部に呈し核定すべし、並に該管轄市政府に報し案に備ふ

第二十條 特別市警察局には警士教練所を設くべし、一切は部の頒布する章程に依り之を辦理す

第二十一條 特別市警察局の各項の辦事細則は局より起草内政部に呈し核定す、並に該管轄市政府に報し案に備ふ

第二十二條 本條例は公布の日より施行す

省警務處組織條例（二十七年七月二十七日公布）

第一條 本條例は各級警察機關暫行編制大綱第十七條に依り之を定む

第二條 省警務處は内政部に直屬し兼ねて各該省省政府の監督指揮を受け全省水陸警察事務を掌理す

第三條 省警務處は法律命令を執行し或は法律命令の委任に依り法令に牴觸せざる範圍内に於て單行警察章程を發布することを得、但し須らく内政部に報呈し核准すべし、尙ほ省政府に報し査に備ふ

第四條 省警務處は所屬機關の處分或は命令に對し法令に違反し法益を妨害し或は越權行爲ありと認むる時は之を停止或は取消すことを得

第五條 省警務處には處長一人を設け内政部より呈請の上簡任とし全處事務を綜理す、尙ほ全省水陸警察機關及び所屬職員を直接指揮監督す

第六條 省警務處に秘書主任一人、秘書一人乃至二人を設け機要を承辦し又文書事項を檢閲す

第七條 省警務處に左記各科を設く

- 一、總務科

- 二、業務科
- 三、經理科

第八條 總務科の取扱事務は左の如し

- 一、章程制度の規劃に關する事項
- 二、人事に關する事項
- 三、訓育に關する事項
- 四、文書及び印章に關する事項
- 五、編纂及び統計に關する事項
- 六、會計及び庶務に關する事項
- 七、其の他各科に屬せざる事項

第九條 業務科の取扱事務は左の如し

- 一、行政警察に關する事項
- 二、司法警察に關する事項
- 三、衛生警察に關する事項

第十條 經理科の取扱事務は左の如し

- 一、全省警察經費の釐訂調整に關する事項
- 二、全省警察經費の審査核定に關する事項
- 三、全省警察の器具裝置及び工事に關する事項

第十一條 總務、業務、經理三科には各科長一人を設くと共に科員十二人乃至十八人を設く

第十二條 省警務處は全省市縣警察行政を視察する爲め視察長一人、視察員四人乃至六人を置く



第十三條 省警務處は業務の必要に因り技正一人、技士一人を置くことを得

第十四條 省警務處は事務の必要により雇員を斟酌任用することを得

第十五條 秘書主任、秘書科長、視察長、技正の薦任たるものは處長に於て選抜合格せる人員を内政部に呈請し検査核定の上之を薦任にす、尙ほ省政府に報じ査に備ふ、視察にして薦任待遇なるもの科員技士の委任たるものは處長に於て選抜合格者を委任任用し内政部に報呈し検査核定の案に備ふ、尙ほ省政府に報じ査に備ふ、雇員は處長に於て之を任用す

第十六條 省警務處は警士教練所を設くべし、總て部公布章程に依り之を辦理す

第十七條 省警務處の各項事務取扱細則は處に於て擬請し内政部核定す、尙ほ省政府に報告し査に備ふ

第十八條 本條例は公布の日より施行す

省會警察局組織條例(二十七年七月二十七日公布)

第一條 本條例は各級警察機關編制大綱第十七條に依り之を定む

第二條 省會警察局は各該省警務處に直屬し省會區域内警察事務を取扱ふ

第三條 省會警察局は法律命令を執行し或は法律命令の委任に依り法令に牴觸せざる範圍内にて單行警察章程を公布することを得、但し須らく該主管警務處に報呈核准し内政部及び省政府に

轉報し案に備ふ

第四條 省會警察局は所屬職員の處分或は命令に對し法令に違背し法益を妨害し又は越權行爲ありと認むる時は之を停止又は取消すことを得

第五條 省會警察局に局長一人(薦任)を設く、該主管警務處に於て選抜合格せる人員より内政部に呈請審査核定の上之を薦任とす、全局事務を綜理し所屬機關及び職員を指揮監督す

第六條 省會警察局に秘書一人を設け機要を承辦し文書事項を檢閱す

第七條 省會警察局に左記各科を設く

- 一、總務科
- 二、行政科
- 三、司法科

第八條 總務科の取扱事務は左の如し

- 一、章程制度の規劃に關する事項
- 二、人事に關する事項
- 三、訓育に關する事項
- 四、文書及び印章に關する事項
- 五、編纂及び統計に關する事項
- 六、器具裝置に關する事項
- 七、會計及び庶務に關する事項
- 八、其の他各科に屬せざる事項

第九條 行政科の取扱ひ事務は左の如し

- 一、治安及び矯風に關する事項
- 二、交通に關する事項
- 三、消防に關する事項
- 四、外事警察に關する事項
- 五、戸口調査に關する事項
- 六、保健に關する事項
- 七、市政の協助に關する事項

第十條 司法科の取扱事務は左の如し

- 一、訊問に關する事項
- 二、偵緝に關する事項
- 三、鑑識に關する事項
- 四、其の他司法警察事項

第十一條 總務、行政、司法三科には各科長一人、科員若干人を設く

第十二條 省會警察局は外勤勤務を督察し又特別交渉事項を承辦するに因り勤務督察長一人、勤務督察員若干人を設く

第十三條 省會警察局は該管轄區域内に付き警察署、警察分駐所警察派出所を分設し區劃し夫々に職責を負ふべし、署に署長一人、署員、巡官若干人を設く

第十四條 省會警察局は事務の必要に因り雇員を酌用する事を得

第十五條 秘書科長、勤務督察長の薦任たるものは局長に於て人員を選抜し該主管警務處に呈し審査し内政部に轉送調査核定の

上薦任とす、尙ほ省政府に報告し案に備ふ、署長にして薦任待遇たるものは局長に於て選抜合格せる人員を該主管警務處に呈請核定の上任用す、内政部に轉報し審査核定の案に備ふ、尙ほ省政府に報告し調査に備ふ、科員、勤務督察員、署員、巡官にして委任たるものは局長に於て選抜合格せる人員より委任任用し該主管警務處に報呈審査核報をなす案に備ふ、雇員は局長に於て之を酌用す

前項の科員、勤務督察員、署員、巡官、雇員の人数は局長に於て實際の需要に照らし妥當適切に擬定し理由を明書し呈請の上該主管警務處之を核定す

第十六條 省會警察局は治安維持及び業務上の必要に因り保安警察隊(保安警察隊、騎馬隊、車巡隊、オートバイ隊)を編成教練することを得、消防隊、偵緝隊、水巡隊各隊には隊長一人を設く、局長に於て前條の規定に照らし夫々委任任用し報告す、其の組織は實際の必要に依り暫時該局に於て擬請し該主管警務處核定の上内政部に轉報し検査核定の案に備ふ、尙ほ省政府に報じ査に備ふ

第十七條 省會警察局所轄の署所の設置、撤廢、併合は該主管警務處に呈し之を核定すべし

第十八條 省會警察局は警士教練所を設け總て部の公布章程に依り之を辦理すべし

第十九條 省會警察局の各項取扱事務細則は局長に於て擬訂報告



し該主管警務處より轉呈の上内政部之を核定す  
第二十條 本條例は公布の日より施行す

警察官吏郵金條例(二十八年三月六日公布)

第一條 凡そ中華民國維新政府に服務する警察官吏の給郵事項は悉く本條例に依り辦理す

第二條 本條例に稱する警察官吏とは凡て簡任、薦任、委任等の職員及び巡官、警長總て之に屬す

第三條 郵金は分ちて左記四種とす

一、警官終身郵金

二、警官一時郵金

三、遺族郵金

四、遺族一時郵金

第四條 警察官吏にして左記事情の一あり事實たる證明あるものは其の退職時の俸給の四分の一を終身郵金として給與す、但し郵金を受くるもの委任職の警官又は警長たる時は其の退職時の俸給の半額又は全額を酌量給與す

一、公務に因り傷を受け又は罹病し不具發疾となり或は心神喪失し職務に耐へざる者

二、在職十年以上にして身體不具發疾し職務に耐へざるもの

三、在職十年以上にして年六十を超え自ら退職せる者、但し警長にして年五十を超え退職するものは郵金を受くることを得

第五條 警官にして公務により傷を受け病に罹り未だ不具發疾又

は心神喪失の程度に至らざる者は其の退職時の二個月以内の俸給を一時郵金として酌量支給することを得、但し受郵者にして委任の警官なる時は三個月の俸給を以て率となし警長なる時は六個月の俸給を以て率とす

第六條 前條に依り郵金を受けたる後一年以内に傷病増劇し不具發疾又は心神喪失をいたせる者は第四條第一款に依り終身郵金を給與す、但し既に支給せる一時郵金は之を控除すべし

第七條 警官にして左記事情の一ある者は其の最後の俸給の十分の一を遺族郵金として給與す、但し委任の警官は其の最後の俸給の七分の一を以て率となし警長は其の最後の俸給の三分の一を以て率となす

一、公務に因り死亡せる者

二、在職十年以上にて病氣にて死亡したる者

三、第四條に依り終身郵金を受け五年に滿たず死亡したる者

第八條 警官にして公務に因り死亡せるものは前條に依り終身郵金を給與する以外に尙ほ其の最後の在職時の二個月以内の俸給を限度として遺族に一時郵金を酌量支給することを得、但し委任の警官に對しては四個月の俸給を以て率となし警長に對しては十個月の俸給を以て率となす

第九條 警官にして在職中死亡したる者は左記規定に依り一時郵金を給與す

一、在職三年以上六年未滿者は其の最後の在職時の二個月の俸

給額により郵金を支給す、但し委任の警官に對しては三個月

を以て率となし警長に對しては四個月を以て率となす

二、在職六年以上九年未滿のものは其の最後の在職時の三個月の俸給額にて支給す、但し委任の警官に對しては四個月を以て率となし警長に對しては五個月を以て率となす

三、在職九年以上十二年未滿のものは其の最後の在職時の四個月の俸給額により郵金を支給す、但し委任の警官に對しては五個月を以て率となし警長に對しては六個月を以て率となす

四、在職十二年以上十五年未滿の者は其の最後の在職時の五個月の俸給に依り郵金を支給す、但し委任の警官に對しては六個月を以て率となし警長に對しては七個月を以て率となす

第十條 死亡者の遺族にして郵金を受くる順序は左の如し

一、死亡者にして配偶ある時は其の配偶、但し死去者の夫不具發疾にて生活を謀る能はざる者に限る

二、前款の遺族なき時は其の未成年の子女若し成年となるも不具發疾にて生活を謀る能はざる者も亦受領することを得

三、以上の遺族なき時は其の未成年の孫子及び孫女

四、以上の遺族なき時は其の父母又は其の夫の父母

五、以上の遺族なき時は其の祖父母又は其の夫の祖父母

六、以上の遺族なき時は其の未成年の同父弟妹

第十一條 左記事情の一ある者は其の郵金受領の權利を喪失す

一、公權を褫奪すること終身なる者

二、中華民國國籍を喪失する者

第十二條 左記事情の一ある者は其の郵金受領の權利を停止す

一、公權を褫奪され尙ほ未だ復讐せざる者

二、第四條各款の規定に依り終身郵金を受けたる後再度職に任ぜざる者

第十三條 警官の終身郵金の支給は該警官退職の次の月より初まり死亡の月に至り止む

第十四條 遺族郵金の支給は該警官死亡の次月より左記事由の發生の月に至りて止る

一、其の妻死亡するか又は改めて嫁す

二、其の最も幼き子女既に成年したるもの

三、其の孫子及び孫女或は弟妹の最も幼きもの既に成年したるもの

四、不具發疾の夫又は不具發疾の成年子女にして自活し得るか又は死亡せる時

五、父母祖父母死亡するか又は其の夫の父母祖父母死亡したる時

第十五條 第十條の遺族順序に依り第一款の遺族死亡又は改めて嫁したる時其の郵金は夫々第二款の遺族に移轉し受領することを得、移轉後郵金受領人の未成年者死亡したる時尙ほ夫々第三款の遺族に移轉し受領することを得

第十條第一款の遺族死去し又は改めて嫁し若し次款の遺族無き



時其の郵金は順序に従ひ夫々其の他各款の遺族に移轉す、但し一款を以て限りとす

第十六條 本條例に依り郵金を受領する遺族數人ある時其の郵金は平均に之を受領す、若し一人又は數人其の受領すべき部分の拋棄を欲する者あれば該部分の郵金を其の他の受領權ある者に均分することを得

第十七條 本條例に依り警官の終身郵金を受領し得る者は該警官退職の日より二年以内に請求せざる時は其の權利は消滅す

第十八條 本條例に依り遺族郵金を受領し得るものは該警官死亡の日より三年以内に請求せざる時は其の權利は消滅す

第十九條 郵金の享受權は差押讓與或は擔保に供することを得ず尙ほ税金の徴收或は一切の債務の控除をなすことを得ず

第二十條 警官の在職年數の計算は就職の月より初まり退職の月に終る、其の轉任交迭又は退職後再び職に就く者は前在職の月數は合併計算することを得、但し刑事處分又は懲戒處分を受け免職後再度任職する者は合併計算することを得ず

第二十一條 本條例に依り郵金を支給する警官は法に依り任用する各職及び警長に限る

第二十二條 本條例施行細則及び受領須知は悉く官吏郵金條例施行細則及び受領須知に依り之を辦理す

第二十三條 本條例は公布の日より施行す

治安委員會設置 維新政府では日本陸海軍と協力諒解の下に治

安委員會を設け、維新政府治下の江蘇、浙江、安徽三省の治安肅清を促進することとなつた。本委員會は日本軍の作戦行動とは別に併も軍の作戦に追従して肅清工作に關する兩當局の連絡をより以上に密接ならしめんとするもので、委員會の組織は中央に中央委員會、各警備地區に地區委員會、地方數縣を合せるものを單位として省委員會を設け、中央委員會に於ては中支軍參謀長を委員長とし、同陸海軍參謀副長、維新政府綏靖、内政兩部長を副委員長に、關係行政官から委員を選任、地區委員會、省委員會も之と同様日支双方から委員を選任し、治安肅清第一主義に基き各計畫の起案、審議、實行に當るものであり、此の經費は當分一ヶ月百萬圓を支出する豫定であるが、差當り縣警察隊の整備擴充並に維新政府三ヶ年計畫に含まる、防共青年團の結成に主力を注ぐこととなつてゐる。此の防共青年團の内容は治下三省の三十歳までの青年は全部團員たる義務を負ひ、其の優良幹部を以て自衛團を組織、武器を執つて各鄉村の自衛に當るものである。

#### 第四節 外交工作

外交方針 維新政府の外交方針は政府政綱中に明かにされてゐ

る如く「絶対に平等を原則とし權利を喪失せざるを以て主旨とす。

且つ中日陸誼を促進し東亞の和平を鞏固にして、更に不變の外交方針に依り各締約國の在華權益は之を尊重し、本政府成立後各國と黨政府の條約契約は全國民意に依らざるものは承認せざること」と記してゐるのである。爾來政府は此の方針に則り成立後生起せる各種案件を處理しつゝあるのであるが、民衆中には依然新政府成立の意義を解せざるものあるのみならず、第三國も亦援蔣政策を放棄せず新政府に妨害行爲をなしつゝあるに鑑み、外交部長陳籙氏は民國二十七年八月二十七日上海放送局を通じて治下民衆に呼びかけると共に、更に各友邦の現状再認識を要望する左の放送を行つた。

#### 陳籙外交部長演說

上海に戦火波及して既に一年を経過し、東南一帯は灰燼に歸し人民の生命財産を失ふもの日日に増大しつゝある。黨軍の最後防禦線武漢三鎮の崩壊眼前に迫る今日、民を虐げ國事を弄ぶ黨政府の失政は最早世人の耳目を掩ふことは出来ない。生命を有し父母妻子を有し田園廬舎を持つ者は黨政府の殘殺欺騙に何うして服従し得よう。我々は先づ中國の現形勢を認識し且つ今次戦争其のものが日支兩國人民間の夫れでなく、黨政府が第三國の煽動により國家の命運を道具とし、人民の生命財産を戦争の苦海中に陥し入れたものである點を明白にすべきである。又世界の平和秩序を破壊

する赤化政策と中國の聯共一派がなせる慘劫であることは周知の如くで、我々は今こそ覺醒生路を求めべきである。

中國は東亞の廣大な領土を占め物産豊富、文化は發達し人口も亦四億五千の多きを占めてゐる。だが積弱にして頹靡振るはず、屢次不幸に遭遇し各國と通商開始以來外交の得失にも影響を及ぼし常に恥を忍んで和を乞ふ状況にあつた。前清末葉の各戰役すべて各權辱國城下の結盟であり、其の數は枚擧に遑がない。黨政府成立以來も近代國際環境の複雑な只中であつて、外交改善の責任あり難關を打破し、彼を知り己を知るべきに係はらず、殘民誤國の事實のみを残して清末の失敗外交にも劣るものがある。我々は事實に就いて觀察するに黨政府當初の外交政策は各國の在支均勢を利用し相互に牽制させ、對外的には國聯の和平保障に縋つて偷安を保持することのみ計つて來た。蔣介石が全國軍政大權を恣にして以來は國防充實の名義を以て民衆を壓搾私權を鞏固にし虚勢を張り、抗日を妄談するのみで實際に處する所なく、故意に外交の緊張局面を造つて全國民衆の視線を一致對外に向はせ一面建設の美名に隠れて外資を歡迎し法幣政策を實行、全國の白銀を集めて海外に搬出し全國人民の膏血を絞つて對日戦争に供せんとした。容共は本來國民黨の基本政策であるが、國際的視聽を轉移させる爲め勸共の止むなきに至つたと云へ依然常態を保持し、黨政府の外交處置手腕なるものは圓滑矛盾の別なく一律に遠交近攻の抗日外交によつて來たのである。戦争は既に一年餘に及び戦線は黃



河長江流域に達し、外國の在支利益も今や重大な影響を受けつゝある。併も危険の程度は既に國共聯合陣線を形成して數千年の中華民國を水火の只中に突き入れて來た。各國の在支經營の權益一切は若し蔣政權下の國共兩黨が勢ひを得るとき果して幾分かでも之を維持獲得し得るであらうか。現在維新政府は危難を冒し内政方面では具體的計畫を立て漸次實行に移してゐる。外交方面は既に政府政綱中に宣言し且つ曩きの放送によつて切實に聲明した通りである。即ち絶對に平等を原則とし權利喪失せざるを以て主旨として日支陸誼を促進、東亞の和平を鞏固にし、更に不變の外交方針によつて各締約國の在支一切の權益は之を尊重し本政府成立後は各國と黨政府私訂の一切の條約契約も全國の民意によらぬものは承認し得ないこととした。故に本部は各友邦が日支戰爭こそ黨政府の極東赤化準備の一種の鐵證なる點を確認し又事實を認識して黨政府の偽造宣傳に迷はされぬやう一般に希望する。現在黨政府は斷末魔に臨み武漢の淪陷は徒らなる挽救高唱の防ぎ得る所ではなくなつてゐる。世界友邦と國內有識の士は徘徊觀望する所なく、迅速に黨政府を破壊し極東の和平を促成するやう希望して止まない。之こそ又世界の和平を維持する所以である。

次いで十一月十一日陳外交部長は外交部に於て同政府南京移轉後初めての新聞記者團と會見を行ひ次の如く語つた。

陳錄外交部長談

五、現在維新政府治下には佛國の天主教宣教師のみでも約三百名の外國籍の宣教師がゐる。兎角政治的軍事的問題を惹起し易いので、適當な時期に外國籍の宣教師に在支年限を考慮に入れるとの方針、外國人の布教を制限する。

駐日滿辦事處設置 維新政府の外交事務は北支臨時政府の所管政務と不可分關係にあるに鑑み、維新政府は常に臨時政府と緊密なる連絡を取り一元的外交の實を擧げて來たのであるが、民國二十七年四月十日臨時政府は我が國に對し駐日辦事官を派遣して在留華僑に關するもの其の他の事務を處理することに決定、東京辦事處を開設(昭和十三年版參照)し處長に孫滉氏を任命したるを初め、神戸(處長王守善)、長崎(處長潘耀源)各辦事處を設けたるにより、同處をして維新政府の事務を執らしめ、且つ連絡處理せしむることとなり、二十八年二月より維新政府も同處の費用を分擔するに至つた。

一方民國二十七年十一月二十四日滿洲國と維新政府との間に成立した協定に基き相互に通商代表を派遣することとなり、滿洲國より之が代表として王慶璋氏を派遣したるに對し維新政府側では初代代表として行政院秘書劉謙業氏を派遣することになつてゐたが、同氏は母堂急逝の爲め赴任不可能となつたので、印鑄局參事林耕宇氏が改めて駐滿代表に決定、民國二十八年六月三日附發令を見たので同

維新政府では政府樹立以來東京と神戸に駐日辦事處を置いてゐるが將來これを擴充したい。上海、漢口、天津等の租界問題は速かに解決したいと思つてゐるが未だ具體的意見を述べる時期に達してゐない。中支に於ける外國系の大學に對しては維新政府としても眞の反共救國精神に則る大學を開放し、新興支那を負ふ若人を教育したいと考へてゐる。

越えて民國二十八年二月七日陳外交部長は記者團と會見し、同政府の外交施設案に就いて左の如く説明したが、維新政府は未だ何國からも正式に承認を受けたるものではなく、加ふに成立早々の際であるので、其の外交施策は微妙であり、其の施設も亦今後に俟つ所大なるものが頗る多い。

陳外交部長説明

- 一、國民政府が民國十九年に撤回せる長江沿岸の商埠地に駐在せしめてゐた通商外交員を近く復活せしめ、對外國人との間に惹起せし諸問題は現地で速かに解決するやうにする。
- 二、外交關係の人材養成機關として近く南京に外交講習所を設ける。此の入所資格は高等中學卒業程度の男子とする。
- 三、國民政府の外交機關が輿地逃避と共に外交に關する書類、文獻書翰等は總べて持去つたので、これ等喪はれたものを蒐集すべく外交處室を設け外交事務の圓滑を圖る。
- 四、各國外交官と折衝を重ねて領事裁判權の撤廢に努力する。

氏は七月初旬赴任した。尙ほ駐滿通商代表公署設置に關する規定は四月十一日左の如く公布された。

駐滿洲國通商代表公署暫行規程

(二十八年四月十一日公布)

- 第一條 中華民國維新政府は中華民國・滿洲國間の通商事務及び經濟關係を調整する爲め代表員一人を設置し常時駐滿し辦理す
- 第二條 通商代表公署は新京に設け奉天哈爾濱に辦事處を酌設す
- 第三條 通商代表は左記資格を有すべし
  - 一、外交部に現任する簡任職たる者
  - 二、外交機關にありて會て簡任職にあり確かに成績ありたる者
  - 三、外交又は經濟商業の學識經驗を具有し會て維新政府の簡任職にありたる者
- 第四條 通商代表及び其の所屬職員は外交官と同等の待遇を受くることを得
- 第五條 通商代表公署には秘書一人、事務官一人、助理員二人を設け署内一切の事務を贊助辦理す
- 第六條 通商代表公署の必要なる經費左の如し
  - 一、俸給
  - 二、辦公費
  - 三、交際費
  - 四、特別費



第七條 通商代表の俸給は簡任職待遇とし秘書は薦任職待遇とし事務官及び助理員は均しく委任職待遇として支給す、以上の各員は本俸以外に本俸と同額の外勤俸を酌量支給することを得

第八條 通商代表公署には僱員二人を設くることを得、月給以外別に外勤俸を支給せず

第九條 辦公費は家賃、地代、書報、文具、電燈、電話、ガソリン、石炭、水夫、小使の資金等を包括すべし、電報費用は特別費項目の下に支出す

第十條 若し特別必要の費用あれば呈准を経たる後前條但書の規定により辦理することを得

第十一條 各項費用は月月書冊として支拂を報すべし

第十二條 公務に因り旅行するには許可を経たる後別に旅費を實際使用により支給することを得

第十三條 新任の各員には別に旅費支度費を支給することを得、若し轉任又は更迭したる場合は只旅費を支給し別に支度費を支給せず、其の旅費支度費の額は別に之を定む

第十四條 本規程は公布の日より施行す

**防共態度表明** 曩に日、獨、伊、ハンガリー諸國の防共協定締結に引續き滿洲國政府も亦建國の精神に基きて民國二十八年一月十六日防共工作に乘出し同聯盟に参加したるにより、維新政府に於ても益々反共救國の實を擧げ、將來國力充實の曉は之に加入して防共

諸國の一翼たらんことを期し、政府は同年一月十八日右に關し左の當局談を發表し其の所信を明かにした。

**維新政府當局談**

今回友邦滿洲國に於てハンガリーに引續き日獨伊三國の防共協定に参加せるは衷心より歡とする所なり。世界平和の達成は此の防共樞軸を中心とし完成せらる可きこと疑ふ餘地なし。惟ふに現下の中國は蔣政權の威力失墜と共に赤禍の瀾漫實に憂ふべきものあり幸ひ友邦日本の協助により赤禍を驅除し東亞新秩序の建設に向ひつゝある際、友邦滿洲國の防共協定参加は此の聖業達成に一大後補となる可し。今や維新政府は成立第二年を迎へ、銳意庶政の擴充強化を圖りつゝあるも、更に朝野一致、政府成立の本旨に従ひ反共救國、隣邦敦睦の實を擧げ、眞に防共協定の一翼たるべき資格を備へ、東洋平和、延ては萬邦協和の一礎石たるべく、新中國建設に一層の努力邁進の必要を痛感する次第なり。

**租界對策** 中支は外國權益多き爲め、維新政府に於ては其の外交施策に就いて殊に慎重なる態度を以て臨み、これ等權益を害せざるやう對處しつゝあるに拘らず、蔣政權は上海租界の特殊地域を利用して事變以來我が軍事行動を妨害するのみならず、抗日不逞分子及び共產分子を多數潜入せしめて反蔣親日系要人の暗殺、新政府阻害の暗躍を行ひつゝあり、然るに英佛租界當局はこれ等の行動を何

等取締らざるのみか、却つて陰に陽に支持援助するの態度に出で來れるを以て、維新政府は我が官憲と共に租界當局に對し數次に亘り注意を喚起し來つたのである。即ち維新政府は民國二十七年七月七日上海租界に於てテロ事件頻發せるにより、工部局當局に嚴重抗議（昭和十三年版參照）を發したるを最初に、其の後引續き上海地方法院長屠復氏の暗殺、外交部長陳籛氏の暗殺事件とテロ事件頻發により上海特別市市長傅宗耀氏並に外交部は其の都度英佛租界當局に抗議してテロ事件の徹底的取締りを要求したが、之等に關しては本書第二編に於て詳述したるを以て同編を參照せられたし。

**英佛軍不法事件** 事變勃發以來英、佛、蘇の各國は陰に陽に援蔣行爲に出でつゝあるが、此の本國の政策を反映して現地に於けるこれ等各國出先官憲並に駐屯兵は事毎に我が軍事行動を妨害するの態度に出る外、租界を利用して新政府阻害の不法行爲に出で、爲めにこれ等各國と我が日本及び新政府との間には時々面白からざる事件起り、或は双方に於て死傷者を生ずるの事件さへ惹起することあり、日支兩當局は第三國の斯かる態度を頗る遺憾としてゐた所、民國二十七年秋上海駐屯の佛國軍隊は佛國租界周邊の徐家滙及び虹橋路附近に進出し壘壕其の他の防備施設をなすに至つた。仍つて維新

政府は陳籛外交部長の名を以て同十月四日、ナジャール駐支佛國大使に對し左の如き抗議を提出、右軍隊の租界復歸並に防備施設工事の原狀復歸方を要求した。

**陳籛外交部長抗議文**

貴國軍隊は客年十一月以來佛租界外の徐家滙及び虹橋路附近に出動し居り、且つ最近同地方に於て壘壕其の他の防備施設を構築しある所、外國軍隊が任意に中國領土内に侵入し、軍事施設をなすことは明かに中國の主權を侵害するものにして、當政府に於て到底放任し難き所なるに付き右軍隊は速かに之を租界内に撤退せしめると共に本件防備施設工事は直ちに之を中止し、且つ既に工事済の部分は至急之を原狀に復歸するやう御處置相成度何分の儀御回答煩はし度此段申進旁々得貴意候

越えて翌民國二十八年一月五日上海滬西大西路警察分局に突如英國武裝兵二十餘名來襲し來り、該局に掲揚してあつた維新政府國旗及び機關に對し凌辱暴行をなし、加ふるに英國陸軍指揮官命なる封印を施し退却した事件が起つた。仍つて維新政府は上海關係當局の應急調査を待ち、傳上海市長の報告に基いて同一月十一日外交部より駐支英國大使カー氏に宛て左の抗議文を提出した。

**抗議文**

上海特別市政府の報告に依れば、本年一月五日英國武裝兵二十數



名突如上海大西路と奇倫比亞路角の本市政府警察派出所を襲撃し巡警に對して即刻立退を迫り、家具を路上に抛棄し且つ中國々旗を引下して該派出所の房屋を封鎖し「英國陸軍指揮官の命により封鎖す」なる封印を施せり。

既に市政府より英國側に交渉せるも得る所なし。査するに滬西越界築路一帯は我中國の管理地域にして、上海市政府が警察派出所を設立し、事變以來新市政府に依り引續き辦理し相互既に問題なし。

今次英國武裝兵士が突如該派出所を襲ひ、巡警を驅逐し中國々旗を引降せるは實に重大暴行事件なり。

本部は貴大使に對し抗議を提出す。

願くは貴國駐滬陸軍當局に通達し、速に該派出所の封印を撤去し原狀に回復し、今後同様事件を再び繰り返さざるやう、又市政府職員の滬西地區に於て公務執行時も、故なくして之を妨害せざるやうせしめられたし。

外交部長 陳 錄

而して本事件は其の後傳市長等の屢次再開要求にも拘らず工部局英國側に於て閉鎖を續け表門より出入するを禁止し、僅に越界路外の裏門よりの通行のみ認めてゐたが、此の英國兵の不法にたまりかねた同分駐所警察署員は六月十七日午前二時頃より分駐所の鐵條網を自力で撤回した。之を發見した英國側は速に附近の警備兵を増

強して再び閉鎖を行つたが、英兵等の隙を窺ひ再び鐵條網を除去、之を繰返すこと三度に及び午後四時半頃英國は機關銃、裝甲車迄持ち出して閉鎖を強化した爲め、家屋内の分駐所巡警と英國兵は對峙状態を續け緊張を示したが、午後六時に至り共同租界工部局警察側と市政府警察の交渉となり、同十五分同局エス・イー・タッドレー靜安寺路警察署長と汪滬西分局長との會見となり英國側のバリケード撤廢によつて無事解決を見た。右に就き軍報道部では即日左の如き發表を行つた。

陸軍報道部發表

本日午後六時十分工部局靜安寺路警察署長は汪滬西警察分局長と滬西警察分局に於て會見し口頭を以て左記の取極めをなした。

(一)英軍側の張りたる有刺鐵線を撤去す、(二)分局側は大西路警察分駐所なる標札を入口に掲げ表門より出入し得ること、(三)以上の履行は一週間後なること

援蔣國人驅逐聲明 英國政府の法幣安定資金設定其の他第三國の援蔣方策露骨化に伴ひ、維新政府治下に於ける援蔣諸國排擊運動は日を送うて熾烈化し來つたが、維新政府當局は右情勢に鑑み和平救國の爲め「公敵英佛蘇三國人」を速かに國外に驅逐すべきであるとして、民國二十八年三月二十一日左の如き當局談を發表し其の態

度を闡明した。

維新政府當局談

二月二十五日維新政府は對蔣援助國は中國の公敵なりと聲明を發し援蔣諸國の反省を促すと共に、今後かゝる國に對處すべき方針を明示した。然るに英佛の態度は依然として是正せられず、佛は佛印を通じて物資、武器の供給を續行し、英は更に一千萬磅の借款を敢へてなしつゝありとの報に接した。其の眞意果して奈邊にあるか。將に溺れんとする蔣介石を擁して更に中國より利を求めんとするのみである。願れば從來中國に對し老なる權益を有した歐米諸國中特に英佛は自國權益保有の爲め事毎に援助工作を續け治安攪亂者に凡ゆる便宜と援助を與へ、甚だしきは國旗を利用して之に利器を與へつゝある證據歴然たるものがある。斯くして吾人の和平救國の厚望は英佛の手によつて著しく阻害せられて居り、戦火を延引せしめ、中國五億民衆をして益々塗炭の苦しみに陥らしむるものは蔣介石の同類たる英佛なりと斷言するものである。吾人は斯かる有害無益なる英佛兩國の存在に對し斷乎之が徹底的排撃の一舉あるのみである。從來揚子江自由航行問題に關しても英佛は米を語り日本に對して屢々其の開放を要求しあるは周知のことであるが、日本は目下英佛蘇の手先たる東亞の禍根蔣政權の討滅戰を中國に於て展開中であつて、眞の敵は其の背後にある諸國である。之を敵として作戦中である日本が背後唯一の作戦路たる揚子江を敵の自由に委ねることの不可能なことは明白で

ある。國際信義に厚い日本が若し假りに作戦上の必要が緩和せられたる場合、第三國に對し少數國の自由航行を許すことがあつても中國民衆は公敵國の我が領域内自由航行を許すことは出來ない。友誼に厚い日本は戦後の中支復興促進の爲め作戦上之を許すに至れば、先づ友邦國獨伊兩國に先に揚子江を開放すべきである。日本にして若し五億民衆の公敵たる英佛をも平等に取扱ふならば獨伊に對する友誼に反することこれより甚だしきものはあるまい。獨伊は吾人の友邦にして英佛は蘇聯と共に眞に吾人の公敵である。重慶偽政府を潰滅すると共に速かに公敵たる英佛蘇を中國より驅逐するのが和平救國の第一歩である。再言して民衆の奮起を促すと共に日本朝野に訴へたいと思ふ。

### 第五節 中央政權樹立運動

民衆運動の展開 民國二十六年七月七日北支に事變勃發するや蔣介石は共產黨と拘結し一路事變の擴大を招くと共に、極力民衆の抗日宣傳に狂奔せる結果、一時民衆は其の逆宣傳に迷はされてきたのであるが、其の後戦況は逐次支那側に不利となり、上海陥り、南京陥落し、民國二十七年三月には早くも維新政府の成立を見、續いて蔣政權必死の守城たる徐州亦支へ難きを感じせらるゝに至るや、



此の頃（民國二十七年四月、五月頃）より中支民衆間に漸く皇軍の眞價を認識すると共に反蔣氣運擡頭し、遂に六月には大民會の結成となり、民衆の反蔣、反共熱は漸く熾烈なるものが現はれて來た。然し國共側は大民會の民衆組織工作に先手を打つて各種工作を續行しつゝあつた爲め、各種の民衆工作は頗る困難を極め、加ふるに交通制限其の他の關係により種々の妨害を受けてゐたのであるが、斯くして中支民衆は國共側の宣傳工作に壓倒されること明かとなつて來たので、七月末に至り大民會を始めその他各種團體は表面的の民衆運動展開の決意をなし、八月十三日上海戦一周年記念日を新中國更生記念日とし此の日を期して全民衆に反省を求むる爲め、上海、南京、杭州を始め他の地方にも大々的に民衆運動を開始したのである。これ中支に於ける民衆示威運動の表面化された最初である。勿論こゝに至る間にも治安維持會及び自治委員會の發會式等、民衆の集會式典は各地に於て行はれてゐたのであるが、宣傳を加味した民衆運動は殆んど皆無と云ふ状態で民衆は唯沈黙を守り、具體的に反蔣や反共等の聲を發する者はなかつたのである。

斯くて中支に於ける民衆運動は俄然各地に展開し、八月十三日の新中國更生記念日には八ヶ條の項目を掲げる反戰和平の決議實行に

當ることゝなつたが、此の民衆運動は上海より逐次蘇州、南京、杭州、九江、蚌埠方面へ進展し、中支全地域約三十餘ヶ所に於て更生運動が繰り展げられた。

右の如く各地に於て大民會を中心とした民衆の反戰より反蔣への氣運勃興に伴つて、當局も亦之に併行し其の工作を進めたが、一部民衆の蔣介石崇敬の念は牢固として抜くべからざるのあり、従つて普通の工作を以てしては到底抹殺し得べくもなかつたのである。然し乍ら大民會の組織も次第に強化し其の活動も益々活潑となり來つた爲め、八月より九月に至つては各地に全面的反蔣運動起り、熱狂せる民衆は各地に倒蔣を大書した引幕を備へる等、民衆運動は漸次統制されたものとなり、一部階級に迷つてゐた民衆に大感銘を與へたのである。併も其の後漢口陥落目録の間に迫るに伴れ一般民衆は益々無益なる戰爭反對を高唱し、蔣介石の誤謬を指摘して其の背後にある黒幕共產黨打倒を絶叫し、反共の聲は反蔣と共に益々強調せらるゝに至り、延いて首鼠兩端を持して其の態度を判然となし得なかつた中立派をして、漸く國民政府離反の態度に傾かしめ、更に他方廣東攻略は益々之に拍車を加へ、漢口陥落するに及んでは各地二十數ヶ所に於て之が祝福と反共救國の大民會民衆運動頻發し、轉

じて中央政權樹立要望の聲となつたが、時恰も中華民國政府聯合委員會の反共倒蔣宣明により首都南京に於ては十一月六日二十萬市民による未曾有の一大示威運動が行はれ、各地より馳せ參じた代表者三百餘名を加へて中央政權樹立要望の民衆運動は最高潮に達し民衆の反共、反蔣の聲は愈々勃然として起つた。茲に於て政府聯合委員會も積極的に之を議題として取扱ふに至つたのである。

**更生反戰宣言** 八・一三更生記念日に氣勢を擧げた中支の各民衆團體は、翌八月十四日更に各代表參集して民衆團體の決議を綜合した結果、左の宣言文を可決、同日之を直ちに支那全國各團體に宛て大民會、上海各業公會、中國青年同盟、東亞黃道會、東亞反共同盟、東方民族協會、上海、南京、蘇州、杭州各市和平促進會の連名を以て通電を發した。

宣言文

天中國を禍し一黨專政す、蔣介石不學無術、久しく政權を竊みて女妖宋美齡姉妹一系の言を偏聽し聯共抗日をなし、戰禍野に漲り瞬時にして周年ならんとす。更に焦土政策の邪説を鼓吹し人民をして蕩析流離せしめ其の數幾百萬なるかを知らず。誠に百年來未曾有の苛災にして數省赤化の準備をなしつゝあるなり。蔣の罪其の肉を食み其の皮に寝るも尙ほ以て其の罪を蔽ふべからず。祖國

の山河も既に其の半ばを傾け漢口も崩壞して直ちに川湘を指さんとす。偏安竊據せんとするも勢ひ得べからざるなり。本會は茲に江浙皖等數千萬民衆を代表して力を竭して

- 一、再び生民を塗炭に苦しめ國土を傾蕩すること勿れ、速かに停戰して殘局を收拾し新中國建設に向ひ邁進せよ
- 二、群衆起つて新政權の維新政府を擁護せよ
- 三、東亞和平の促進に努力せよ

を呼號せんとす。時八・一三の一周年記念に當り謹みて之を宣言し響應あらんことを請ふ。然らば中國の幸之に過ぎたるはなし。次いで八月三十一日には上海、南京を始め蘇州、杭州、蕪湖、蚌埠、安慶等の各地に於て一齊に和平救國反共大會が開催された。

**反共同盟軍結成** 前記の如く討蔣反共の烽火は各地に擧がり、新中央政權の樹立が要望されてゐる時、民國二十七年九月二十二日夜半、東部浙江省に於て反共同盟軍が蹶起した。同軍擧兵の範圍は台州、黃巖、溫峰、天台、寧波の六縣に亘り台州、黃巖が同盟軍の策源地で、其の兵力は約二萬五千、何れも所在の支那軍に對して積極的攻撃を開始した。同盟軍は一部精銳なる軍人に保安隊、土着武装民衆加はり、小銃のほか優秀なる機關銃を有し士氣頗る旺んで、總司令は寧波出身の武昌軍官學校を出た陳余清、副司令は日本陸士出身の張友軍である。尙ほ同盟軍は蹶起に際して支那民衆に告ぐる



左の宣言を發表した。

浙江反共同盟軍宣言

あゝ中國不幸の秋！ 試みに觀よ蔣政府執政の日を、國事日に亂れ、國土また日に衰微し容共、親英の結果は遂に隣邦日本と隔離す。就中國共合作の弊は國際信義を無視し、共產黨の限りなき暴虐は中國々民をして憤激の極に達せしめ、其の信條とする社會秩序の攪亂世界和平の破壊は各國の頗る憂慮する所なるに、蔣介石は遂に之と提携す。我等の痛憤如何ぞや！ 顧みて隣邦日本を思へ、彼の強調する「滅共」の叫びは當に我が中國の叫びにして、況んや我と同洲同種同文の國體なるに於ては宜しく之と提携親善共存共榮の實を擧げ東亞永遠の和平を圖るべきなり。蘆溝橋事件勃發以來茲に一年、蔣政權の敗戦に次ぐ敗戦は南北の要地を悉く失ひ、無辜の同胞の犠牲となるもの當に數百萬を數ふべく、彼の言ふ所、行ふ所一として我が中國四億五千萬同胞の災禍とならざるはなし。今や漢口政權の運命まさに壊滅の一路を辿るのみ、茲に於て我等浙江の志士茲に盟を組み、反共倒蔣の旗幟を掲げて一路蔣政權撲滅に邁進、東亞和平、中國繁盛の日を來さんことを誓ふ。謹みて茲に宣言す。

尙ほ維新政府治下の青幫は蔣政權が今や一地方政權と化し去つた今日、維新政府と協力して新中國建設に邁進すべきであるとなし、于良泉、常玉清氏等十七名の青幫首腦者は部下九萬七千を率き具し

て發起人となり、安清同盟會の準備委員會を作つて之が結成の準備を急いでゐた所、南京附近に於て三十三萬、上海附近に於て十七萬の會員を得たので、會員五十萬突破を目して民國二十七年十二月六日上海愚園路の同委員會本部に於て盛大なる結成式を舉行した。委員長常玉清氏を初め南京、杭州、蘇州、常州、蚌埠等各地代表二十三名、上海附近の會員等五百名參集。難民救濟、治安確保を第一目標とし、新中國建設に會員一致團結して當るべきことを誓約して同會の發會式を了へた。

反共救國大會 斯くて反共反蔣の民衆大會は全支各地に澎湃として勃興し來つた。即ち南京では民國二十七年十一月六日午後二時より鼓樓に於て民衆大會を開催、先づ民衆代表陶錫三氏立ちて全市民衆に反共、新政權樹立を熱叫、續いて維新政府内政部長陳群氏は民衆に向つて獅子吼し頗る氣勢を擧げたが、一方上海に於ても同日午前十一時より浦東東昌路に萬餘の民衆參集し反共民衆大會を開催各區代表の反蔣反共救國の熱辯があつて後、中央政府樹立要望の宣言を發表して閉會したが、之と同時に蘇州、杭州等中支各地に反蔣新政權樹立要望の救國大會が開催された。尙ほ維新政府治下の江蘇浙江、安徽三省の各省、市、縣並に民間團體の各代表は南京大衆民

會の爲め集合したるを機會に、同日打揃つて維新政府行政院に梁院長、溫立法院長、陳内政部長等を訪問し、

- 一、中支に強力なる統一的救濟機關を設置すること
  - 二、共產黨匪賊討伐の爲め中央に於て根本的剿匪方策を確立すること
  - 三、中央統一政權を速かに樹立すること
  - 四、農村經濟の復興、特に農村金融機關の設立を急ぐこと
- 等各種の建議案を提出したが、特に上海特別市政府公署凌社會局長は上海官民一致の意向として左の如き統一政權樹立に關する意見書を提出した。

上海代表の意見書(要旨)

- 一、中華民國の各政府は速かに邦聯組織を基礎として人民の元首を推戴すべきことを要望する
- 二、反共救國の民衆代表により國民會議を組織し速かに憲法を制定して民衆の信頼に酬ひること
- 三、國民會議により邦聯政府の臨時規約を制定し元首の選舉を行ひ、議會制度は之を行はぬこと

中央政權樹立促進大會 支那を打つて一丸とした統一政權樹立、農村救濟、教育革新等の輿論は之を實現せざれば已まざるの風潮に迄進展するに至つてゐるが、更に臨時、維新兩政府の第二次聯

合委員會の開會及び各地の反共救國民衆大會の開催によつて此の空氣は一層拍車をかけられ、遂に維新政府も其の態度を決せざるを得ない情勢となつたので、政府は民國二十七年十一月七日左の如く當局談の形式を以て之が意思表示を爲した。

維新政府當局談

- 一、反共救國邦聯政府の樹立
  - 二、國民會議の組織
  - 三、臨時約法の制定
  - 四、農村の復興
  - 五、教育の革新
- の諸條項を擧げて其の實現を要望してゐるが、維新政府當局は此の民意のあるところを十分察知し得たと確信すると共に、維新政府それ自體が抑々民意によつて生れ出たものである以上、其の民意に副ふのが政府の國民に負ふところであり、民意即ち天意と信ずる。尙ほ政府は既に民生の基本たるべき農民銀行設置等農村復興策は目下關係當局で積極的に進行中であるが、更に早急の實現に努力する。



而してこれ等の民衆要望の中心を爲すものは勿論反共救國、中央統一政府の樹立であるが、之を主軸として農村復興、難民救済、教育刷新等の現實問題が織込まれて居り、これ等諸問題は今次事變の惨害を目のあたりに見た民衆の切實なる要望であるだけに、政府當局者は之に善處することに決定、それが第一工作として同十一月二十八日午前十時半より南京維新路の國民大會堂に於て各省、市、縣全體代表大會を開催した。當初出席代表は維新政府治下の江蘇、浙江、安徽三省に限られてゐたが、遠く廣東、廣西、福建、山西、河北、湖北其の他の各省よりも續々参加代表を派遣し來つたので、大會主催者側も遂に之を正式代表として認めざるを得ざるに至り、其の出席代表は江蘇三〇、浙江五四、安徽一〇三、廣東一七、福建四四、湖南一七、山東五、廣西六、山西五、河北一五、河南六、南京二一、上海一九、外に大民會及び會場關係其の他を加ふれば總數四百八十餘名に達した。

第一日たる二十八日は午前十時三十分開會、先づ南京主席代表開會の辭を述べ、次いで梁行政院長起ち、全體代表大會の意義並に新中國建設の理想を説き、更に内政部長陳群氏は政府の見解を披瀝し浙江省代表孫棣三氏參列者一同を代表して答辭を述べ、終つて代表

主席團並に提案審査委員會の選舉を行ひたる後本會議に入り、各地代表の請願を討議し正午過ぎ一旦休憩午後二時半より會議を續行、引續き請願の審議を爲したる後、各代表は數班に分れて梁行政院長始め温立法院長、陳内政部長等を歴訪し、統一政府樹立に對する各地の要望を傳達して第一日を終了した。

前日に引續き二十九日午前十時半より國民大會堂に於て本會議を開催、孫棣三主席より前日の審査會議の結果に就いて報告あり、次いで各地より寄せられた祝電の披露ありたる後、江蘇省代表潘經相氏より前日梁行政院長、温立法院長其の他各部長との會見顛末に就いて報告あり、本大會の最重要案件たる統一新政權樹立問題に對する討論會に移つた。討論會に於ては邦聯政府の組織權限等に就いて各代表者間に白熱的論議が行はれ左の如き意見が強調された。

一、中國各地に速かに無意義なる抗日戦を中止し反共親日の中央政府を樹立して各地政權を其の傘下に集むべきである。

一、各地政權は速かなる機會に夫々民意を徴し維新政府と提携して中國の政治的統一に向つて準備工作を進むべきである。

而して各地民衆の統一中央政府樹立促進に對する諸提案は總括して大會宣言文の中に織り込み、大會最終日に於て之を中外に發表するに決し午後は會議を休止し、三時半より大會堂前の廣場に於て南

京民衆に依る各地代表歡迎大會に臨んだが、當日採擇された提案は次の通りである。

- 一、中央政府樹立促進に關するもの七件
- 二、邦聯制度採用提案四件
- 三、難民救済に關するもの八件
- 四、治安維持に關するもの十件
- 五、經濟運動に關するもの九件
- 六、反共運動に關するもの五件

更に三十日午前十時半より前日同様本會議を開催、諸般の報告事項に續いて大會宣言案並に各通電の案文に就いて討論、何れも滿場一致を以て可決、留京代表選舉を最後に大會の議事を全部終了し、正午より閉會式に移り全員一同奏樂裡に五色旗に最敬禮を行ひたる後、孫棣三主席は左の大會宣言並に對蔣下野勸告通電を朗讀、次いで陶主席の閉會の辭があつて閉會式を終つた。

大會宣言要綱

蔣介石は自己の徒黨を保安せんが爲め共產黨と結び東隣と東亞空前の戰禍を醸成する一年有半、中國々民の損失は言語に絶するものあり友邦の出兵目的は蔣介石政權を膺懲し共產主義を東亞の天地より掃蕩するにあつて、我が人民を敵となし我が領土を占領せんとするものにあらず。臨時、維新兩政府成立以來更に進展して

對蔣下野勸告通電

支那は蔣の聯共抗日により兵火を發し四億の民は依る所なく、五千年の國脈は斷せんとす。克く今日に於て反省せずば平和を云ふに足らず和平なくば支那を救ふ能はず、故に貴下去れば國安し。

聯合委員會を組織せり。廣東、武漢陷落後蔣政權及び共產黨は狼狽敗走したるに拘らず、今尙ほ大言壯語其の殘黨を擁して最後の足掻きをなしてゐるも其の潰滅は遠からず、此の蔣政權潰滅の時こそ吾人復興を圖るの時なり。江蘇、浙江、安徽三省のみならず各省代表一堂に會し統一中央新政權樹立運動を茲に起せり。中央政權の成立は一刻も猶豫ならず、然るに我が中國は廣大にして各地の文物も亦異なる。蓋し邦聯制の分治合作が最も現情勢に適合せるものなり。現在及び將來成立すべき地方政權は各一個の邦の政府となり各地方に對しては邦夫々全責任を負ふものにして各邦共通の事項は邦聯政府により決議實行す。蔣政權將に潰滅せんする秋吾人は全國統一中央政府を成立し、復興を實施し民衆の苦痛を除き民族の生意を培養し、民族國家更生の基礎を確立せんとす。政府は曩に公布せる國賊治罪法により萬惡の限りを盡し民衆をして水火の苦痛に陥れ、今尙ほ改悛の情なき蔣介石及び之が援助を繼續しあるものを總べて民衆の公敵と看做し飽くまで之を糺彈すべく、又第三國にして蔣介石政權又は共產黨を支持するものに對して全民衆の名に於て之が即時停止を要請し飽くまで之を監視せんとす。



願はくば貴下一人を以て國家を累する勿れ、即刻引責下野し以て國人に謝し國命を維持せよ。

江蘇、浙江、安徽、福建、廣東、湖南、江西各省  
民衆中央政府樹立促進代表大會

斯くて大會は多大の收穫を擧げて終了したが、梁行政院長は十二月一日之に關聯し左の如き「國民に告ぐる書」を發表、廣く天下に其の所信を披瀝した。

梁院長の國民に告ぐる書

今回各省市縣より代表を選出、統一政府樹立を要望せるが右は維新政府の希望と全く合致せり、此の機會に余は國民に告ぐ。

一、去月十五日余は日本訪問、各方面の要人と會見せるが朝野とも支那と提携、東亞新秩序樹立を要望せるに一致せり。日本は汎ゆる部門に於て戰爭の影響を受け居らざることを知ると共に友邦の國力が如何に充實せるかを如實に感知せり。今次の倒蔣運動も東亞和平の障礙を除去するものにして其の重責を全うすべきは確信して疑はず。

一、日本は東亞和平を保障する信念を有する。日本は明治維新以來國力進展に努め日進月歩世界一等國の地位を克ち得、東亞和平保障の實力を有するものなり。

一、日支合作は歴史の必然性に依るものにして日支の同文同種は世界周知の事實なり。密接に結合すべきものある事論を俟たず

而して兩國經濟合作に付きても支那國民は日本を仇敵視する心理を改造する決意を有せざるべからず。支那親日なれば必ず永存し然らざれば必ず不利に終らん。日支は唇齒輔車の關係にあり支那は日本と提携し其の技術と資本を借り我れの物産資源と有無相通じ東亞の新秩序を樹立すべきものなり。以上は日支提携の必然の理由にして梁個人の深く信ずると共に實行せんとするものなり。

尙ほ立法院長温宗堯氏は同十一月二十三日立法院に於て邦人記者との會見を行つたが、同院長は當面の諸問題に就き左の如く重要意見を披瀝した。

温立法院長談

維新政府が去る三月成立以來、立法院は國民政府當時制定された各種法令が歐米に範を取り、中國の風俗習慣に適應しない點多きに鑑み全部之を改廢し、實情に即せる新法令を制定しつゝあり、既に各院各部の組織法、教育法、會社法などを公布、目下民法、刑法、商法、刑事、民事兩訴訟法などを編纂中である。憲法は支那中央政府成立後國民會議を開いた上で定める事となるだらう。又民法は中日兩國人が特に風俗習慣の點で酷似してゐる關係上専ら日本民法に範を取り國民政府自體の下に大改正を加へる意圖である。新中央政府の樹立は一日も早いことが望ましいが、武漢、廣東兩政府樹立後これ等を加へて邦聯組織のものを樹立すること

になるだらう。中國の如き地域廣大、人情風俗に差のある國では中央政府で統一するよりも各地方に適應せる地方政府を造り、更にこれに依つて所謂聯邦とは異なつた所謂邦聯組織を取ることが絶對に必要であると思ふ。中央政府の最高人物は人格、學識、經歷の三者から見ても全民衆が全幅の信頼を措く人に出馬して貰ひたい。其の候補者に付ては意見もあるが維新政府が誰を推すといふことは未だ明言の時期ではない。

東亞新秩序建設運動 民衆による反蔣反共運動の勃興と共に

一方臨時、維新兩政府の通繋化は着々と進展しつゝあつた時、昭和十三年（民國二十七年）十一月三日の近衛首相による新秩序建設の表示は、果然滿洲國、中華新政府を一體とする建設新秩序運動に拍車をかけ、民國二十八年三月三日を期して日本、滿洲國、蒙疆、中華維新、中華臨時の各政府は相連繋して一週間に亘り東亞新秩序運動を展開した。同運動の眞面目たる新秩序自體に就いては、事變の由つて來る所の源を排除して新事態に基く興國の精神建設とし、既に各地に於て行はれつゝある主旨と何等異なるものではなく、大亞細亞を打つて一丸とした世界平和の道に外ならないのである。此の精神に立脚して平和な中國を願望せる全民衆は第三國の援蔣に依り、無暴な戦火を永續せしめられつゝある現状を正視して俄然積極的な

運動を起し、租界當局者の反省を俟つたのである。時偶々二月下旬維新政府外交部長陳儀氏が上海租界に於て暗殺せらるゝに及び事態は悪化し、各地團體は駭起し一舉に其の禍根を斷たんとした。而して此の運動は中支に於ては南京を中心とし上海、杭州、蘇州、蚌埠その他各地に於て各省、市、縣政府、大民會、各種民衆團體並に新聞通信關係等が相寄り東亞新秩序建設の大運動を起したのである。尙ほ十一月三日の近衛首相の聲明に對し行政院長梁鴻志氏は十一月二十七日左の如き感想を發表した。

梁院長の感想談

余今次青島より歸京の途次、友邦近衛首相の最近發表せる宣言を閲讀せり。東亞新秩序建設の闡明に關しては、其の率直にして周密なるは獨り中日兩國國民の熱烈なる賛同を惜しまざるのみならず東亞に最も深き認識を有する中外各人士も亦同様なること、深く信ずる次第なり。余は茲に余の得たる感想を敘述し、我が維新政府治下の民衆及び中國各地の東亞問題に關心を有する全國民に告げんとす。

日本は明治維新以來今日の如き強國となり既に七十年を閱せり。中國は甲午、庚子の兩役より辛亥革命に到る間、多くの改革をなさんとせるも政治に尙ほ何等の進歩を見ず、人民は未だ何等の安樂をも享受し得ざりしなり。最近蔣政權は聯共の失策をなし輕々



に戦端を開き、焦土を以て政策とし洪水を以て戦略となし、數千萬の民衆をして水害火患の劫に陥らしめたり。焦土洪水を唱導しつゝ而も彼等は先づ遠きに逃れ自ら身の安全を計り、我が人民の生命財産を毫も顧みず。居心之を忍ぶは前專制時代に於てすら無く、我が人民にして其の被害を蒙りし者甚だ多し。主戦者の國を誤らしめたること余の煩言を待たずして明かならん。

友邦日本は東亞に立國し地小にして人多く、往々資源の缺乏を見中國に之を求むるところあり。而して中國は技術尙發達せず、資金缺乏せるを以て茲に我が資源と日本の技術、資金とを以て互助を計り、中國の復興、東亞の改建に當らば此の計に優るものなかるべし。前政府當局は此の義に味く滿天の禍を造成す。前車既に覆る、後車須く戒むべし。我等自ら其の生存を保持し、中國の爲め東亞の爲め計をなさんと欲せば何より去り、何に従ふ可きかは既に十分知悉せらるゝところなるべし。

近衛首相の宣言に於て我が國に期待する所を概括して之を言はば共同防共、經濟提携及び親善の實行に外ならず。若し大局安定し中樞樹立せば領事裁判權を廢除し、租界を返還し、中國の領土主權をして完整に歸せしむべしと。其の言たるや極めて明瞭なり。吾人は長安治久の具體的辦法を慎重に研究し以て統一政權樹立を促成せしむるを要す。時到り戰事終結を見れば中日兩國の切實なる提携、永久の和平は亦之に従ひ實現せん。中國の新政權に對しては必ず極力之を扶助し決して戰敗國を以て

待遇せずと。斯かる誠摯友好の善意は諸君の既に新聞紙上に屢々之を見たるころなるべし。夫れ近衛首相の宣言を發表せる所以のものは、蓋し中日關係の深くして相互扶助するに非ざれば共存を圖るに足らず。共同發展するに非ざれば東亞の新秩序を建設するに足らざるを熟知せるが爲めなり。

我が國民如何に愚なりと雖も、東亞以外の諸國早くより有色人種の差別を設け我が東方民族を蔑視するの甚しきを知る可し。我が國民衆何ぞ同文同種、兄弟國の友好を棄て、叩頭燒みを乞ひ異人種の羈勒を受くるを忍ばんや。又既往の資本主義の侵略、最近の共產主義の宣傳は總て我が中國を禍し我が東亞を禍し所謂東亞の新秩序と相去ること甚だ遠しとす。我が國民衆宜しく慎重考慮し従ふところを知る可きなり。

今後我が國民個人の利害、國家前途の榮枯、東亞大局の盛衰は一にかゝつて徹底的認識を成し判断し得るや否やにあり。吾人は近衛首相の宣言を誠心接受せる外、國民に對し同時に深く覺悟し中國の頹勢を挽回せんとすることは東亞和平を謀ることと決して二事に非ざることを悟り、速に立ちて自ら決し謠言を信するなからんことを切望す。

## 第六節 思想文化工作

新教育方針の確立 蔣政權により誤られたる教育を是正し、新

支那建設に従ふ人材子弟の養成は最も早急に着手せねばならぬ重要事であるので、政府は戰火による抗日教育機關の撤退を好機に、小中學校は素より高等專門學校、大學に至る凡ゆる教育機關の改善に努力すると共に、民國二十七年八月十九日の議政會議に於て左の教育實施方針を決定した。

### 維新政府教育實施方針

一、大學教育は純粹科學の研究に重點を置き高等專門學校は實用科學に重點を置き專門知識と技能を養成し國家社會人たる健全なる人格の養成を爲す

一、普通教育は歴代聖賢の言行を根據とし國民道德の基礎を固め同時に國民生活の基礎的技術を培養し以て生産力の増進を主要目的とす

一、師範教育は國民の根本なり、最も適當なる科學教育と最も嚴格なる心身の訓練を以て一般國民の道德及び學術上の最も健全なる師範たるべきものを養成する必要あり、依つて可能の範圍に於て獨立の施設を圖る

一、社會教育は學校教育の補助とし國民に國際情況を認識せしめ善隣に親しむの道を深からしめ同時に近代都市及び農村生活の常識、家庭經濟改善の技能等公民たるの資格を具備せしむ、又公共事業、森林、公園等の保護の習慣を養ひ養老、救貧、災害豫防、互助の美德を養成せしむ

一、男女教育は機會均等とす、子女教育は特に健全なる徳性陶冶に力を注ぎ良妻賢母の特質を保護し良好なる家庭生活及び社會生活の建設を計る

一、各級學校及び社會教育は同時に國民體育の増進に力を注ぐ、其の目的は民族の體力増進にあり以て健全なる精神の鍛鍊をなし服従規律の習慣を養成す

一、中國は農を以て立國とし農を廣むるには農業教育機關と產業界とを緊密に連絡し以て積極的施設を圖る必要あり、凡て農業生産方法の改善、農民技能の増進、農村組織と農民生活の改善、農業科學知識の普及、農民生産消費合作の促進等に全力を盡し之が發展を圖る

而して政府は右確定方針に従ひ之が實施に當りつゝあるが、戰火による被害尙ほ未だ完全に整備されるに至らず、人心亦漸く其の業に安んずるを得たりと雖も、過去十數年來實施し來れる蔣政權の抗日教育は一朝一夕にては斷絶するの困難なる狀況にあつた。然し乍ら教育部當局は極力教育行政の改善に努力したる結果、漸次其の緒に就きつゝあるは別項に記載する通りである。

教育改革方針 前記の如く新教育の實施は青少年の養成に缺くべからざるものであり、政府の施政運営は一にかゝつて青少年の教育如何にあるので、教育部は鋭意教育方針改革に就き検討を加へた



結果、左の如き改革方針を決定した。

教育改革方針

- 一、過去の教育は理智に偏し道徳を重んぜず。中國は鴉片戰爭以後國勢日に衰へ國土日に縮少せし爲め一般國民は道徳を以てしては國の亡ぶるを救ひ得ざるものとし、物質科學を崇拜するに至れり。國民政府に至りては更に歐化に陶醉し固有の道徳は悉く喪失し、且つ又之を舊弊とし排斥せしを以て、共產主義は此の虚に乗じ空前の慘劇を醸成するに到れり。今後は須く固有の道徳を提唱し、以て頹風を挽回し國本を尊ぶ可し
- 今夏小學教師暑期講習所を開催せしは此の旨を小學教師に示さんが爲めなりき
- 今後も引續きて教員臨時養成所を設立し、以て此の固有道徳提唱の趣旨を徹底せしめ、建國の必須條件となさんことを期す
- 二、過去の教育は餘りに大學教育を重視し、小學教育を等閑に附したるを以て莫大なる錯誤を造成せり
- 本部は其の弊を矯正し切實に小學教育の發展に注重すると共に小學教師の待遇を向上せしめ同時に中、大學教育に對しても之が改善に着手せんとす
- 三、過去に於ける教育は形式に注重せるを以て本部は今後極力中等及び高等教育を矯正唱導し、技術人員を養成し以て國家の用に供せんため、形式教育の錯誤を是正せんことを期す
- 四、従前の教育は中等學校の課目難多なりし爲め學生の自修す可

- き餘暇なく、結局卒業者は徒に門徑を窺ふのみにして實用に適せざりしに鑑み、本部は今後自發的自修を提唱し、中學を五年制に改め、大學に三ヶ年の豫科を設け以て實用的人材の養成を期す
- 五、過去の教育は政教合一を盲失し、國民黨又遠交に親しみ、親蘇聯共をなせし爲め中日同種の抗争を惹起せり。故に本部は須らく斯かる政策を糾正し親善の道を講じ、以て東亞共存共榮の實を擧げんことを期す
- 六、國民政府は學生を利用し學校の騷擾を起さしめ、黨部の政治的道具に供したる爲め學生は輕兆浮薄に陥り勉學を疎かにし、遂に學校破産の禍を醸成するに至れり
- 今後は絶対に學生の政治參與を禁止す。即ち學生會の組織も亦教育學術の研究のみに止めしむ
- 七、過去に於ける大學教職員は多くは黨を組みて私利を營み、學閥を造り、教育機關を牛耳れり。故に本部は今後勉めて斯かる不良現象の取締を期す
- 八、以前に於て學校教員の資格不充分なる者往々にして學歴の偽造をなすものあり、爲めに無學の徒輩混入して學生を誤らしむること甚だしきものあり。今後本部は嚴重に檢定の上淘汰を行ひ以て學業を重視せんことを期す
- 九、過去に於ける大學教育は外面を重んじ徒に多額なる金錢を費し、建築の完美と校舎の廣大なるに務め、内容の如何には殆ん

ど意を介せずして誤謬の甚だしきものありき。此の後は内容の質的充實に注重し外觀を尙はず實質的に人材の養成を期す

- 一〇、以前の學生は歐化に陶醉して物質的享樂を求め、華奢を盡して私慾を極め毫も勞苦に耐ふること能はずして何等實力なく社會の排斥を蒙る所となれり
- 以後は必ず學生をして艱難辛苦に打克ち努力勉勵眞實なる學問を求めしむるやう取計らふ方針なり
- 一一、以前に於ける學校當局は學生を利用し私黨とするもの多かりしため、學風は破壊せられ、管理は放任にして、學業の前途に影響すること極めて深く且つ重大なりき。今後は絶対に學生の校務に干渉するを許さず。嚴重に管理して本分を守る善良なる學生の養成を期す
- 一二、過去に於ける教員は兼職をなすもの多く、只管収入の増加を計り學生の學業を顧みず。本部今後の方針は教員専任の規定を設け特別の許可なくしては他の兼職を許さず。以て學生に對する學業研究、學習の督勵を周到ならしむるものとす
- 一三、最後の一要點は學生の中心思想の養成なり。舊道徳の尊重と新知識の吸收並に華學を經とし西學を緯とする原則に依り教育の方針を立て、務めて嚴格に新人材を養成し以て新中國の建設を期す

尙ほ政府では維新教育推進方策を廣く検討し、且つ地方教育狀況を聴取する爲め、民國二十八年二月七日南京臨時教員養成所大會堂

に於て各省市縣教育行政會議を開催した。同會議は七日開會式に引續き豫備會議を開き、翌八日正式會議を開催して教育經費、教育行政、高等教育、普通教育等の議題六十餘件の議決を見た。

**基礎教育の充實** 中支は戰火により其の重要地點、主要個所の大部分を破壊焼失し、不幸にして教學の府も亦此の災に遭つた。茲に於て政府は(一)小學校の復舊、(二)教科書の改訂編纂、(三)教員の人選養成等に重點を置き、極力其の實行實現に努めると共に積極的に失學青少年の救済に着手することに決定、戰火未だ熄まざるに拘らず施政地區に於ける小學校は、當該管轄各縣市及び自治機關並に軍特務部及び現地班諸員の教導下に校舎の復舊及び再建、就學兒童の募集等着々工作を進め、堅實なる歩調の下に更生中國の意氣を發揮した。蓋し過去に於て中國教育制度は大學教育に偏して初等教育の普及に充分ならざりし弊に鑑み、先づ小學教育に重點を置き之より着手して遂次中學、大學に及ぼすこととした結果、民國二十七年十月一日現在に於ける江浙皖三省下の小學校數は、公私立小學校は八九九校(公立は縣立又は自治委員會立、小學校は完全小學のみ)教職員數は二、四四三名、生徒數は八〇、八九七名、中學校は八校にて教職員數は七七名、生徒數は一七一七名、又日語學校は二六校に



て教職員數四二名、生徒數一、六九二名となつてゐる。  
 小學校の開設問題は唯單に小學校の復舊増加を以て其の目的となさず、不良學校の淘汰殊に從來抗日教育の一禍源であつた第三國經營中の不良學校を排除し、優良なる私塾及び私立學校を助成し、眞の更生中國に必要な正しい教育の普及を圖り、將來東洋再建の重責を擔ふ兒童の訓育を行はんとしてゐるが、維新政府教育部に於て新たに制定公布せる小學法、簡易小學暫行規程等初等教育に關する法令の内容は左の如くである。

小 學 法 (二十七年十二月二十一日公布)

- 第一條 小學は中華民國維新政府の教育宗旨及び其の實施方針に照應し以て兒童の身心を發展し國民の道德基礎及び生活に必須の基本知識、技能を培養すべし
- 第二條 小學修業年限は六年、前四年を初級小學となし後二年を高小級小學となす、初級小學は地方の状況に鑑み單獨に設立することを得
- 第三條 小學は市縣或は所屬各地に於て之を設立す、其の特殊事情あるものは省或は中央機關に直隸する市之を設立することを得、私人或は團體も亦小學を設立することを得、其の規定は教育部に於て別に之を定む
- 第四條 小學にして市或は縣に於て之を設立するものは市立或は

- 縣立小學となし所屬各地に於て設立するものは該地公立小學となす、兩地以上にて合設するものは各該聯合公立小學となす、私人或は團體に於て設立するものは私立小學となす
- 第五條 師範學校或は中學校附設の小學は某師範學校附屬小學或は某中學校附屬小學となす
- 第六條 小學の設立變更及び廢止は省行政區域内にあるものは省立小學以外は該管轄市縣教育行政機關の許可を経教育廳に報呈の上案に備ふ、中央機關に直隸する市區域内にありては該市教育行政機關の許可を経べし
- 第七條 小學學級には單式編制を用ふ、但し特種事情あるものは複式編制を用ふることを得、初級小學にありては尙ほ二部或は單級編制を用ふることを得
- 第八條 小學の教學科目及び課程の標準は教育部に於て之を定む、高級小學は地方事情に鑑み簡易なる職業科目を設置すべし
- 第九條 小學の教科書は教育部の編輯或は檢定せるものを採用すべし、前項の編輯或は檢定には尙ほ各地方の郷土教材に重きを置くべし
- 第十條 小學には幼稚園を附設することを得
- 第十一條 小學には校長一人を設け校務を綜理す、省立或は中央機關に直隸する市立小學校長は教育廳或は市教育行政機關に於て合格人員を選抜の上之を任用す、市縣立或は所屬各地公立小學校長は市縣教育行政機關に於て合

格せる人員より選抜の上市縣政府に申請し之を任用す、尙ほ教育廳に報呈し案に備ふ

- 第十二條 小學教員は校長に於て合格人員より招聘し任命す、若し合格人員不足なる場合は相當有資格者を招聘任命することを得、總て主管教育行政機關に呈報の上案に備ふべし
- 第十三條 小學教員の檢定、任用、保障の各規定は教育部に於て之を定む
- 第十四條 小學校長、教員は均しく専任となす、校長は尙ほ本校教課を擔任すべし
- 第十五條 小學は單獨或は聯合して校醫或は看護を設けることを得、其の六學級以上を有するものは事務員を酌量の上設けることを得
- 第十六條 初級或は高級小學學生の修業期滿了成績合格のものには學校より卒業證書を給與す
- 第十七條 小學には學費を徴收せず、但し地方の事情に鑑み主管教育行政機關に申請許可を経て酌量の上之を徴收す
- 第十八條 學生にして學費を納付する力なきものは小學校長は狀情酌量の上其の學費の一部或は全部を免除することを得
- 第十九條 簡易小學暫行規程(二十八年五月三十日公布)
- 第二條 簡易小學は各市(特別市及び普通市)縣、郷、鎮に之を

- 設立す
- 私人又は團體も亦簡易小學を設立することを得、但し須らく本規程及び私立學校暫行規程に依り辦理すべし
- 第三條 簡易小學は小學の乏しき地方又は普通小學教育を受くる力なき貧困兒童比較的多き區域に之を設立すべし
- 第四條 簡易小學學生の在學年齢の標準は滿九歳より滿十三歳までとす
- 第五條 簡易小學の修業年限は四年とす
- 第六條 簡易小學の每班の人数は五十人とす
- 第七條 簡易小學の編制は單式編制、複式編制を除く外校舎の情況、學生の人数に鑑み尙ほ半日二部制を採用し午前午後と交互に入學せしめ又は一日二部制とし教學することを得
- 第八條 簡易小學の教學科目及び每週教學時間數は左表の如し、其の課程標準は別に之を定む(表省略)
- 第九條 簡易小學は地方の情況に鑑み豊饒期休暇を酌量の上許可す、但し欠ける授業日數は夏期休暇又は冬期休暇の短縮により之を補足す
- 第十條 簡易小學にては學費を徴收せず、總ての書籍學用品は學校に於て供給し又は組織せる消費合作社に於て極めて低廉なる價格を以て之を學生に賣與す
- 第十一條 簡易小學二部制の學級教員は每班一人を設けるを原則とす



第十二條 簡易小學は公共の場所を借用し校舎となすことを得

第十三條 簡易小學は開校前に該地學齡兒童の名簿に依り地方行政機關と會同し不就學兒童を勸誘の上入學せしむ

第十四條 本規程に未だ規定されざる事項は小學暫行規程を参照し辦理することを得

第十五條 本規程は公布の日より施行す

斯くて維新政府の基礎教育制度は愈々完璧となり、教育により新支那の建設は着々と進められ其の將來を期待するに至つたが、以上の外、政府は民國二十七年七月中旬、教科書編審委員會及び臨時教員養成所を組織設立して新教科書の編纂並に小學校教員の再教育に當つてゐる。

編審委員會 蔣政權の誤まれる黨化教育の教材たる教科書を是正し、新正中國に適する教材編纂の爲め、臨時政府の編纂委員會に倣ひ教育部内に編審委員會を設立し、教科書の改正を行はしめ排日教材の削除に努めた結果、既に完成各學校に配布したが、尙ほ之が重要性に鑑み従来の編審委員會を改組し、機構を擴大して教科書編審の第二期に移行すべく編審委員會規定に基き編審委員を強化する所があつた。同委員會は、

一、國定教科書の編審

二、民間刊行の教科圖書の審査

三、諸外國圖書の研究

四、各種學術圖書の編輯

五、各級學校課程標準の審定

六、東方文化の研究

等を掌り、委員長は教育部長が兼任し、委員は定置せず必要に應じて夫々専門の權威者を委員として招き會務の進行を計ることになつてゐる。

同會は總務、編譯、審査の三課を設け、別に東方文化研究會を附設して各種研究を行つてゐるが、民國二十七年九月初旬、初級小學校用修身、國語、算術、常識、音樂、高級小學校用修身、國語、算術、自然、歴史、地理、音樂等各科の新教科書を印刷し管下各學校に一齊配布した。

臨時教員養成所開設 蔣政權により行はれ來つた熾激なる教育怪奇なる學說を根本的に廓清する爲め、教員の再教育を實施するに決定、民國二十七年夏、教育部及び各地に於て施行せる教員講習の効果を鑑み、新たに南京笠橋路の市立笠橋小學校跡に教育部直轄臨時教員養成所を設け、民國二十八年一月九日開所式を舉行した。同所は之を本科及び特科の兩科に分ち、本科修業期間は六

ヶ月とし、初級中學卒業者を收容し教員養成を目的とするものであり、特科の修業期間は三ヶ月にして小學教員の再教育を目的とするものである。而して其の收容總員は第一回二百四十名であるが、今後順次増加せしむることになつてゐる。尙ほ一月九日開設に際し收容した生徒は南京、上海、杭州、蘇州、蚌埠及び教育部より選抜した者である。

小、中學校の復興狀況 斯くて政府の教育方針は漸次實施せられ、眞に新支那を擔ふ兒童の教育機構は整備しつゝあるが、今民國二十七年九月現在に於ける小、中學校の復興狀況を政府の發表によつて見れば次の通りである。

小學校復活狀況

地名	校數	教師數	生徒數	備考
上海	六〇	三二〇	九九四〇	他に二十校増加
滬西	二	五	八〇	租界接續地中國人に日本語熱極めて盛なるものあり
奉賢	一	三	八〇	
南市	二	九	四四人	
青浦	日語專修五	四六	一四五〇	開設準備中

松江	日語專修三	一	一一〇	
寶山	一	一	一一〇	
嘉定	日語專修二	六	二〇〇	六〇〇
南匯	日語專修四	一八	二九五	各自治委員會立
南京	二〇	一〇八	三六九五	
金山	一	一六		
金壇	二			日語專修孔教會立小學校
江寧	二			何れも私立
江浦	一			九月中に二校開校豫定
丹陽	二			何れも私立
句容	日語專修一	二	六〇	
揚州	一			他に私塾八一
蘇州	一〇		一〇五〇	完全小學六、初級四、私塾八五の中二四を小學校に昇格
常州	佛教日語專修一	一	七〇	日本淨土宗誨教師
太倉	日語專修一	二	三三二	
	一三五	九	三三二	
	二七六		八三二六	初級一二六、完全小學七、中等補習學一、私塾一四



第二回新支那現勢要覽

無錫	日專一	二五	一一五	三七一三	他に中等補習學校二
江陰	日專一	四	一六	五八五	九月より開校準備中
常熟	日專一	四	一六	五八五	慧日學前石梅城東私塾五〇、中學一
崑山	日專一	三	八〇	一六〇一	他に私塾三三三
吳江	日專一	一〇	五六	一六〇一	小學校二六、中學一、杭州市政府管理來學期以降小學二五、中學一を開設準備中
杭州	日專三	二七	一一六	二四〇三	自給及日本佛敎會管理
嘉善	日專一	一	九〇	二二七	他校
嘉興	日專一	四	三〇〇	三〇〇	開設準備中
平湖	日專一	二	八	六四	
湖州	日專一	二	二八〇	八一	
海寧	日專一	二	八一	六四	
南通	日專一	二	八一	六四	
如皋	日專一	二	八一	六四	
合計	中等學校復活狀況	三八四校(内日語專修二八校)			
地名	校數	教師	生徒數	備	考
崇明	一			新闕河鎮私立崇明中學校開校	東門城外に公立中學設立準備委員會成立

蘇州	縣立中學設立準備中
太倉	沙漢中等補習學校四月開校
無錫	他に中等補習學校一校あり
常熟	有志者の出資により私立常熟中學校開設近く縣立に移管の豫定
南京	南京市立初級中學校
丹陽	初級中學設立準備中
杭州	中等補習學校、九月以降初級中學女學校開設準備中
嘉興	九月より初級中學、女學校開設準備中

**中學、師範學校設立** 政府に於ては小學校の設立と共に、模範中學及び師範學校の設立を計畫、之が大綱並に經費等に關しては既に成案を得、第四十四次議政會議の通過を見た。仍つて教育部は取敢へず早急に中等教育方面より着手することに決し、既に設立を終へたるもの模範中學及び高等女學校を各二ヶ所、師範學校は男女共學々校一ヶ所がある。生徒は何れも各省市縣の教育行政機關より入選或は派遣する者より選衡し入學せしめてゐる。尙ほ日下各省市縣の中學は當局の財政未だ充分ならずして其の經費に窮してゐるもの多々あるので、これ等に對しては中央より其の補助金を支出することに決定し既に支給してゐるものもある。因に暫行中學校法及び師

範學校法は左の通りである。

暫行中學校法(二十八年五月二十一日公布)

- 第一條 中學は中華民國維新政府の教育宗旨及び其の實施方針に照應し、小學の基礎訓練を繼續し以て青年の身心を發展せしめ以て健全なる國民を養成し比較的高等學術研究の豫備をなし或は實業上の知識と技能とを授くるものとす
- 第二條 本法に稱する中學とは普通及び實業中學とす
- 第三條 實業中學の設立は單科を以て原則とす、但し特別事情あるものは數科を設くることを得
- 第四條 實業中學は該地の必要に依り實業補習班を附設するを得
- 第五條 中學の修學年限は均しく五年と定む、但し本法頒布前に中學に修業し尙ほ未だ卒業せざる者は舊法に依る
- 第六條 中學は省又は特別市に於て之を設立す、但し地方の情況に依り中學を設立する必要ありて小學教育の施設を妨害するなきものは市縣に於て之を設立す
- 第七條 中學にして省市又は縣に於て設立するものは省立市立又は縣立となす、中學にして二縣以上聯合にて設立するものは某某縣聯立中學となす、私人又は團體に於て設立するものは私立中學とす
- 第八條 中學の設立に變更及び休止あれば省又は特別市にて設立するものは省或は特別市教育行政機關より教育部に申請し案に備ふ、普通市或は縣又は私人團體に於て設立するものは省又は

特別市教育行政機關に於て許可をなし教育部に轉請の上案に備ふ

- 第九條 中學の教學科目及び課程の標準は教育部に於て之を定む
- 第十條 中學教科用の書籍は教育部編輯又は檢定のものを用ふるを要す
- 第十一條 中學には校長一人を設け校務を綜理す、省立中學は教育廳に於て合格人を提出し省政府の許可を経て之を任用す、特別市立中學は市教育局より合格人を提出し市政府に申請の上許可を得て之を任用す、普通市立又は縣立中學は普通市又は縣政府より合格人を提出し教育部に申請許可を得て之を任用す、本校の教課を擔任する以外他の職を兼任することを不得
- 第十二條 前項の中學校長の任用は均しく省又は特別市教育行政機關より期により彙案し教育部に申請の上案に備ふ、私立中學校長の任用は私立學校暫行規程に依り辦理す
- 第十三條 省市縣立中學教員は主管教育行政機關に於て任命し其の職員は校長に於て之を任用す、均しく主管教育行政機關に申請許可の上案に備ふ、私立中學教員は校長に於て之を招聘任用す、但し須らく主管教育行政機關に申請の上許可し案に備ふ
- 第十四條 中學校長及び教員の任用規程は教育部に於て之を定む
- 第十五條 中學の入學資格は須らく曾て公立又は既に認可された私立小學を卒業し或は同等の學力を有するもの
- 第十五條 中學の學生修業期滿了し實習完了の上成績合格せるも



のには學校より卒業證書を給與す  
第十六條 中學規定は教育部に於て之を定む  
第十七條 本法は公布の日より施行す

師範學校法(二十七年十一月十六日公布)

第一條 師範學校は中華民國維新政府の教育宗旨及び實施方針に遵照し嚴格の身心を以て小學の健全なる師たる資格を訓練養成すべし

第二條 師範學校には特別師範科を附設することを得

第三條 師範學校の修業年限は五年とし特別師範科の修業年限は二年とす

第四條 師範學校は省或は中央機關に直隸する市に於て之を設立す

第五條 師範學校にして省或は市に於て設立するものは省立市立師範學校となす

第六條 師範學校の設立變更及び廢止は省市教育行政機關に於て核准の上教育部に轉呈し案に備ふ

第七條 師範學校及び其の特別師範科の教學科目及び課程の標準實習規定は教育部に於て之を定む

第八條 師範學校及び其の特別師範科の教科圖書は教育部の編輯或は審定するものを採用すべし

第九條 師範學校には附屬小學及び幼稚園を附設すべし  
第十條 師範學校には校長一人を設け校務を總理す、省立師範學

校は教育廳より合格人員を提出し省政府の許可を経て之を任用す、中央機關に直隸する市の市立師範學校は市教育行政機關に於て合格人員を選抜し市政府に申請許可を得任用す、本校教課を擔任するの外他職を兼任するを得ず

前項師範學校校長の任用は均しく省市教育行政機關に於て期に按じ案を集め教育部に申請し案に備ふ

第十一條 師範學校教員は校長に於て之を聘任し專任とすべし、但し特別の事情あるものは兼任教員を招聘することを得、其の人数は教員總數の四分の一を超過することを得ず、師範學校の職員は校長に於て之を任用す、均しく主管教育行政機關に申請し案に備ふ

第十二條 師範學校校長、教員任用規定は教育部に於て之を定む

第十三條 師範學校の入学資格は須らく公立或は既に認可を得たる私立高級小學を卒業せるものたるべし、特別師範科入学資格は須らく公立或は既に認可を得たる私立中學を卒業せるものたるべく均しく入学試験を経て合格せるものたるべし

第十四條 師範學校及び其の特別師範科學生にして修業期滿了し實習完了し成績を考查し及格せる者には學校、教育廳或は市教育局に於て卒業證書を給與す

第十五條 師範學校及び特別師範科は均しく學費を徴收せず

第十六條 師範學校の規程及び師範學校卒業生の服務規程は教育部に於て之を定む

第十七條 本法は公布の日より施行す

模範學校の設立 小、中學教育は國民の基礎教育であるので、

公民道徳の培養、生活知識の涵養を圖る爲め、積極的に小、中學教育に力を盡し擴充、改善を計りつゝあるが、現在開校中の小、中學校と雖も從來と同様に規模狭小、或は設備簡略なる爲め完璧を期する能はざるものが甚だ多い。仍つて教育部に於ては時局困難の際であるに拘らず、特に各教育關係及び監督機關に命じ所屬地域に於ける小、中學兒童就學の便を計らしめ、一面學校設備、教授法、勉學狀況等の模範を示し、以て教育界の規範たらしめんとして曩に左の如き模範小學暫行辦法を制定し、此の種學校の設立により斯學の堅實なる振興に資することとした。

模範小學暫行辦法大綱(二十八年五月三十日公布)

第一條 小學の教學、訓導、方法を實驗研究し地方小學を指導し改良進歩せしむる見地より各省市縣に模範小學を設立すべし

第二條 模範小學は省市縣教育行政機關に於て之を設立す、每縣少くも先づ一校を設け引續き擴充し每郷又は每區に一校を設く

第三條 模範小學開設の經常各費は主管教育行政機關に於て實際需要に依るべし、多額支出金は期に分ち支給す

第四條 模範小學の學級は單式、複式、單級及び二部等の編制を

第五編・第一章・第六節 思想文化工作

採用すべし、尙ほ幼稚園を附設す

第五條 模範小學は教學の研究訓導の改良進歩の意見をなす爲め各科研究會を設くべし

第六條 模範小學には校務會議を設け教務會議、訓育會議、事務會議を設くべし

第七條 模範小學には經濟調查委員會、體育委員會、學生募集委員會、進學就業指導委員會を設くべし

第八條 模範小學各科課程は規定標準に照らし期に従ふて行ふべし、教學は必ず須らく兒童をして全部の學科に對し深切に了解せしめ尙ほ兒童の閱讀參考書籍を指導すべし

第九條 模範小學の訓育は教育の宗旨に照らし兒童に合する條目を制定すべし、全校教職員は身を以て範を示し兒童を指導し校の内外を問はず均しく實踐履行出来るものたらしむべし

第十條 模範小學所在地は環境良く兒童の通學に便なる地點を選択すべし

第十一條 模範小學校舎は教學、作業、閱書、運動、休息及び執務、會食等に要する家屋敷地を總て具備すべし、尙ほ十分應用出来るものたらしむべし

第十二條 模範小學の圖書、儀器、教具及び衛生運動等に關する設備は凡そ教學、實驗、參考、閱覽、練習する場合要するものを總て置備し書籍のみを以て教學するを許さず

第十三條 模範小學は地方の情況に鑑み實業の實習場を酌量設置



し児童生活に必須なる基本知識技能を涵養すべし

第十四條 模範小學は主管教育行政機關に申請許可を得、低額の學費を酌量徴收する以外費用を徴收することなし、児童の必要なる學用品は學校より支給するか又は學校にて組織する消費合作社に於て極めて低廉なる價格を以て児童に賣與す

第十五條 模範小學校長は須らく舊制度の師範學校本科以上の師範學校卒業生にして小學校長たること三年以上、成績顯著なる者より選拔之を任用す

第十六條 模範小學教員は校長に於て舊制の師範學校本科以上の師範學校卒業生にして小學校教員たること五年以上、成績あるものより選拔之を招聘任用す

第十七條 模範小學校長、教員の待遇は同地普通小學校長、教員に比し酌量の上引上ぐることを得

第十八條 模範小學學生の成績の優劣は校長、教員考査統一の下に爲す

第十九條 模範小學を主として取扱ふ教育行政機關は毎月少くとも一回員を派して校に赴き行政、教學、訓育等の項を視察指導し詳細なる記録を作らしめ尙ほ全校教員集會を統率し教學、訓育方法を研究改良進歩せしむべし

省立模範小學にして若し省教育行政機關所在地に設けざれば學校に委託し所在地の教育行政機關員を派し視察指導することを

得、仍ほ視察指導記録を期に分ち省教育行政機關に轉送し調査・用として保存す

第二十條 模範小學は其の他小學校教職員の參觀を接待し並に解答詢問及び指導の責を負ふものとす

第二十一條 本辦法大綱に未だ規定せざる事項は均しく暫行小學法、小學暫行規程に照らし辦理す

第二十二條 本辦法大綱は公布の日より施行す

**維新學院の設立** 維新政府は國民黨、共產黨の指導者により迷はされて來た若人の再教育及び新銳の氣溢るる日支の青年をして新中國建設の理論及び實踐を學ばしめ、以て興亞の大道に邁進せんとするものを養成する爲め我が軍特務部管下の上海江灣舊復旦大學跡に維新學院を設立、民國二十七年九月十日開院式を舉行した。同校は維新政府成立後に於ける最初の専門學校で、其の學生中支那人は各地の特務機關によつて選拔された優秀な青年のみで、收容人員本科百名、修學期間は六ヶ月となつて居り、卒業後は維新政府各機關の官途に就くことになつてゐる。又日本人宣撫班を養成する別科は收容人員三十名、修學期間は三ヶ月で、卒業後は直ちに各地に派遣されて宣撫工作に當ることになつてゐる。同校の院長は原田熊吉少

將、幹部に菅野謙吉、林卓兩氏、教務部主任に王鑄麟、訓練部長に飯田角芳氏が就任し學生の訓育に従事してゐる。因に維新政府では民國二十七年十一月十六日左の専門學校法を公布、今後設立を見るべき管下専門學校の教育宗旨、卒業年限其の他を明かにした。

専門學校法(二十七年十一月十六日公布)

第一條 専門學校は中華民國維新政府の教育宗旨及び其の實施方針に照應し高等學術技藝を教授し専門の人才を養成するを以て宗旨となす

第二條 國立専門學校は教育部に於て國內各地の狀況を審察し之を設立す

第三條 専門學校にして省政府或は市政府に於て設立するものは省立或は市立専門學校となす、私人或は私法人に於て設立するものは私立専門學校となす

前項専門學校の設立變更及び廢校は須らく教育部の許可を経べし

第四條 専門學校には校長一人を設け校務を綜理す

國立専門學校校長は教育部に於て之を招聘任用す、省立或は市立専門學校校長は省市市政府より教育部に申請し之を任用す

第五條 専門學校には校務會議を設く、其の規則は學校に於て自ら定め教育部に申請の上核准す

第六條 専門學校の教員は専任、兼任の兩種に分ち校長に於て之

第五編・第一章・第六節 思想文化工作

を任用す、但し兼任教員總數は全體教員の三分の一を超過することを不得す

第七條 専門學校の職員及び事務員は校長に於て之を任用す

第八條 専門學校の入學資格は須らく會て省市縣立或は認可の私立中學を卒業せるか或は同等の學力を有し入學試験を経て合格せる者

第九條 専門學校の修業年限は醫科は五年其の他は總て四年とす

第十條 専門學校にして必要ある場合は豫科、専修科及び研究科を設くることを得、尙ほ中學校を附設することを得、但し須らく教育部の許可を経べし

第十一條 専門學校の學生にして修業期満了し試験に合格せば校長に於て卒業證書を給與す

第十二條 私立専門學校理事會の組織及び職權は教育部に於て之を定む

第十三條 専門學校の規程は教育部に於て之を定む

第十四條 本法は公布の日より施行す

尙ほ維新政府では中支全域の青年を動員して民國二十八年中に團員百五十萬の防共青年團を作り上ぐべく準備を進めつゝあつたが、二十八年三月日本内地を視察し歸來した維新學院卒業生に對し三ヶ月間再教育して、此の卒業生を中支各地に派遣し、各地に夫々防共青年團を結成し指導させることに決定、政府では之が爲め三月より